

令和4年修正

千代田区地域防災計画

震災対策編

千代田区防災会議

目 次

震災対策編

第 1 部 震災予防対策計画

第 1 章 防災都市づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－1

第 1 節 地震に強い都市づくりの推進・・・・・・・・・・ 1－1 (災害対策・危機管理課、環境まちづくり部)

第 2 節 建築物の耐震・不燃化・・・・・・・・・・ 1－2 (子ども部、環境まちづくり部、政策経営部)

第 3 節 道路・橋梁・公園整備等・・・・・・・・・・ 1－1 1 (環境まちづくり部、第一建設事務所、東京国道事務所)

第 2 章 地震被害の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－1 3

第 1 節 崖、擁壁、ブロック塀等の崩・倒壊防止・・・・・・・・ 1－1 3 (環境まちづくり部)

第 2 節 落下物、家具類の転倒・落下・移動等の防止・・・・・・・・ 1－1 4 (災害対策・危機管理課、保健福祉部、環境まちづくり部、消防署)

第 3 節 地下埋設管及び電気施設等の耐震化・・・・・・・・・・ 1－1 5 (水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京電力パワーグリッド、東京ガス)

第 4 節 道路及び鉄道・地下鉄施設の安全化・・・・・・・・・・ 1－1 9 (環境まちづくり部、東京都交通局、J R 東日本、東京地下鉄、首都高速、東京国道事務所、首都圏新都市鉄道)

第 5 節 超高層建築物及び地下街等の安全化・・・・・・・・・・ 1－2 7 (災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、東京都交通局、警察署、消防署、J R 東日本、東京地下鉄)

第 6 節 エレベーター対策・・・・・・・・・・ 1－2 9 (災害対策・危機管理課、地域振興部、環境まちづくり部、都、まちみらい千代田)

第 7 節 パニックの防止・・・・・・・・・・ 1－3 0 (災害対策・危機管理課、警察署、消防署、N T T 東日本)

第3章 出火、延焼等の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－35

第1節 出火の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－35
(災害対策・危機管理課、消防署)

第2節 初期消火体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－37
(災害対策・危機管理課、消防署)

第3節 火災の拡大防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－38
(災害対策・危機管理課、保健福祉部、消防署)

第4節 有毒物・危険物等の安全化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－41
(警察署、消防署)

第5節 文化財の防火対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－43
(災害対策・危機管理課、子ども部、地域振興部、消防署)

第4章 情報通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－44

第1節 防災センターの機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－44
(災害対策・危機管理課)

第2節 危機管理情報の共有化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－44
(災害対策・危機管理課)

第5章 救援・救護体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－45

第1節 災害活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－45
(災害対策・危機管理課、政策経営部)

第2節 緊急輸送路ネットワークの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－47
(環境まちづくり部、都)

第3節 避難所等・物資等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－48
(災害対策・危機管理課)

第4節 救助・救急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－54
(警察署、消防署)

第5節 応急医療体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－55
(災害対策・危機管理課、地域保健担当、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、都)

第6節 区施設の停電対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－58
(災害対策・危機管理課)

第7節 要配慮者及び避難行動要支援者対策・事前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－58
(災害対策・危機管理課、保健福祉部、地域振興部、まちみらい千代田)

第6章 震災に強い地域コミュニティの形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－62

第1節 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－62 (災害対策・危機管理課)

第2節 区民と事業所の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－63 (災害対策・危機管理課)

第3節 行政・事業所・区民等の連携・・・・・・・・・・・・・・ 1－64 (災害対策・危機管理課)

第7章 ボランティア等との連携・協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－65

第1節 ボランティア・NPO団体との連携・・・・・・・・・・・・ 1－65 (災害対策・危機管理課、保健福祉部、都)

第2節 ボランティアの受入れ体制・・・・・・・・・・・・・・ 1－66 (災害対策・危機管理課、保健福祉部)

第3節 ボランティアの育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－67 (災害対策・危機管理課、保健福祉部、環境まちづくり部)

第4節 災害時における東京都防災ボランティア等の活動・・・・・・・・ 1－68 (警察署、消防署、都)

第8章 区民等の防災行動力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－69

第1節 区民と事業者の防災意識の高揚・・・・・・・・・・・・ 1－69 (災害対策・危機管理課、子ども部、政策経営部、水道局中央支所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、東京ガス、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、日本郵便)

第2節 地域防災組織の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・ 1－74 (災害対策・危機管理課)

第3節 事業所防災体制の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・ 1－78 (災害対策・危機管理課、消防署)

第4節 防災訓練の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－81 (災害対策・危機管理課、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、日本郵便)

第5節 集合住宅（マンション）防災対策・・・・・・・・・・・・ 1－88 (災害対策・危機管理課、地域振興部、まちみらい千代田)

第 9 章 事業継続計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－9 0

第 1 節 B C P の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－9 0 (災害対策・危機管理課)

第 2 節 区政の B C P 等の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－9 1 (災害対策・危機管理課、都)

第 3 節 事業者の B C P 等の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－9 1 (災害対策・危機管理課)

第 10 章 調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－9 2

第 1 節 事業所防災アンケート調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1－9 2 (災害対策・危機管理課)

第2部 震災応急・復旧対策計画

第1章 応急・復旧活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1

第1節 区の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1

(災害対策・危機管理課)

第2節 休日・夜間等の活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-2

(災害対策・危機管理課)

第3節 区災害対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-5

(全部局)

第4節 防災関係機関の活動・・・・・・・・・・・・ 2-12

(災害対策・危機管理課、第一建設事務所、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、宮内庁、日本郵便、東京国道事務所、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、皇宮警察)

第2章 情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-15

第1節 情報連絡・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-15

(災害対策・危機管理課、警察署、消防署、都、その他防災機関)

第2節 災害予警報の発表・伝達・・・・・・・・・・・・ 2-21

(災害対策・危機管理課、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、その他防災機関)

第3節 被害状況等の収集・・・・・・・・・・・・ 2-23

(災害対策・危機管理課、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、東京地下鉄、首都高速、国、都)

第4節 災害時の広報・広聴・・・・・・・・・・・・ 2-30

(災害対策・危機管理課、政策経営部、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、日本郵便、都、その他防災機関)

第3章 相互応援協力・派遣要請・・・・・・・・・・・・ 2-37

第1節 相互応援協力・・・・・・・・・・・・ 2-37

(災害対策・危機管理課)

第2節 公共的団体との協力・・・・・・・・・・・・ 2-41

(災害対策・危機管理課、日本郵便、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、その他防災機関)

第3節 自衛隊の災害派遣要請計画・・・・・・・・ 2-46

(災害対策・危機管理課、陸上自衛隊、警察署、消防署)

第4節 公用負担	2-48
(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部)	
第4章 警備・交通規制	2-49
第1節 警備方針	2-49
(警察署)	
第2節 警察の任務	2-49
(警察署)	
第3節 警備態勢	2-50
(警察署)	
第4節 避難・誘導	2-50
(警察署)	
第5節 交通規制	2-51
(警察署)	
第5章 緊急輸送	2-53
第1節 緊急輸送路ネットワークの整備	2-53
(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、都)	
第2節 緊急道路障害物除去等	2-55
(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、警察署、第一建設事務所、首都高速、東京国道事務所、都)	
第3節 輸送車両等の確保	2-58
(全部局、その他防災機関)	
第6章 救助・救急活動	2-67
第1節 消防署・警察署の活動態勢	2-67
(警察署、消防署)	
第2節 区民・事業所等の活動態勢	2-69
(災害対策・危機管理課)	
第7章 消防対策	2-69
第1節 消防活動	2-69
(災害対策・危機管理課、消防署)	

第8章 医療救護等対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－72

第1節 応急医療救護体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－73

(災害対策・危機管理課、地域保健担当、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会)

第2節 保健活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－79

(地域保健担当)

第3節 防疫及び生活衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－81

(地域保健担当)

第4節 動物愛護・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－83

(地域保健担当)

第9章 避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－85

第1節 区の避難計画の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－85

(災害対策・危機管理課)

第2節 避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－86

(災害対策・危機管理課、子ども部、警察署、消防署)

第3節 避難所の設置・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－88

(災害対策・危機管理課、子ども部、保健福祉部)

第4節 校庭の開放・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－94

(災害対策・危機管理課、子ども部)

第10章 要配慮者対策・災害時の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－95

第1節 災害時における対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－95

(災害対策・危機管理課、保健福祉部、地域保健担当、都)

第2節 腎透析患者・在宅難病患者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－97

(災害対策・危機管理課、地域保健担当)

第3節 妊産婦・乳幼児対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－97

(災害対策・危機管理課、子ども部、保健福祉部)

第4節 地域が一体となった協助（共助）体制づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－98

(消防署)

第5節 社会福祉施設等の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－98

(消防署)

第6節 外国人対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－98

(災害対策・危機管理課、地域振興部、都)

第11章 帰宅困難者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－99

第1節 区の帰宅困難者対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－99 (災害対策・危機管理課)

第2節 各機関・団体等の役割・・・・・・・・・・・・ 2－105 (災害対策・危機管理課、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、NTT東日本、 東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、日本郵便、都、その他防災機関)

第3節 事業所及び帰宅困難者の責務・・・・・・・・ 2－109 (災害対策・危機管理課)

第12章 飲料水・食料・生活必需品等の供給・・・・・・・・ 2－110

第1節 応急給水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－110 (災害対策・危機管理課、水道局中央支所)

第2節 食料の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－113 (災害対策・危機管理課、都、その他防災機関)

第3節 生活必需品等の配布・・・・・・・・・・・・ 2－116 (災害対策・危機管理課、都)

第13章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理・・・・ 2－118

第1節 ごみ処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－118 (環境まちづくり部)

第2節 トイレの確保及びし尿処理・・・・・・・・ 2－119 (災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、都)

第3節 がれき処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－122 (環境まちづくり部)

第4節 障害物の除去・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－124 (環境まちづくり部)

第14章 遺体の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－125

第1節 遺体の取扱いの流れ・・・・・・・・・・・・ 2－125 (災害対策・危機管理課、地域振興部、警察署、都)

第2節 遺体の捜索・収容等・・・・・・・・・・・・ 2－126 (災害対策・危機管理課、地域保健担当、地域振興部、警察署、都)

第3節	遺体の検視・検案等	2-129
	(災害対策・危機管理課、地域振興部、警察署、都)	
第4節	火葬	2-131
	(災害対策・危機管理課、地域保健担当、地域振興部、警察署)	
第15章	水防対策	2-133
第1節	水防活動	2-133
	(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、下水道局中部下水道事務所、警察署、消防署)	
第16章	ライフライン施設の応急・復旧措置	2-136
第1節	水道施設	2-136
	(水道局中央支所)	
第2節	下水道施設	2-138
	(下水道局中部下水道事務所、北部下水道事務所)	
第3節	電気施設	2-140
	(東京電力パワーグリッド)	
第4節	ガス施設	2-142
	(東京ガス)	
第5節	通信施設	2-145
	(NTT東日本)	
第6節	教育・福祉施設	2-147
	(子ども部、保健福祉部)	
第7節	危険物施設等	2-148
	(災害対策・危機管理課、警察署、消防署、国、都、その他防災機関)	
第8節	郵便局	2-152
	(日本郵便)	
第17章	公共土木施設の応急・復旧対策	2-153
第1節	道路・橋梁施設	2-153
	(環境まちづくり部、第一建設事務所、首都高速、東京国道事務所)	
第2節	鉄道・地下鉄施設	2-155
	(東京都交通局、JR東日本、東京地下鉄、都、首都圏新都市鉄道)	

第18章 応急生活対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－161

第1節 被災建築物応急危険度判定・・・・・・・・・・ 2－161
(環境まちづくり部)

第2節 被災住宅(民間住宅)の応急修理基準・・・・・・・・ 2－162
(環境まちづくり部)

第3節 応急仮設住宅の供給・・・・・・・・・・ 2－163
(環境まちづくり部)

第4節 被災者の生活確保・・・・・・・・・・ 2－166
(災害対策・危機管理課、地域振興部、保健福祉部、環境まちづくり部、消防署、都)

第5節 応急教育・・・・・・・・・・ 2－172
(子ども部)

第6節 応急保育・・・・・・・・・・ 2－175
(子ども部)

第7節 学童クラブ・・・・・・・・・・ 2－176
(子ども部)

第8節 中小企業への融資・・・・・・・・・・ 2－177
(地域振興部、都、その他防災機関)

第9節 労働力の確保・・・・・・・・・・ 2－179
(政策経営部、国、その他防災機関)

第10節 義援金品の配分・・・・・・・・・・ 2－180
(地域振興部、政策経営部、都、その他防災機関)

第11節 り災証明・・・・・・・・・・ 2－184
(災害対策・危機管理課、地域振興部、環境まちづくり部、消防署)

第19章 災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－186

第1節 災害救助法の適用基準・・・・・・・・・・ 2－186
(災害対策・危機管理課)

第2節 被災世帯の算定基準・・・・・・・・・・ 2－187
(災害対策・危機管理課)

第3節 災害救助法の適用手続き・・・・・・・・・・ 2－188
(災害対策・危機管理課)

第4節 災害対策基金の積立及び運用計画・・・・・・・・ 2－188
(災害対策・危機管理課、政策経営部)

第 20 章 激甚災害の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－189

第 1 節 激甚災害指定手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－189
(災害対策・危機管理課)

第 2 節 激甚災害に関する調査報告・・・・・・・・・・・・ 2－190
(災害対策・危機管理課、都)

第 3 節 激甚災害指定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2－191
(災害対策・危機管理課)

第 4 節 局地激甚災害指定基準・・・・・・・・・・・・・・ 2－193
(災害対策・危機管理課)

第 5 節 特別財政援助額の交付手続等・・・・・・・・・・ 2－194
(災害対策・危機管理課、都)

第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	3-1
(災害対策・危機管理課、都)	

第2章 生活復興・都市復興の計画・・・・・・・・・・	3-3

第1節 復興方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・	3-3
(災害対策・危機管理課、環境まちづくり部)	

第2節 復興体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・	3-3
(災害対策・危機管理課)	

第3節 復興計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・	3-3
(災害対策・危機管理課)	

第4節 住民・事業所との協働・・・・・・・・・・	3-3
(災害対策・危機管理課)	

第5節 復興相談・情報提供体制・・・・・・・・・・	3-4
(災害対策・危機管理課)	

第6節 国・都との連携・・・・・・・・・・・・・・・・	3-4
(災害対策・危機管理課)	

第7節 地域防災計画への反映・・・・・・・・・・	3-4
(災害対策・危機管理課)	

第4部 東海地震災害事前対策計画

第1章 計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－1

第1節 東海地震災害事前対策の目的・・・・・・・・・・・・ 4－2 (災害対策・危機管理課)

第2節 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－2 (災害対策・危機管理課)

第3節 前提条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－3 (災害対策・危機管理課)

第4節 千代田区の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－7 (災害対策・危機管理課、地域振興部、環境まちづくり部)

第5節 防災機関等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－7 (全部局、全機関)

第6節 東海地震に関する対策の体系・・・・・・・・・・・・ 4－7 (災害対策・危機管理課、警察署、消防署)

第2章 災害の予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－8

第1節 被害の発生を最小限にとどめるための緊急に整備する事業・・・・ 4－8 (地域保健担当、環境まちづくり部、東京都交通局、NTT東日本、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道)

第2節 広報及び教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－10 (災害対策・危機管理課、子ども部、政策経営部)

第3節 事業所に対する指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－12 (保健福祉部、地域保健担当、消防署)

第4節 防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－14 (災害対策・危機管理課、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、日本郵便)

第3章 調査・注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応・・・・・・・・ 4－15

第1節 注意情報発表時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－15 (全部局、水道局中央支所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、その他防災機関)

第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制・・・・・・・・・・・・・・ 4－20

第1節 活動態勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－20 (全部局、全機関)

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達・・・・・・・・・・・・・・ 4－24 (災害対策・危機管理課、政策経営部、水道局中央支所、警察署、消防署、東京電力 パワーグリッド、東京ガス、区内医師会、区内歯科医師会、その他防災機関)

第3節 消防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－30 (災害対策・危機管理課、消防署)

第4節 危険物対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－31 (消防署、その他防災機関)

第5節 警備・交通対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－32 (環境まちづくり部、第一建設事務所、警察署、首都高速、東京国道事務所)

第6節 公共輸送対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－35 (東京都交通局、消防署、J R 東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、その他防災 機関)

第7節 学校、病院、福祉施設対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－40 (子ども部、保健福祉部、地域保健担当)

第8節 劇場、超高層ビル、地下街及び区の施設対策・・・・・・・・・・・・・・ 4－45 (地域振興部、政策経営部、消防署、その他防災機関)

第9節 電話、電報対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－47 (N T T 東日本)

第10節 電気、ガス、上下水道対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－49 (水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京電力パワーグリッド、東京ガス)

第11節 生活物資対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－52 (地域振興部)

第12節 金融対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－52 (政策経営部)

第13節 避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－52 (災害対策・危機管理課)

第14節 救援・救護対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－53 (災害対策・危機管理課、地域保健担当、水道局中央支所、区内医師会、区内薬剤師 会、その他防災機関)

第5章 区民・事業所等のとるべき措置・・・・・・・・・・・・・・ 4－55

第1節 区民のとるべき措置・・・・・・・・・・・・・・ 4－55
(災害対策・危機管理課)

第2節 地域防災組織のとるべき措置・・・・・・・・・・・・・・ 4－57
(災害対策・危機管理課)

第3節 事業所のとるべき措置・・・・・・・・・・・・・・ 4－58
(災害対策・危機管理課)

資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－59

資料第1 東海地震に係る地震防災対策強化地域・・・・・・・・ 4－59
(国)

資料第2 警戒宣言、地震予知情報について・・・・・・・・ 4－60
(国)

資料第3 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス・・・・ 4－63
(国)

資料第4 警戒宣言に伴う区長のコメント案文・・・・・・・・ 4－64
(災害対策・危機管理課、政策経営部)

資料第5 気象庁震度階級関連解説表・・・・・・・・・・・・ 4－65
(国)

資料第6 災害広報文例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4－68
(災害対策・危機管理課、政策経営部)

第5部 南海トラフ地震対策

第1章 対策の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5－1

第1節 南海トラフ地震対策の考え方・・・・・・・・・・ 5－1 (災害対策・危機管理課)

第2章 南海トラフ地震に関連する情報等・・・・・・・・・・ 5－2

第1節 南海トラフ地震に関連する情報・・・・・・・・・・ 5－2 (災害対策・危機管理課)

第2節 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象・・・・・・・・ 5－3 (災害対策・危機管理課)

第3章 区民・事業所等のとるべき措置・・・・・・・・・・ 5－2

第1節 区民のとるべき措置・・・・・・・・・・ 5－2 (災害対策・危機管理課)

第2節 地域防災組織のとるべき措置・・・・・・・・・・ 5－7 (災害対策・危機管理課)

第3節 事業所のとるべき措置・・・・・・・・・・ 5－9 (災害対策・危機管理課)

第 1 部 震災予防対策計画

第1部 震災予防対策計画

第1章 防災都市づくり

震災による被害の発生を最小限にとどめるために、防災都市づくりの推進や安全な市街地の整備を行うとともに、公園などの都市空間の確保や道路・橋梁の整備を図り、地震に強い防災都市づくりを実現する。

第1節 地震に強い都市づくりの推進（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部）

阪神・淡路大震災（平成7年1月17日発災）からは、神戸市や阪神地域など大都市直下を震源とする大規模な都市型災害として、防災対策上、いまだ学ぶべき点は多い。東日本大震災（平成23年3月11日発災）での犠牲者の大半は津波によるものであったが、大都市直下で発生した阪神・淡路大震災では、倒れた建物や家具の下敷きになって命を落とした人が8割以上を占めた。木造住宅の密集地で火災が起こり、被害を広げたことも重い教訓になった。

災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めることが必要である。都の新たな被害想定では、建物倒壊や焼失による被害が想定されており、細街路の閉塞や交通渋滞等も見込まれている。千代田区は、これまでも防災都市づくりの推進に努めてきたが、地震に強い都市づくりを一層推進する必要がある。

そのため、建物の耐震性の強化や木造建物の不燃化、道路の拡幅整備、防災拠点ともなる公園、緑地、広場等のオープンスペースの確保といった施策を強力に推進する必要がある。

しかし、これらの施策を区全域で全面的に展開することは、長引く経済の低迷や住民の価値観の多様化、行財政力の限界等から極めて困難である。このため、ハード対策とソフト対策を連携させることで対策を推進する。

また、これらの施策推進は、区民等の理解と協力が不可欠であり、区としては、住民の意向を反映して策定した「千代田区都市計画マスタープラン」に、テーマ別まちづくりの方針の一つとして、災害にしなやかに対応し、回復力の高い強靱なまちづくりに関する方針を定め、長期的な計画の下に防災都市づくりに努めている。

<消防活動の円滑化方策>

- (1) 消防水利不足地域の水利の確保
- (2) 道路ネットワークの確立（行き止まりの解消等）及び道路の拡幅整備
- (3) 延焼遮断帯等焼け止まり線の確保
- (4) 部隊集結等を考慮したオープンスペースの確保
- (5) 署及び消防団施設充実強化のための用地確保、地域防災力向上方策として、消防団、災害時支援ボランティア、住民等が訓練に活用できる防災訓練施設、資機（器）材格納庫等の確保

第2節 建築物の耐震・不燃化（子ども部、環境まちづくり部、政策経営部）

区は、従来から災害に強い都市づくりを目標に被害発生防止に努めているが、阪神・淡路大震災の教訓から建築物の耐震性の強化、不燃化を急ぐ必要がある。

このため、本節においては、民間建築物、区有施設の耐震・不燃化等に関する施策について明らかにする。

1 木造建築物の耐震・不燃化対策

都心に位置する千代田区は、区面積の73.5%が防火地域に、26.5%が準防火地域に指定されており、他自治体に比べ不燃化が進み火災延焼による被害は少ないといわれている。しかしながら、千代田区にはまだ、木造家屋が残っている地区もあり、阪神・淡路大震災と同程度の地震が発生した際に木造建築物の倒壊による被害が想定される。

これらの地域については、地区計画制度を適用し市街地更新を図り、災害に強い街づくりに取り組んでいる。また、高齢者のみ世帯など早急な対応が困難な木造住宅に対して診断・改修の助成を行っている（令和3年度から7年度に限っては、対象要件を緩和し、居住者のいる旧耐震の木造住宅に助成する）。

地区名	区域面積 ha (地区整備計画区域面積)	決定年月日
有楽町日比谷地区	5.3 (5.3)	昭 60.7.6 平 24.12.19 変更
内幸町一丁目地区	3.3 (1.5)	平 2.8.7
西神田三丁目北部地区	1.9 (1.8)	平 4.9.14 平 10.6.15 変更
永田町二丁目地区	5.9 (5.9)	平 5.4.6 平 17.3.11 変更
神田駿河台一丁目西部地区	2.7 (2.3)	平 7.11.8
神田和泉町地区	4.3 (4.3)	平 9.3.31 平 16.6.21 変更
神田佐久間町地区	11.8 (11.8)	平 10.10.16 平 16.6.21 変更
秋葉原駅付近地区	21.7 (12.3)	平 10.12.24 平 28.6.24 変更
飯田橋二・三丁目地区	17.7 (17.7)	平 11.12.9 令 3.6.18 変更
富士見二丁目北部地区	1.2 (1.0)	平 12.3.17 平 13.11.16 変更
岩本町東神田地区	33.8 (33.8)	平 12.3.28 平 16.6.21 変更
神田錦町南部地区	12.8 (12.8)	平 12.3.28 平 16.6.21 変更

地区名	区域面積 ha (地区整備計画区域面積)	決定年月日
神田紺屋町周辺地区	4.5 (4.5)	平 12.7.10 平 16.6.21 変更
大手町・丸の内・有楽町地区	119.1 (100.2)	平 12.8.8 平 27.1.9 変更
一ツ橋二丁目周辺地区	12.4 (12.4)	平 12.10.16 平 16.6.21 変更
中神田中央地区	14.8 (14.8)	平 14.3.25 平 16.6.21 変更
霞が関三丁目南地区	5.0 (5.0)	平 15.1.31 平 16.3.1 変更
紀尾井町地区	29.8 (29.8)	平 16.5.7
六番町奇数番地地区	4.2 (4.2)	平 16.6.21
飯田橋一丁目南部地区	0.4 (0.4)	平 16.6.24
一番町地区	22.6 (22.6)	平 17.11.1
平河町二丁目東部地区	7.3 (2.1)	平 18.2.23 平 19.3.1 変更
三番町地区	20.7 (20.7)	平 18.9.14
神田淡路町周辺地区	17.8 (17.8)	平 18.9.14 平 19.4.6 変更
外神田二・三丁目地区	15.1 (15.1)	平 19.3.1 平 28.6.24 変更
外神田五・六丁目地区	8.5 (8.5)	平 19.11.15 平 28.6.24 変更
四番町地区	9.7 (9.7)	平 19.11.15
神田美土代町周辺地区	3.9 (3.9)	平 20.3.7 平 28.6.24 変更
神田錦町北部周辺地区	7.9 (7.9)	平 20.3.7 平 28.6.24 変更
神田駿河台東部地区	10.7 (10.7)	平 20.6.20
飯田橋駅西口地区	2.5 (2.5)	平 20.6.30
二番町地区	12.1 (12.1)	平 20.10.16
神田須田町二丁目北部周辺地区	5.7 (5.7)	平 20.12.10

震災対策編 第1部 震災予防対策計画
第1章 防災都市づくり

地区名	区域面積 ha (地区整備計画区域面積)	決定年月日
麴町地区	32.3 (32.3)	平 20.12.10 平 28.6.24 変更
紀尾井町南地区	4.4 (4.4)	平 23.8.19
内神田一丁目地区	6.8 (6.8)	平 23.10.26 平 28.6.24 変更
内神田二丁目地区	5.4 (5.4)	平 23.10.26
竹橋地区	2.5 (2.5)	平 28.3.7
内神田南部地区	3.2 (1.0)	令 2.10.6
神田小川町三丁目西部南地区	0.6 (0.6)	令 3.4.6

さらに、区では街区単位で道路・広場等の整備を行い、災害に強い都市への再生を具現化するための有効な手法である「市街地再開発事業」に取り組んできた。今後も都市の機能更新を推進し、災害に強い都市づくりに努めていく。

市街地再開発事業による再開発地区は次のとおりである。

事業名	地区 面積 ha	都市計画決定日	事業計画認可日	工事完了公告日
飯田橋地区 第一種市街地再開発事業	2.3	昭 47.7.13 昭 57.12.2 変更	昭 53.3.11	昭 59.3.31
有楽町駅前地区 第一種市街地再開発事業	1.8	昭 55.12.5 平 13.4.26 変更	平 14.9.18 (第1地区)	平 19.10.7 (第1地区)
麴町四丁目地区 第一種市街地再開発事業	0.4	昭 62.4.1	昭 63.1.30	平 4.10.1
西神田三丁目北部東地区 第一種市街地再開発事業	0.9	平 4.9.14	平 6.3.8	平 10.11.20
神保町一丁目南部地区 第一種市街地再開発事業	2.5	平 6.2.7 平 10.6.26 変更	平 7.10.2	平 15.3.14
西神田三丁目北部西地区 第一種市街地再開発事業	0.9	平 10.6.15	平 11.11.24	平 16.1.31
富士見二丁目北部地区 第一種市街地再開発事業	1.0	平 12.3.17 平 13.11.16 変更	平 15.1.8	平 21.3.31
平河町二丁目東部南地区 第一種市街地再開発事業	0.7	平 18.2.23	平 19.3.9	平 21.12.7
淡路町二丁目西部地区 第一種市街地再開発事業	2.2	平 19.4.6	平 20.6.16	平 25.2.26 (北街区) 平 25.4.30 (南街区)

飯田橋駅西口地区 第一種市街地再開発事業	2.5	平 20.10.16	平 22.4.12	平 26.5.20
神田練堀町地区 第一種市街地再開発事業	0.5	平 26.1.27	平 27.6.23	令 元.8.8
神田小川町三丁目西部南 地区第一種市街地再開発 事業	0.6	令 3.4.6		
飯田橋駅東地区 第一種市街地再開発事業	0.7	令 3.6.18		

2 ビル等の耐震対策

阪神・淡路大震災では、多くのビルが倒壊又は一部損壊等の被害を受けた。その中でも、昭和 56 年の耐震設計法（以下「新耐震設計法」という。）以前に建設された建築物に被害が集中しており、これを受け、平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行された。また、平成 30 年 6 月 27 日に最終改正が施行されている。

この法律では、新耐震設計法以前に建設された建築物のうち、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）について、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断結果を報告し、所管行政庁において結果を公表することが義務づけられた。

千代田区においても新耐震設計法以前に建設された建築物が多く、被害が危惧されるところである。このため、区としても、区立の学校等の公共施設建築物の耐震改修に努めるとともに、民間建築物の耐震診断費用の一部を助成するなど、耐震化の促進に努めている。

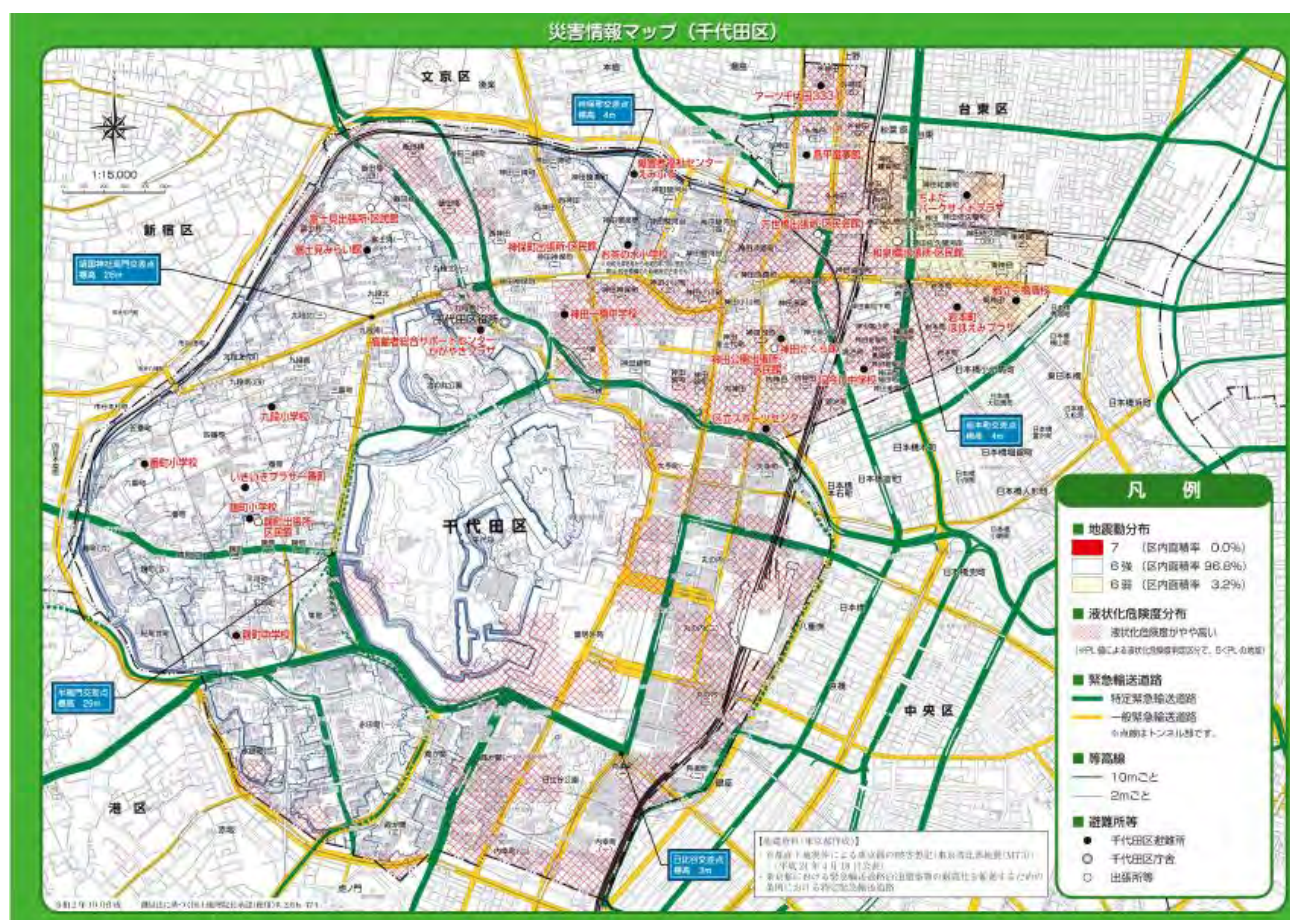
また、既存建築物の安全性の確保については、建築物の所有者及び管理者等の防災意識による点が多く、常日頃からの適切な維持管理が、防災上最も重要な課題である。そこで区では窓ガラス、袖看板、外壁等のビル落下物実態調査を行い、危険と認められた建築物の所有者及び管理者等にその旨を通知し、既存建築物の安全化の指導を行っている。さらに、一定の用途や規模を有する建築物については、建築基準法第 12 条に基づく定期調査報告制度にて所有者・管理者に建築物の状態を調査し報告させることで適切な維持管理と防災意識の向上に努めている。

3 液状化対策

液状化現象とは、地震が発生した際に地盤が液体状になる現象であり、地震により地盤が液状化すると、建物重量が軽く基礎が浅い木造住宅は、傾斜や沈下などの被害を受ける可能性がある。

このため区では、液状化リスクを低減するため、災害情報マップを作成し、必要に応じて液状化に関する情報を建築物所有者等に対して周知している。

【災害情報マップ】



4 区有公共建築物対策

（区有防災関連施設の現況→資料集 資料編 資料第3）

区有施設は、区民等が利用するものであると共に、震災時に応急対策活動の拠点となる重要なものであり、その安全性が強く求められるところである。

このため、区では、従来から区有施設の耐震化を推進していたところであり、更に阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年から防災の視点からみて重要度の高いものから順次、耐震診断及び耐震補強を実施している。

小・中学校の校舎については、震災時の避難所にもなることを考慮し、改築等が予定されている学校を除き、平成11年までに全校の耐震診断を実施し、耐震機能を強化している。

また、近年各地で発生した大地震や東日本大震災において、多数の大空間を持つ建築物の天井が落下し被害が生じた状況を踏まえ、区は、平成24年度に区有施設のうち体育館やプール等の大空間を有する建築物の天井点検調査を行い、補強が必要な施設の天井改修工事を平成25年度から実施している。（平成28年度完了）

さらに、区有施設のエレベーターについても、経年劣化による部品の交換時期や近年発生しているエレベーター事故等の状況も踏まえ、耐震性・安全性を高めるため、平成24年度から順次、新たな技術基準を満たす設備に改修する工事を実施している。（平成28年度完了）

5 千代田区耐震改修促進計画の策定

(1) 背景と目的

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓から、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「促進法」という。）が制定され、平成18年に「計画的な耐震化の促進」、「建築物の所有者に対する指導等の強化」、「耐震化の支援制度の拡充」等を盛り込んだ促進法の改正があった。

建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進め、大地震の被害から区民の生命・財産を守り、地震に強く安全で安心なまちづくりを目指すため平成20年から平成27年までを期間とする、千代田区耐震改修促進計画を平成20年4月に策定した。

その後、平成23年3月の東日本大震災の発生により甚大な被害がもたらされ、千代田区内においても、民間ホールの天井落下による人的被害が発生している。平成24年4月に報告された「首都圏直下地震等による東京の被害想定」では、さらに深刻な被害想定が示されている。

また、平成25年5月には不特定多数が利用する大規模な建築物（病院、店舗、旅館等）や要配慮者が利用する建築物（学校、老人ホーム等）のうち大規模な建築物の所有者は耐震診断を実施し、診断結果報告をすることが義務化されるなど促進法の改正が行われたと同時に、促進法に基づき国が定める、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（以下「国の基本方針」という。）についても、取組時期や数値目標等の改定が行われた。

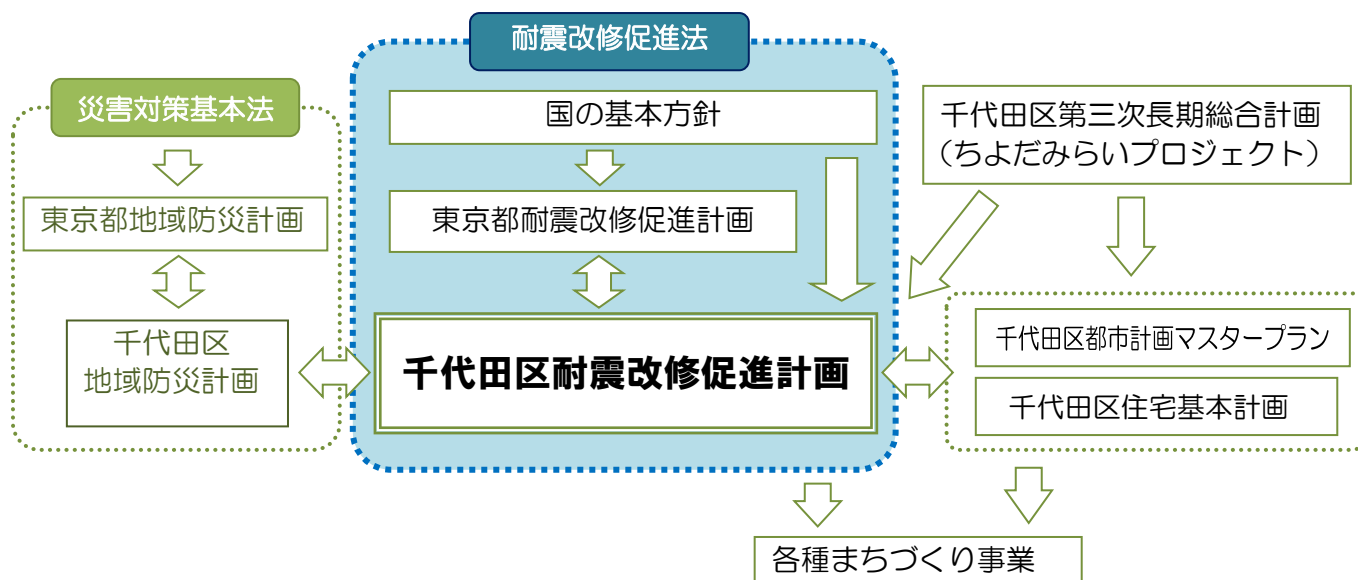
その後も、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震等が発生し、大地震がいつどこで発生してもおかしくないとの認識が広がっている。また、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生し、平成31年に促進法施行令が改正され、通行障害建築物に組積造の塀が追加された。

このような現状を踏まえ関係計画の改定等に対応し、令和3年度以降の耐震化を計画的に進めるため千代田区耐震改修促進計画を改定した。

(2) 計画の位置付け

千代田区耐震改修促進計画は、促進法第6条に基づき策定する。

計画にあたっては、国の基本方針や東京都耐震改修促進計画（令和2年度一部改正）を踏まえ、ちよだみらいプロジェクトや平成29年修正千代田区地域防災計画、千代田区住宅基本計画等、他の計画との整合を図る。



(3) 計画の期間

計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間とする。

なお、関連する計画の改訂等に対応するため、必要に応じて計画内容を見直す。

(4) 対象区域、耐震化率の目標を設定する対象建築物、耐震化支援の対象建築物

本計画の対象区域は、千代田区内全域とする。

また、区内全ての建築物に対して耐震化を促進していく。とりわけ下表に示す住宅、不特定多数の者が利用する建築物や要配慮者が利用する建築物（以下「民間特定建築物」という。）、区所有公共建築物については、重点的に取り組むために耐震化率の目標を設定し、進捗を管理していく。

耐震化を支援する対象建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）における昭和56年6月1日以前に建築された建築物（以下「旧耐震の建築物」という。）のうち、必要な耐震性能を有していない区内全ての建築物とする。

■対象区域

対象区域	千代田区内全域

■耐震化率の目標を設定する対象建築物

種 類	内 容
住宅	戸建住宅、長屋住宅、共同住宅
民間特定建築物	不特定多数の者が利用する建築物および要配慮者が利用する建築物 （学校、病院、劇場、集会場等の用途で一定規模以上の建築物、次頁一覧参照）
要緊急安全確認 大規模建築物	地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物 【耐震診断義務付け対象建築物】
特定緊急輸送道路 沿道建築物	特定緊急輸送道路に接する一定の高さ（概ね道路幅員の1/2を超える高さ）以上の建築物【耐震診断義務付け対象建築物】

(5) 耐震化率の目標を設定する対象建築物の耐震化率の現状と目標

種 類	平 19 年度 (当初)	令 2 年度 (現状)	令 7 年度 (目標)
住宅	80.8%	93.9%	おおむね解消
民間特定建築物	78.9%	92.6%	95%
要緊急安全確認大規模建築物		92.1%	おおむね解消
特定緊急輸送道路沿道建築物		84.2%	90%

(6) 耐震化への取組方針

ア 基本的な取組方針

- ・ 民間建築物の耐震化においては、防災の基本理念である「自助・協助・公助」を踏まえ、建築物の所有者自らの問題、地域の問題として意識的に取り組むことが重要である。
- ・ 区は、建築物の所有者等の耐震化の取り組みを支援するため、費用負担を軽減する財政的な支援、普及・啓発のための情報提供等を実施し、耐震化に取り組みやすい環境整備に努める。
- ・ 建替えや除却による耐震化を促進するため、まちづくり事業と連携した取り組みを進める。

イ 住宅・マンション

- ・ 区民の多くが居住するマンションについては、重点的に耐震化を促進する。

ウ 民間特定建築物・要緊急安全確認大規模建築物

- ・ 耐震診断が義務付けられている要緊急安全確認大規模建築物については、耐震診断の結果、必要な耐震性を有していない建築物の所有者等に対して、積極的に耐震化を働きかける。

エ 特定緊急輸送道路沿道建築物

- ・ 耐震診断が義務付けられている特定緊急輸送道路沿道建築物については、東京都と連携して、重点的に耐震化を促進する。

オ 組積造の塀（ブロック塀）

- ・ 歩行者の安全確保の観点から、倒壊の危険性が高い組積造の塀は、早急に撤去等を行うよう、所有者に働きかける。

(7) 耐震化に係る総合的な施策の展開

ア 耐震化の普及・啓発

- ・ 耐震化の促進に関する情報発信
（広報紙やHP、SNSの活用、普及・啓発活動、耐震マーク表示制度の活用等）
- ・ 建築関係団体と連携した相談体制の構築

イ 耐震化に対する支援・助成

- ・ 住宅・建築物の所有者等による耐震診断・耐震改修等に対する支援の実施

ウ 所有者に対する指導・指示

- ・ 法及び条例の規定に基づく指導、指示等の実施
- ・ 耐震診断義務付け建築物に関する診断結果等の公表の実施

エ 総合的な安全対策

- ・ 組積造の塀（ブロック塀等）の安全対策、定期報告制度を活用した耐震化の促進、マンションの防災対策等

オ 耐震化促進の方策

- ・ （公財）まちみらい千代田や、（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターとの連携、まちづくり事業との連携等

第3節 道路・橋梁・公園整備等（環境まちづくり部、第一建設事務所、東京国道事務所）

道路及び橋梁は、単に人、物の輸送を分担する機能のみならず、災害時には、避難・救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有している。

また、公園は、平常時の利用において、人々に安らぎや潤いを与える場であるとともに、災害時には、延焼遮断、仮設住宅用地、駐車場、がれき置場など、多様な利用がなされる防災上極めて重要な都市施設である。

災害時におけるこれらの機能を確保するため、本節においては、道路の整備、橋梁の修繕計画、公園の整備・確保をとりあげることとした。

1 道路の整備

(1) 道路整備

道路災害を防除するため、道路改良事業を実施するとともに維持管理に努める。

(2) 道路拡幅整備

災害時における救援・救護及び消火活動を円滑に行うため、街区毎の道路のネットワーク化を図るとともに、区内細街路等については、市街地再開発や地区計画等の事業手法を活用するなどして、道路の拡幅整備を検討していく。

(3) 電線類の地中化

災害時における避難路の確保や消火活動の円滑化を図り、また、平常時の歩行者空間をより確保するため、道路改良事業と整合を図りながら地中化を推進していく。

2 橋梁の長寿命化修繕

（区内橋梁現況→資料集 資料編 資料第6）

（区内横断歩道橋・歩行者専用橋現況→資料集 資料編 資料第7）

(1) 区内橋梁の現況

区内の橋梁は、経年変化に伴う老朽化に加え、交通量の増大、重車両の増加により負荷が生じていることから、平常時はもとより震災時の避難や物資輸送経路を確保するため、耐震基準に基づき詳細な調査と点検を実施し、架替、補強、補修を計画的に進めていく。

区内橋梁は次のとおりである。

管理者別	国道橋	都道橋	区道橋
橋数	4 (3)	10 (8)	25 (4)

※（ ）は外数で横断歩道橋

(2) 橋梁の長寿命化修繕計画（区）

機 関 名	内 容
千代田区	落橋等を防止し、交通の安全と物流を確保するために橋梁の長寿命化を図るとともに維持管理に努める。

3 公園の整備・確保

(1) 公園の改良整備

区内の主要公園の多くは、開園から既に半世紀以上を経ており、広場スペースの不足や閉鎖的形態など、平常時の利用はもとより、防災上の観点からも改良が求められている。このため、公園の整備にあたっては、適正緑化による延焼遮断、復旧復興時の活動拠点など、防災機能の向上を図るとともに、地域特性や新しいニーズに即した公園の改良整備を進めていく。

(2) 公園・広場の確保

区内において、新たな用地を取得し公園を設置することは、土地利用の実態や都心における地価等の社会環境を踏まえると、極めて困難な状況である。

このため、大規模開発や再開発時において、積極的に公園、広場等のオープンスペースを確保していくとともに、総合設計制度等の適用による公開空地の有効活用を図っていく。

第2章 地震被害の軽減

崖、擁壁、ブロック塀等の崩壊・倒壊防止や落下物、家具の転倒・落下・移動等の防止策を推進するとともに、地下埋設管及び電気施設等の耐震化や道路・鉄道・地下鉄施設及び地下街の安全化やエレベーター対策を推進し、地震被害を軽減する。

第1節 崖、擁壁、ブロック塀等の崩・倒壊防止（環境まちづくり部）

昭和53年の宮城県沖地震や、平成30年大阪北部地震など過去の地震では、崖やブロック塀等の崩壊・倒壊により多数の死傷者が発生し、注目された。

崖、擁壁、ブロック塀等の対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、行政としては、主として法による規制や指導を積極的に進めるほか、これらの実態を調査し、その結果に基づいて改善指導を行う。

本節では、崖、擁壁の崩壊防止とブロック塀等の倒壊防止の二つに分け、それぞれの施策を明らかにする。

1 崖、擁壁の崩壊防止

崖や擁壁等の維持管理や対策等については、原則として所有者、管理者等が行うべきものである。区としては、それらの所有者等に対する防災上の意識の向上を目指すとともに、既存の崖や擁壁等については、過去の資料等の整備充実を図るなどして、現状の把握がより正確なものとなるよう、将来にわたって日常の業務を通じて考慮していくこととする。

なお、防災上注意を要すると思われる崖や擁壁等に対しては、その状況に応じて、所有者等に対し防災上の注意を促すことも考慮している。

また、崖地に近接して、建築物や擁壁等を設ける場合には、建築基準法、関係法令等により防災上の指導を行っている。

2 ブロック塀等の倒壊防止

昭和53年の宮城県沖地震におけるブロック塀の倒壊は、建築基準法の規定が十分に遵守されていなかったことや、業者の施工が不良だったことに主な原因があるとみられている。このため、新たにブロック塀等をつくる場合には、建築確認を受けて建築基準法の規定を遵守するように指導している。

また、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震の被害を踏まえ促進法施行令が改正され、通行障害建築物に建築物に附属する一定の長さを超え、高さを超える組積造の塀（ブロック塀等）が追加された。

また、昭和53年から55年にかけて及び平成7年から平成9年にかけて、ならびに平成30年の3回、実態調査を行い、地震の際に倒壊のおそれのあるものについて、改修や補強等の指導を行った。

さらに、安全性強化の観点から、既存ブロック塀等をネットフェンスや生け垣等に替えるよう指導を行っている。

第2節 落下物、家具類の転倒・落下・移動等の防止（災害対策・危機管理課、保健福祉部、環境まちづくり部、消防署）

1 窓ガラス等のビル落下物の安全化

窓ガラス、袖看板、外壁等の落下物の安全性確保については、ビルの所有者又は管理者等の防災意識による点が多く、常日頃からの適切な維持管理が防災上最も重要な課題である。特に、一定の用途や規模を有する建築物については、建築基準法第12条に基づく特定建築物の定期調査報告制度にて所有者・管理者に建築物の状態を調査し報告させることで、維持管理状況を認識させるとともに、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスの適切な維持管理と防災意識の向上に努めている。

2 家具類の転倒・落下・移動防止対策

機 関 名	内 容
保 健 福 祉 部 災 害 対 策 ・ 危 機 管 理 課	都の被害想定によると、区内における地震による負傷者のうち、家具類の転倒等の屋内収容物による負傷者の数が最大で700人弱と予想されていることから、耐震診断・耐震改修など、震災対策全般にわたる相談窓口を設けるなど、住民生活の安全を図るよう努める。
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	消防署は「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」の内容に基づき家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発の徹底を図る。 主な対策として、都民に対する防災訓練実施時には家具類、事業所に対する自衛消防訓練及び立入検査実施時には、オフィス家具等の転倒・落下・移動防止対策を推進する。

3 屋外広告物に対する安全対策

千代田区は、市街化、高層化が進み、道路整備も進んでいるが、一方で細道も多いため、広告物の設置数量が多いだけでなく、形態等も多様化している。このため地震の際に脱落し、被害を与えることがないように、屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置許可にあたって安全指導を行う。

第3節 地下埋設管及び電気施設等の耐震化（水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京電力パワーグリッド、東京ガス）

都市の地下には、上下水道管やガスパ等の地下埋設管が敷設されている。これらの施設が地震により破損した場合、都市機能そのものが麻痺するおそれがあり、その破損防止は極めて重要な課題である。

先の東日本大震災においても、水道管やガスパの破損が発生し、市民生活に大きな支障をきたしたことは周知のとおりである。

本節では、上下水道施設、電気施設、ガス施設等の整備補強について、施策の方向を明らかにする。

1 水道施設

(1) 基本方針

「東京都震災対策条例」の趣旨に基づき、施設の耐震性を強化するとともに、震災時における飲料水を確保するために必要な施設を整備すること等により、地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、都民に対する給水を可能な限り確保するための施策を実施する。

(2) 施設の現況

ア 区内の給水に係わる水道施設は、朝霞浄水場、金町浄水場、三郷浄水場等から各給水所に送水されたのち、本郷給水所、淀橋給水所、和田堀給水所等から区域に配水しています。

イ 配水管の布設延長

（令和3年3月31日現在）

管種	小管 (径 75～350 mm)	本管 (径 400 mm以上)	計
铸铁管	241,281m	38,964m	280,245m
鋼管等	2,497m	7,722m	10,219m
計	243,778m	46,686m	290,464m

(3) 事業計画

ア 水道システムの耐震化

水道システムの耐震化は、施設の被害箇所をできるだけ軽減するための水道施設の耐震化及び断水区域・断水時間の縮小を図るためのバックアップ機能の強化を推進する。

イ 飲料水の確保

水道施設の耐震化に加え、震災時における水の確保をより確かなものにするため、浄水場、給水所、応急給水槽等を給水拠点として位置付け、震災時の飲料水を確保し、応急給水が可能となるよう努める。

こうした応急給水拠点については、おおむね半径2キロメートルの距離内に1か所を設け、災害時に必要な飲料水を確保している。

また、震災時の応急給水活動を迅速、的確かつ安全に実施することを目的に、給水拠点の改造を行うとともに、組立式給水タンク、エンジンポンプ、応急給水

栓等の応急給水用資器材及び収納倉庫を整備するなど、給水拠点としての充実を図る。

2 下水道施設

(1) 基本方針

首都直下地震など震災時においても下水道が有すべき機能を確保するため下水道管や水再生センター、ポンプ所の耐震化を進める。

(2) 施設の現況

ア 下水道管

区内における管きょ、マンホール等の設置状況は下表のとおりである。

表

平成31年3月現在

	管きょ (km)	マンホール (個)	公設汚水ます (個)
幹 線	42.3	—	—
枝 線	256.5	—	—
計	298.8	6,707	26,297

イ 水再生センター、ポンプ所

区内で発生する大部分の汚水は、港区の芝浦水再生センターで、また一部汚水は、荒川区の三河島水再生センターで処理されている。一方、ポンプ所については下表のとおり汚水ポンプ所が設置されている。

名称		銭瓶町ポンプ所 (被遠制)			
所在地		大手町 2-6-2			
ポン プ	口 径	900mm			1,000mm
	揚 水 量	80 m ³ /分	102 m ³ /分		126 m ³ /分
	原 動 機	150kW	420kW	340kW	420kW
	台 数	1	2	1	2
排水 能力	汚 水	734,400 m ³ /日			
	雨 水	—			
自家発電設備		3.15kV 1,450kVA ディーゼル駆動			

(3) 事業計画

ア 下水道管の耐震化

下水道機能を確保するため、避難所など震災時に人が集まる施設や災害復旧拠点からの排水を受け入れる下水道管を対象に、マンホールとの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策を実施中である。

また、交通機能を確保するため、液状化の危険性が高い地域の緊急輸送道路などを対象にマンホールの浮上抑制対策を進めていく。

イ 水再生センター、ポンプ所の耐震対策

芝浦水再生センター、三河島水再生センターでは、土木施設の耐震対策を進めている。また、津波対策として、最大津波高さに対する電気設備などの耐水化を実施した。なお、区内1か所のポンプ所については、水道水断水時でも運転可能なポンプが設置されている。

3 電気施設

震災時の電気施設の対策については、十分な科学的解析を行うとともに、さらに過去の地震による被害例からの教訓も生かして、関東大地震級の地震にも各施設が十分耐えられるよう、下表のと通りの耐震設計基準に従い、各施設の耐震化に努める。

(1) 施設の地震対策

次表のとおり。

設 備	対策の内容
送電設備 (地中電線路)	終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。
変電設備	機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。
配電設備	架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、地盤軟弱箇所（液状化地域等）における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行う。 地中電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

4 ガス施設

(1) 施設の安全化対策

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本瓦斯協会基準に基づいている。

施設名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 2 緊急遮断弁、防消火設備、LNG 用防波堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。
供給施設	1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。 2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備する。

施設名	安全化対策
通信施設	1 ループ化された固定無線回線の整備 2 可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	1 地震計の設置 基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置する。 2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。

(2) 整備計画

ア 製造所・整圧所設備

重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ、安全性を確保する。
防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。

イ 供給設備

導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。

全ての地区ガバナーに SI センサーを設置し、揺れの大きさ（SI 値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングを行う。そして、その情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

第4節 道路及び鉄道・地下鉄施設の安全化（環境まちづくり部、東京都交通局、JR東日本、東京地下鉄、首都高速、東京国道事務所、首都圏新都市鉄道）

道路、鉄道等は、都市生活を営むうえで非常に大きな役割を果たしているとともに、震災時においても救援物資の輸送等の重要な役割を担っている。

これらの施設がひとたび地震で大きな被害を受けた場合、施設の性格上、直接人命にかかわる事故が多発することが十分予想されるとともに応急対策、復旧対策の大きな支障となるばかりでなく、都市の基幹施設であることから都市機能のマヒにつながることも考えられる。

このため、被害の軽減を図るためにも交通施設の安全化は、極めて重要な課題である。本節においては、道路、鉄道について、それぞれの安全化対策を明らかにする。

1 道路施設

道路は、都市を支える施設であるとともに、災害時に応急対策を実施するうえで重要な役割を担っている。

このため、各道路管理者は、道路、橋梁及び付帯土木施設の整備を図ってきたところであるが、今後さらに道路施設の安全化を推進する。

(1) 国道・都道・区道施設の現況

区内には、国道（5路線）、都道（19路線）、特別区道及び私道があり、公道については未舗装道路はなく、整備されている。

ア 区内道路現況

(ア) 区内道路の現況

（令和3年10月1日現在）

区分	延長（m）	面積（㎡）
国道	10,279	399,735
都道	24,878	834,469
区道	130,404	1,316,737
計	165,556	2,550,941

(イ) 道路付帯設備

（令和3年10月1日現在）

区分	街路灯 （灯）	街路樹 （本）	ガードレール ガードパイプ （m）	案内標識 （基）
国道	904	1,419	10,955	86
都道	2,288	3,355	27,134	89
区道	5,953	5,025	37,850	93
計	9,145	9,799	75,939	268

震災対策編 第1部 震災予防対策計画
第2章 地震被害の軽減

(2) 首都高速道路の現況

ア 現況

(ア) 道路の現況

名 称	区内 延長 (km)	入口	出口	非常電話	非常口
高速都心環状線 (都道首都高速3号線、 都道首都高速4号線)	5.4	〔内回り〕 神田橋、代官町 霞が関 〔外回り〕 霞が関、神田橋	〔内回り〕 神田橋、北の丸 霞が関 〔外回り〕 霞が関、代官町 神田橋	内回り 29箇所 外回り 28箇所	内回り 4箇所 外回り 4箇所
高速1号上野線 (都道首都高速1号線)	1.5	〔下り〕 本町	なし	上り 3箇所 下り 2箇所	上り なし 下り なし
高速4号新宿線 (都道首都高速4号線)	1.1	なし	なし	上り11箇所 下り4箇所	上り3箇所 下り2箇所
高速5号池袋線 (都道首都高速5号線)	1.8	〔上り〕 西神田 〔下り〕 一ツ橋	〔上り〕 一ツ橋 〔下り〕 西神田	上り4箇所 下り4箇所	上り1箇所 下り なし
高速八重洲線 (都道首都高速4号線)	0.3	なし	〔南行き〕 丸の内	南行き 5箇所 北行き 5箇所	南行き 2箇所 北行き 1箇所
計	10.1	—	—	—	—

(イ) 耐震性と施設の安全対策

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局：平成7年5月）やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月）に従い、地質、構造などの状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように高架橋の安全性を向上する対策を実施している。また、トンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、お客さま等は、これらの非常口から脱出できるよう安全性を確保している。

(ウ) トンネルの現況

トンネル名	路線名	延長 (m)	通報・警報設備					消火設備			避難誘導設備	その他設備				
			非常電話	押ボタン式通報装置	火災検知機	トンネル警報表示板	信号機	消火器箱	泡消火栓	水噴霧設備	避難通路等 (高速上扉)	ラジオ再放送	監視用テレビ	換気設備	消火水槽(t)	水噴霧水槽(t)
霞が関	高速都心環状線	781	16	16	81	4	有	30	30	有	2	有	43	有	145	145
千代田	高速都心環状線 高速4号新宿線	1,900	40	40	152	11	有	76	79	有	6	有	81	有	51	265
北の丸	高速都心環状線	186	2	4	—	2	有	8	—	—	—	有	—	—	—	—
八重洲	高速八重洲線	1,400	33	61	116	6	有	71	61	有	10	有	45	有	190	199

(注) 千代田トンネルの延長は4車線換算延長

イ 事業計画

(ア) 事業計画の概要

- ・ 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施していく。また、トンネルについても同様に崩壊を生じないように、トンネルの安全性を向上する対策を実施していく。そのほか、お客さまの安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。
- ・ 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

(イ) 実施計画の内容

- ・ 高架橋の安全性の強化
「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき落橋防止システム及び支承部構造の一層の向上を図る。

- ・ 具体的には、比較的古い路線を優先に鋼製支承を変形性能に優れたゴム支承に取替える事業を実施中であり、また、橋げたの移動制限装置についても同時に設置している。なお橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度をもって完了している。
- ・ 橋脚基礎・トンネル一体部の安全性の向上
阪神・淡路大震災におけるトンネル部の被害を踏まえ、橋脚基礎・トンネル一体部の一層の安全性向上を図る。具体的には、補強の必要な箇所を対象に、補強部設置等により躯体を補強する事業を実施している。
- ・ 道路構造物、管理施設等の常時点検
- ・ 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検

2 鉄道施設

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつところから、震災等により事故が発生した場合、その影響は極めて大きい。

このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整理を進めてきたところであるが、今後ともこれら施設等の改良整備を推進し、人命の安全及び輸送の確保を図る。

(1) 施設の現況

機 関 名	内 容
J R 東 日 本	1 線名 (1) 上野東京ライン (2) 山手線 (3) 京浜東北線 (4) 中央本線 (5) 総武本線 (6) 横須賀線 (7) 京葉線 (8) 東北・山形・秋田・北海道・上越・北陸（長野経由）新幹線 2 駅数及び1日平均乗車数 (1) 駅数 9 駅 (2) 1日平均乗車数 87.0 万人（令和2年度） ※（令和2年度、コロナ禍により乗降数が減となった）
東 京 都 交 通 局	1 線名 (1) 三田線 (2) 新宿線 2 駅数及び1日平均乗降客数 (1) 駅数 9 駅 (2) 1日平均乗車数 44.7 万人（令和元年度） ※（参考 令和2年度 29 万人 コロナの影響により平均35%減）
東 京 地 下 鉄	2 線名及び路線の延長 28.64km (1) 銀座線 1.96km (2) 丸ノ内線 5.01km (3) 日比谷線 3.01km (4) 東西線 3.36km (5) 千代田線 5.55km (6) 有楽町線 4.42km

機 関 名	内 容
	(7) 半蔵門線 5.33km (8) 南北線 2 駅数及び1日平均乗降客数 (1) 駅数 24 駅 (2) 1日平均乗車数 23.2 万人（令和2年度） ※（令和2年度、コロナ禍により乗降数が減となった） 3 鉄道架橋 (1) 変電所 11ヶ所（神田、大手町、霞ヶ関、秋葉原、飯田橋、新御茶ノ水、麴町、有楽町、永田町、日比谷、九段下） (2) 橋梁 1ヶ所 (3) トンネル 7本 (4) 非常用発電機 18ヶ所（霞ヶ関、大手町2、国会議事堂前、市ヶ谷、麴町、永田町2、桜田門、有楽町、九段下、半蔵門、神田、日比谷、飯田橋、二重橋前、竹橋、新御茶ノ水）
首都圏新都市 鉄 道	1 線名 つくばエクスプレス 2 駅数及び1日平均乗降客数 (1) 駅数 1 駅 (2) 1日平均乗車数 4.3 万人 ※（令和2年度、コロナ禍により乗降数が減となった） 3 鉄道架橋 (1) トンネル 1本 (2) 非常用発電機 1箇所

(2) 事業計画

各機関の事業計画は、次のとおりである。

機 関 名	事 業 計 画
J R 東 日 本	1 地震計を始め、雨量計、水位計、風速計等沿線に設置した各種センサーと中央情報処理措置を組み合わせた防災情報システムの活用により、リアルタイムに情報を感知し列車運行の安全を確保するための体制をとっている。 2 駅舎等建築物については、阪神・淡路、新潟県中越地震等の教訓を踏まえ、耐震診断の結果補強工事を要するものは計画的に進めており、トンネル、橋梁等の構造物については「運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会」の答申を踏まえ、耐震補強が必要な施設等について、補強工事を実施している。 3 運転士、指令間の情報連絡設備の整備 列車の緊急停止装置の設備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備の整備を図っている。
東京都交通局	都営地下鉄の施設については 1 構造的に耐震性であること 2 万一災害が発生しても旅客の避難誘導ができることを基本方針として、耐震、耐火に留意している。
東京地下鉄	1 防災体制の確立 営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに防災体制を確立する。 2 構造物の耐震性 地下鉄の箱型トンネル及びシールドトンネルは、十分耐震性を考慮して設計・施工しているので、関東大震災級の地震でもほとんど被害を生じないと考えられる。 3 建築施設等の耐震性 地上建築物は、法規で定められた構造、強度基準で設計、建造している。また、変電所設備用鉄構は水平震度 0.3（震度 6 程度）で建造している。 4 車両の防火対策 車両の横体は、金属性で不燃性のものを、シートその他は、難燃性以上の判定を受けたものを使用している。また、各車両には消火器を備え付けてある。 5 停電対策 多系統から電力の供給を受けているので、すべての系統の供給が停電するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。しかし、万一に備えて、駅では蓄電池を電源とする非常灯及び誘導灯により、また、列車内も蓄電池により照明を確保している。なお、霞ヶ関他 9 駅では、非常用発電機を設備している。

機 関 名	事 業 計 画
首都圏新都市 鉄 道	構造物の耐震性 当社構造物は、阪神淡路大震災以降に鉄道総研により設定された参考資料及びその後に出された「鉄道構造物の設計標準・同解説 耐震設計」に基づいて設計・施工されている。現在、想定される地震に対して十分な耐震性を有している。

(3) 設備の点検整備

機 関 名	内 容
東京都交通局	1 情報収集及び情報提供の連絡体制 (1) 通信設備 都営地下鉄線は業務に即応して、下記のとおり常時使用出来る各種電気通信設備を有し、災害発生時に備えて情報連絡の完全確保を期するため整備する。 ア 列車無線 総合指令所と列車間の通話 イ 業務用鉄道電話 全部門相互間の通話 ウ 運転指令電話 総合指令所と事業所との通話 エ 電力指令電話 電気総合管理所と変電所、電力関係事業所との通話 オ 沿線電話 ずい道内と総合指令所(中央防災)、隣接駅及び事業所との通話 カ 指令直通電話 各線総合指令所と電気総合管理所との通話 キ 運転直通電話 当局の総合指令所と相互直通運転を行っている各社の指令所等との相互間の通話 ク 保守無線装置 ずい道内に立ち入ってる職員と各事業所との通話 (2) 放送設備 異常災害発生の際、乗客に対する情報の提供及び避難・誘導のため下記の放送設備も常に整備する。 ア 非常用放送装置 (各駅、毎月1回定期的に作動テストを実施する) イ 業務用放送装置 (各駅駅務室から又は放送室から構内への放送) ウ 車内放送装置 エ 電気メガホン (電池式携帯用) (3) 監視盤 ア 列車緊急停止用非常通告ベル イ 火災表示警報監視盤 ウ 汚水用、排水用ポンプ故障警報監視盤 エ エスカレーター警報監視盤 オ 浸水防止機作動表示監視盤 (毎日作動テストを実施する)
	2 駅構内、車両、軌道、架線等の整備点検 地下鉄の建造物は地下部、地上部とも十分耐震性を考慮して設計されている。 特に地下線部は、ほとんどが鉄筋コンクリート箱型ラーメン構造であり、ごく一部に円形断面構造を用いているところもある。 軌道、架線についても砕石道床と直結道床からなり電車線路等も建造物の耐震性からその変状は少なく、地震に対しては十分安全性は確保されている。 ずい道内構築各駅変電設備は、各保守担当係員により定期的に点検整備されている。

第5節 超高層建築物及び地下街等の安全化（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、東京都交通局、警察署、消防署、JR東日本、東京地下鉄）

（地下街の防災施設等の現況→資料集 資料編 資料第8）

東京は建物の高層化が進み、千代田区においても例外ではない。

これらの建物は耐震性、防災施設等について特別な配慮がなされているが、地震時には什器類等の転倒、建物の揺れに基づく不安感などによりパニックの発生が考えられる。東日本大震災の際には高層ビルで長周期地震動が観測され、震災時における都心部の新たな課題となっている。

また、地下街もこれらの高層ビルの増加にともない、駅周辺を中心に増加している。

これらの地下街は、構造的には安全であるといえるが、地震発生直後、停電、火災などが発生した場合、地下街という特殊性からパニックの発生が予想される。

1 対象物

（1）超高層建築物

高さ 60m以上の建築物をいう。

（2）地下街（地下鉄駅、ターミナル駅等を含む。）

建築物の地下街部分、又は地下工作物内に設けられる店舗、その他これに類する施設で連続して、又は一団として地下道に面して設けられたもの、及びこれらの施設に面する地下道を一体としてとらえたものをいう。

2 指導方針

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 超高層建築物及び地下街等の安全対策 超高層建築物及び地下街は、構造上の特殊性から、地震時における避難及び消防活動が極めて困難となることが予想される。 このことから、関係事業者に次の対策を指導する。 （1）火災予防対策 ア 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進 イ 長周期地震動に備えた火気使用場所の環境整備及び火気・電気器具の転倒・落下・移動防止対策等の推進 ウ 内装材料、家具調度品、装飾品の不燃化及び防災品の普及啓発 エ 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進 （2）避難対策(混乱防止対策) ア 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保 イ ビル防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備 ウ 長周期地震動によるショーケース、看板等の転倒・落下・移動防止対策及び避難路確保の推進 エ 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成

震災対策編 第1部 震災予防対策計画
第2章 地震被害の軽減

機 関 名	内 容
	オ 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底 カ エレベーターの閉じ込め防止対策 キ 多数傷病者発生時に備えた各事業所の救命講習の推進 (3) 防火管理対策 ア 従業員に対する消防計画の周知徹底 イ 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底 ウ ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底 エ 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備 オ 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育 カ 実践的かつ定期的な訓練の実施 (4) 消防活動対策 消防活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進 2 防災計画に基づく訓練の促進 震災時には、鉄道事業者が列車運行の安全が確認できるまでの間、列車の運転を見合わせるなどから、駅を含めた駅周辺等においては、帰宅しようとする乗客などが殺到し、大混乱が生じる可能性がある。 このため、東京都震災対策条例第11条に基づき指定された鉄道機関の事業所防災計画にターミナル駅を含めた駅周辺の混乱防止対策を策定させるとともに、計画に基づく訓練を促進する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 平素から施設面や従業員の教育面について、管理者と緊密な連絡をとり合う。 2 定期的な訓練を実施する。 3 震災時には確度の高い、しかも具体的な情報を提供する。
災害対策・ 危機管理課 環境まちづくり部	1 地下街の実態把握 区は、防火・避難施設等を中心に、特に不特定多数の往来が見込まれる地下街の防火・避難施設等の維持管理の状況の実態把握に努める。 2 法令等に基づく指導の徹底 実態把握の結果、防火・避難施設等に改善の必要があるものについて、所轄の消防署と連携し、建築基準法等の関係法令に基づく是正指導を行う。また、東京都が所管する地下街については、東京都に是正指導を依頼する。

第6節 エレベーター対策（災害対策・危機管理課、地域振興部、環境まちづくり部、都、まちみらい千代田）

1 東京都の取組

都は、救出救助の拠点となる警察署や消防署、大規模集客施設について、優先的にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進しており、他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上に取り組んでいる。

エレベーター閉じ込め防止装置

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認し、エレベーターを作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に必要な電力を供給し、エレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動(S波)が到達する前に、初期微動(P波)を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

2 区の取組

- (1) 区は、震災時にエレベーターが停止した場合に備え、区内避難所及び福祉避難所（学校等の区有施設等）について、階段避難器具、おんぶ紐、レスキューボード等を配備している。
※お茶の水小学校は、令和5年3月（予定）まで校舎整備のため、近隣民間施設に配備している。
- (2) 区は、こうした施策を通し、エレベーターの閉じ込め防止対策を徹底し、被災者の救出体制の構築を図る。
- (3) 区は、都有施設の対策に準じて、区有施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。
- (4) （公財）まちみらい千代田は、震災時に高齢者や障害者等の移動手段の安全性を確保するため、マンションの管理組合に対し、エレベーターに「地震時管制運転装置」を設置する際の助成制度を実施している。
- (5) （公財）まちみらい千代田は、震災発生時等、マンションのエレベーター内に閉じ込められた際、救助されるまでの間の水分補給や体調管理のため、水や簡易トイレ等を備えた非常用備蓄キャビネットをマンション防災計画の策定を条件としてマンションの管理組合等に配付している。また、マンション居住者自らが救出できるよう、マンション管理組合等が防災訓練の一環として実施するエレベーター救出訓練に対して、支援を行っている。

（関連 震災対策編 第1部第8章第5節 集合住宅（マンション）防災対策）

第7節 パニックの防止（災害対策・危機管理課、警察署、消防署、NTT東日本）

地震時におけるパニック要因としては

- (1) 地震における揺れそのものや、建物の破壊などが直接もたらすもの。
- (2) 火災や水害からの避難に伴うもの。
- (3) 情報の混乱に伴うもの。

などが考えられる。このようなパニックは防災機関や住民が行う消火活動、救援・救護活動の阻害要因となるのみならず、パニックそのものによる死傷者の発生といった不幸な事態が生ずることが考えられる。

さらに、地下街や地下鉄など都市的諸施設におけるパニックも想定され、これらを含めて、パニック対策は、被害の軽減を図る上で極めて重要である。

本節においては、区防災行政無線の整備、電話等の通信施設の整備等について、主要な施策を明らかにする。

1 情報提供手段の整備

災害時、特に震災時には有線による通信が途絶し、必要な情報の不足からパニックの発生が心配される。これらパニックの発生を防止するには、的確な情報の伝達及び関係機関との情報交換・収集が必要である。

このため、区では昭和56年3月に千代田区防災行政無線システムを開局した。災害時には、防災行政無線を用いて、区内の被害状況や交通機関の運行状況等の情報を簡潔に知らせる。なお、千代田区防災行政無線は、平成27年度にデジタル化を実施し、外国人向けの多言語での放送や文字での災害情報の提供機能を備えるとともに、防災行政無線の放送内容を聞くことができる防災無線ダイヤルや、区立施設や町会長等には戸別受信機を配備した。

さらに、令和2年度には避難行動要支援者名簿記載の対象世帯や、聴覚障害がある方に、防災行政無線と同様の放送を聞くことができる防災ラジオ（文字表示機能付きを含む）を配付している。

平成23年3月からは従来の地域防災無線に替わりMCA無線機を、連合町会長宅や幼稚園・保育園、小・中・中等教育学校、防災関係機関、帰宅困難者受入協定締結施設等に配備している。当該無線機は今後も協定の締結時等に合わせて増配備を行っていく。今後、区は各防災関係機関の協力のもとに更なる無線運用の習熟及び情報伝達体制の確立に努める。

また、災害時に避難者等が集まりやすい公園や広場・駅前等に小型のスピーカーを設置し、一時的な屋外滞留者を対象に地域の情報（帰宅困難者一時受入施設の開設情報、公共交通機関の情報）を放送する。

さらに、平成26年度から避難情報についてLアラート（災害情報共有システム）での情報提供を行っているほか、SNSを活用した情報提供も行っている。

今後は連携協力協定を締結している放送事業者との連携による災害広報、FMラジオ放送との災害時の連携についても検討・取組を推進していく。

※Lアラート

安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤である。地方自治体、ライフライン関連事業者など

公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、この情報基盤を共通に利用することによって、効率的な情報伝達が実現できる。災害時、区より提供する避難情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能になる。

千代田区防災行政無線設備

(令和3年10月1日現在)

	固定系	MCA無線機
用 途	防災関係機関等から得た情報を直接伝達する	防災関係機関等との情報収集・連絡手段として活用する
対象機器	屋外受信機（屋外スピーカー）78局 ※小型スピーカー含む 戸別受信機（280MHz）270台 防災ラジオ（280MHz）3,185台	MCA無線機 382局

(千代田区防災行政無線固定系屋外子局及び文字表示盤設置場所
→資料集 資料編 資料第9)

(千代田区MCA無線機配備表→資料集 資料編 資料第10)

また、平成23年3月に発生した「東日本大震災」や平成28年4月に発生した「熊本地震」等の近年の大規模地震では、防災機関や住民が消火活動、救援・救護活動等を実施する際、災害時のパニックを防ぐため、情報連絡を適切に行うことがいかに重要であるかが示された。

区では、こうした近年の大規模地震から得た教訓を踏まえ、災害時の情報連絡を適切に行うため、防災行政無線を補完するものとして、以下の体制を整備している。

(1) 安全・安心メール

メール配信登録者には下記の情報をメール配信する。

ア 気象特別警報・警報・注意報等

(ア) 気象庁より発表される気象特別警報・警報・注意報のほか、地震情報や指定河川（荒川・神田川）の洪水予報等

イ 安全・安心情報

(イ) 災害・防災等に関する情報

（災害発生時には区内の被害状況や交通機関の運行状況等の情報も知らせる）

(ロ) 生活の安全に関する情報（振り込め詐欺等）

(ハ) 食の安全・健康に関する情報（感染症等）

(ニ) 不審者等の子どもの安全に関する情報

ウ 緊急情報

(ア) 国民保護情報

(2) 緊急速報メール

区内全域の携帯電話（対応機種に限る）に、災害発生時の避難情報等を知らせる。

区では、NTTdocomo、KDDI（au）、ソフトバンクモバイル、楽天モバイルが提供するサービスをそれぞれ導入している。

(3) ホームページ

区のホームページに、災害発生後の区内の状況（被害状況や避難所・帰宅困難者一時受入施設の開設等）を迅速に掲載し、情報提供を行う。また、SNSを活用した情報提供も行っている。

(4) 高所カメラ

区役所本庁舎屋上に設置した2台の高所カメラの映像をホームページ上に公開し、区内の状況をリアルタイムで公開する。

(5) Wi-Fi 環境の整備

災害時の通信環境を確保し、帰宅困難者等が情報を取得できるよう災害時退避場所等に Wi-Fi 環境を整備する。

(6) 新たな情報提供手段

ヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、「Yahoo!防災速報」を活用した、千代田区の緊急情報等を配信する。

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
防災行政無線	災害対策本部から、発災直後の注意喚起や区内の状況、交通機関の情報等を提供する。	災害情報対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、発災直後の注意喚起や区内の状況、交通機関の情報等を提供する。	
MCA無線機	災害対策本部から、本部態勢や避難所の開設等について配備先の施設・団体へ情報提供を行うとともに、双方向で情報のやりとりを行う。	災害情報対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、本部態勢や避難所・帰宅困難者一時受入施設の開設等について、配備先の施設・団体へ情報提供を行う。	
安全・安心メール	災害対策本部から登録者に対し区内の被害状況や区の対応状況を知らせるメールを配信する。	災害情報対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、登録者に対し区内状況（本部運営状況、MCA無線機を通じて得た被害状況）を知らせるメールを配信する。	
保護者向け情報配信システム	区立幼稚園、こども園、小学校、中学校、中等教育学校、保育園及び学童クラブから保護者に対し、子どもや施設の状況、施設での預かり実施及び引き取りのお願いをメール等にて連絡する。	行事や部活動等で子どもが施設内にいる場合には、平日と同様の対応を行う。	子どもが施設内に残留している場合には、平日昼間と同様の対応を行う。

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
ホームページ・SNS (ツイッター等)	災害対策本部から、災对本部の状況や避難所・帰宅困難者一時受入施設の開設状況等を迅速に掲載する。	参集した段階で災对本部の状況や避難所・帰宅困難者一時受入施設の開設状況等の掲載を行う。それまでは災害情報対策員が安全・安心メールの配信で対応する。	
緊急速報メール	災害対策本部から、避難情報等を知らせるメールを配信する。	災害情報対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、避難情報等を知らせるメールを配信する。	
Yahoo!防災速報	災害対策本部から、緊急情報等を「Yahoo!防災速報」を通じて配信する。	災害情報対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、緊急情報等を「Yahoo!防災速報」を通じて配信する。	

2 通信設備の整備

災害時のパニック発生を防止するには、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中で通信の果たす役割は非常に大きい。

このため、震災による通信施設の被害を最小限に防止するため、通信設備及び付帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備に努める。

(1) 通信施設の安全化対策

ア 通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震対策

独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び二重床、キャビネットによる機械室設備の固定を実施及び建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施

イ 予備電源設備の強化

バッテリー、予備エンジンの耐震強化及び移動電源車を配備

ウ 通信網信頼性の向上

(ア) 光ファイバー網のループ化と伝送路自動切替え

(イ) ループ化または伝送路の2ルート化による自動切替えを行うなどの整備

(ウ) 交換機からの伝送回線は複数ビルに分散設計し、通信途絶を防いでいる。

(エ) 通信ケーブルの地中化を計画的に推進

耐震、耐火構造のとう道網の建設を推進し、既設ケーブルを含め、とう道への収容替えを図っている。

また、とう道区間の既設ケーブルについては、不燃化・難燃化対策を実施するとともに、新設ケーブルについては難燃化ケーブルを使用する。とう道内でのケーブル接続作業等では、火気を使用しない方法を採用している。

(オ) 行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と異ケーブルへの分散収容を図っている。

エ ネットワーク、システムの監視・措置機能

全国ネットワークコントロールセンター、首都圏ネットワーク運営センターによる24時間監視支援体制を行うとともに、サブセンターへのバックアップ監視機能を備えている。

オ 区は、輻輳時の通信手段確保のため、避難所等に Wi-Fi スポットを整備した。

(2) 整備計画

ア 輻輳緩和のための対策として「災害用伝言ダイヤル」を提供する。

イ 通信衛星を活用する緊急衛星通信システムを開発する。

ウ 今後とも通信施設の信頼性対策の充実等の推進に努める。

3 通信途絶の際の備え

通信設備の整備については十分な対策を行うが、被災した際にネットワークやサーバーが機能しない場合を想定し、災害時に必要なデータの文書等による保管を行う。

第3章 出火、延焼等の防止

震災時の出火防止、初期消火体制の強化及び火災の拡大防止に取り組み、地震火災による被害を軽減する。

第1節 出火の防止（災害対策・危機管理課、消防署）

区民及び事業所の火災対応力の強化を図るため、建物倒壊による出火及び電気器具等からの出火防止に取り組む。

主な対策として、火気使用設備・器具の安全化及び停電復旧に伴う出火防止対策等を推進する。

1 火気使用設備・器具等の安全化

現在、区内の一般住宅をはじめ各建物内において使用されている火気使用設備・器具等は膨大な数で、地震時にこれらの設備・器具等から出火する危険性は極めて高い。

このことから、地震時の各家庭における各種火気使用設備・器具等からの出火を防止するため、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への耐震安全装置の設置徹底と、火気使用設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定その他各種の安全対策の継続した推進を図るとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具等の点検・整備・清掃について指導の徹底を図る。

なお、燃料消費量が多く、高温で熱量も大きい工業炉については、昭和56年3月火災予防審議会から答申された「地震時における工業炉の出火危険と対策」の提言を踏まえ、工業炉等を使用する事業所の立入検査により地震時の安全指導の強化を図る。

2 石油等危険物施設の安全化

区内の石油等の危険物施設は、貯蔵所、取扱所約770施設（少量危険物貯蔵所、取扱所を除く）がある。これら危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなる。このため、従来から、査察や業界に対する集合教育等により安全化を進めてきたところである。

今後は、これらの施設に対し、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化などにより出火防止、流出防止対策の推進を図る。

3 電気施設等の安全化

(1) 電気設備等の安全化

ア 電気設備の安全対策については、火災予防条例に基づく出火・延焼防止措置が施され、また点検、整備等の維持管理の義務付けなどにより推進を図るとともに、耐震化及び不燃化を強力に指導する。

イ 電気器具や配線から出火を防止するため、電気設備等の耐震化を指導するとともに電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止の安全対策の強化を図る。

ウ 近年、設置が著しく増加している太陽光発電設備を屋上に設置する場合は、耐震性に配慮するとともに、商用電源との接続部分の安全性を確保するよう指導する。

エ 発災直後の出火以外にも、復旧期の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、避難時はブレーカーを切るよう指導する。

4 その他出火防止のための査察・指導

- (1) 人命への影響が極めて大きい地下街、飲食店、百貨店、病院等、多量の火気を使用する工場、作業場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具等への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、点検・整備・清掃の徹底及び災害時における従業員の対応要領等を指導する。
- (2) 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業所）、化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても、立入検査を実施し、これらの施設を有する事業所に対して適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導を強化する。
- (3) 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては計画の作成を指導する。
- (4) 人命危険及び火災危険度が高い対象物を優先する対象物として実施する。
- (5) 火災予防条例第64条の3の規定により、違反対象物を公表する。

5 住民指導の強化

- (1) 地震発生時の建物倒壊による出火及び電気器具等からの出火防止を図る。
 - ア 家具類の転倒・落下・移動防止対策
 - イ ガス漏れ警報器、漏電しゃ断機など出火を防ぐための安全な機器の普及
 - ウ ライフラインの機能停止、復旧時における電気・ガス器具からの出火防止の徹底
 - エ 耐震安全装置付石油燃焼機器の普及
- (2) 住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを踏まえ、全住宅への設置及び維持管理の促進を図る。
- (3) 防災品、住宅用消火器、住宅用スプリンクラー及びその他の住宅用防災機器について、その有効性を周知するとともに関係機関と連携した普及を図る。（火災被害の拡大防止対策）
- (4) 地震火災を無くすため、防火防災診断、防火座談会等の実施、回覧板や広報紙を活用した情報の発信を通じて、地震火災の多様な出火原因の周知、火気の取扱周辺の安全化、住宅用防災機器等の普及、正しい防災知識普及啓発の徹底を図る。
- (5) 長周期地震動に伴う室内の安全対策
長周期地震動による家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- (6) 地震から身を守るため「地震その時10のポイント」の周知を図る。
地震発生時及び緊急地震速報時には、身の安全を最優先とすること及び地震後は、地域の状況等に応じて確実に避難する必要があることを広報する。
- (7) 防火防災訓練参加者（体験者）の増員を図る。
 - ア 住民自身による初期消火対策の普及を図るため、地域の町会・自治会、事業所等が実施する防火防災訓練へ参加促進を図る。
 - イ 地域密着の防災リーダーである消防団員が主体となる、地域コミュニティをベースとした防火・防災指導の推進を図る。

第2節 初期消火体制の強化（災害対策・危機管理課、消防署）

1 消防用設備等の適正化

防火対象物に設置される消防用設備等が、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、区民及び事業者にも耐震措置を指導する。

2 初期消火資器材の普及

震災時における同時多発火災を防止するためには、家庭や事業所等における初期消火が不可欠であることから、区民が手軽に使用できる初期消火資器材の普及を図る。

3 住宅用火災警報器の設置・維持管理の推進

住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを踏まえ、全ての住宅に設置及び維持管理の促進を図る。また、区は各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、消防署と連携して住宅用火災警報器の設置・維持管理を推進する。

4 区民、事業所の自主防災体制の強化

(1) 区民の防災行動力の向上

区民一般を対象とした基礎訓練、都民防災教育センター(防災館)の長周期地震動体験コーナー等を活用した訓練体験の推進、防災市民組織等を対象とした高度で実践的な訓練を推進し、要配慮者への支援を含む地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

排水栓、スタンドパイプ、軽可搬消防ポンプの活用を図る。

(2) 事業所の自主防災体制の強化

すべての事業所に対する事業所防災計画の作成指導、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実強化、事業所相互間の協力体制の強化、防災住民組織等との連携強化、保有資機（器）材の整備、地域との協力体制づくりの推進、救命講習等受講の促進と応急救護資器材の充実を図る。

(3) 区民と事業所の協力関係

地域防災組織等と連携強化、事業所相互間の協力体制の強化を図るとともに保有資機（器）材を整備した地域との協力体制づくりを推進する。

5 消火器の配備・保守管理

(1) 消火器の配備

区は、災害時における初期消火体制整備のため、区内全域に消火器を配備している。

(2) 消火器の保守管理

ア 年1回の一斉点検

イ 加圧式消火器から蓄圧式消火器への変更

ウ 町会・地域防災組織等が火災に際して使用した消火器の薬剤詰替

エ 新型格納箱への更新

オ 耐用年数10年を経た消火器の更新

第3節 火災の拡大防止（災害対策・危機管理課、保健福祉部、消防署）

消防力の充実強化を図るため、特に消防団員数の充足及び活動強化、消防水利不足地域の解消等に取り組む。

主な対策として、多様な方法による消防団への入団促進及び装備の充実、事業者と連携した消防水利の確保を推進する。

1 消防活動体制の整備強化

区内の常備消防力は東京消防庁のもとに、1消防方面本部、3消防署、4消防出張所を擁し、ポンプ車、化学車、はしご車、救助車等42台を配備して、災害に備えている。

消防署においては、これら平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図る。

また地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、特別救助隊が配置されていない消防署にあっては、配置された救助資機（器）材を活用し、救助活動を実施することになっている。

震災時は、主要交通機関の寸断、建物倒壊等により交通渋滞が発生し、緊急車両の通行が苦慮されることから、警察等関係機関からの情報収集を図る。

（令和3年5月1日現在）

署	ポンプ車	はしご車	救助車	救急車	空中作業車	その他	合計
丸の内	3	1	0	1	0	7	12
麴町	3	1	1	1	1	7	14
神田	4	1	0	2	0	9	16
合計	10	3	1	4	1	23	42

2 消防水利の整備

（消防水利の現況→資料集 資料編 資料第11）

東京消防庁として、震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対応するため、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要（避難所等）な地域を中心に防火水槽の設置、河川、海等あらゆる水源の有効活用等の施策及び経年防火水槽の再生や自主防災組織等が利用しやすいよう防火水槽の鉄蓋を整備し、消防水利開発補助金制度の活用について推進する。

また、区は、公共施設及び特殊建築物の整備に合わせた東京都震災対策条例に基づき防火水槽の設置、宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づく防火水槽等の設置対象物や容量規定の制定、区有地等の売却に際して、既存の防火水槽の存置や代替水利の確保を図るなど、消防水利の整備を推進する。

3 消防団体制の強化

(消防団の現況→資料集 資料編 資料第12)

区内消防団は3団8分団で団員数(定員)は370名である。

都市構造、人口動態、職業構成など、都市の特性に対応した勤務地団員(消防団協力事業所)等、消防団員の確保策を推進し、都民に対する防災指導体制の充実を図るとともに消防団組織を強化する

なお、消防団員が、生業において使用する資格(特殊技能団員)を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制の整備、消防団員用MC A無線機を活用した情報収集体制の充実強化を図る。

地元消防署と各消防団の連携協働体制をより一層強固なものとする。

4 消防活動路等の確保

震災時には、建物、電柱等の倒壊により、消防車両等が通行不能になることが予想されることから、消防活動路を確保するため、消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あい道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の埋没化、コーナー部分の隅きり整備などを関係機関と検討するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開について警察署との連携体制を継続する。

5 消防活動が困難な地域への対策

震災時には、道路の狭あいに加え、木造住宅の密集等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。このため、消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプ等の整備、消防団体制の充実等の施策を推進するとともに、消防活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消防活動が困難な地域の解消に努める。

6 地域防災体制の確立

(1) 事業所と防災市民組織等との連携体制

ア 消防署住宅防火推進協議会による安全対策の推進を図る。

① 要配慮者を対象とするきめ細かな防火防災診断の推進及び「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発

② 町会・自治会・事業所等と福祉事業所団体との連携による防火防災訓練を通じた協助(共助)体制づくり

③ 福祉関係者を通じた要配慮者への防火防災意識の普及・啓発

イ 自助・協助(共助)の体制づくりを推進する。

地震時には、同時多発的に火災、救助、救急事象が発生することが危惧されることから、自助の確立、地域コミュニティの助け合いによる協助(共助)の体制づくりを推進する。

ウ 町会・自治会と事業所との災害時応援協定の締結を促進する。

エ 小規模対象物に対する事業所防災計画の作成を推進する。

店舗併用住宅等の防火管理者の選任義務のない小規模な事業所については、事業所防災計画の作成を指導する。

- オ 各業界の組合との防火管理組合に関する協定を締結し、各事業所の安全化を図る。
- カ 自主防災組織等による初期消火用の水源として消火栓・排水栓等の活用を図る。

(2) 合同防災訓練の実施

- ア 実践的な防火防災訓練の指導を実施する。
 - ① 消防機関、災害時支援ボランティア、防災区民組織及び事業所の自衛消防組織等が協力して行う連携訓練の推進
 - ② 要配慮者の対応を取り入れた防火防災訓練を推進
 - ③ 自力避難可能な高齢者の防災行動力向上策の推進
 - ④ 消防少年団等の若年層が主体となった防火防災訓練を推進する。
- イ 防災会議を通じた合同防災訓練を推進する。
 - ① 要配慮者の実態に応じた防火防災訓練を実施し、災害時の防災行動力の向上を図る。
 - ② 地域において要配慮者の対応を取り入れた防火防災訓練を実施し、地域全体の防災行動力強化の推進

7 避難行動要支援者に対する地域協力体制

(1) 避難行動要支援者名簿部分による情報管理・共有

避難行動要支援者（①65歳以上の者のみで構成される世帯、②介護保険法〔平成9年法律第123号〕第7条第1項に規定する要介護状態区分3、4又は5、③身体障害者福祉法施行規則〔昭和25年厚生省令第15号〕別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表1又は2級、④東京都愛の手帳交付要綱〔昭和42年3月20日42民児精発第58号〕に基づく愛の手帳の交付を受けている者、⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律〔昭和25年法律第123号〕に基づく精神障害者保健福祉手帳又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〔平成17年法律第123号〕に基づく自立支援医療受給者証の交付を受けている者、⑥難病の患者に対する医療等に関する法律〔平成26年法律第50号〕及び東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則〔平成12年東京都規則第94号〕に基づく助成を受けている者、⑦その他区長が必要と認める者）は、火災等の災害が発生した場合に自力による避難等が困難である。

このため、避難行動要支援者の人命安全確保のため、平常時から避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、地域と関係機関の間で適切な情報共有を図る。

(2) 避難行動要支援者の安否確認及び救護・救援活動体制づくりの支援

地域ごとに、平常時から名簿を活用した見守り・安否確認体制づくりや避難行動要支援者対策を支援し、いざという時の援護・救援体制を構築する。

第4節 有毒物・危険物等の安全化（警察署、消防署）

（危険物施設等の現況→資料集 資料編 資料第13）

（危険物施設等の現況（石油関連）→資料集 資料編 資料第14）

有毒ガス等の高圧ガス、放射性物質及び毒物劇物等は今日、製氷、冷凍、燃料、医療、教育等の分野に幅広く利用されている。しかし、これらの保管施設がひとたび地震によって破壊された場合には、その引火性、爆発性、毒性などによる二次災害を誘発し多大の被害をもたらすことは明らかである。

このため、本節では高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等の各保管施設に関する施策について明らかにする。

1 高圧ガス保管施設

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 2 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。 3 避難区域内への車両の交通規制を行う。 4 避難路の確保及び避難誘導を行う。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	高圧ガス取扱事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

2 放射線使用施設

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 対象施設等の実態把握に努めるとともに施設の管理者等との連絡体制の確立を図る。 2 施設周辺における住民の避難誘導體制を確立する。 3 教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

3 危険物等の輸送の安全化

石油類、高圧ガスを一定量以上に輸送する場合、走行車両は、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等防災資材・器具等の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、関係官庁による路上取締りを毎年定期的を実施する。なお、危険物積載車両については、常置場所において立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。

また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

- (1) タンクローリーについては、立入検査を適宜、実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。
また、指導にあたっては、隣接各区と連絡を密にし、安全指導を進める。
- (2) 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づいて関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
- (3) トラック等の危険物を運搬する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。
- (4) 「危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

第5節 文化財の防火対策（災害対策・危機管理課、子ども部、地域振興部、消防署）

（文化財施設の現況→資料集 資料編 資料第15）

1 事業計画

（1）全般計画

- ア 文化財が重要な国民的財産であることを普及徹底させるための措置を講ずる。
- イ 指定建築物の内外における火気、喫煙等の禁止、措置及び消防上必要な消防用設備等の設置を指導推進する。
- ウ 文化財の災害予防のため消防法に基づく消防用設備等の設置を推進する。
- エ 早急に自衛消防組織を編成させるとともに搬出用具等を整備するほか、災害予防に関して関係機関と常に密接な連絡を図るよう指導する。

（2）実施計画

毎年1月26日を「文化財防火デー」として学校教育、社会教育を通じて文化財の防火運動を推進し、文化財に対する認識を高揚させる。

2 消防署による指導

消防署は、管内の文化財産施設の所有者又は管理者に対して、次の点検内容について指導する。

＜点検内容（主要項目）＞

（1）文化財周辺の整備・点検

- ア 文化財の定期的な見回り・点検
- イ 文化財周辺環境の整備・整頓

（2）防災体制の整備

- ア 防災計画の作成
- イ 巡視規制や要領の作成等

（3）防災知識の啓発

- ア 国、都、区等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
- イ ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ

（4）防火防災訓練の実施

（5）防災設備の整備と点検

外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備

（6）緊急時の体制整備

消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

第4章 情報通信の確保

発災直後からの情報収集・伝達活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

第1節 防災センターの機能（災害対策・危機管理課）

区は、平成19年度の新庁舎移転に伴い、災害時の情報収集・伝達態勢の一層の充実を図るため、防災センターを新設した。主な機能は以下のとおりである。

1 高所カメラ

- (1) 用途…火災発生時の現場確認、災害時の地域の状況把握、その他事故等での状況把握
- (2) 台数、カメラ設置場所…2台、屋上通信鉄塔最上部の北東・南西 地上150m
- (3) 映像記録…24時間連続3ヶ月分（HDDレコーダーによる）
- (4) 画面表示…防災情報室、区災害対本部、防災機関連絡室
災害対策・危機管理課事務室
- (5) 映像配信…リアルタイム映像をインターネット配信
東京都防災センターに映像配信（平成24年2月～）

2 地震計ネットワークの整備

都では、広域的な地震被害の分布を把握するため、各区市町村に計測震度計を設置し、地震計ネットワークを計画的に整備している。

地震計ネットワークは、大震災時に都内各地の震度情報を東京都防災センターに集約し、激甚な被害地をいち早く特定するとともに、各防災関係機関に情報を提供することにより、速やかな初動体制の確立を図ることを目的としている。

区は初動対応の迅速化を図るために平成9年10月計測震度計を整備し、都の地震計ネットワークと連動させた。

平成19年度の新庁舎移転に伴い、旧本庁舎から富士見みらい館へ移設しており、平成30年度には、機器の更新を行っている。

第2節 危機管理情報の共有化（災害対策・危機管理課）

区は、職員に対する危機管理情報の提供と共有化を図るため、庁内LANシステムやメールの活用に向けた取り組みを推進する。

第5章 救援・救護体制の強化

発災直後からの救援・救護活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

第1節 災害活動体制の整備（災害対策・危機管理課、政策経営部）

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、その主力となる活動要員の確保と発災初期における対応が極めて重要である。

このため、職員行動マニュアルを作成・配付している。

1 活動庁舎の整備

区本庁舎の概要

(1) 規模・設備等

項 目		本庁舎
構 造		鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
		地下3階 地上23階（区庁舎は10階まで）
面 積	敷 地	約 4,258 m ²
	延 床	約 60,000 m ² うち区所有面積 約 24,500 m ²
竣 工 年 月 日		平成19年2月竣工

(2) 平常時の設備

項 目		本庁舎
電 気 設 備		特高受変電設備 3000KVA×3 契約電力 22KVスポットネットワーク 3回線
		特別高圧変電設備1ヶ所 高圧電気室4か所
給 水 衛 生 設 備		上水と中水、濯水の3系統
		上水受水槽 22.5 m ³ 2基 中水受水槽 56 m ³ 雨水再利用槽 20 m ³

(3) 非常時の設備

		非常時用の設備	備 考
電 気 設 備		非常用発電設備 本庁舎 1,750KVA × 2 台 発電のためのA重油備蓄量 本庁舎 50Kℓ×2 基	○ 停電時、庁舎の重要施設（中央監視室、防災センター）等へ無給油で、おおむね3日間の電力供給が可能。 ○ 非常用発電機は、起動後約40秒で電圧確立し発電能力の範囲内で順次電力の供給を開始。
給水衛生設備	飲 用 水	上水受水槽有効貯水量・約 45 m ³	利用可能日数 おおむね7日間 （庁舎の使用状況により日数は変化）
	トイレ等の洗 浄 用 水	中水備蓄槽有効貯水量・約 56 m ³ 非常時雨水・井戸水利用可	利用可能日数 おおむね7日間 （庁舎の使用状況により日数は変化）

2 職員住宅の整備

勤務時間内の災害については、直ちに震災対策編 第2部第1章第1節に定める活動態勢を確保できるが、夜間・休日における災害については職員の確保が本区の最も重要な課題である。

そのため、区では職員住宅を設置し、夜間・休日において迅速に活動できる職員の確保に努めている。

なお、平成26年度から令和2年度までの間に、民間賃貸住宅の借上げによる新たな職員住宅を45戸確保した。今後も計画的に職員住宅を確保していく。

令和2年4月1日現在 借上職員住宅45戸 直営職員住宅35戸

3 職員の確保

(1) 夜間・休日等の情報連絡体制

夜間・休日等における災害については、職員を確保する体制の整備が必要である。

このため、管理職及び災害情報対策員による警戒待機を行うとともに、職員参集基準に基づき職員の確保に努める。

(2) 職員の適切な配置及び勤務態勢の適正化

大規模地震時には、膨大な対応業務が発生するため、一部部署や職員への過剰な負担等が発生する可能性がある。

このため、職員の適切な配置や勤務態勢の適正化に向けて、交代要員の確保や柔軟な職員配置の変更等が可能となる体制の構築に努める。

4 職員行動マニュアルの作成

応急対策の実施にあたっては、本部組織による分掌事務によりそれぞれ責務が定められているが職員の参集状況や被害状況によっては、職員の弾力的な配置など、現場で臨機に対応することも必要となる。

災害時に、職員が対策活動を十分に果たすためには、各自がその役割を平時から十分に理解しておくことが必要である。このため、災対本部において、おのこの役割を把握するため、平成18年3月に職員行動マニュアルを作成した。

5 職員救命講習会の実施

区は、災害対応活動に従事するため、すべての職員が最低限の救命応急処置を実施できるようにすることを目的とし、平成15年度から救命講習会を実施している。講習では自動体外式除細動器（AED）の取り扱いも学び、職員全員がAED従事者になることを目指す。

6 自動体外式除細動器（AED）の配備

自動体外式除細動器（AED）は、平成16年7月から医療従事者以外の一般市民でも操作できるようになり、空港や学校、球場、駅などの公共施設に設置された。

区では、平成17年4月から学校、出張所等の区関連施設にAEDを配備し、いざというときの救命体制の構築に努めている。

（AED配置場所一覧→資料集 資料編 資料第16）

第2節 緊急輸送路ネットワークの整備（環境まちづくり部、都）

震災対策編 第2部第5章第1節に準ずる。

災害応急対策活動において、救援物資、要員等の緊急輸送の果たす役割は極めて重要であるため、緊急輸送路ネットワークの整備に努める。

詳細は、震災対策編 第2部第5章第1節を参照。

第3節 避難所等・物資等の整備（災害対策・危機管理課）

災害時における飲料水・食料等の確保は、り災者の生命維持を図る上から極めて重要なことである。飲料水の確保については、「震災対策における都、区間の役割分担」により、浄水場等から給水拠点までの輸送は都が対応し、給水拠点から区民に対する給水は区が実施することになっている。

食料・水・生活必需品については、発災直後の長距離輸送は困難と予想されるため、発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応する。区は都と役割分担を整理したうえで、発災後3日間で必要となる食料・水・生活必需品を確保する。

なお、約85万人の昼間人口を抱える千代田区では、昼間発災した場合、企業等の帰宅困難者が多数発生する。そこで、区は企業に対し、企業としての社会的責任や従業員の安全確保という観点から防災対策の促進を強く求めている。また、都に対しては帰宅困難者対策の推進を要望するとともに、連携して対策を進めていく。

本節においては、避難所等、飲料水、食料、生活必需品等の確保について、その施策を明らかにする。

1 避難所等の整備

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所

平成25年6月に改正された災害対策基本法において、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別された。災害対策基本法で規定された指定緊急避難場所と指定避難所の定義は以下のとおりである。

種 別	機 能 な ど
指定緊急避難場所	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所。 ○異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を区長が指定する。
指 定 避 難 所	○災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。 ○以下の基準を満たす施設を区長が指定する。 ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 ・速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能な建築物であること。 ・想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。 ・車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

区は災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所について、災害の種類（「洪水」、「崖崩れ」、「地震」、「高潮」、「内水氾濫」）ごとに整理している。但し、各指定緊急避難場所、指定避難所の呼称は区民・事業者の混乱を避けるため、従来どおり「災害時退避場所」、「避難所」、等の整理とする。

(指定緊急避難場所・指定避難所の指定基準→資料集 資料編 資料第4)
(指定緊急避難場所・指定避難所等一覧→資料集 資料編 資料第5)

(3) 避難所等の体系

区は、発災時の避難者の安全の確保・生活基盤の提供、保健衛生の確保、情報提供支援等のため避難所と緊急避難場所を整備している。区で整備している避難所等の種別は以下のとおりである。

【避難所等の種別】

種 別	機 能 な ど
避 難 所	○災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。 ○避難所は緊急避難場所の機能を併せ持つ。 ○上述した指定避難所はこれを指す。
緊急避難場所	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所。 ○異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。 ○上述した指定緊急避難場所はこれを指す。
災害時退避場所	○大規模災害等が発生した場合、建物内でも危険を感じる場合や屋外にいた場合に、災害直後の危険や混乱を回避し、身の安全を確保するための一時的な退避場所。 ○災害時には、帰宅困難者一時受入施設の開設状況や公共交通機関の運行情報など地域の情報提供を行う。 ○皇居外苑、北の丸公園、皇居東御苑、日比谷公園、外濠公園、真田堀運動場を指す。
福祉避難所	○主として高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者を滞在させるための施設。 ○避難所の基準に加えて下記の条件を満たすこと。 ・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。 ・災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること。 ・災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
自主避難所	○区が発令する避難指示等によるものではなく、河川の増水や内水氾濫、暴風の発生等災害発生のおそれの高まりを受け、住民が自己の判断で身の安全を確保するため、早期にかつ一時的に避難する場所。 ○主に台風等の風水害が予見される場合に開設される。 ○区内6出張所（麴町出張所、富士見出張所、神保町出張所、神田公園出張所、万世橋出張所、和泉橋出張所）を自主避難所として位置付けている。

(4) 近年の大規模地震から得た教訓を踏まえる

ア 区は、平成23年3月に発生した「東日本大震災」や平成28年4月に発生した「熊本地震」等の近年の大規模地震から得た教訓を踏まえ、早急に避難所の整備に取り組み、現在区内15箇所に避難所運営協議会を設置し、避難所防災訓練を実施している。避難所運営協議会の活動においては、男女平等参画や実際の災害時の実働の観点から、女性や青年の参画の促進に努めている。

イ 区は、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、避難所となっている区立小・中学校については児童・生徒分として3日分の飲料水・食料等を備蓄するほか、全ての避難所・福祉避難所を対象に毛布、ガス発電機、携帯トイレ、マンホールトイレ等の配備を進めている。なお、要配慮者対策として、介護食やおむつ、粉ミルク等を各避難所に配備している。

ウ 区は、東日本大震災を踏まえた防災対策の見直しとして、女性の視点に配慮した備蓄物資（着替え・授乳などのプライバシー確保用テントなど）、動物救護所でのペットとの同行避難に対応する備蓄物資（ペット用ケージなど）の整備をした。また、区と医師会で医療救護所の医療セットの見直しを行う。さらに福祉避難所がその機能を確保できるよう、必要な資機材の整備を行う。

(5) 感染症流行期に対応した備蓄物資の整備

区は、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症流行期における避難所での感染症対策として、全ての避難所・福祉避難所を対象にパーティション、防護服、マスク、消毒液等の感染症対策物資の整備を進めている。

(6) 今後取り組むべき課題

ア 避難所の夏季・冬季対策

区は、平素から各避難所に燃料や発電機を配備する等、電源の多重化による停電対策を講じている。また、災害時における燃料等の優先供給に関する協定に基づき、燃料の供給を優先して受ける。この上で、区は、電気製品供給に関する協定の締結を目指し、避難所施設として夏季・冬季の別にも対応できる態勢づくりに取り組む。

イ 避難所が不足した場合への対応

区は、被災者（要配慮者も含む）の増大等により避難所が不足する場合に備え、民間ホテル等との避難者の受入れに関する協定の締結を進めている。

ウ 避難所への食料・飲料水の供給

区は、避難所へ円滑に食料・飲料水等を供給するため、各メーカー等との物品の供給に関する協定の締結を目指す。

エ 福祉避難所への物資・器材の備蓄

福祉避難所として必要な物資・器材の整備を図る。

【主な配備器材】

- ・簡易ベッド、洋式ポータブルトイレ、担架、パーティション
- ・車いす、歩行器、杖等移動介助用品
- ・介護用品、衛生用品 等

オ 広域一時滞在への対応

区は、避難所が広域一時滞在の用にも供することを踏まえ、他区市町村から被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定するよう努める。

2 飲料水、生活水の確保

(災害時に東京都から貸与中の応急給水資器材が設置可能な消火栓位置図

→資料集 資料編 資料第17)

(飲料水確保状況一覧表→資料集 資料編 資料第18)

(給水資器材配備一覧表→資料集 資料編 資料第19)

(1) 区の計画

ア 給水計画の策定

区は、給水拠点から住民に対する給水計画を策定する。

イ 飲料水の確保

飲料水は、区で備蓄している備蓄水や区内3箇所に設置した応急給水槽（都）から供給を受けるほか、避難所付近のあらかじめ都が指定した消火栓等から、区が応急給水を行う。

※応急給水槽は東京都総務局及び水道局で所管。

(2) 公共施設の井戸整備

生活する上で欠かせない生活用水を確保するため、区立小・中学校等に災害対策用井戸を平成8年度～9年度に、公園等に災害対策用井戸を平成10年度～12年度に年度計画で整備してきた。

(3) 民間井戸の登録

生活用水を確保するため、区内事業所・家庭にある自家用井戸を所有者の協力のもと、災害時協力井戸として登録を行い、近隣住民が災害時に使用できるよう整備する。なお、補修の必要な井戸については、区で手押しポンプ等の補助をする。（平成8年度指定開始。令和3年10月1日現在14カ所指定。）

3 食料の確保

(避難所・福祉避難所・自主避難所における備蓄食料一覧表→資料集 資料編 資料第20)

区が開設する避難所には、各避難所の地域ごとの避難者数に応じて3日分の食料を備蓄する。また、東京都米穀小売商業組合千代田支部や麺類及び各協同組合と食料の供給に関する協定を締結している。

地域防災組織と東京都米穀小売商業組合千代田支部の協力を得て、炊き出し体制を整え、4日目以降（都福祉保健局基準）は、原則として米飯による炊き出しを実施するほか、麺類及び各協同組合の千代田区管内にある各支部の協力を得て、麺類等の給食を行う。

なお、食料については消費期限があることを踏まえ、定期的な点検・更新など備蓄食料の管理を実施する。

4 生活必需品の確保

(避難所・福祉避難所・自主避難所における生活必需品備蓄物資・資器材配備一覧表
→資料集 資料編 資料第21)

被災者に対する生活必需品等については、都・区間の役割分担に基づき、主に都が備蓄、調達により確保し、区民への配布は、区があたることになっている。

しかし、発災当初の道路障害物除去の状況によっては、都からの搬送が遅れることが予想されるので、区としても、要配慮者を対象に、毛布等を備蓄するほか、被災者の救援救護に必要な資器材を備蓄又は調達により確保している。

今後、区は都と役割分担を整理したうえで、発災後3日間で必要となる生活必需品を確保する。

5 情報提供用資機材の確保

避難所での情報提供を行ううえで、必要な資機材を整備している。

(令和3年10月1日現在)

品名
ホワイトボード
ラジオ
トランジスタメガホン

6 応急対策用資器材の確保

区が災害応急対策を実施するうえで、必要な資器材を整備している。

(令和3年10月1日現在)

品名	品名
発電機	組み立てテント
投光器材	担架
給水タンク	簡易寝台
ノーパンク自転車	リヤカー
マンホールトイレ	救護車
	炊き出し資材一式

7 備蓄倉庫の建設

(備蓄倉庫一覧表→資料集 資料編 資料第23)

食料、生活必需品等の救援物資、給水用その他の資器材等を備蓄するために必要な備蓄倉庫を、原則として、今後建設、改修される区施設全てに併設していくこととし、そのための指針を定める。

総合設計制度等の活用により、民間企業に防災スペースの設置・協力を依頼し、帰宅困難者等対策用の備蓄物資や避難所用の補完物資を整備している。

避難所の備蓄倉庫については、食料や最低限の生活必需品等を被害想定人員に応じて備蓄している。

なお、新たに建設されるマンションにおいては、発災後3日間の自立した生活が可能な応急食料等を備蓄できる倉庫の設置を促す必要がある。

また、区立施設（区立の保育園、こども園、認証保育所等、幼稚園、小・中・中等教育学校、児童館・学童クラブ、福祉施設・高齢者施設、出張所等）には、利用者用の物資についても備蓄する。

避難所以外の区の施設に利用者が留まった場合、物資の配付等は各施設の職員が対応する。

第4節 救助・救急体制の整備（警察署、消防署）

震災時には、火災や建物・ブロック塀の倒壊、落下物等により、多数の救助・救急事故が発生することが予想される。このような事例に対処するため、関係防災機関においては、必要な救助・救急体制の強化を図る必要がある。

1 救助体制の整備

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 2 救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引継ぐ。 3 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 4 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 5 東京消防庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。

※東京消防庁における救助・救急体制の整備は千代田区に限定していないことから、ここでの記載は省略する。

2 区民の自助・協助（共助）救護能力の向上

(1) 救出・救護体制の強化

地域防災組織における防災リーダーの育成及び訓練を実施し、地域の防災力を高める。

主な対策として、防火防災訓練、救命講習等による都民の救出・救護訓練能力の向上、地域と事業所との連携強化を推進する。

(2) 応急救護知識、技術の普及

震災時には、広域的又は局地的に救助事象が同時多発することが予想されることから、区民自らが、適切な応急救護措置を行える能力を身につける必要がある。

このため、防火管理者、自衛消防隊員を始めとして地域防災組織等の救出救護班員及び一般区民に対し、救助・救急班が軽傷者に対し処置できるよう応急救護知識、技術に関する普及、啓発活動を積極的に推進する。

(3) 消防団の救護活動能力の向上

消防団が使用する救出救護資器材等の装備助成を強化するとともに、活動拠点となる資器材格納倉庫等の確保を支援する。

また、消防団と地域防災組織及び災害時支援ボランティア等の連携を一層強化するため、消防団員と地域住民等が一体となった救出救護訓練を推進し救出救護能力の向上を図る。

(4) 消防団に対する助成

区は、消防団に対して救出救護用資器材の装備助成とともに、運営費の補助等の支援を行う。

第5節 応急医療体制の整備（災害対策・危機管理課、地域保健担当、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、都）

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な応急医療体制を事前に整備する。

1 初動医療体制の整備

(1) 医療救護体制整備

ア 情報連絡体制等の確保

(ア) 災害時における医療救護を迅速に行うために、千代田保健所に医療救護活動拠点を設置し、区内の被害状況や、医療機関の活動状況、被害状況などを集約し、状況を区災害対策本部、東京都及び医療対策拠点へ報告する。

※医療救護活動拠点

区が、発災後、医療救護所の応急救護や在宅療養者の医療支援に関して、調整情報交換を実施する。

※医療救護所

千代田区地域防災計画に基づいて、応急医療の救護活動を実施する場所。

【医療救護所の種別】

種 別	内 容
緊急医療救護所	発災直後から超急性期の概ね 72 時間に、区が指定した災害拠点病院等（注）の近接地等に設置し、傷病者のトリアージや応急処置・応急手当を行う医療救護所。
避難所医療救護所	急性期以降（概ね 4 日目以降）に、区が避難所に設置する医療救護所。

注：緊急医療救護所を設置する災害拠点病院等は、日本大学病院、三井記念病院、三楽病院、東京通信病院、九段坂病院及び半蔵門病院

※医療対策拠点

都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所。千代田区が含まれる区中央部二次保健医療圏では、日本医科大学付属病院に設置される。

(イ) 区内医療機関の被害状況、活動状況を迅速に把握できるよう、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会（以下、「医師会等」という。）との連絡網を整備し、東京都や区内病院と情報連絡体制を構築する。また、消防機関に対しても可能な限り情報を提供することで、連携体制を構築する。

(ウ) 区は、集約した被害状況、医療機関の活動状況等を千代田区災害医療コーディネーターに報告する。

※千代田区災害医療コーディネーター詳細は、「2. 千代田区災害医療コーディネーターの設置」参照

イ 医療救護活動の確保

(ア) 区は、千代田区内で震度 6 弱以上の地震が発生したときは、医師会等に医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班（以下、「医療救護班等」という。）の医療救護所への派遣を要請することができる。

(イ) 区は、指定した災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置する場所を確保する。

緊急医療救護所：区が指定した災害拠点病院等の近接地等6か所

(ウ) 区は、区内避難所等に避難所医療救護所を設置できる場所を確保する。

避難所医療救護所：一般避難所7か所、福祉避難所7か所（うち妊婦避難所1か所）

（震災対策編 第2部 第8章医療救護等対策 第1節応急医療救護体制 6 医療救護所の設置場所及び担当救護班）

ウ 負傷者等の搬送体制の確保

医療救護所等で対応困難な重症者等については、災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院（以下「災害拠点病院等」という。）への搬送を区が行うほか、都に依頼する。

【災害拠点病院等】

指定区分	説 明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院)
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 (救急告示を受けた病院等で都が指定する病院)
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

※地域災害拠点中核病院は日本医科大学付属病院、地域災害拠点病院は日本大学病院及び三井記念病院

エ 医療救護体制の見直し

的確な医療救護活動を行うため、防災訓練等を通じて医療救護体制を見直し、活動方法・内容の充実を図る。

（災害時の医療救護活動についての協定書→資料集 例規・協定編）

2 千代田区災害医療コーディネーターの設置

区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために、医学的な助言を行う千代田区災害医療コーディネーターを設置する。

災害時には、地域災害医療コーディネーター（東京都が指定）と連携し、医療資源の配分調整や収容先医療機関の確保等を行う。

(1) 役割

ア 医療救護活動等を統括・統制するために必要な医療情報を集約・一元化し、医療救護活動等に関する医学的助言を行う。

イ 平時から、区の医療連携体制に関する医学的助言を行う。

ウ 東京都地域災害医療コーディネーターや圏域内の区コーディネーター等関係機関との情報連絡体制を構築する。

(2) 職務

ア 医療救護班の活動に関すること

- イ 医療情報の収集提供に関すること
- ウ 収容先医療機関の確保に関すること
- エ 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること

3 医薬品・医療資機材等の確保

(1) 医薬品・医療資機材等の備蓄整備

緊急医療救護所で使用する医薬品・医療資器材等は、「大規模災害発生時における緊急医療救護所の設置等に関する協定書」に基づき、区が指定した災害拠点病院等で保管する。また、避難所医療救護所等で使用する医薬品・医療資機材等は、千代田区役所ほか区有施設に整備している。今後も災害用医療資器材の備蓄を点検し、必要な医薬品・資器材等の配備を充実させ、発災から概ね4日目以降に必要な医薬品等の備蓄に努めるものとする。

(医療資材等配備一覧表→資料集 資料編 資料第22)

(2) 医薬品等の調達

区は、必要により千代田区薬剤師会との間で締結した協定（災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書→資料集 例規・協定編）に基づき調達する。

さらに不足する場合には、都に対し備蓄の供出を要請するとともに、医薬品等の卸売販売業者から調達をする。区は、医薬品卸売販売業者との間で締結した協定に基づき医薬品を購入する。

(3) 災害薬事センターの設置

区は発災後速やかに、薬剤師会と連携し保健所内に災害薬事センターを設置する。災害薬事センター長（＝災害薬事コーディネーター）は地域災害医療コーディネーター・千代田区災害医療コーディネーターに、区内の医薬品需給状況等、薬事に関する情報を報告するとともに、薬事に関する相談に応じる。

4 千代田区災害医療連携会議の設置

大規模な災害の発生に備え、関係機関が連携した実効性の高い医療救護体制の構築を図るため、連携会議を開催する。

- (1) 災害時における医療救護活動に関すること。
- (2) 災害時における関係機関との協力体制に関すること。
- (3) 災害時における傷病者の搬送体制に関すること。
- (4) 医薬品及び資器材等の備蓄に関すること。
- (5) 関係機関との合同訓練に関すること。
- (6) 連携会議に会長を置き、区長をもって会長に充てる。また、副会長は会長が委員の中から指名する。
- (7) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (8) 連携会議の庶務は、保健福祉部地域保健課において処理する。

第6節 区施設の停電対策（災害対策・危機管理課）

災害発生時には、非常用発電設備用の燃料の調達が極めて困難な状況となる。このため、区は、事業者との災害時における燃料等の優先供給に関する協定や災害時における給電車両の提供に関する協定等に基づき、円滑な供給を受ける。また、避難所等には、災害発生時にも供給が期待できる中圧導管からの都市ガスによるコージェネレーションシステムの導入による電源の多重化を進めるとともに、平素から発電機や投光器、蓄電池を配備する等の停電対策を講じている。

第7節 要配慮者及び避難行動要支援者対策・事前対策（災害対策・危機管理課、保健福祉部、地域振興部、まちみらい千代田）

災害が発生した場合、住民は情報を迅速かつ的確に把握し、生命及び財産を自ら守るために安全に避難するなど、適切な防災行動をとる必要がある。

しかし、要配慮者（ひとり暮らし高齢者・要介護者・障害者・腎透析患者・在宅難病療養者・妊産婦・乳幼児・外国人等）にとって適切な防災行動をとることは容易ではない。高齢化の進展など地域の特性を考慮すると、今後も要配慮者が増加する傾向にあることを十分認識し、協力の理念を踏まえた総合的な要配慮者対策を構築し、災害の犠牲になりやすい人々の環境整備や支援等により、安全確保を図ることが不可欠である。

本節では、災害時における要配慮者の安全対策や福祉施設等の安全対策について定める。

1 地域における安全体制の確保

災害時において要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするには、次のような施策の推進を通じて地域防災組織や地域住民による協力、連携体制を平常時から確立しておく必要がある。

(1) 定義

要配慮者：発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。

避難行動要支援者：要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。具体的には、地域防災計画で定める避難行動要支援者名簿の範囲に該当する者。

(2) 防災知識の普及啓発

ア 安心生活見守り台帳の整備

区は、日常的な地域の見守りや異変時の緊急支援、災害時救援・安否確認体制を強化するため、高齢者や障害者等を対象に「安心生活見守り台帳」を整備し、制度の内容や登録方法について普及啓発を行っている。

イ 外国人向け防災パンフレットの作成等

区は、外国人を対象に、防災パンフレット「日本で暮らすあなたのための防災のポイント in Japan」を作成し、地震等に対する防災意識の普及啓発を行い、その安全確保に努めてきたところである。

今後もより一層内容の充実を図るとともに、災害時に情報不足から外国人が災害弱者とならないよう、区内大学等と災害時における通訳ボランティア等の協力協定を検討していく。

ウ 防災訓練の充実

区は、避難所防災訓練の実施にあたって、地域防災組織や地域住民を中心とした要配慮者に対する訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

(3) 救急通報システムの整備

区は、平常時の福祉・救急対策事業として、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、重度の心身障害者等の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムを整備してきたところであるが、震災発生時においても、活用を図るよう努める。

(4) 避難行動要支援者に対する地域連携体制の充実

避難行動要支援者に対して、発災時に迅速、的確に対応を行い、かつ発災後の被害を最小限に食い止め、避難行動要支援者の生命と安全を守るためには、災害時に臨機に対応できるよう、平時から避難行動要支援者安否確認や避難介助などの体制づくりを図るなど、地域に根ざした対策が必要である。

平成25年6月災害対策基本法が改正され、基礎的自治体の避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。区では先行して、平成23年度から災害時要援護者名簿と高齢者見守り台帳を一本化し、「安心生活見守り台帳」を整備している。この台帳情報をもとに、災害時等に特に救援を要すると区が判断した者のうち、関係機関への情報の外部提供に同意した者を、避難行動要支援者名簿に掲載している。地域では平時から名簿を活用した見守り活動を実施しており、今後も地域住民、区、防災関係機関、医療機関、ボランティアなどの連携を深め、地域連携体制を充実していく。

なお、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府防災担当 平成25年8月）において、地域防災計画において定める必須事項が示されている。これについては、以下のとおり定める。

項 目	内 容
避難支援等関係者となる者	消防関係者、警察関係者、民生・児童委員、自主防災組織（町会）関係者、千代田区社会福祉協議会
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	千代田区に住民票があり、実際に住んでいる者のうち次のいずれかに該当する者 ・65歳以上で一人暮らしの者または65歳以上の者のみで暮らしている者 ・介護保険における要介護3～5の認定を受けている者 ・身体障害者手帳1～2級の交付を受けている者 ・愛の手帳の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者 ・難病の患者に対する医療等に関する法律及び東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に基づく助成を受けている者 ・その他、区長が必要と認める者

名簿作成に必要な個人情報	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、緊急連絡先、名簿情報の外部提供についての同意の有無
個人情報の入手方法	名簿掲載対象者からの申告情報に基づく。
名簿の更新に関する事項	年2回以上の更新を実施する。
名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために区が求める措置及び区が講ずる措置	・区の個人情報保護条例に基づき、厳重に管理する。 ・外部機関に情報を提供する際は、提供先と覚書を締結し、個人情報漏えい防止順守を徹底する。
避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	・避難勧告等の伝達に当たっては、必要な情報を分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝える。 ・多様な手段を活用した情報伝達を実施する。
避難支援等関係者の安全確保	・資器材の確保、情報伝達体制の整備等により避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、令和3年5月に災害対策基本法等の改正により、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府防災担当 平成25年8月）が改定され、基礎的自治体により自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者の避難支援等を実施するための計画である個別避難計画の作成に関する努力義務の規定が設けられた。

区は今後、地域における災害リスクの状況や、避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から個別避難計画の作成を進めていく。

(5) マンション対策

マンション内での協力が機能するよう（公財）まちみらい千代田を通じて、マンション防災計画の策定を積極的に働きかけていく。

マンション防災計画の策定にあたっては、マンションの管理組合や理事会等にマンション防災アドバイザーを派遣し、具体的な内容の検討を行う。

2 福祉施設等の安全対策

区では、高齢者や障害者等が利用する福祉施設等の安全性や快適性を確保するため、「東京都福祉のまちづくり条例」及び「千代田区福祉のまちづくりに係る共同住宅整備要綱」等に基づき施設の整備を行ってきたところであるが、今後も災害時の安全や避難確保をより一層推進するため、地域防災組織や地域住民など地域との連携等により施設自体の防災行動力の向上を図っていく。

(1) 福祉施設等と地域との連携

災害時の施設入所者や来所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠である。そこで、区は、施設と町会、周辺地域の事業所等との間で災害時応援協定等を締結することなど地域との連携を進めていく。

(2) 防災教育の充実

区は、「福祉施設等の防火安全対策指導基準」に基づき、各施設の防火管理対策の徹底を図り、総合的な自衛消防力の向上を図っていく。

(3) 福祉施設における防災計画の策定

施設ごとに、平時から状況に応じた施設防災計画を策定し、災害時に迅速に応急対策が行えるよう備える。

(4) 防災訓練の充実

区では、福祉施設で防災計画に基づき実施する自衛消防訓練の時に、消防署の協力・指導により地震を想定した訓練を行い、適切な避難行動を習得できるよう訓練の充実に努めていく。

(5) 物資の備蓄

福祉施設等利用者の帰宅困難に備えた備蓄物資を配備し、施設内の防災体制を整備する。

第6章 震災に強い地域コミュニティの形成

区民・事業所・行政等が連携し、積極的に地域における相互支援ネットワークづくりに取り組み、震災に強い地域コミュニティを形成する。この地域コミュニティは、風水害等の他の災害にも活かされるものである。

第1節 基本的考え方（災害対策・危機管理課）

千代田区は、平成18年3月に「千代田区災害対策基本条例」を公布・施行し、区民、地域防災組織、昼間区民、事業所、帰宅困難者、大学等の具体的な責務とともに、互いに連携して防災活動に取り組む事を定めた。

特に同条例で新たに示された千代田区独自の理念である「協助」は、町会や地縁等の地域コミュニティである一般的な「共助」に加え、事業所、大学、帰宅困難者等も含めたより広い概念を示すものである。

「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として連携し、震災時には手を結び合い、助け合う社会システムの構築を図る（協助の理念）。

（千代田区災害対策基本条例→資料集 例規・協定編）

第2節 区民と事業所の役割（災害対策・危機管理課）

1 区民の役割

区民は、「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、次の措置をとることが必要である。

- (1) 日頃から出火の防止に努める。
- (2) 消火器など初期消火に必要な防災用品を準備し、その取扱いを習熟するように努める。
- (3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止を図る。
- (4) あらかじめ各家庭で3日分の水・食料、携帯トイレ、常備薬、お薬手帳、携帯ラジオやマスクなどの備蓄をするとともに、非常用バッテリーの確保や家庭用燃料電池を導入するなど電力供給が途絶えた場合に備えて準備をする。
- (5) 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法などを決めておく。
- (6) 区や町会などが行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- (7) 町会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- (8) 避難行動要支援者がいる家庭は、できるだけ事前に安心生活見守り台帳に登録する。
- (9) 区内で一定規模の災害が発生した場合、町会の役員等は避難所など、あらかじめ定められた場所に参集して情報交換できるようにルール化する。
- (10) マンション居住者は、マンションごとに防災計画を策定し、災害時の役割や安否確認等が実施できる体制を整える。
また、マンション内での防災訓練を定期的の実施するとともに、避難所や町会等が実施する防災訓練にも積極的に参加する。
- (11) 区民の安否は避難所で情報を集約し、区災害対策本部と情報共有する。
- (12) 過去の災害から得られた教訓の伝承を行う。

2 事業所の役割

東日本大震災では、災害時の事業所活動の重要性が再認識された。これを受けて都は、「東京都帰宅困難者対策条例」を制定し、事業所に、一斉帰宅の抑制や3日分の企業内備蓄の整備の努力義務を課した。そのため、事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

- (1) 社屋内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備、事業継続計画（BCP:Business Continuity Plan）の策定など事業活動の継続対策
- (2) 従業員の一斉帰宅の抑制と帰宅ルール（段階的帰宅等）の設定
- (3) 3日分の飲料水・食糧、防災資器材の備蓄整備、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- (4) 組織力を活用した地域活動への参加、地域防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立等地域社会の安全性向上対策

第3節 行政・事業所・区民等の連携（災害対策・危機管理課）

1 横に連携した社会づくり

従来の区、事業所、大学、区民、ボランティア等が個別に実施していた震災対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、震災に強い社会づくりを目指して、次の対策の実施を図っていく。

- (1) 区、事業所、大学及び区民との相互支援を協議する場の設置
- (2) 自治体間の相互支援体制の強化
- (3) 区、事業所、大学、及び区民との連携のあり方についての計画等の作成
- (4) 「震災に強い地域コミュニティの形成」をテーマにした講演会実施等の普及啓発

2 地域における防災連携対策の実施

大地震の発生直後には、火災や救急救助活動が同時多発する事に加え、道路の寸断等により各防災機関の組織的な応急活動が実施できなくなることも予想される。したがって、災害の拡大を防止するためには、区民や事業所等が連携して地域の応急対策を速やかに行うことが必要である。

このため、各防災関係機関は震災から地域ぐるみでコミュニティを守っていけるよう、以下の対策について日頃から普及啓発活動を推進し、地域における防災連携体制の確立を促す。

- (1) 地域防災組織、事業所、大学、ボランティア間の連携、協力体制の推進
区は地域防災組織、事業所、大学、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。
- (2) 地域コミュニティの活性化
区は地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加を促すなど地域防災の強化を図る。
- (3) 防災訓練の実施
地域の防災体制を確立するため、各防災機関、地域防災組織、事業所、大学、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視すると共に地域住民が主体となった防災訓練の充実を図る。

3 地域における相互支援ネットワークづくりへの支援

震災時の助け合いを推進するために、区民、町会、企業、大学、学校、文化活動グループ、ボランティア等、地域で活動しているさまざまな団体等が従来の垣根を超えて連携・協力することが求められる。区は、「千代田区災害対策基本条例」の「協助」の理念に立ち、今後も地域相互支援ネットワークづくりを促進していく。

第7章 ボランティア等との連携・協働

ボランティアやNPO、東京都等の関係機関との連携・協働活動を推進する。

第1節 ボランティア・NPO団体との連携（災害対策・危機管理課、保健福祉部、都）

大規模災害が発生した場合、区外から多数のボランティア等が被災地に駆けつけることが予想される。これら参集したボランティア等が混乱なく、効率的・効果的に活動できるよう体制を整備する必要がある。

1 都、東京ボランティア・市民活動センターとの連携

区が災害時にボランティア団体等の協力を求めるためには、平常時からボランティア団体と区あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、ネットワークを形成する必要がある。そのため、区は都と連携し、ボランティア意識の熟成に努めるとともに、「東京ボランティア・市民活動センター」と協議・調整の上、ボランティア団体と連携を図っていく。

都との連携

平常時における連携体制	都と区は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進していく。
災害時の連携の考え方	ボランティア等の支援にあたっては、地域に精通した区が中心になるとともに、都は広域的な立場から区の活動を調整及び補完することを連携の基本とし、被災区と都が密接に連携を図っていく。 区は情報や資器材を提供するなど、直接的に支援するのに対して、都は東京ボランティア・市民活動センターと連携して被災地全体の情報を提供し、コーディネーター等の専門的な人材を確保するなど、広域的に支援を図っていく。

2 都、東京ボランティア・市民活動センターの支援

都は、発災時に東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村との連絡調整、情報収集を図る。

情報を集約した上で、災害ボランティアコーディネーターの派遣や区市町村ボランティアセンターの代替施設確保、資器材の備蓄場所確保、資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整等の支援を行う。

第2節 ボランティアの受入れ体制（災害対策・危機管理課、保健福祉部）

（災害時におけるボランティア活動等に関する協定書→資料集 例規・協定編）

ボランティアの活動は、一定の知識、経験や特定の資格を有するものから、発災直後の帰宅困難者支援、避難所開設後の避難所における炊出しや救援物資の仕分け、配付など多岐にわたる。区は、千代田区社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動支援等にあたるものとする。

1 災害ボランティアセンターの設置

災害ボランティアセンターは、千代田区社会福祉協議会と締結した協定に基づき同協議会が設置・運営を行い、区は同協議会と連携する。

2 ボランティア活動支援

ボランティア活動支援にあたっては、区は、必要な情報の提供や作業用資器材等の備蓄を行うほか、活動中のけがや事故に備えたボランティア保険加入に伴う経費負担を行うなど活動環境の整備を図る。

3 ボランティア受入体制の整備

(1) 災害ボランティアセンターの体制

ボランティア活動は発災直後の応急復旧から復興までの長期間にわたり実施されることから、千代田区社会福祉協議会との協働による災害ボランティアセンターの運営については、長期的・継続的な体制を整備する。

(2) 災害ボランティアセンター運営方針

災害ボランティアセンター運営方針は次のとおりとする。

ア 災害ボランティアセンターは、区災害対策本部の自動設置要件（震度5強以上の地震が発生した場合等）に合わせ、千代田区社会福祉協議会が設置する。

イ 災害ボランティアセンターの本部は、かがやきプラザ内に設置する。また、ボランティアの受付・登録や派遣に係る事務についても、当該施設内で行う。

ウ 災害ボランティアセンターの運営に従事する職員については、区職員、千代田区社会福祉協議会職員、東京都社会福祉協議会等からの派遣職員等をもって構成する。

エ 千代田区社会福祉協議会は、区災害対策本部会議に参画し、区や防災関係機関と連携を図る。

(3) 「災害ボランティアセンター運営マニュアル」の策定

千代田区社会福祉協議会との間で締結した協定の具体的な運用について、同協議会と協議し、同協議会が「災害ボランティアセンター運営マニュアル」を策定した。

(4) 避難所等での受け入れ態勢の整備

避難所等においてボランティアが効率よく活動できるよう、ボランティア派遣要請等に係る情報連絡方法について定めておく。また、地域の中でボランティアを受け入れる体制を整備するとともに、必要に応じて避難所運営マニュアルに反映するよう各避難所運営協議会と協議する。

4 ボランティアによる帰宅困難者支援

千代田区社会福祉協議会と協議して、帰宅困難者支援活動におけるボランティアの役割を位置づけ、災害時には、区や協定団体とボランティアの連携による支援活動を実施する。

第3節 ボランティアの育成（災害対策・危機管理課、保健福祉部、環境まちづくり部）

都、東京消防庁等の各機関では、専門的な知識や経験、資格等を必要とする分野のボランティアについて育成を図っていくこととなっている。このため、今後区において必要とする分野のボランティア団体等の育成を検討する。

1 各種ボランティア団体との連携

災害時のボランティア団体への協力・要請を行うため、平時から各部通常業務の接点を通じて、各種ボランティア団体との連携を図る。

2 専門ボランティアを対象とした講習会

東京都と協力して被災建築物応急危険度判定員の登録名簿を管理し、定期的に応急危険度判定に関する講習会等を実施する。

第4節 災害時における東京都防災ボランティア等の活動（警視庁、消防署、都）

【東京都防災ボランティア等の活動内容】

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防 災 （ 語 学 ） ボ ラ ン テ ィ ア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被 災 宅 地 危 険 度 判 定 士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建 設 防 災 ボ ラ ン テ ィ ア	震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交 通 規 制 支 援 ボ ラ ン テ ィ ア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時 支援ボランティア	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動を実施

第8章 区民等の防災行動力の向上

区民・事業所等が自助・協助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を推進する。また、区民・事業所等が自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒等防止など防災対策に取り組むよう、さまざまな機会を通じて啓発を実施し、区をはじめ各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、防災行動力の向上及び区民・事業者等との連携を強化する。

第1節 区民と事業者の防災意識の高揚（災害対策・危機管理課、子ども部、政策経営部、水道局中央支所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、東京ガス、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、日本郵便）

区民の地震に対する関心は、高まっているとはいえ、必ずしも正しい知識や適切な防災行動力が伴っているとは言い難い。

このような状況の中で「自分達のまちは自分達で守る」という意識をもった災害に強いまちをつくるためには、まず、区民一人ひとりが確固とした防災意識をもつことが重要である。

したがって、区は、今後、都及び防災関係機関と一体となって、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を活用して、地震や防災に関する正しい知識の普及に努めるとともに、地域防災組織への加入や防災訓練への積極的参加を呼び掛け、区民の防災行動力の向上を図るための諸施策を推進していく必要がある。

本節においては、区民の防災意識の高揚を図るため、防災広報の充実、防災教育の充実についての施策を明らかにする。

1 防災広報の充実

区は、これまでも防災対策総合ガイド、防災地図、地震体験車の案内、「広報千代田」防災特集、リーフレットの作成配布、千代田区ホームページ、防災訓練、防災講演会等を通じて防災広報を行ってきた。

しかし、東日本大震災を契機に区民一人ひとりの防災に対する関心は高まっているものの、防災行動力は十分とは言い難い。

そのため、家庭・事業所に対して「あわてて外に出ない」「3日分の物資の備蓄を行う」「家具の固定や建物の補強を実施する」等を、あらゆる機会に繰り返し普及啓発していく。

区民世論調査やアンケート調査など広聴活動を適宜実施し、区民の防災意識や防災に関するニーズの把握に努め、今後の防災行政に反映させる。

(1) 各機関の防災広報

機 関 名	内 容
千 代 田 区	平常時から関係機関と緊密な連絡をとり、協同して又は単独に各種広報媒体を利用して、住民、事業所、学校の児童、生徒を対象にそれぞれ適した方法により、震災に関する知識の普及活動を行う。 (1) 広報内容

機 関 名	内 容
千 代 田 区	ア 地震、津波に関する一般知識 イ 各防災機関の震災対策 ウ 出火の防止及び初期消火の心得 エ 室内、戸外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 オ 災害情報の入手方法 カ 非常用食料、身の回り品、家具転倒防止等の準備の心得 キ 道路交通規制及びドライバーの心得 ク 救助、救護の方法 ケ 避難方法及び避難時の心得 コ 水道、電気、ガス、電話などの震災時の心得 サ 区内で発生した過去の災害事例やその教訓 (2) 普及の方法 ア 講習会等による普及広報 防災関係機関は相互に連絡をとりながら、それぞれに適した講習会、映画会、研修会等を実施する。 イ 印刷物、報道機関利用等による広報 平常、区広報紙（広報千代田）や映像広報および千代田区ホームページ、区公式ツイッター、区公式フェイスブック、区公式 LINE に適時、防災関係記事を掲載し、防災知識の普及を図るほか、それぞれ各部において必要な防災知識の普及を図る。
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	住民及び事業所の防災意識の高揚を図るため、各種広報活動を推進する。 1 広報内容 (1) 地震が起きる前の対策「地震に対する10の備え」及び地震から身を守るための「地震その時10のポイント」の周知を図る。 また、緊急地震速報の活用について区民に周知する。 (2) 負傷者の軽減ならびに出火防止・避難経路確保のため、家具類の転倒・落下・移動防止対策の促進を図る。 ア 高層建築物における長周期地震動に伴う室内の安全対策を促進する。 イ 低層建築物及び戸建住宅に対する家具類の転倒・落下・移動防止対策の促進を図る。 (3) 消防団及び災害時支援ボランティアと連携して地域住民に対する指導を図る。 (4) 地震・火災の「多様な出火原因」を、住民及び事業所に対して周知徹底を図る。 (5) 要配慮者については、「地震から命を守る7つの問いかけ」を活用した意識啓発を図る。 2 広報手段 (1) 印刷物

機 関 名	内 容
	ア 「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」「職場の地震対策」等各種印刷物を発行している。 イ 駅舎、宿泊施設、観光案内所等で、119番通報要領及び地震発生時の行動要領等を掲載したリーフレット(5か国語)を配布し、外国人旅行者に対して情報提供を行う。 (2) 講習会等 防火管理者や防災管理者、危険物取扱者、都民を対象とした各種講習会・研修会を随時開催している。 (3) 東京消防庁及び各消防署のホームページ、SNS、消防アプリ等 (4) 常設展示及び体験施設 ア 消防防災資料センター(消防博物館) イ 都民防災教育センター(防災館) ウ 消防署の施設を活用した展示 エ 消防署公開による体験 (5) ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 (6) その他の広報媒体 プロモーションビデオ等
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	(1) 広報内容 ア 警戒宣言発令時の心得 イ 災害発生時の心得 ウ 管内の被害予想 エ 避難要領等 オ 災害時の交通規制等交通に関すること カ その他災害に関する知識 (2) 普及方法 座談会、講習会等の機会を利用するとともに、ポスター、チラシ、パンフレット、その他広報媒体を活用して防災意識の普及を図る。
水道局中央支所	1 広報内容 (1) 地震発生に際しての水道局の応急対策 (2) 水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由 (3) その他、地震発生後に必要な注意事項など 2 広報の方法 (1) 「地域水道ニュース」や「くらしのガイド」その他各所パンフレット、インターネットホームページやツイッターなどによる自主広報とともに、「広報東京都」等、都・区市町村、国、その他各防災機関に働きかけて、広報紙、パンフレット等に掲載を依頼する。 (2) 水道施設見学会や施設開放、水道週間等の行事の場を利用するほか、都・区市町村及び各防災機関の行う訓練や集会、研修会の間などを積極的に利用する。 (3) 都の提供するラジオ、テレビ番組をはじめ、出版及び報道機関の防災特集や生活情報、都や防災機関の防災広報映画など

震災対策編 第1部 震災予防対策計画
第8章 区民等の防災行動力の向上

機 関 名	内 容
	の企画に働きかけるなど、視聴覚媒体を活用した広報の実施を図る。
東 京 都 交 通 局	利用者に地下鉄の安全対策、非常時における係員指示の順守及び冷静な行動等について周知し、その理解と協力を得るため、平素から広報活動に努める。 1 広報内容 (1) 地下鉄の安全対策及び防災施策 (2) 警戒宣言時における運行方針 (3) 時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけ (4) 係員による整理、誘導方法 (5) 非常時の旅行見合せ 2 普及方法 (1) 交通局の広報誌に防災内容を掲載して啓発を行う。 (2) 駅舎内、車内吊り、車両のドア、窓等の見やすい箇所にポスター、ステッカー、立看板等を掲出し、理解と協力を求める。 (3) 駅放送及び車内放送により啓発を図る。 3 実施時期 防災の日、火災予防運動、安全輸送総点検等の時期を効果的に利用して行う。
東 京 地 下 鉄	防災週間及び防災の日を中心に、駅放送及び車内放送等により、旅客に対して防災に関する広報を行う。
首 都 圏 新 都 市 道 鉄	防災週間及び防災の日を中心に、駅放送及び車内放送等により、旅客に対して防災に関する広報を行う。
東 京 ガ ス	1 広報内容 (1) 利用者の安全・防災対策の紹介 (2) 東京ガスの防災と安全への取組 (3) マイコンメーターの復帰操作等 2 普及方法 防災訓練、講習会等の機会を利用するとともに、パンフレット、チラシ、ウェブ等を活用して防災意識の普及を図る。
東 京 電 力 パ ワー グ リ ッ ド	電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。
首 都 高 速	震災時において、お客さま等が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情報を周知させるため、首都高ホームページでの紹介、各種の防災関連行事等でパンフレットの配布などの広報を実施する。
日 本 郵 便	平常時より、公社の業務に係る災害特別事務取扱いについて、郵便局窓口等で周知する。

2 防災教育の充実

児童・生徒や防災活動に携わる住民、事業者等を対象として行う防災教育は、区民の防災行動力の向上を図る上で極めて重要である。このため、区は、区民、事業者、幼児、児童、生徒を対象に、地震の体験と出火防止、初期消火、身を守る等の実践的な行動力を体得させるため、地震体験車の運営を実施している。また、区教育委員会では、学校防災基本計画及び学校防災の手引きを作成し、月1回の避難訓練等、幼児、児童、生徒に学校教育における体験的・実践的な防災教育を行ってきた。加えて、東日本大震災の教訓を踏まえ、児童、生徒が学校（園）にいる際に震災が発生し、安全に帰宅させることが困難になった場合の方針を定め、平成24年度にはそれに基づく計画改定を行った。

さらに大地震発生に備え、学校外での避難のあり方や保護者への引き渡し訓練、地域との連携による避難所運営のあり方等の予防計画を整備した。

そして、今後もこれらの防災教育施策の一層の充実に努める。

＜消防署＞

(1) 総合防災訓練、教育の推進

ア 自らの判断で、災害に対し防災行動力を高めるため各学校の実情に合わせた体系的、かつ実践的な総合防災教育を推進する。

イ 幼児から社会人になるまでの段階に応じた総合防災教育の普及を図る。

ウ 家庭や地域における防災行動力を高めるため、各学校の実情に合わせた体系的、かつ実践的な総合防災教育を推進する。

エ 中学生の職場体験に合わせた防災教育を実施する。

防火防災に関する基本的な基礎知識や行動力を身に付けさせ、地域の防災の担い手となるよう育成する。

オ 避難所となる中学校の生徒に対する防火防災訓練指導を強化する。

区立中学校は避難所として指定され、地域住民が多数避難してくることから、中学生が主体となって住民に対する指導ができるよう、消防団、災害時支援ボランティア、地域防災協議会及び関係機関と連携した指導を実施する。

(2) 地域住民を対象とした組織の育成

防災市民組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。

(3) 都民防災教育センター（防災館）の活用

区民、防災市民組織のリーダー、事業所の防災担当者等に防火防災に関する知識や消火・応急救護技術など、実践的な防災行動力を身に付けるため、都民防災教育センター（防災館）の長周期地震動体験コーナー等を活用した訓練体験の推進を図る。

(4) 応急救護知識技術の普及及び応急手当指導者の養成

区民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに事業所における応急手当の指導者（従業員）の養成及び自主救護能力の向上を図る。

第2節 地域防災組織の充実・強化（災害対策・危機管理課）

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模な災害発生時は、同時多発的に火災が発生し道路交通や通信手段が混乱する等の悪条件が重なり、防災関係機関のみでは対応しきれなくなる。日頃からコミュニティ活動が盛んであった地域では救出救助活動が組織的に行われ、助け合いの成果が大いにあがったことが実証されている。

「自らの生命は自らが守る」という防災の基本にたち、区民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、避難等を行うことが要求される。

しかし、これらの防災活動は、区民一人ひとりがバラバラに行動するのでは、その効果は期待できない。地域住民が団結し組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できるものである。このため、区は、災害対策に占める地域防災組織の重要性に鑑み、地域防災組織の充実強化のため実効ある施策を実施していく。

本節においては、地域防災組織の組織化、活性化、活動環境の整備及び防災訓練用資器材整備についての施策を明らかにする。

1 地域防災組織の組織化

（地域防災組織結成状況→資料集 資料編 資料第24）

（1）組織の結成状況

区においては、昭和50年から

ア 組織の自主的な性格、活動を配慮しながら区が積極的に援助する。

イ 組織の役割及び活動内容から判断し、必要な資器材を助成する。

このことを基本に町会を通じて、地域防災組織の結成を呼びかけてきた。

（2）組織の活動

地域防災組織は、地域住民の自発的な意思により結成された組織であり、「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に次のような行動を行う。また、区及び防災関係機関は、地域防災組織がその本来の目的を達成できるよう日頃から訓練、指導を通じて育成する責務がある。

組織と活動内容（例）

組織 \ 活動	平常時の活動	発災時の活動
情報班	○防災知識の普及及び高揚 ○防災事業計画	○情報の収集・伝達・広報
消火班	○各家庭の安全点検 ○初期消火訓練	○出火防止 ○初期消火活動
避難誘導班	○地域内の防災環境の確認	○住民の避難誘導活動
救出救護班	○資器材の整備点検 ○救出救護訓練	○救出救護活動
給食・給水班	○資器材の備蓄 ○給水拠点の把握 ○炊き出し・給水訓練	○炊き出し及び飲料水等の配付

2 地域防災組織の活性化

地域防災組織の役割は平常時における組織の強化、防災知識の普及、防災訓練のほか、発災時における情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出・救護、住民の避難誘導、給食・給水等が挙げられる。

これらの重要な役割を担う地域防災組織の行動力向上を目的に、次に掲げる事業を展開し地域防災組織の活性化を推進していく。

(1) 地域防災リーダーの育成

地域コミュニティにおける防災リーダーの育成・支援をするためパンフレットの作成や講習会を開催し、また防災士の資格取得助成を行い組織活動の活性化を推進する。

(2) 訓練の充実

地域における防災行動力の向上を図るため、防災関係機関の協力のもと、実践的な地区別防災訓練の実施を支援する。

また、集合住宅の居住者等を対象に、防災訓練などの開催を呼び掛けたり、地域防災組織への参加を促すなど、近隣との接点を深め地域防災態勢の推進を図る。

(3) 地区防災マップづくりの援助等

地区ごとの防災マップづくりや備蓄倉庫、応急給水槽、避難所施設、災害時協力井戸等の防災施設の施設見学会や防災ウォークラリーなどの実施を支援していく。

(4) 地区防災計画の策定

平成25年の改正災害対策基本法において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、区内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設された。

地区防災計画は、地区居住者等で構成される防災区民組織、事業所等により自発的に行われるボトムアップ型の防災活動に関する計画であり、防災区民組織、事業所等が自らの被害イメージを共有し、応急対応、事前対策などを検討し、それを策定・運用することにより、計画的な防災活動による地域防災力の向上を図るものである。

これに基づき、地区居住者等から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、区防災計画の中に位置づけるとともに、必要な支援を行う。区では、令和元年度から避難所を核とした避難所運営協議会単位で、地区防災計画の策定に取り組んでいる。また、各地区において地元団体等が作成する地区防災計画についても、区地域防災計画との関係性を構築するよう対応している。

【策定済み地区防災計画】

計画名	策定年度	作成主体
九段小学校 避難所運営協議会地区防災計画	令和元年度	九段小学校避難所運営協議会
区立スポーツセンター 避難所運営協議会地区防災計画	令和元年度	区立スポーツセンター避難所運営協議会
大手町・丸の内・有楽町 地区地区防災計画	令和3年度	一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会

3 地域防災組織の活動環境の整備

地域防災組織を活性化し、発災時に効果的な活動をするためには、活動に使用する資器材の配備や各種訓練等を行うための広場、消防水利の確保、的確な助言等の環境や条件の整備が必要である。

区は、これまで各組織の活動を実効あるものとするため、必要な資器材等を助成するほか、防災行政無線の戸別受信機を配備してきた。今後も地域における防災力向上のため必要な支援を行う。

(1) 地域防災組織の活動支援

ア 区は、避難所を地域防災の拠点として位置づけ、地域防災組織との連携を図ることとする。

イ 地域防災組織の震災対策について、進捗段階に合わせアドバイスを行うなど、組織防災行動力の向上を図る。

(2) 消防団との連携

消防団と地域防災組織の連携を一層強化するため、消防団の運営・装備等の助成を行うとともに、活動拠点となる資器材格納倉庫等の確保を支援する。

(3) 補助金の交付

地域防災組織へ10万円を上限に補助金を交付している。平成24・25年度については時限的に20万円を上限として支援を拡充した。

(4) 資器材の助成等

地域防災組織に対して救出救護や消火活動のための資器材等の装備助成を行うとともに、これら装備・資材を格納する防災倉庫の確保支援を検討する。

なお、資器材等の助成は、次のとおりである。

	実施年度	1組織あたりの 助成額（円）
第1次装備助成 （1回限り）	昭和53年度～	100,000
第2次装備助成 （1回限り）	昭和57年度～	150,000
地域防災組織 補助金（毎年度）	平成2年度～	100,000 （平成5年度～）
緊急装備助成 （1回限り）	平成7年度～	300,000

(5) 区は、地域防災組織の活動する場を確保するため、既存の公園、広場等を利用した防災広場の整備事業について検討していく。

(6) 防災行政無線戸別受信機の配備

災害に関する正しい情報を伝達するために、町会長宅等に戸別受信機を配備している。

(7) 防災ラジオ

災害に関する正しい情報を伝達するために、各町会に防災ラジオを配備している。

4 地域防災組織の充実（消防署）

各消防署は、区と連携し、震災時を想定した各種防災訓練の指導を実施するとともに、技術指導を通じて地域防災組織の活性化に努める。

5 地域の防災行動力の向上

地域の防火防災功労賞制度等への応募、表彰事例の活用を通じて町会、自治会、事業所等との連携方策をより一層推進するとともに、都民防災教育センター（防災館）等を拠点として地域の防災教育を広めるなど地域の防災行動力の向上を図る。

第3節 事業所防災体制の充実・強化（災害対策・危機管理課、消防署）

事業所で使用する火気及び危険物などは一般家庭より規模が大きく、それだけ地震時における発災の危険あるいは地域に与える影響が大きいと予想される。

また、不特定多数の者を収容する劇場、ホール等にあつては、地震時のパニック等による被害も予想される。

このため、東京都震災対策条例では、事業者は都知事その他行政機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、被害を防止するため最大の努力を払うよう義務づけている。

各事業所にあつては、自ら防災施設や消防設備等を整備するとともに、自主防災組織を充実・強化し、その活動能力を高め、地域住民等と協力・連携して地震被害の軽減・防止に努める必要がある。

なお、東京都は平成25年度に、帰宅困難者対策条例を施行した。これに伴い、事業者には、従業員の一斉帰宅の抑制や従業員との連絡手段の事前確保等が求められる。また、従業員が事業所施設内に待機できるよう、3日分の必要な物資（水、食料等）の備蓄も必要となる。区では、従前からこうした対策への普及啓発を図ってきたが、引き続き、様々な機会をとらえ、事業所の取組を促進する。

今後も自主防災意識の高揚を図り、就業者・事業主が自ら安全に対し責任と役割を自覚して積極的な防災対策に努めるよう組織的な啓発・誘導を展開していく。

1 事業所防災対策の普及啓発

区は4万を超える事業所を抱え、昼間には85万人を超える人々が活動している。この千代田区で昼間、大震災が発生した場合、行政だけで被災者の応急活動を行うことは困難である。

そのため、事業所が「自分の身の安全は、自分で守る」「組織は組織が対応する」という災害対策の基本を認識し、地域社会における一員として、その責任を自覚し、事業所防災体制の充実強化に努め、地域の人々や地域防災組織と相互に連携できる体制を整備することが強く求められている。

(1) 千代田区事業所防災アンケート調査

区では、事業所の防災対策の実態を把握するため3年ごとに区内約6千事業所を対象とした「千代田区事業所防災アンケート調査」を実施している。アンケート結果を踏まえ、各種施策に反映している。

(2) 啓発用リーフレットの作成

「災害対応マニュアル（昼間区民向け）」の作成（平成30年2月）

2 協働体制の確立

(1) 帰宅困難者対策地域協力会

首都直下の震災が発生した場合、一時的な訪問客を含め50万人を超える帰宅困難者の発生が予測される現状のなかでは、更なる企業の自助努力の促進に加え、区として独自の対応策の検討を進めていく必要がある。このため区においては、ターミナル駅の地区に「帰宅困難者対策地域協力会」の設置を進めてきた。

「帰宅困難者対策地域協力会」とは、千代田区災害対策基本条例に規定する「協働」の理念に基づき、地域事業所および地域（町会）で構成する自主防災組織である。

その活動については、平時は防災訓練等を通じて地域防災力の向上に取り組み、大規模震災等の発生時には、大量に発生すると予測される帰宅困難者に対して、区と連携・協力して帰宅のための情報提供等の支援を行うことを想定している。

帰宅困難者対策地域協力会の設置状況（令和3年10月現在）

発足年月	地域協力会	会長企業
平成16年 1月	東京駅・有楽町駅周辺地区 (東京駅周辺防災隣組)	(財)都市防災研究所
平成17年 2月	富士見・飯田橋駅周辺地区	(株)日建設計
平成18年1 1月	四ッ谷駅周辺地区	ハウス食品グループ本社(株)
平成21年 4月	秋葉原駅周辺地区	秋葉原タウンマネジメント(株)

(2) 事業所への補助金

事業所の備蓄率向上のため、一定の条件を満たした事業所に対し、10万円を限度とした助成制度を設けている。

(3) 秋葉原地域での防災・安全対策の普及啓発

秋葉原地域には、多くのテナントビルや雑居ビルがあり、特に地域全体の防災対策を進めるには、入居する事業者個々の防災・安全対策が必須である。建築指導課や神田消防署と連携を図り、指導・啓発していく。また、商品やディスプレイ家具の転倒防止などについて、地域の共通課題として、地域協力会などとともに検討を進めていく。

3 事業所防災体制の強化（消防署）

(1) 事業所自衛消防隊の防災体制の充実強化

一定規模以上の事業所で消防法に基づき自衛消防組織の設置義務のある防火対象物、または火災予防条例に基づき自衛消防活動中核要員の配置義務がある防火対象物については、次のとおり自衛消防訓練時の指導を推進する。

ア 消防法第8条の2の5に該当する防火対象物

- ① 自衛消防組織の設置
- ② 自衛消防組織への統括管理者及び自衛消防要員の配置
- ③ 自衛消防組織による初期消火、通報、避難誘導
- ④ 自衛消防組織の要員に対する教育、訓練の実施

イ 火災予防条例第55条の5に該当する防火対象物

- ① 自衛消防活動中核要員の配置
- ② 自衛消防活動中核要員の活動に必要な装備品の配置
- ③ 自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練の実施

(2) 事業所防災計画の作成指導

ア 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災対策の充実強化を図る。

① 防火管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。

- ・地震に備えての事前計画

- ・震災時の活動計画
 - ・施設再開までの復旧計画
- ② 防災管理者の選任を要する事業所
東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前①の事項について、事業所の実態に応じて、必要な事項を防火管理に関する消防計画に定めるよう指導する。
- ③ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所
小規模事業所に対して、事業所防災計画の資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。
- ④ 防災対策上重要な施設の事業所計画
都市ガス、電気、鉄道、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。
- イ 発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に上級救命講習等の受講促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成を行う。
- (3) 危険物施設等の防災組織
危険物施設は、災害が発生した場合は、周囲に及ぼす影響が大きいこともあり、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。
- (4) 事業所防災訓練の指導
事業所の自衛消防組織が、地震時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づき各種防災訓練の指導を推進する。

第4節 防災訓練の充実・強化（災害対策・危機管理課、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、日本郵便）

防災対策は、訓練の積み重ねにより大きな効果が期待できるものである。実践的な訓練は発災時の即応能力を高め住民、事業所、防災関係機関、ボランティア及び行政機関の連携協調体制の確立に大きな効果がある。

このため、訓練の実施により防災計画の検証を行うとともに、災害時の行動力向上を目指し、「いざ」という時に地域で活動できる防災体制の整備に向けて、訓練内容などを見直し多角的な防災訓練を実施する。訓練方法や内容の検討に際しては、最大クラスの地震やその被害想定を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を実施する。

また、都及び各防災機関との情報連絡体制の確立をねらいとして、防災行政無線やMC A無線機の活用を中心とした災害通信訓練を定期的の実施している。

今後も、より実践的な防災訓練や通信訓練を積み重ねていくとともに、各防災関係機関に対し、所管業務の充実を要請する。

災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、各種訓練についての実施方法等について、次のとおり定める。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 避難所防災訓練 避難所別に地域住民だけでも円滑な避難所開設ができることを目的とし、災害時と同じ役割を担当した、被災者受け入れ、資機材搬出・操作等の訓練を実施する。 訓練には、女性の参加を促進し男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。 各避難所の区担当職員を原則として固定し、担当業務の習熟度向上を図り、地域と顔の見える関係を築いていく。 実働訓練・図上訓練・防災講座の3パターンの中から避難所運営協議会が選択した訓練を実施する。 各地域の医師会とともに医療救護所開設訓練を実施する。また、福祉避難所となる施設と協力し、福祉避難所防災訓練を実施する。 2 帰宅困難者防災訓練 帰宅困難者が発生した場合における支援体制を確立させるため、区や関係機関が連携した実践的な訓練を実施する。 3 無線通信訓練 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における迅速かつ正確な情報連絡体制の確立を図るため、防災関係機関相互において、通信訓練を実施する。 (1) 区MC A無線機定期通信訓練 ア 参加機関 (千代田区MC A無線機配備表→資料集 資料編 資料第10) イ 実施時期 実施要領を定め、毎月1回程度定期的に実施する。 ※このほか、各種訓練の中で要領を定めて通信訓練を実施する。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	(2) 東京都災害情報システム通信訓練 都の実施要領により次の訓練を実施する。 ア 無線定期通信訓練 イ 画像定期通信訓練 ウ 災害情報システム（DIS）操作訓練 4 地区別防災訓練 地域における災害時の行動力の向上を図るため、防災関係機関等と連携し地域ごとに実践的な訓練の実施を支援する。 5 その他の訓練 (1) 職員防災訓練 職員に対し救急救命技能の習得を強化するなど、職員の災害応急対策活動の習熟と、防災意識の高揚を図る。また、災害対策本部の班別に職員行動マニュアルに基づく活動訓練を実施し、迅速な応急対応の確立を図る。 (2) 災害対策本部運営訓練 災害対策本部運用及び、初動対応力の向上を図るため、防災関係機関・区有施設・学校等と連携し災害時に行うべき業務の確認・検証を目的とした訓練（図上訓練等）を年1回程度実施する。 (3) 職員住宅居住職員災害対応訓練 初動態勢の確立を図るために、職員住宅居住者を対象として訓練を行う。
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	地震時の各種災害に対処するため、消防署、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、住民等を対象として、さまざまな機会をとらえ各機関との連携及び住民との協働による活動を重視した総合訓練を実施する。 1 消防団訓練 (1) 実施時期及び場所 消防団の訓練は消防署で行う訓練項目に準ずるほか、年間教育訓練計画を樹立し、地域密着の区民のリーダーとして指導できるよう実施するほか、防災週間等をとらえ、町会、自治会等と総合的に実施する。 (2) 訓練項目 ア MCA無線機を活用した情報活動訓練 イ 部隊編成訓練 ウ 配置資機（器）材活用による消火、救出・救護訓練 エ 消防署隊との連携訓練 オ 地域住民との連携及び災害時支援ボランティア等各種団体との協働（共助）による初期消火・救出、救護訓練 2 東京消防庁災害時支援ボランティア（丸の内・麹町・神田各消防ボランティア）訓練 (1) 実施時期及び場所 火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間などを

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	とらえ、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。 (2) 訓練項目 ア 応急救護訓練 イ 災害情報提供訓練 ウ 消火訓練 エ 救出・救助訓練 オ その他訓練 3 住民訓練 (1) 実施時期及び場所 基本訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間などをとらえ、随時実施する。総合訓練は年1回以上実施する。 (2) 訓練項目 ア 出火防止訓練 イ 初期消火訓練 ウ 救出・救助訓練 エ 応急救護訓練 オ 通報連絡訓練 カ 身体防護訓練 キ 避難訓練 ク その他の訓練 4 事業所訓練 (1) 実施時期及び場所 消防計画等に基づいて訓練計画を樹立し、事業所防災訓練を実施する。そのうち一連の訓練を総合訓練として実施する。 (2) 訓練項目 ア 出火防止訓練 イ 防護訓練 ウ 消火訓練 エ 救出・救助訓練 オ 応急救護訓練 カ 避難訓練 キ 情報収集訓練 5 医療機関訓練 (1) 実施時期及び場所 防災週間における総合防災訓練において実施するほか、火災予防運動期間等において連携した訓練を実施する。 (2) 訓練項目 ア 現場救護所等の設置・運営訓練 イ 傷病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）及び救急処置 ウ 「病院等における防災訓練マニュアル」に基づく訓練 エ 「病院の施設・整備自己点検チェックリスト」に基づく点検

震災対策編 第1部 震災予防対策計画
第8章 区民等の防災行動力の向上

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	各警察署パートナーシップを活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育を推進する。
東京都交通局	防災週間、各種運動期間中等に次の訓練を行う。 1 情報伝達訓練 2 旅客案内、避難誘導訓練 3 緊急点検等応急措置訓練 4 その他各担当業務に必要な訓練
水道局中央支所	警戒宣言発令時及び地震発生後の応急対策諸活動を円滑に実施するため、研修や訓練を実施して、職員個々の役割等について周知徹底を図る。 1 職員研修 (1) 特別研修 職員を対象に、地震に対する一般知識、震災対策全般及び震災対策関係法令等について行う。 (2) 職場研修 当該事業所で定める保安点検及び所管する震災対策活動等について各事業所ごとに行う。 2 訓練 訓練は、各事業所、職場で毎年定期的に行い、職員の災害発生時の即応態勢・能力の向上を図る。 3 訓練内容 (1) 総合訓練（水道局全体） 本部運営訓練、非常参集訓練、通信連絡訓練 (2) 個別訓練（各事業所、職場） 復旧訓練、応急給水訓練、水道施設点検訓練 4 区との共同訓練 定期的に区と協力し、訓練を実施する。 (1) 区の避難所防災訓練等への参加 (2) 応急給水施設（日比谷公園内施設等）の操作訓練
下水道局中部 下水道事務所	震災発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、関係職員を講習会等に積極的に参加させるとともに、次の訓練を実施する。 1 発災対応訓練 2 情報連絡訓練 3 高潮防潮扉閉鎖訓練

機 関 名	内 容
N T T 東 日 本	災害予防措置、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、N T T 東日本の全機関又は各機関ごとに、次の各号により訓練を定期又は随時に実施する。 また、千代田区等が主催して行う、総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。 1 災害予報又は警報の伝達訓練 2 非常招集訓練 3 災害時における通信そ通確保訓練 4 各種災害対策用通信機器の操作訓練 5 電気通信設備等の災害応急復旧訓練 6 防火及び水防訓練 7 避難及び救護訓練 8 その他必要とする訓練
東 京 ガ ス	本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。 (訓練項目) 1 出動訓練 2 緊急措置及び通報連絡訓練 3 各事業所間の連絡体制訓練 4 災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練 5 その他国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加 (実施時期・回数) 年1回以上(本社及び各事業所)
東 京 電 力 パワーグリッド	本社および各事業所は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、実践的な内容とし、抽出された課題については、速やかに改善を行うとともに、次回訓練に反映させる。訓練内容は次のとおりである。 1 情報連絡訓練 2 非常呼集や参集訓練 3 復旧訓練 また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

震災対策編 第1部 震災予防対策計画
第8章 区民等の防災行動力の向上

機 関 名	内 容
東 京 地 下 鉄	防災週間、防災の日及び各種運動期間中に、次の訓練を行う。 1 非常招集訓練 2 初期消火訓練 3 通信、情報伝達訓練 4 避難誘導訓練 5 救出、救護訓練 6 応急措置、復旧訓練
J R 東 日 本	「防災の日」に本社、支社及び各現場が一体となった総合防災訓練を実施しているほか、現場独自の計画による訓練も適宜実施している。 (訓練項目) 1 非常招集・参集 2 情報連絡・情報提供 3 社員・家族安否確認 4 脱線復旧 5 初期消火 6 避難誘導 7 救出救護 8 列車防護 9 応急復旧 10 対策本部設置運営
首 都 圏 新 都 市 道 鉄 道	非常時召集要員に対し、防災対策訓練を年1回以上実施する。 1 異常時総合訓練 (1) 列車防護訓練 (2) 通報連絡訓練 (3) 対策本部・現地本部設置訓練 (4) 情報収集伝達訓練 (5) 救出・避難誘導訓練 (6) 仮設電話設置訓練 (7) 支障物除去訓練 (8) 応急手当訓練・心肺蘇生訓練 (9) 心肺蘇生訓練 (10) 軌道復旧訓練 (11) 車両脱線復旧訓練 (12) 電車線断線復旧訓練 2 防災訓練(9月) (1) 非常召集訓練 (2) 一旦停止訓練 (3) その他各所で訓練を実施 3 職場集合訓練 (1) 初期消火訓練 (2) 異常時対応行動訓練 (3) 浸水対応訓練 なお、区、警察署、消防署等が実施する防災訓練に参加する。

機 関 名	内 容
首 都 高 速	震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。 1 訓練項目 (1) 非常参集訓練 (2) 初動対応訓練 (3) 応急対策訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) その他訓練 2 実施時期・回数 年1回以上
日 本 郵 便	1 次の訓練を行う。 (1) 非常災害対策本部設置訓練 (2) 情報伝達訓練 (3) 避難誘導訓練 (4) 災害応急対策訓練 2 区が実施する避難所防災訓練等に積極的に参加し、これに協力する。

第5節 集合住宅（マンション）防災対策（災害対策・危機管理課、地域振興部、まちみらい千代田）

1 集合住宅（マンション）に対する普及啓発

区と（公財）まちみらい千代田では、集合住宅（マンション）居住者の防災対策を推進するためのパンフレットを作成し、発災後3日間の自立した生活が可能な応急食料等の物資の備蓄、家具の転倒防止、管理組合・自治会の自衛活動、救援・救助活動等の「自助」「協力」について呼びかけていく。また、災害時にマンション居住者等の役割を定めたマンション防災計画の策定を推進していく。

平成26年度からは、（公財）まちみらい千代田がマンションの総合窓口の役割を担うこととなり、平成26年8月からは、マンション防災計画を策定した集合住宅（マンション）に対し、災害用資機材等購入費の一部助成、AEDの設置、エレベーター非常用備蓄キャビネットの配布を行っている。

2 集合住宅（マンション）防災訓練

（公財）まちみらい千代田は、避難所防災訓練等への集合住宅（マンション）居住者の参加を呼びかけ、近隣との接点を深め地域防災態勢の推進をはかるとともに、区や防災機関等により階段避難器具、おんぶ紐、担架等の操作訓練を指導し、集合住宅（マンション）居住者の救援・救助体制の構築に努める。

（関連 震災対策編 第1部第2章第6節 エレベーター対策 2 区の取組）

3 集合住宅（マンション）の災害用資器材等購入費助成

備蓄物資の整備を促進するとともに、地域防災力の向上を目的として、分譲マンションと賃貸マンション対して、防災計画策定等を条件として15万円を限度に助成金を交付している。

災害用資器材等購入費助成については、3年ごとに申請可能となっている。

災害用資器材等助成金額

	分譲(新規)	賃貸
補助率	2 / 3	1 / 2
上限額	20 万円	10 万円
補助回数	3 年ごと	3 年ごと

(注) 1 マンション防災計画を策定または申請時から1年以内に策定が確約できることが条件。

2 分譲マンションの更新の場合は、補助率1 / 2、上限額15万円。

4 AEDの設置

区民の約85%がマンションを含む共同住宅に居住しており、地域の安全安心の向上を図るため365日24時間、誰もが使用できるよう申請のあったマンション入口等（セキュリティ除外箇所）にAEDを設置する。

5 マンション防災計画策定の促進（マンション防災アドバイザーの派遣）

平成24年度から、分譲マンションごとの防災計画策定を促進するため、（公財）まちみらい千代田からマンション防災アドバイザーをマンションの管理組合や理事会等に派遣している。

マンションの防災計画には下記の事項を盛り込むよう指導していく。

- (1) 管理組合員等の役割について
 - ・災害発生時に「対策本部」を設置して対応すること
 - ・本部長等対策本部の組織と役割分担
- (2) エレベーター内閉じ込め対策について
 - ・地震発生時対応機能又は、非常用キャビネットの整備
 - ・保守業者等の連絡先
- (3) 避難行動要支援者名簿の作成
 - ・災害時の援助を目的とした名簿の作成
 - ・平常時における名簿の活用（見守り）
- (4) 防災用資機材の確保・保管について
 - ・水や携帯トイレ等防災資機材の個数・保管場所等
- (5) 居住者数の備蓄食料の確保・保管について
 - ・居住者の3日分の食料及び飲料水の備蓄保管について
 - ・配給について
- (6) 地域との連携・協力体制について
 - ・マンション内での防災訓練の実施
 - ・指定された避難所防災訓練への参加
 - ・地域の協力体制を確立するため、町会等が行う防災訓練への参加
 - ・災害時余力がある場合の地域への協力
 - ・町会等地域が実施するイベント等への参加・協力
- (7) 防災訓練について
 - ・毎年防災訓練を行い、マンション防災計画の検証を行う

6 居住者の安否確認

集合住宅（マンション）の居住者等は、居住者同士で安否確認を行うよう、マンション防災計画等で定めていく。

7 エレベーター内非常用備蓄キャビネットの配付

（震災対策編 第1部第2章第6節2(5) 参照）

第9章 事業継続計画の策定

災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる区民サービス機能を確保するため、区政の事業継続計画(BCP)を策定するとともに、災害時においても区の経済を停滞させることなく、経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、事業者のBCPの策定を推進する。

第1節 BCPの役割（災害対策・危機管理課）

1 BCPとは

BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。

2 BCPの内容

その内容としては、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

3 BCPにおける取り組み

- (1) 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- (2) 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- (3) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- (4) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- (5) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- (6) 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。
- (7) BCPの策定にあたっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取り組みを平素から実施することが重要である。

第2節 区政のBCP等の策定（災害対策・危機管理課、都）

1 都政のBCPの策定

東京都は、災害時に都の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、都政のBCP（業務継続計画）（平成29年12月）を策定している。

2 区政のBCPの策定

区は、都政のBCPを踏まえ、その業務に関するBCPを検討し、迅速な復旧体制を構築していくことが必要である。

災害対策本部を設置した場合、原則として、全職員が災害対策本部要員となる。一方で、区の本来業務のうち、最優先で継続すべき業務が併存する。

災害時に最優先で実施しなければならない事業を事前に抽出し、人員などの限られた資源を効率的に活用し区民サービスの継続を図るとともに最短期間で平常業務に移行することを目的として、平成25年6月に千代田区震災事業継続計画（BCP）を策定した。その後、平成27年4月に改定している。

第3節 事業者のBCP等の策定（災害対策・危機管理課）

1 事業者のBCPの策定

事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に、日本の経済を支える重要な金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者はBCPを策定する必要がある。

2 事業者のBCPによる地域貢献

事業者がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。

3 事業者のBCPの策定の推進

区は、平成17年度の事業所対象の防災講演会でBCPについて取り上げ、普及啓発を図った。

以降も引き続き、区内事業所が共同して帰宅困難者対策等の防災対策に取り組めるよう、区内地域協力会の側面的支援を強化していく。

今後も事業者がBCPの策定を推進するよう働きかけていく。

第 10 章 調査研究

区の防災計画を推進するため、事業所の防災に対する取り組み等、必要な調査・研究を実施する。

第 1 節 事業所防災アンケート調査（災害対策・危機管理課）

区内事業所 6,000 社を対象に 3 年ごとに「千代田区事業所防災アンケート調査」を実施している。災害予防対策、災害時の対応計画、災害対策基本条例の認知状況、防災情報の認知状況等を確認する設問を設けている。本アンケート調査を通じて事業所の防災対策の実態を把握し、今後の区の防災対策に活かしていく。

第2部 震災応急・復旧対策計画

第2部 震災応急・復旧対策計画

第1章 応急・復旧活動

発災時の非常配備態勢を確立するとともに、区災害対策本部を設置して適切な応急・復旧活動を実施する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
全機関	○動員配備				
		○災害対策本部の設置			

第1節 区の活動（災害対策・危機管理課）

地震災害が発生した場合、区及び防災関係機関は住民と一致協力して、災害の拡大を防御し被災者の救援救護に努め、被害を最小限に止める必要がある。

本節においては、震災時の区の活動態勢（発災後 72 時間）についての必要な事項を定める。

1 責務

区は、区の地域に突発的な地震による災害が発生し、又は警戒宣言などにより発生するおそれがある場合において第一次的防災機関として法令、都地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の区市町村、都及び防災関係機関並びに区内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策を実施する。

2 活動態勢

- (1) 区は、1の責務を遂行する必要がある時は、区災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- (2) 本部が設置される前又は設置されない場合における情報連絡態勢・災害応急対策の実施は、区本部が設置された場合に準じて処理する。
- (3) 区本部に関する組織を整備し、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定めておく。
- (4) 区本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- (5) 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長（区本部長）は都知事（都本部長）の指揮を受けて法に基づく救助事務を補助する。

第2節 休日・夜間等の活動（災害対策・危機管理課）

休日・夜間等の勤務時間外に発生する地震災害及び大規模事故等の非常災害発生時の初期における事態に対応するため、警戒態勢、非常災害対策要員及び非常配備態勢を確立し、災害応急対策の円滑なる遂行を期すものとする。

1 警戒態勢の確立

(1) 災害対策用職務住宅の確保

ア 態勢

- (ア) 休日・夜間等の勤務時間外に地震災害等の非常災害に対する警戒態勢を確保するため、災害対策用職務住宅を設置する。
- (イ) 災害対策用職務住宅には、次に掲げる者が入居する。
 - ・千代田区災害対策本部条例第2条に定める本部会議を構成する職にある者のうちから区長が指定する者及び同居する家族。
 - ・その他、区長が特に指定する者及び同居する家族。
- (ウ) 災害対策用職務住宅入居職員の業務を補佐するため、災害情報対策員を置く。

イ 服務

- (ア) 入居職員は、休日・夜間等の勤務時間外に地震等の大規模災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、情報の収集及び初動態勢時の指揮命令を行わなければならない。
- (イ) 入居職員は、通信機器の操作等防災機器の操作に習熟するよう努めるとともに、定期通信訓練等必要な訓練及び研修に参加しなければならない。
- (ウ) 入居職員は、常に災害対策・危機管理課と連絡がとれるようにしなければならない。なお、出張又は私事旅行等により長期にわたり不在になるときは、事前にその旨を区長に届け出なければならない。
- (エ) 前項の場合において、区長は、災害の発生が予想される等、特に必要がある場合は、不在となる時期を変更するよう命ずることができる。

ウ 伝達経路

地震災害等が発生した場合の伝達経路は警戒勤務の場合に準じ、MCA無線機、電話・携帯電話等により連絡する。

(2) 警戒勤務

ア 態勢

- (ア) 休日・夜間等の勤務時間外に地震災害等の非常災害に対する警戒態勢を確保するため、職員の輪番制により警戒勤務を行う。
- (イ) 警戒勤務者は、職員のうち、参事、専門参事、副参事、専門副参事の職層にある職員をもって充てる。（ただし、医師及び歯科医師等を除く）
- (ウ) 警戒勤務者の業務を補佐するため、災害情報対策員を置く。

イ 服務

- (ア) 警戒勤務者は、非常災害が発生し、又は予知された場合は区長、副区長、教育長、防災主管部長又は災害対策用職務住宅指定入居職員（以下、本項において「区長等」という）が登庁するまでの間、次の業務を実施する。
 - ・災害に関する情報の収集、伝達及び記録に関すること。
 - ・東京都及び防災関係機関との連絡に関すること。
 - ・千代田区災害対策本部の設置基準に関すること。

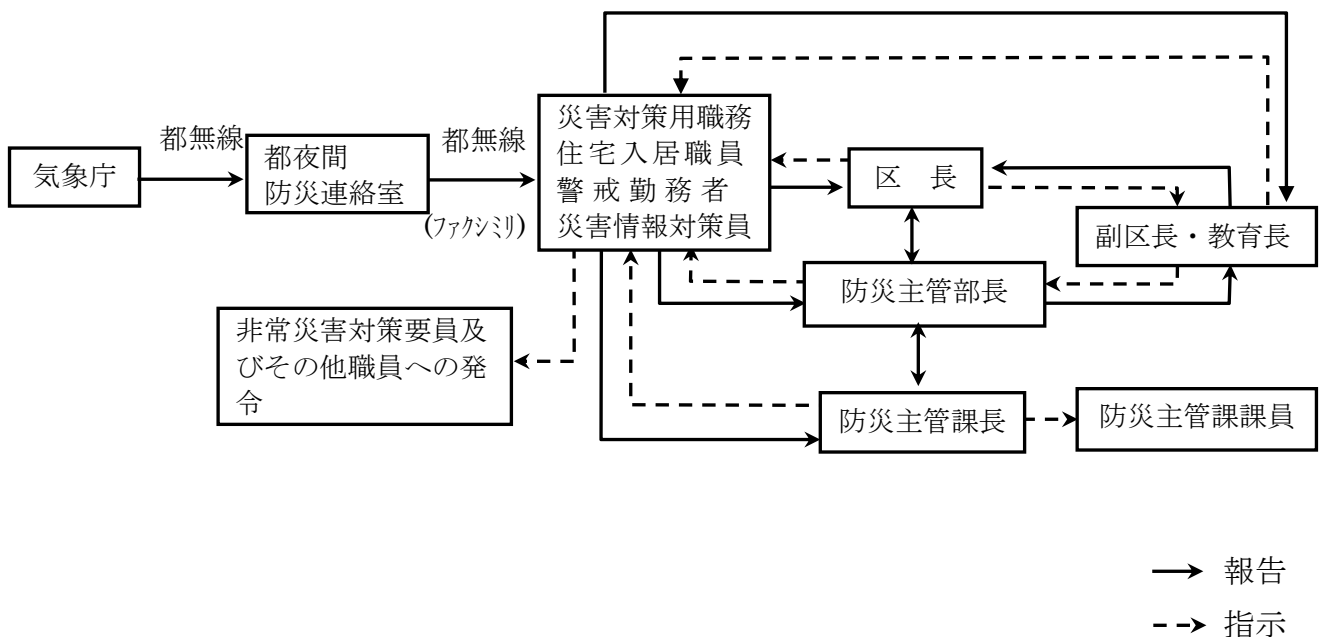
- ・千代田区で震度5弱の地震が観測され、参集した全管理職・概ね10km圏内職員の指揮監督に関すること。
- ・千代田区で震度5強の地震発生によって参集した職員の指揮監督に関すること。
- ・気象警報発表に伴う対応に関すること。
- ・管内で発生した大規模火災、大規模事故の発生又は他地域避難住民の受け入れ等に伴う職員の動員及び指揮監督に関すること。
- ・その他災害対策に関すること。

(イ) 警戒勤務者は、大規模災害の発生時に区長等と連絡がとれないときは、下記事項について専決できるものとする。なお、当該業務を実施した場合、区長等と連絡がとれ次第その旨報告する。（本部の設置については、震災対策編 第2部第1章第3節参照）

- ・災害対策本部の設置
- ・避難の指示
- ・都知事、政府機関及び公共機関等に応援要請
- ・避難所の開設
- ・区内被害状況の収集

ウ 伝達経路

警戒勤務中、地震災害等が発生した場合の伝達経路は次のとおりとし、電話・携帯電話等により連絡する。



2 非常災害対策要員の確立

- (1) 態勢
 - ア 休日・夜間等の勤務時間外に、災害が発生した場合に対処するため、職員住宅居住職員を非常災害対策要員とし、応急対策活動に従事させる。
 - イ 非常災害対策要員を4班に分け、1週間の期間において各々の班の要員が当番にあたる。
- (2) 発令
 - ア 自動的発令
千代田区で震度5弱の地震の揺れが観測されたとき。（職員住宅居住全職員）
 - イ 招集発令
千代田区内で非常災害が発生し、区長、副区長、教育長、防災主管部長・課長、災害対策用職務住宅指定入居職員又は警戒勤務者が必要と認めたとき。
- (3) 参集場所
特別な指示がない限り、本庁舎4階災害対策・危機管理課とする。
- (4) 非常災害対策要員の義務
 - ア 職員住宅の管理人を兼ねる者は、原則として出張所、備蓄倉庫の鍵等、非常災害時に必要な物を保管する。
 - イ 当番員は、休日・夜間等千代田区外に滞在する際、災害対策・危機管理課にその旨を連絡しなければならない。
- (5) 態勢の解除
 - ア 招集権者が態勢の解除をしたとき。
 - イ 非常配備態勢に移行したとき、ただし、災害対策本部長の指示があるまでは、従前の職務を引き続き行う。

3 非常配備態勢の確立

- (1) 休日・夜間等における自動的発令
 - ア 千代田区で震度5弱の地震の揺れが観測されたときなど
→全管理職員、概ね10km圏内職員
 - イ 千代田区で震度5強以上の地震の揺れが観測されたとき
→全職員
- (2) 休日・夜間等における参集場所
別段の定めがない限り、あらかじめ指定された場所とする。

4 職員の服務

区の全ての職員は、地震発生時においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に災害に関する情報及び非常配備態勢の指令等に注意する。
- (2) 所在を明らかにしておく。
- (3) 千代田区で震度5強以上の地震の揺れが観測されたときは、別段の定めがない限り、各自の指定された場所に自動参集すること。

第3節 区災害対策本部（全部局）

区本部の組織及び運営は、災害対策基本法、本部条例、本部条例施行規則及び本部運営要綱の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

1 区本部の組織

(1) 本部の組織

本部の組織は次のとおりである。

ア 本部会議

本部会議構成員	
本部長	区長
副本部長	副区長、教育長
本部員（20名）	・部長（子ども、保健福祉、地域振興、環境まちづくり、政策経営） ・担当部長（教育担当、地域保健担当、戸籍住民サービス担当、文化スポーツ担当、オリンピック・パラリンピック担当、計画担当、まちづくり担当、財産管理担当、行政管理担当） ・会計管理者 ・監査委員事務局長 ・区議会事務局長 ・地域振興部安全生活課長 ・環境まちづくり部環境まちづくり総務課長 ・政策経営部総務課長 ・政策経営部広報広聴課長 ・政策経営部災害対策・危機管理課長
消防機関	・東京消防庁丸の内消防署長、麴町消防署長及び神田消防署長又は各消防署長が指名する消防職員

イ 災害対策本部組織

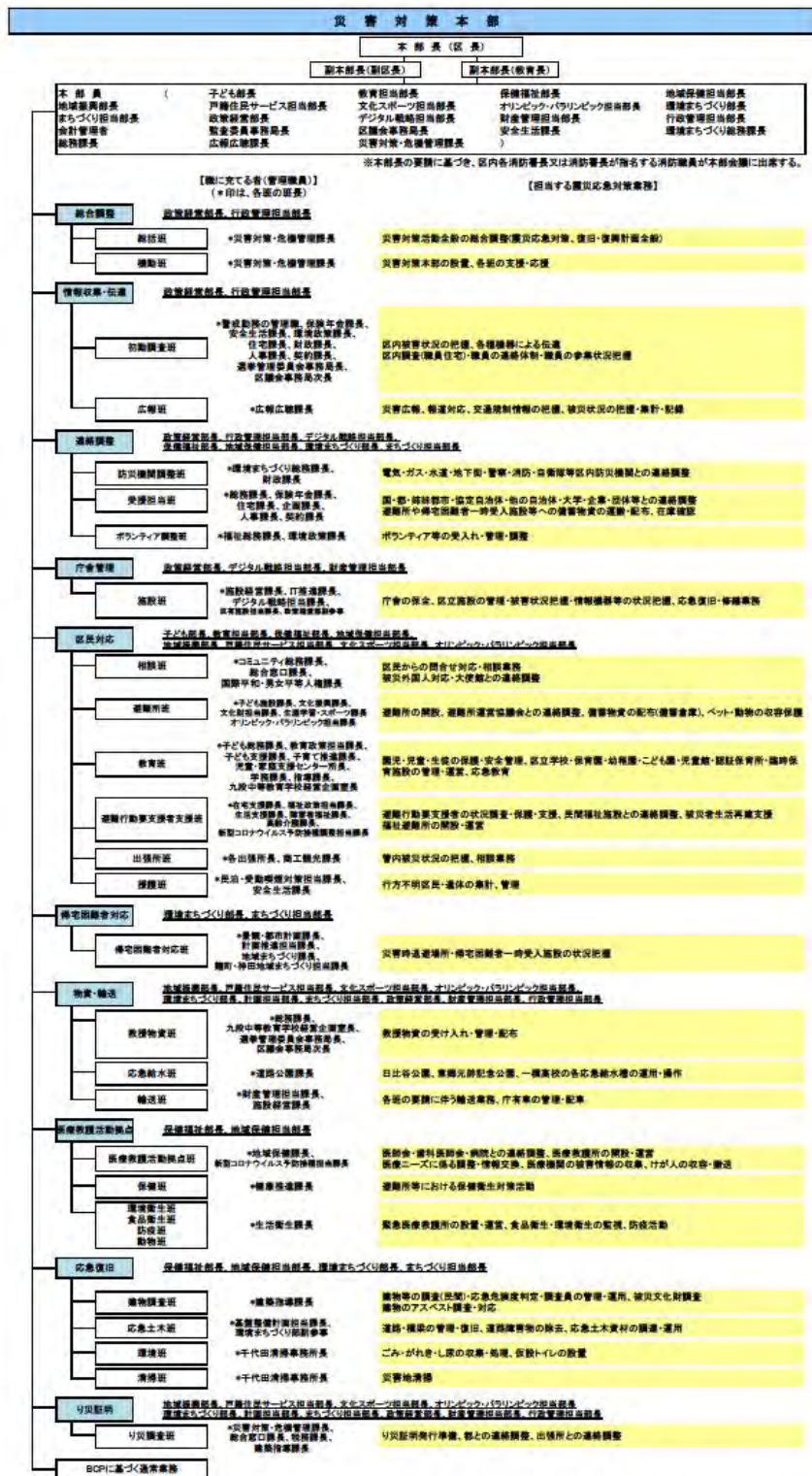
災害対策本部組織は、次頁のとおり。

（災害対策本部組織図→資料編 資料第25）

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第1章 応急・復旧活動

災害対策本部組織図

(令和4年1月1日現在)



2 本部会議での付議事項

- (1) 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の指示に関すること。
- (4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。
- (5) 他の区市町村の相互応援に関すること。
- (6) 都知事、政府機関及び公共機関等に対する応援要請に関すること。
- (7) 災害時の協定締結団体等に対する応援・協力要請に関すること。
- (8) 公用令書による公用負担に関すること。
- (9) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関すること。

ただし、本部会議に付すべき時間がなく、かつ、緊急を要する場合であつて、警戒勤務者が行った業務については、本部会議に事後報告することとする。

3 本部の設置及び廃止

- (1) 本部の設置
 - ア 区長は、区の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害対策の推進を図るために本部の設置を決定する。
 - イ 本部の各部長（以下「部長」という。）の職に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めたときは、防災主管部長に本部の設置を要請する。
 - ウ 防災主管部長は、上記の要請があつた場合又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、本部の設置を区長に申請する。
 - エ アにかかわらず、区長と連絡がとれないときは副区長が、副区長と連絡がとれないときは教育長が、教育長と連絡がとれないときは防災主管部長が本部の設置を専決する。
 - オ 上記にかかわらず、休日・夜間等の勤務時間外に災害が発生し、本部設置の必要がある場合で、区長等と連絡がとれないときは、エの例により専決し、エの例によっても連絡が取れない場合は、災害対策用職務住宅指定入居職員が、災害対策用職務住宅指定入居職員と連絡がとれないときは警戒勤務者が本部の設置を専決するものとする。
- (2) 本部の設置の通知等
 - ア 防災主管部長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち、必要と認めた者に本部の設置を通知しなければならない。
 - (ア) 本部各部長
 - (イ) 東京都知事
 - (ウ) 関係各防災機関の長又はその代表者
 - イ 政策経営部長は、本部が設置されたときは、直ちに報道機関に発表しなければならない。
 - ウ 部長は、災害対策本部設置の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。
- (3) 職務代理
本部長に事故等があるとき、その職務代理順位を①副区長、②教育長とする。副本部長（副区長）については、その職務代理順位を①教育長、②防災主管部長とす

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第1章 応急・復旧活動

る。また、副本部長（教育長）については、その職務代理順位を①副区長、②防災
主管部長とする。

(4) 本部の標示の掲示

本部が設置された場合は区役所本庁舎玄関に、「千代田区災害対策本部」の標示
を掲出する。

(5) 本部の廃止

区長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は
災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

本部の廃止の通知等は、上記(2)に準じて処理する。

(6) 本部の設置場所

本部の設置場所は本庁舎4階会議室等とする。

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
区災害対策本部 の態勢	区災害対策本部を開設 し、それぞれの職員が あらかじめ定められた 担当業務を行う。	区災害対策本部の開設や初動対応は、夜 間・休日に職場で待機している災害情報対 策員および区内や近隣区に居住している職 員が行い、その他の職員は参集順にあらか じめ定められた担当の業務を行う。	

4 職員の参集基準

(1) 非常配備態勢の種別

災害に対処する職員の参集基準は、災害の状況等により下記のとおりとする。

自 動 参 集 基 準	構成要員
千代田区内で震度5弱の地震の揺れが 観測された時	全管理職員 概ね10km圏内職員
千代田区内で震度5強以上の地震の揺れが 観測された時	全職員

※その他の状況により副本部長が必要であると認めた時

5 職員の配置及び服務

(1) 職員の配置

区長は、あらかじめ各班の分掌事務を遂行するため、本部の事務に配置すべき職員を、規則第5条第2項の規定に基づく本部の職員として任命し、必要な名簿を整えておかなければならない。

職員の配置は、原則として所属の職場とは関係なく個人ごとに固定化する。

(2) 職員の服務

ア すべて本部の職員は、本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

(ア) 常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。

(イ) 不急の行事、会議、出張等は中止すること。

(ウ) 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。

(エ) 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。

(オ) 職員の参集基準に基づき、事前に定められた職員配置に従って家族の安全を確認の上参集すること。

(カ) 住民に不安を与え、又は住民の誤解を招くような言動をしないこと。

(キ) その他、本部の活動に支障をきたすことのないよう厳に注意すること。

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
職員参集	外部で事業を行っている場合は本部と連絡を取り（必要に応じてMCA無線機の貸出を行う）、事業中止の判断をした場合には、早急に指定された場所へ参集する。	各放送媒体の発表や安全・安心メールに記載された震度に応じて自動参集する。それぞれあらかじめ定められた場所へ参集する。（その他の職員は原則として本庁舎へ参集）	

(3) 本部に属する職員

災害対策本部に属する職員は、一般職員（再任用含む）とする。

なお、会計年度任用職員及び臨時的任用職員については本部に属する職員ではなく、災害時の役割については今後協議を行っていく。また、指定管理者、委託業者については契約に基づき災害対策業務を行う。

6 本部連絡員及び本部派遣員

(1) 本部連絡員の服務等

ア 本部会議と部の連絡及び相互間の連絡調整を推進するため部ごとに本部連絡員を置く。

イ 部長は、あらかじめ部所属の係長のうちから、複数の本部連絡員を指名し、様式2により本部長に報告しなければならない。

ウ 本部連絡員は、本部が設置されている間交替で勤務し、勤務中において、防災主管部長の指示がなければ退庁することができない。

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第1章 応急・復旧活動

- エ 本部連絡員は、勤務を交替したときは直ちに防災主管部長に報告しなければならない。
- (2) 本部連絡員等の招集及び本部派遣員の派遣要請
- ア 防災主管部長は、本部会議が開設されたとき又は部相互間の連絡調整を図るため必要があると認めたときは、本部長室又は指定した場所に本部連絡員を招集することができる。
- イ 本部長は、特に必要があると認めたときは、各防災関係機関から本部派遣員の派遣を求めることができる。

様式 2
部

本部連絡員の報告

通常の行政組織における職名	本部組織における職名	氏名	電 話		住 所
			勤務場所	自 宅	

- (注) 1 自宅に電話がない場合は、必ず呼出し電話を記入すること。
2 各人ごとに自宅付近の案内図を添付すること。

7 本部会議の開設

- (1) 本部会議の開設準備
- 本部が設置されたとき、直ちに、防災主管部長は、本部の開設に必要な通信その他の施設を整備しなければならない。
- (2) 本部会議の開設
- ア 本部長の決定により規則第4条第1項の本部員を招集するものとする。
- イ 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、規則第4条第2項の本部員を指名するものとする。
- ウ 本部長は、特に必要があると認めたときは、本部会議に本部会議の構成員以外の者の出席を求めることができる。

8 本部会議の議事

- (1) 付議事項
- 本部会議に付議する事項は、規則第6条に定める審議策定事項及び千代田区地域防災計画に定める報告事項とする。

(2) 付議手続き

ア 部長は、その所管にかかる事務について本部会議に付議すべき事項が生じたときは審議策定事項にあつては事前に、報告事項のうち速報にあつては直ちに、中間報告にあつては前日分を翌日正午まで、本部会議に付議しなければならない。

イ 部長は、本部会議に付議する事項については、なるべく必要な資料を提出しなければならない。

ウ 本会議に対する措置の要請及び被害状況の報告要領は、千代田区地域防災計画の定めるところによる。

(3) 付議手続きの特例

本部会議の開設前の付議事項は、政策経営部災害対策・危機管理課を経由して処理しなければならない。

9 本部の財務

(1) 費用の内部負担区分

ア 部の分掌事務の遂行に要した費用は、既に予算措置が講ぜられている場合を除き政策経営部において措置する。

イ 政策経営部長は、本部が設置されたときは、速やかに予算措置に関する基本方針を本部会議に付議し、関係部長に必要な指示をしなければならない。

ウ 政策経営部長は、部の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう部の予算事務について指導し協力しなければならない。

(2) 調達手続

ア 物資の調達等は、部の分掌事務にしたがって契約及び検収事務を円滑に処理するものとする。

イ 政策経営部長は、部の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう部の調達事務について指導し、協力しなければならない。

(3) 清算手続

政策経営部長は災害対策・危機管理課と連携して、災害救助費の概算又は清算事務を指導し総括する。

(4) 支払手続

ア 政策経営部長は、本部が設置されたときは、速やかに支払方法に関する基本方針を本部会議に付議し、関係部長に必要な指示をしなければならない。

イ 政策経営部長は、部の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう部の支払事務について指導し、協力しなければならない。

第4節 防災関係機関の活動（災害対策・危機管理課、第一建設事務所、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、N T T東日本、東京ガス、J R東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、宮内庁、日本郵便、東京国道事務所、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、皇宮警察）

1 責務

災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管にかかわる災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力するものとする。

2 活動態勢

各防災関係機関等は、上記責務を遂行するため災害対策本部の設置等活動態勢を定めておくものとする。

なお、活動態勢時における責任者及び連絡責任者は次のとおりである。

機 関 名	本部の名称	責任者名	連絡責任者名	電話番号
千代田区役所	区災害対策本部	区長	政策経営部災害対策・危機管理課長 〃 防災調整係長	(5211) 4186 (5211) 4187
水道局中央支所 (含千代田営業所)	中央支所応急対策本部	中央支所長	庶務課長 課長代理（庶務担当）	(3256) 6186
第一建設事務所	事務所災害対策本部（都）	事務所長	庶務課長 管理課長 工事課長 補修課長	(3542) 0681 (3542) 1471 (3542) 1291 (3542) 3721
東京都交通局	都局災害対策本部	局長	安全対策推進課長	(5320) 6064
麹町警察署	現場警備本部	警察署長	警備課長 警備課長代理	(3234) 0110
丸の内警察署	現場警備本部	警察署長	警備課長 警備課長代理	(3213) 0110
神田警察署	現場警備本部	警察署長	警備課長 警備係長	(3295) 0110
万世橋警察署	現場警備本部	警察署長	警備課長 警備係長	(3257) 0110
東京消防庁 第一消防方面本部	方面隊本部	本部長	指導係長 指揮隊長	(3222) 0119
丸の内消防署	署隊本部	消防署長	警防課長 防災安全係長	(3215) 0119
麹町消防署	署隊本部	消防署長	警防課長 防災安全係長	(3264) 0119
神田消防署	署隊本部	消防署長	警防課長 防災安全係長	(3257) 0119

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第1章 応急・復旧活動

機 関 名	本部の名称	責任者名	連絡責任者名	電話番号
丸の内消防団	消防団本部	消防団長	消防団長	(3215) 0119
麹町消防団	消防団本部	消防団長	消防団長	(3264) 0119
神田消防団	消防団本部	消防団長	消防団長	(3257) 0119
下水道局 中部下水道事務所	所災害対策本部	下水道事務所 長	お客さまサービス 課長 課長代理（庶務担 当）	(3270) 8324 (3270)8317
東京電力パワーグリ ッド株式会社 銀座支社	非常災害対策銀座 支部	支社長	地域渉外担当	(6374) 3914
NTT 東日本	東京南支店 災害対策本部	支店長	運営アクセス課長	(3444) 7936
東日本旅客鉄道株式 会社 東京支社	災害対策本部	支社長	総務部 安全企画室長	(5692) 6054
東京ガス株式会社 東京中支店	非常災害対策支部	支店長	地域広報担当課長	(5722) 2602
東京地下鉄株式会社 大手町駅務管区	災害対策本部	駅務管区長	大手町地域首席助 役	(3212) 3962 (3216) 5440
首都高速道路株式会 社 東京西局	災害対策本部	局長	総務・経理課渉外 担当課長	(3264) 8283
千代田区医師会	災害医療救護 対策本部	医師会長	防災対策委員長	(3264) 5449
神田医師会	災害医療救護 対策本部	医師会長	医師会事務長	(3291) 0450
丸の内歯科医師会	歯科医師会事務所	歯科医師会長	防災担当理事	(3241) 1518
麹町歯科医師会	歯科医師会事務所	歯科医師会長	防災担当理事	(5212)7447
千代田区歯科医師会	歯科医師会事務所	歯科医師会長	防災対策委員長	(3251)8148
千代田区薬剤師会	薬剤師会事務所	薬剤師会長	薬剤師会理事	(6272) 9287
国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所	震災対策本部	事務所長	交通対策課長	(3512) 9899
宮内庁	災害対策本部	秘書課長	庶務係長 皇居東御苑管理 事務所長	(3213) 1112
皇宮警察本部	護衛警備本部	本部長	警備部警備 第一課長	(3231) 3115
日本郵便株式会社 東京中央郵便局	非常災害対策本部	郵便局長	営業部長	(3284) 9650
陸上自衛隊 第一普通科連隊 第一中隊		中隊長	第二小隊長	(3933) 1161
首都圏新都市鉄道株 式会社	対策本部	対策本部長	鉄道事業本部 安全総括部 安全企画課長	(5298)5752

3 区防災会議の招集

上記防災関係機関の中から区長が任命または委嘱した委員をもって区防災会議を組織する。

区防災会議の招集は、千代田区防災会議条例の定めるところによる。

防災会議に幹事、専門部会を置く。

第2章 情報の収集・伝達

防災ネットワークシステムを活用して区の被害状況を調査するとともに必要な情報を収集し、区民及び関係機関に伝達する。

震災時には、各防災関係機関が緊密な連携のもと、被害状況の把握、応急対策等を実施するため、被災地における適切な広報活動を展開し、パニック等の二次的災害を防止することが必要である。

本章では、震災時における各防災関係機関の連絡態勢及び広報、広聴等について、それぞれの施策を述べる。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間			72時間		
	初動態勢確立期	即時対応期				復旧対応期	
各防災機関 警察署、消防署、 政策経営部、 災害対策・危機管理課、	○地震や被害状況に関する情報の収集・伝達						
	○広報活動の実施						
	○広聴活動の実施						

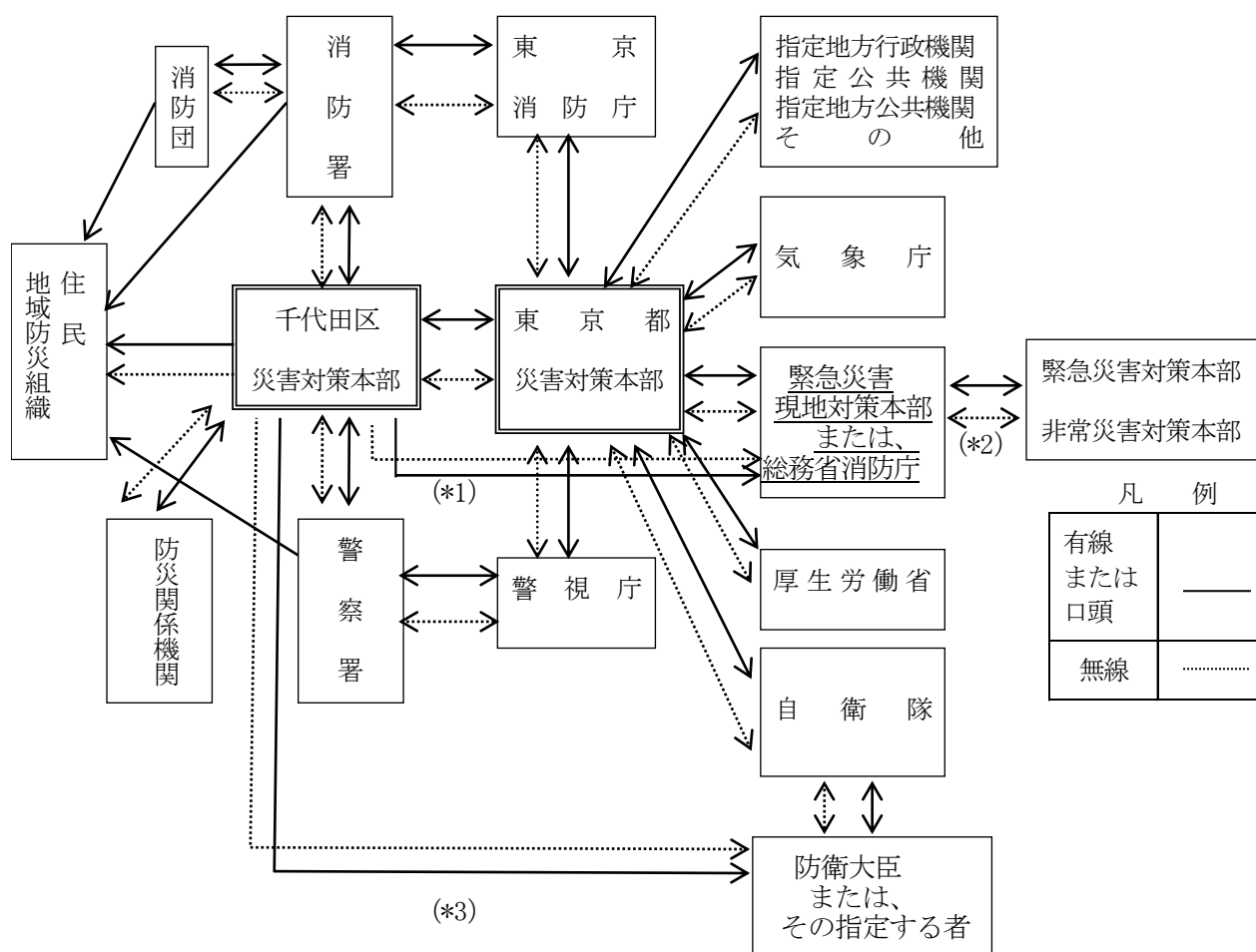
第1節 情報連絡（災害対策・危機管理課、警察署、消防署、都、その他防災機関）

災害時において、円滑な応急対策活動を実施するには、各防災関係機関の緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。このため、本節においては、震災時の情報収集及び連絡等に関し必要な事項を定める。

1 連絡系統

- (1) 区の震災時の情報連絡の流れは、次のとおりである。

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第2章 情報の収集・伝達



- (*1) 災害の状況により都本部（都知事）に報告できない場合
 (*2) 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合
 (*3) 災害の状況により都本部（都知事）に自衛隊派遣を要請できない場合

2 連絡手段

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 区は、都が設置した防災行政無線を活用し、都と直接情報連絡を行う。 2 区は、保有する区防災行政無線やMCA無線機等を活用し、区の各機関、都及び防災関係機関並びにその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 3 区は災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、区内の警察署、消防署等の協力を確保しておく。
麹 町 警 察 署 丸 の 内 警 察 署 神 田 警 察 署 万 世 橋 警 察 署	警察無線、警察電話及びMCA無線機等各種の通信連絡手段を活用して、各防災関係機関と情報連絡を行う。
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸 の 内 消 防 署 麹 町 消 防 署 神 田 消 防 署	消防・救急無線、消防電話、MCA無線機等を活用し、東京消防庁警防本部、方面隊本部、他の署隊本部、消防団、各防災関係機関等との情報連絡を行う。
そ の 他 防 災 機 関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により、情報連絡を行う。

3 連絡態勢

区防災行政無線を中心とした通信連絡態勢は次のとおりとする。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 通常態勢時における通信連絡態勢 区災害対策本部が設置されるまでの間、区の通信事務は、特に定める場合を除き通常の勤務時間内においては政策経営部災害対策・危機管理課が、夜間、休日等の勤務時間外については職務住宅居住者、警戒勤務者及び災害情報対策員が担当する。 2 区災害対策本部設置後の通信連絡態勢 (1) 本部室は4階会議室等とし、MCA無線機、都防災行政無線、加入電話、災害時優先電話、その他の通信設備を配置する。 (2) 政策経営部災害対策・危機管理課は本部室の開設準備が終了したときは、直ちに通信連絡事務従事者を本部室に配置し、各機関の通信連絡責任者に通知する。 3 防災関係機関の通信連絡窓口 区本部から防災関係機関に対する通信連絡は、区防災行政無線やその他の手段により、「(注)1」に定める通信連絡責任者を窓口とする。なお、区各部については、本部連絡員が各部の通信連絡責任者となる。

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第2章 情報の収集・伝達

機 関 名	内 容		
千 代 田 区	4 通信連絡の方法 (1) 通信連絡の原則…通信連絡は簡略かつ明瞭に行う。 (2) 文書主義……………通信連絡は文書により行うことを原則とし、発信は文書に基づき、受信した事項は文書に記録しておく。 (3) 通信連絡事項……通信連絡事項の標題末尾には、その内容を類別できる用語を通知、要請、指示、命令、報告等に区分して表示する。		
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸 の 内 消 防 署 麴 町 消 防 署 神 田 消 防 署	1 区災害対策本部設置前 区災害対策本部設置前の通信連絡は、加入電話またはMC A無線機により各消防署警防課において行う。		
	2 区災害対策本部設置後 (1) 災害対策本部に対し、あらかじめ指定した職員を派遣する。 (2) 災害対策本部との通信連絡は、加入電話又は区防災行政無線等により行う。		
	平日昼間	休日昼間	夜間
	・災害対策本部と区内各消防署とがMC A無線機を用いて連絡を取り、また、本部へ職員を派遣することで区内状況の把握について連携を図る。	・災害対策員がMC A無線機を用いて連絡を取り、また、本部へ職員を派遣することで区内状況の把握について連携を図る。消防署の職員が不足し、本部へ派遣することが困難な場合はMC A無線機による連絡のみを行う。	
丸 の 内 警 察 署 麴 町 警 察 署 神 田 警 察 署 万 世 橋 警 察 署	1 区災害対策本部設置前 区災害対策本部設置前の通信連絡は、加入電話またはMC A無線機により行う。		
	2 区災害対策本部設置後 (1) 災害対策本部に対し、あらかじめ指定した職員を派遣する。 (2) 災害対策本部との通信連絡は、加入電話又は区防災行政無線等により行う。		
	平日昼間	休日昼間	夜間
	警察に対して、災害対策本部への警察官の派遣を依頼し、その警察官から区内の各交番に情報（本部態勢、避難所の開設状況等）を伝える。	災害対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、区内各警察にMC A無線機や災害時優先電話で連絡を取り、各交番へも情報提供（本部態勢、避難所の開設状況等）を依頼する。	

(注)1 区内防災関係機関の通信連絡責任者一覧（電話番号等）は、震災対策編 第2部第1章第4節2「活動態勢」に記載。

【参考】 千代田区防災行政無線固定系屋外子局及び文字表示盤設置場所
→資料集 資料編 資料第9

4 千代田区防災行政無線の運用

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、通信統制を実施する。

5 MCA無線機の活用

事項		平日昼間	休日昼間	夜間
初動		災害対策本部内の担当職員が区内を調査し、M C A無線機により被害状況を報告する	職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員は参集する間に区内を調査し、M C A無線機又は参集時に口頭により被害状況を報告する。	
町会	連合町会	災害対策本部が、連合町会長宅に配備したM C A無線機により、地域の被害状況等について情報収集を行う。	災害対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、地域の被害状況などについて情報収集を行う。	
	避難所運営協議会	災害対策本部が、避難所に配備したM C A無線機により、地域の被害状況等について情報収集を行う。		
区施設 （認証保育所等含む）		災害対策本部が、各施設や団体から地域や施設内の状況等について情報収集を行う。	災害対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、地域や施設内の状況などについて情報収集を行う。	
協定団体 （大学、駅、病院、医師会、地域協力会、大規模集客施設等）				
防災関係機関		災害対策本部が、各機関から被害状況等について情報収集を行う。	災害対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、地域の状況などについて情報収集を行う。	

6 防災センターにおける情報収集手段

区は、平成19年度の新庁舎移転に伴い、災害時の情報収集・伝達態勢の一層の充実を図るため防災センターを新設し、高所カメラ及び震度計ネットワークを整備している。災害の状況を迅速に把握するため、これら機能を活用する。また、東京都災害情報システム（DIS）を活用し、SNSの情報等を集約する。

7 その他の情報収集手段

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
町会からの情報収集	区内で一定の震度が計測された場合、町会長等は避難所に集合し、地域の情報を区に提供する。また、区は収集した情報を提供する。	避難所に職員が参集するまでに時間を要するため、連合町会長、避難所へ配備したMCA無線機により災害対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が情報収集を行う。	

8 新たな情報収集手段の導入

東京都の災害情報システム（DIS）の機能であるスマートフォン等を活用した動画や画像等の災害情報収集を行う。

9 安否情報の提供について

災害対策基本法第86条の15において、区は、区民や企業等から避難者の安否情報について照会を受けた場合、安否情報を提供できる旨が規定された。これは、東日本大震災において、各自治体が個人情報保護の観点から安否情報の提供について逡巡する事例もみられたため、混乱を招いたとの反省からである。

これを受けて、区は災害時の被災者の安否情報について、その照会・回答に関する手続き等を定め、安否情報の提供を実施する。

なお、回答に際しては、DV被害等の区の保有する保護すべき個人情報との確認を行い、適切な運用に努めるものとする。

第2節 災害予警報の発表・伝達（災害対策・危機管理課、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、その他防災機関）

気象、地象、水象、その他の災害原因に関する情報及び気象予警報等の収集・伝達

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 異常現象の通報 区は災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。 2 一般的な災害原因に関する重要な情報の通報 気象、地象、水象等災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等及び一般住民等に周知する。 3 気象等予警報の伝達 区は、特別警報、警報及び重要な注意報について、都、警察署等からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、住民に周知する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに区に通報する。 2 重要な情報の通報 特別警報、警報及び重要な情報について、警視庁、区、その他関係機関から通報を受けたとき又自らその発令を知ったときは、直ちに交番等を通じて、管内住民に周知する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	災害予警報について、東京消防庁警防本部、気象庁その他関係機関から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、管内住民に周知を図る。
下水道局中部 下水道事務所	震災時においては、各関係機関と緊密な連携のもとに応急対策を実行する。具体的には、災害の範囲及び被害等の状況について、的確な情報の収集伝達を行い、二次災害の発生若しくは災害の拡大を未然に防止するため、災害優先電話等の通信連絡態勢を確保している。
東京都交通局	災害原因に関する情報及び気象警報については、定められた連絡系統に基づき、運転指令電話、業務用鉄道電話、加入電話、FAX、東京都防災行政無線等の通信手段を用いて事業所に伝達する。

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第2章 情報の収集・伝達

機 関 名	内 容
東 京 地 下 鉄	災害時における情報の収集・伝達は、東京地下鉄内における通信連絡系統に基づき、指令電話、列車無線、模写電送装置、鉄道電話、加入電話、FAX、沿線電話、インターホン等の通信手段を利用して伝達する。
首 都 高 速	1 警戒宣言等が発令された場合または災害が発生した場合等は、警戒・緊急・非常体制のうち、災害の種類及び程度に応じた適切な体制をとり、速やかに役員及び社員の参集を行い、情報連絡体制の確立や対策本部の設置等必要な措置を講じる。 2 緊急点検等により収集された情報に基づき、国、関係機関及び関係防災機関等との密接な連絡調整を図りつつ、状況に応じた適切な対応措置を実施する。
首都圏新都市鉄道	警報、注意及び重要な情報について、警察、消防、区、その他関係機関から通報を受けたときは、社内規程（事故災害等対策規程）に基づき所定の連絡系統（総合指令無線、鉄道電話、加入電話、災害用携帯電話、FAX等の通信手段を用いる）で各現業に伝達するとともに旅客に周知する。
そ の 他 防 災 機 関	その他の防災機関は、都、区、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報について、直ちに所属機関に通報する。

第3節 被害状況等の収集（災害対策・危機管理課、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、東京地下鉄、首都高速、国、都）

1 被害状況の収集・連絡

- (1) 区は、次に定める「被害状況調査」に基づき被害状況の収集に努める。
- (2) 区、警察署、消防署は、相互に連絡を取り、被害状況の把握に遺漏がないよう対処する。
- (3) 防災関係機関は、所管する業務に関する被害状況の収集に努める。

2 区の被害状況調査

- (1) 被害状況調査
調査態勢、調査方法、報告等については、別に定めるところによる。
- (2) 被害程度の認定基準（総務省消防庁）
被害程度の認定基準は、次のとおりである。

被害の種類		内 容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

被害の種類		内 容
住家被害	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他非住家被害	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	海岸	海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の浸入又は海水による侵食を防止するための施設とする。

被害の種類		内 容
その他	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、区立施設の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

被害の種類		内 容
被害金額	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。		

(3) 被害状況等の報告

ア 区本部における被害状況等報告は、災害対策・危機管理課がまとめて本部長（区長）に報告する。

イ 東京都災害対策本部（応急対策本部）への報告

東京都災害対策本部（本部を設置しないときは応急対策本部）への報告は災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により行う。（都災害報告取扱要領）

(ア) 報告すべき事項

- ・災害の原因
- ・災害が発生した日時
- ・災害が発生した場所又は地域
- ・被害状況（廃棄物処理施設、家屋等を含む。また、被害の程度は、認定基準に基づき認定する。）
- ・災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置を、日時、場所、活動人員、使用資器材等を明らかにして報告する。
- ・災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ・震災がれき発生量
- ・その他必要な事項

(イ) 報告の方法

原則として、災害情報システム（D I S）の入力による。（ただし、システム障害等により入力できない場合は、電話、F A Xなどで報告を行う。）

(ウ) 報告の種類・期限等

報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。

報告の種類		入 力 期 限	入 力 画 面
発 災 通 知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報、措置情報
要 請 通 知		即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報

(エ) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、震災対策編 第2部第19章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

(オ) 都への報告先

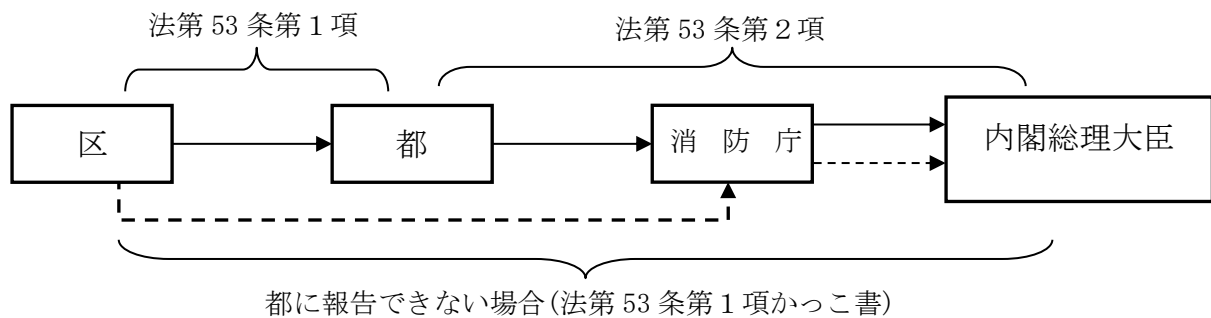
都総務局総合防災部長 (5388) 2450
都防災行政無線電話 70213、5 管理係
都防災行政無線 FAX70014 管理係

ウ 国への報告

区は、災害の状況により被害状況等の報告を東京都にすることができない場合には、総務省消防庁を通じ内閣総理大臣へ報告する。（報告ルートは次図のとおり）

（参考）

災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート



[消防庁連絡先]	
(NTT 回線)	03-5574-0119
FAX	03-5574-0135
(都無線利用 総務省 消防庁回線)	897-7521
FAX	897-7789

3 関係機関の被害状況の収集・伝達

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	震災に関する情報を収集し、各関係機関と情報を交換する。 1 被害状況、救援活動状況及び警備活動の状況 2 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 3 その他、各種必要事項 なお、各防災関係機関及び町会等と連絡を密にし、被害情報の交換収集に努める。
東京電力 パワーグリッド	震災が発生した場合、次の各号に掲げる情報を迅速、正確に把握するとともに、重要な情報については関係機関に通報する。 1 一般情報の把握 (1) 気象、地震情報 (2) 一般被害情報 一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報 (3) 対外応対状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への応対状況） (4) その他災害に関する情報（交通状況等） 2 電力被害情報 (1) 電力施設等の被害状況および復旧状況 (2) 停電による主な影響状況 (3) 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項 (4) 従業員の被災状況 (5) その他災害に関する情報

機 関 名	内 容
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸 の 内 消 防 署 麴 町 消 防 署 神 田 消 防 署	1 情報収集要領 (1) 119 番通報に対応し、各消防署高所見張り及び監視警戒、高所高感度カメラを用いた管内火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 (2) 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測 (3) 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握 (4) 消防職(団)員の参集者が早期災害情報システムを活用して収集した被害状況の把握 (5) 参集した災害時支援ボランティアからの情報収集 (6) 住民・通行人からの情報収集 (7) 関係機関からの情報収集 2 主な情報収集事項 (1) 火災発生状況及び消防活動状況 (2) 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況 (3) 避難道路及び橋梁の被災状況 (4) 避難の必要の有無及び状況 (5) 救急告示医療機関等の診療状況 (6) その他消防活動上必要のある状況
東 京 都 交 通 局	震災が発生した場合、施設の被害状況及び応急復旧状況等、情報の収集に努めるとともに、重要な情報については関係機関へ通報する。
東 京 地 下 鉄	震災が発生した場合、施設の被害状況及び応急復旧状況等、情報の収集に努めるとともに、重要な情報については関係機関へ通報する。
首 都 高 速	震災が発生した場合、震災による被災の情報を緊急に収集し、関係機関への迅速な情報伝達、出動要請等を行う。

第4節 災害時の広報・広聴（災害対策・危機管理課、政策経営部、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、日本郵便、都、その他防災機関）

地震発生時には、災害地や隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

このため、区及び防災関係機関は、一体となって適切かつ迅速な広報活動を行う。

また、速やかな復旧を図るため、区及び防災関係機関において、広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望事項の把握に努める。

本節においては、災害時の広報、広聴活動、報道機関への発表について、必要な事項を定める。

1 広報活動

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 区は地震が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各防災機関と密接な連絡を図るとともに、区が所有する広報媒体を十分活用して広報活動を実施する。 (1) 広報事項 ア 地震発生時の広報 (ア) 電気・ガス・石油ストーブ等の火災予防注意 (イ) 地震の規模、津波、気象の状況 (ウ) 区の防災態勢 (エ) 避難所、帰宅困難者等一時受入施設の開設・収容状況 (オ) 避難誘導経路の周知 イ 被災者に対する広報 (ア) 医療救護、衛生知識の周知 (イ) 備蓄物資の配給状況 (ウ) デマ情報の防止 (エ) 区内ライフライン(電気・ガス・水道・電話等)の通断状況 (オ) 交通機関の復旧、運行状況 (カ) 区及び都の応急復旧対策 (キ) 被災地の状況 (ク) 区民の士気、相互扶助精神の高揚方策 (ケ) 安否情報・その確認方法の情報 (2) 災害記録 地震発生時における被災地の状況を写真等に記録し、復旧対策及び広報活動の資料として活用し、さらに災害情報収集の補完にあてるとともに後世への記録とする。 (3) 広報内容 区が実施する広報の内容は、前記(1)(2)に定めるもののほ

機 関 名	内 容
	か、第3章第1節相互応援協力に定める各防災関係機関の要請に基づくものを含むものとする。 また、広報内容及び時期等は政策経営部広報広聴課（区災害対策本部が設置された場合は広報班）が統一して処理する。 (4) 広報手段 以下に示す広報手段から、状況に応じて有効な広報手段を選択して区民に周知する。 ア 千代田区防災行政無線 イ 区ホームページ ウ 区公式ツイッター エ 区公式フェイスブック オ 千代田区安全・安心メール カ 広報車 キ 区公式LINE (5) 報道機関への発表 災害情報は、区本部会議において統一的に収集し、必要に応じて広報広聴課長が報道機関に発表する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点において適時活発な広報活動を実施する。 1 広報事項 (1) 被害状況、治安状況、救出救助活動、避難勧告・指示、避難状況及び警備活動状況 (2) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 (3) 犯罪の防止活動状況 (4) その他、各種告示事項 2 広報手段 広報は、パトロールカー、広報車等で行い、必要に応じて本部にサインカー、ヘリコプター、警備艇を要請する。また、広報及び広報資器材の活用あるいは口頭、掲示、印刷物の配布等の方法により、状況に応じた広報活動を実施する。 3 報道機関への発表 報道機関への発表は、原則として警視庁本部を通じて行う。各警察署管内の被害状況、治安状況等の災害情報は、区災害対策本部に通報する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 広報内容 (1) 出火防止、初期消火の呼びかけ (2) 救出救護及び要配慮者への支援呼びかけ (3) 火災及び水災に関する情報 (4) 避難指示等に関する情報 (5) 救急告示医療機関等の診療情報 (6) その他区民が必要としている情報 2 広報手段 (1) 消防車両の拡声装置等

機 関 名	内 容
	(2) 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示 (3) テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 (4) ホームページ、SNS、消防アプリ等を活用した情報収集 (5) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供
東京都交通局	1 乗客に対する災害時の広報計画目標 災害発生時には、まず乗客の人命、財産を守るため、他に優先して避難誘導をしなければならない。これが駅係員及び列車乗務員がそれぞれの放送装置等を活用して、乗客の不安感、動揺、混乱を防止し、被害を軽減するため、災害時の広報体制を確立する。 2 報道機関への広報 混乱防止措置を積極的に推進するため、各防災機関と密接な連絡のもとに報道機関を通じて利用者に情報を提供し協力要請を行う。 (1) 運行状況（運転区間、運転間隔等） (2) 混乱防止措置（改札規制、一方通行等の実施状況） (3) 乗客への協力要請 ア 避難するときは、乗務員等の指示に従い、冷静に行動する。 イ 駅では、むやみに行動せず、必ず駅係員及び駅案内放送の指示に従う。 ウ パニックを防止するため、互いに協力し合う。 (4) 地下鉄の安全性 ア 地下鉄は、耐震構造になっているので安全である。 イ 原則、不燃性の材料を使用して出火の防止を図っている。 ウ 避難誘導設備及び放送設備が完備している。 エ 浸水防止措置を講じている。 オ 停電中でも非常電源により駅やずい道内の照明を確保できる。 (5) 地震が発生したときの措置 ア 列車は、原則として最寄りの駅に停止する。 イ 列車無線電話等により、情報を受けて乗客に伝達する。 ウ 地震計により震度を確認し安全運行の措置をとる。 エ 乗客の安全確保に万全な態勢を整え、係員が避難、誘導を行う。

機 関 名	内 容
水 道 局 中 央 支 所	1 広報内容 (1) 地震発生直後の広報 ア 水道施設の稼動状況 イ 浄水場及び給水所における飲料水 ウ 応急対策の基本方針 エ その他住民への協力要請等 (2) 応急対策開始後の広報 ア 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の実施方針 ウ 応急給水の実施方針及び給水拠点での応急給水実施状況 エ 住民の注意すべき事項及び協力要請 (3) 応急対策の進ちょくに伴う広報 ア 水道施設の被害詳報及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 当日の復旧活動の概要 エ 水質についての注意 オ 住民への協力要請 2 広報手段 (1) 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じ、報道機関の協力を得て実施する。 (2) 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、次のア～エによる方法で実施する。 ア 庁舎掲示板や玄関等への掲示 イ 拡声器付き広報車による巡回 ウ ビラ等の配布 エ 区への情報提供及び広報依頼（防災無線・屋外放送塔等の使用）
下 水 道 局 中 部 下 水 道 事 務 所	1 大規模地震によって宅地内の排水設備が破損した場合の問い合わせ窓口など震災時の下水道局の対応について下水道局ホームページに掲載し、都民への広報活動を充実させる。 2 発災時においては、下水道施設の被害状況、復旧見通し、下水道の使用制限及びこれに伴うし尿処理体制などの広報を、以下のように行う。 (1) 東京都災害対策本部を通じた情報提供 (2) 下水道局災害対策本部による情報機関への対応 (3) 下水道局災害対策本部の指示に基づく、下水道事務所等と区との連携による都民への情報提供
東 京 電 力 パ ワー グ リ ッ ド	1 広報活動 災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するため、一般公衆に対し広報活動を行う。 2 広報の方法

機 関 名	内 容
	広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNSおよびインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。 3 停電関連 病院等重要施設については災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請している。
東 京 ガ ス	1 広報内容 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し 2 広報手段 テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及び東京ガスのホームページやSNS、インターネット等 3 広報活動内容 NHK及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法のビデオ」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる手順を案内している。
N T T 東 日 本	震災のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、新聞掲載、NTT東日本HPへの掲載等によって、次の事項を利用者に周知する。 1 通信途絶、利用制限の理由及び状況 2 利用制限をした場合の代替となる通信手段の周知 3 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等
J R 東 日 本	1 広報内容 (1) 駅における広報案内 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等を掲示や放送等により行う。 (2) 乗務員の広報案内 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。 2 広報手段 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・インターネットホームページ等で情報提供に努める。
東 京 地 下 鉄	震災時の混乱防止に努めるため、駅放送及び車内放送等により、地震情報及び復旧見込み等の情報を乗客に伝達する。
首都圏新都市道鉄	災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報については、対策本部が迅速的確に行う。駅においては災害規模、鉄道施設被害範囲、復旧状況・見込み等を掲示や放送等で旅客に周知する。

機 関 名	内 容
首 都 高 速	お客さま等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、被害の状況、応急対策の措置状況等、災害に関する正確な情報を、各種道路情報提供設備を用いるほか、ホームページ等を最大限活用して正確かつ迅速に提供する。
日 本 郵 便	1 利用者の安全確保と情報提供を行う。 2 災害時には、公社の業務に係る災害特別事務取扱いを窓口や局前等に掲出する。

2 避難指示等の情報伝達

区は、災害対策本部設置時には、避難指示等の情報伝達について、放送要請による対応を行う場合があるほか、災害対策本部設置に至らない場合でも、区民等に東京都やマスコミと連携し、避難指示等に関する情報提供を行う。

なお、平成26年度からは、Lアラート（災害情報共有システム）を活用した避難情報提供をしている。

(1) 実施機関

東京都、都内区市町村、東京都域または都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

(2) 伝達する情報

- ア 高齢者等避難（要配慮者向け準備情報を含む。）
- イ 避難指示
- ウ 緊急安全確保
- エ 警戒区域の設定

3 外国人への情報提供

区は、東京都で開設される外国人災害時情報センター等から必要情報を収集し、区内大使館や避難所等に対して外国人への情報提供を行う。

また、防災行政無線の多言語放送について検討を行う。

4 広聴活動

災害時には、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、広聴活動を展開する必要がある。このため、次のとおり広聴活動を実施する。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 活動方針 災害が終息した後、被災者を対象に広聴活動を行い、民心の安定を図る。 2 広聴事項 災害に関する要望、苦情等の聴取 3 相談の実施 災害が終息した後、必要に応じて区庁舎及び最寄りの出張所等に相談所を開設する。聴取した相談、苦情、要望等は速やかに災害対策本部に連絡し、早期解決を図るとともに、事後の救援、救助措置を推進する参考とする。
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 災害が終息した後、消防署と消防出張所等のうち、災害の規模に応じて必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。 2 都民からの電子メールによる問合せに対応する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	各警察署、交番、その他必要な場所に臨時相談所を設置して警察関係の相談にあたる。

第3章 相互応援協力・派遣要請

防災協定に基づき相互応援協力を求めるとともに、必要に応じて自衛隊の派遣を要請する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間	72時間
	初動態勢確立期	即時対応期	復旧対応期
各防災機関 警察署、消防署、 陸上自衛隊、 災害対策・危機管理課		○相互応援協力の要請	
		○自衛隊の災害派遣要請	

第1節 相互応援協力（災害対策・危機管理課）

1 防災関係機関との相互応援協力

- (1) 区は、平素から災害時に備え、都の各機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の関係機関と協議のうえ、協力体制の確立を図るものとする。
- (2) 区及び関係機関は、平素から災害対策上必要な資料、情報の提供及び調査研究の成果を相互に交換するものとする。
- (3) 区及び関係機関並びに防災上必要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関して責任を有する者は、一致協力し災害時の応急対策の実施にあたるものとする。
- (4) 区及び関係機関は、災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置をとるため、必要によっては連絡員の派遣等の措置をとるものとする。

2 東京都の相互応援協力

昼間区民対策など広域的な応急対策が必要な場合を想定し、地域の安全確保を図るため、都とより一層の連携強化を推進し防災体制を確立する。

- (1) 区は、都と災害予防のため平素から資料、情報の交換を行い、災害が発生した場合には、その被害を最小限に食い止めるため協力して応急対策の実施にあたる。
- (2) 区に災害が発生し、その状況が著しく広範囲に及び、都又は自衛隊あるいは他の区市町村の応援を求める必要が生じた場合は、都災害対策本部に対し、別表に掲げる事項についていったん口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- (3) 都から他の区市町村又は指定地方行政機関等に協力を要請されたときは、みずからの応急措置に支障のない限り協力するものとする。
- (4) 首都圏を構成する九都県市は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」に基づき、災害時に相互に情報連絡体制を確立することとしている。区は、必要に応じ東京都を通じてこの枠組みを活用し、応急対策に有用な情報収集などを行う。

3 他の区市町村との相互協力

特別区は、阪神・淡路大震災を契機に自治体間の横の協力体制の重要性から、区間の迅速な協力支援体制を確立するため、共同で取り組むべき災害対策について「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」（平成8年2月16日発効）を締結した。

さらに、東日本大震災であらわになった課題もあるため、新たに帰宅困難者対策や、各区で応援協定を結んでいる他自治体との連携などについても検討を行い、平成26年に支援協定を見直し、発展的に再構築を行った。

(1) 特別区相互間の協力・支援について

「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づく相互協力及び相互支援の主な内容は、次のとおりである。

- ア 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する事項
- イ 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する事項
- ウ 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項
- エ 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する事項
- オ 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
- カ 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- キ 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- ク ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
- ケ 要配慮者の救援支援に関する事項
- コ 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- サ 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- シ 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- ス 仮設住宅の提供に関する事項
- セ 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- ソ 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
- タ 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
- チ その他、被災区から要請があった事項

(2) 近隣区との相互協力について

千代田区と隣接している区は、中央、港、新宿、文京及び台東の各区であるが、平素から災害時に備え、相互に資料、情報の交換を図り、調査研究に努めるよう協力体制の確立を図るものとする。

(3) 東京都及び区市町村相互間における災害時等の協力

災害対策基本法に基づく災害時等において、東京都及び都内区市町村が迅速かつ円滑に相互協力できるように、令和3年12月に協定を締結した。

(4) 他の区市町村の相互協力

災害対策基本法第67条の規定に基づき、他の区市町村に応援を求める場合は、その事務が円滑に行われるよう、都と連携し必要な事項の詳細について別途協議しておくものとする。

ア 被災区となった区市町村長は、知事に応援又は応援のあっ旋を求めるなどして災害対策の万全を期することとする。

イ 知事は、災害を受けた区市町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっ旋する。

ウ 区市町村長が知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都災害対策本部に対し別表に掲げる事項についてとりあえず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

(5) 姉妹提携都市との協力

災害時に、被災自治体独自では十分に対応できない場合に、姉妹提携都市と相互に応援協力をするため、平常時から資料、情報の交換を図り、調査研究に努めるよう協力体制の確立を図るものとする。

区は、群馬県吾妻郡嬭恋村及び秋田県南秋田郡五城目町と「震災等大規模災害時における相互応援に関する協定」をそれぞれ昭和63年10月及び平成元年10月に締結しているが、阪神・淡路大震災の教訓や様々な社会環境の変化により、それまでの協定を見直し大規模災害発生時の迅速な相互応援体制を確立するため「震災等大規模災害時における相互応援に関する協定」を平成10年5月に再締結して連携体制を強化した。

(6) 相互発展に向けた連携に関する協定

地域課題の解決と、相互の更なる発展を目指し、幅広い分野で連携をおこなっていくため、区が主体となって既に連携事業を実施している自治体と包括協定を締結する。

令和2年2月には、岐阜県高山市、新潟県糸魚川市、岩手県大槌町及び静岡県西伊豆町とそれぞれ協定を締結した。

なお、姉妹提携先である群馬県嬭恋村と秋田県五城目町とは、「姉妹提携書」に基づいた連携を行っていることから、協定締結相手に含まないこととする。

【別表】

要請の内容	事 項	備 考
災害救助法の適用	1 災害発生の日時及び場所 2 災害の原因及び被害の状況 3 適用を要請する理由 4 適用を必要とする機関 5 既にとった救助措置及びとろうとする救助 6 その他必要な事項	災害救助法の適用参照
り災者の他地区への移送要請	1 り災者の他地区への移送を要請する理由 2 移送を必要とするり災者の数 3 希望する移送先 4 り災者の収容を要する期間 5 その他必要な事項	相互応援協定参照
都への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 2 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 3 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 4 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 5 その他必要な事項	災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣のあつせいを求める場合	1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	自衛隊法第83条、自衛隊災害派遣計画参照
他区市町村、指定地方行政機関等の応援要請のあつせいを求める場合	1 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせいを求める場合はその理由） 2 応援を希望する機関名 3 応援を希望する人員、物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 4 応援を必要とする場所、期間 5 応援を必要とする活動内容 6 その他必要な事項	災害対策基本法第67条
指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣のあつせいを求める場合	1 派遣のあつせいを求める理由 2 派遣のあつせいを求める職員の職種 人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17

第2節 公共的団体との協力（災害対策・危機管理課、日本郵便、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、その他防災機関）

1 計画方針

地域内の公共的団体及び住民の自発的な防災組織態勢を確立し、災害応急の活動が能率的に処理できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

2 公共的団体等の協力

(1) 防災組織の種別

ア 公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、生活協同組合、商工会議所、青年会議所、婦人会、母の会、大学等をいう。

イ 住民の自発的な防災組織とは、町会、自治会、地域防災組織等をいう。

(2) 民間組織との協力体制の確立

区は、防災関係機関の協力を得て、地域防災計画の作成及び実施等の責務を有するものであるが、その責務を効率的かつ効果的に遂行するためには、地域内における公共的団体の防災に関する組織、あるいは住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の機能を災害時に十分発揮できるよう態勢を整備する。さらに、これら団体の協力業務及び協力方法を周知して、災害時における活動が効率的に処理できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

(3) 協力業務としての例示事項

協力業務として考えられるものは、次に掲げる事項のとおりである。

ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合には、区その他関係機関に連絡すること。

イ 災害に関する予警報その他情報を地域内の住民に伝達すること。

ウ 災害時における広報、広聴活動に協力すること。

エ 避難誘導、避難所内り災者の救助業務に協力すること。

オ り災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。

カ 被害状況の調査に協力すること。

キ 被害地域内の秩序維持に協力すること。

ク り災証明書の交付事務に協力すること。

ケ その他の災害応急対策業務に協力すること。

(4) 公共的団体との協定等

区は、民間の公共的団体とあらかじめ協議を行い、これら団体の区に対する協力業務、協力方法を明らかにしておき、災害時に積極的な協力が得られるよう準備しておく。このため区は、次のとおり協定を締結している。

団 体 名	内 容
一般社団法人千代田区医師会、 公益社団法人神田医師会	区内に突発的災害又は多数の負傷者が発生した場合、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため昭和 51 年 11 月「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、阪神・淡路大震災の教訓に基づき内容を検討、平成 8 年 5 月 28 日再締結を実施した。

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第3章 相互応援協力・派遣要請

団 体 名	内 容
東京都米穀小売商業組合 千代田支部 東京都麺類協同組合神田支部・ 麹町支部・丸の内支部	区内に食料の応急供与を必要とする災害が発生したときに、食糧確保の一環として、昭和 55 年 2 月東京都米穀小売商業組合千代田支部と「災害時における応急用米穀の優先供給に関する協定」及び昭和 55 年 6 月東京都麺類協同組合神田支部・麹町支部・丸の内支部と「災害時における麺類等による給食に必要な労務等の提供に関する覚書」等を締結し、円滑な応急用米穀及び労務等の確保に努めている。
一般社団法人東京都トラック協会 千代田支部	区内に災害が発生した場合における輸送車両確保の一環として、昭和 58 年 10 月 6 日「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定」を締結し、運賃・料金等の内容を見直し平成 21 年 3 月 19 日に再締結した。
東京都石油商業組合・東京都石油業協同組合 千代田支部	災害時における緊急輸送車両の燃料を確保するため、昭和 58 年 10 月 6 日「災害時における石油類の優先供給に関する協定」を締結した。
東京都燃料商業組合 一般社団法人東京都 L P ガス協会 中央支部千代田地区	区が実施する応急対策活動で米飯炊き出し用等に使用する燃料等を確保するため、昭和 58 年 10 月 6 日「災害時における燃料等の優先供給に関する協定」を締結した。 区が実施する応急対策活動で米飯炊き出し用等に使用するプロパンガスを確保するため、昭和 58 年 12 月 16 日「災害時におけるプロパンガスの優先供給に関する協定」を締結した。
一般社団法人千代田区薬剤師会 (締結当時の麹町薬剤師会と神田薬剤師会が統合)	区が実施する医療救護活動に使用する医薬品を確保するため、昭和 60 年 3 月 29 日「災害時における応急医薬品等の優先供給に関する協定」を締結し、阪神・淡路大震災の教訓に基づき内容を検討し、「災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定」を平成 8 年 5 月 28 日再締結した。
公益社団法人東京都柔道接骨士会 千代田区・中央区支部	災害時において傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、平成 4 年 4 月 16 日「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定」を締結した。
一般社団法人丸の内歯科医師会・一般社団法人麹町歯科医師会・一般社団法人千代田区歯科医師会	災害時における迅速かつ適切な歯科医療救護活動の実施を目的とし、平成 8 年 5 月 28 日「災害時の歯科医療救護活動についての協定」を締結した。

団 体 名	内 容
千代田土木防災協会（旧千代田クラブ）（区内建設関連業者団体）	災害時における迅速な応急対策活動道路の確保のため、区で指定した緊急障害物除去道路について、平成 9 年 8 月 13 日千代田クラブ（区内建設関連業者団体）と「災害時における道路応急対策業務に関する協定」を締結し、以降関係団体の名称変更等もあり平成 21 年 3 月 19 日千代田区土木防災協会（旧千代田区クラブ）と再締結した。
日本郵便株式会社麹町郵便局 （締結当時は東京中央郵便局・東京国際郵便局・神田郵便局・麹町郵便局）	災害時における緊急連絡用車両の提供及び施設・用地の提供等について、平成 11 年 11 月 29 日「災害時における千代田区と郵便局の相互協力に関する協定書」を締結した。
東京都理容生活衛生同業組合 東京都理容生活衛生同業組合麹町支部・神田支部	災害時における理容の実施や、理容活動に必要な資器材及び消耗品を確保し、衛生活動に関する協力体制を確立するため、平成 18 年 5 月 1 日「災害時における衛生活動に関する協定」を締結した。
千代田区造園建設業防災協力会	災害時における道路障害物除去等応急対策活動確保のため、平成 20 年 8 月 29 日「災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定書」を締結した。
一般社団法人東京都自動車整備振興会中央支部	災害時における車両等障害物除去に関する応急業務について、平成 21 年 3 月 19 日「災害時における車両等障害物除去応急業務についての協定書」を締結した。
公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部千代田地域会	災害時における建築物の応急危険度判定等への協力について、平成 22 年 1 月 29 日「災害時における応急対策活動等に関する協定」を締結した。
千代田区防災協力会	災害時に区施設等の電気設備に被害が発生した場合の復旧及び資器材・労力の提供について、平成 22 年 1 月 29 日「災害時における区立施設の電気設備復旧業務の協力に関する協定」を締結した。
千代田区災害対策管工事協力会	災害時における区立施設の給排水設備の復旧および資器材の提供について、平成 22 年 1 月 29 日に「災害時における区立施設の給排水設備復旧業務の協力に関する協定」を締結した。
公益社団法人東京都獣医師会	災害時における区の動物救護活動に対する協力体制を確保するため、平成 24 年 4 月 1 日「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結した。
東京都印刷工業組合千代田支部	帰宅困難者等被災者への一時的な滞在場所やトイレの提供、区への印刷機器や印刷用紙の提供などについて、平成 24 年 8 月 29 日「災害時における帰宅困難者の受入等に係る千代田区と東京都印刷工業組合千代田支部の連携・協力に関する基本協定書」を締結した。

明治大学 （平成16年1月14日）締結 専修大学 （平成17年3月29日）締結 法政大学 （平成17年3月29日）締結 上智大学 （平成18年3月30日）締結 日本大学 （平成19年2月1日）締結 二松学舎大学 （平成20年3月26日）締結 東京家政学院大学 （平成21年3月19日）締結 大妻女子大学 （平成23年12月13日）締結 日本歯科大学 （平成25年1月25日）締結 共立女子学園 （平成25年9月30日）締結	区内に多数の学生と大規模施設を有する区内大学と連携し、災害時の学生ボランティアの派遣及び大学施設の一時的避難施設としての提供等を内容とする「大規模災害時における協力体制に関する基本協定」を締結した。

(5) 地域防災組織の協力（地域防災組織結成状況→資料集 資料編 資料第24）

ア 地域防災組織の役割

区では、地域防災のために町会、自治会を母体とした住民による自主的防災組織である地域防災組織の育成、指導を推進している。これら地域防災組織を対象として、災害時における協力業務及び協力方法について周知徹底を図るほか、相互協力態勢の整備、確立を図り、防災対策にあたる。

イ 地域防災組織の協力業務

- (7) 異常現象・災害危険箇所発見等の場合、区その他の防災関係機関に通報すること。
- (イ) 災害に関する予報その他情報を地域内住民に伝達すること。
- (ロ) 高齢者、子供、障害者等の安全確保に協力すること。
- (エ) 避難誘導、避難所内り災者に対する救援活動に協力すること。
- (オ) り災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (カ) 被災地域内の秩序維持に協力すること。
- (キ) 被害状況の調査に協力すること。
- (ク) その他の災害応急対策業務に協力すること。

ウ 地域防災組織の協力方法

発災直後の初動活動は、それぞれの組織に定める活動態勢に基づき、自主的に必要な応急対策を実施する。区及び防災関係機関の応急対策が開始された後は、前記イに掲げる協力業務について、補完活動として応急業務に協力する。

(6) その他の民間団体の協力

前記、「地域防災組織の協力」に準じて協力する。

3 各機関の協力及び経費の負担

(1) 協力の実施

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与するものとする。

イ 各機関の協力業務の内容は、総則 第1部第5章防災機関の役割に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。

ウ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前に協議を整えておくものとする。

(2) 経費の負担

ア 国、都道府県及び他の区市町村から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

イ 指定公共機関等が区に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度相互に協議して定める。

4 協定団体による連絡会の設置

区と災害時の協力協定を締結している団体で構成する会議を必要に応じて設置する。

平時より、各協定団体が、他団体の災害時の役割や区の最新の防災対策に係る情報を共有しておくことにより、災害時における協定団体間の連携強化と円滑な応急対策を実現する。

第3節 自衛隊の災害派遣要請計画（災害対策・危機管理課、陸上自衛隊、警察署、消防署）

1 派遣の要請等

- (1) 区長は、災害が発生し又は発生するおそれがあり、人命又は財産の保護のため、自衛隊派遣要請の必要があると認めた場合には、都知事に対し自衛隊派遣の要請をするものとする。
- (2) 区長は、(1)の要求ができない場合にはその旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。
- (3) 区長は、(2)の通知をしたときは、速やかに都知事にその旨を通知しなければならない。

2 要請の方法

- (1) 区が行う要請手続き
災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次に掲げる事態を明らかにし、電話又は口頭をもって都災害対策本部に依頼する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項また、緊急避難、人命救助、事態が急迫し知事に要請する暇がない場合は、直接下記に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

部 隊 名 等 (駐屯地・基地名)		連 絡 責 任 者	
		勤務時間内	勤務時間外
陸上自衛隊	第1師団司令部 (練馬)	第3部長又は防衛班長 (3933) 1161	司令部当直長 (3933) 1161
	第1普通科連隊 (練馬)	第3科長又は運用訓練幹部 (3933) 1161	1連隊部隊当直司令 (3933) 1161

- (2) 自衛隊の自主派遣
 - ア 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、都知事からの要請を待ついとまがないときは、自衛隊の自主的決定により派遣される場合がある。
 - イ 通信の途絶等により自衛隊と都知事と連絡が不能な場合は、区長からの災害に関する通報が自衛隊の自主派遣の判断材料となる。

3 派遣部隊の受入れ態勢

派遣部隊のための区があらかじめ定めたヘリコプター発着可能地点は次のとおりである。なお、派遣部隊の仮泊予定地は、必要に応じ自衛隊と協議して決定することとする。

施 設 名	所 在 地	着陸展開面(広さ)(m)	管 理 者
北の丸公園第二駐車場	北の丸公園 2	—	環境省
北の丸公園第三駐車場	北の丸公園 1-1	100×40	環境省
皇居前広場	皇居外苑	300×50	環境省
外濠公園総合グラウンド	五番町先	100×90	千代田区
上智大学運動場	紀尾井町 5	150×40	上智大学
都立日比谷公園	日比谷公園 1	45×40	都建設局

- (注) 1 この表に掲げた施設等は、区、警視庁、東京消防庁及び陸上自衛隊が災害時における臨時離着陸場の候補地として選定したものである。
- 2 今後継続的に調査を進め、使用可能なものについては、各施設管理者又は所有者の了解を得て、災害時に臨時離着陸場として指定し使用する。
- 3 災害時に臨時離着陸場としての機能を十分に発揮するために、平常時から標示等を行い、付近住民等に対し周知徹底を図り、避難住民の侵入等のないよう安全の確保を図る。
- 4 この表は、令和3年10月現在のものである。
- 5 上記は自衛隊以外の各種救援物資等の輸送のためにも使用する。

4 自衛隊災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し又は障害がある場合は、それらの除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	1 その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 2 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第4節 公用負担（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部）

区長は、区の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めたときは、公用負担を命じることができる。

1 公用負担の種類

区長（水防管理者）が災害時に命じることができる公用負担の種類は、次のとおりである。

根拠法	命令の種類	従事事務又は物件等の内容	従事命令等対象者	備考
災害対策基本法	一時使用 使用・収用 除 去	1 土地、建物その他の工作物の一時使用 2 土石、竹木の使用及び収用 3 災害を受けた工作物及び物件で応急措置に支障となるものの除去その他の措置	占有者、所有者	64 条
	従 事 命 令	応急措置業務全般	1 区域内の住民 2 現場にある者	65 条
水防法	一時使用 使用・収用 処 分	1 土地の一時使用 2 土石、竹木その他資材の使用及び収用 3 車両、その他運搬具若しくは器具の使用 4 工作物、その他障害物の処分	占有者、所有者	28 条
	従 事 命 令	水防措置全般	1 区域内の住民 2 現場にある者	24 条

2 公用負担の権限

公用負担の権限は、区長若しくはその委任を受けて区長の権限を行う区職員が行使する。

なお、区長若しくは当該職員がいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官若しくは海上保安官が、区長の職権を行使することができる。

さらに、災害派遣の自衛官は、区長の職権を行使することができるものがその場にいない場合に限り、区長の職権を行使することができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を区長に報告しなければならない。

第4章 警備・交通規制

警備態勢・交通規制態勢を確立するとともに、交通情報を収集し、警備・交通規制を実施する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
警察署、		○避難・誘導の実施			
		○交通規制の実施			

第1節 警備方針（警察署）

大震災が発生した場合において、関係機関と連携し、迅速かつ適正な警備活動を実施し、住民の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持の万全を期する。

第2節 警察の任務（警察署）

大震災が発生した場合の警察の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。
- (2) 交通規制に関すること。
- (3) 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。
- (4) 行方不明者の搜索及び調査に関すること。
- (5) 遺体の調査等及び検視に関すること。
- (6) 公共の安全と秩序の維持に関すること。

第3節 警備態勢（警察署）

1 警備本部の設置

警視庁本部に最高警備本部、方面本部に方面警備本部を設置し、区内各警察署には、それぞれ現場警備本部を設置して指揮体制を確立する。

2 警備要員の参集

- (1) 当務員のうち署外活動中の警備要員は、原則として速やかに自所属に参集する。ただし、交番・駐在所勤務員、交通配置の勤務員その他あらかじめ指定された警備要員は、直ちに所定の任務に従事する。
- (2) 非番員は、原則として速やかに自所属に参集する。

3 警備部隊の編成・運用

各警察署は、所定の計画に基づき、警備部隊を編成し、被害実態の把握、被災者の救出救助及び避難・誘導並びに交通規制等の措置をとる。

第4節 避難・誘導（警察署）

- (1) 地域住民等の避難が必要な場合は、町会等の役員等をリーダーとした小集団単位で、指定された避難所に避難させる。
- (2) 避難誘導は、避難行動要支援者を優先して避難させる。
- (3) 避難者の人数に応じて、必要がある場合は、避難道路の要点等にできる限り警察官を配置して避難誘導を行う。

第5節 交通規制（警察署）

（大震災（震度6弱以上）発生時における交通規制→資料集 資料編 資料第26）

大震災発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両等の交通路を確保することを重点として交通規制を実施する。

1 第一次交通規制（災害発生直後）

道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、速やかに次の交通規制を実施する。

- （1）環状7号線内側の滞留車両の外側への流出を促すとともに、首都高速道路・高速自動車国道からの車両排出を容易にする。
- （2）環状7号線内側の道路を通行中の自動車（高速道路を降りた自動車を含む。）は、速やかに駐車場など道路外の場所への移動や、環状7号線の外側への移動を促す。
- （3）環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線で都心方向への青信号の時間を短縮し、流入を抑制する。
- （4）首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路6路線の合計7路線を「緊急自動車専用路」として一般車両の通行を禁止する。

緊急自動車専用路	
国道4号（日光街道ほか）	国道17号（中山道・白山通りほか）
国道20号（甲州街道ほか）	国道246号（青山・玉川通り）
目白通り	外堀通り
首都高速道路・高速自動車国道	

2 第二次交通規制

被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施（第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除）する。

（1）緊急交通路

「緊急自動車専用路」の7路線を優先的に「緊急交通路」として指定する。次の35路線についても、被害状況等に応じて緊急交通路を指定する。

国道1号	国道6号	国道14号	国道15号
新大宮バイパス	北本通り	国道254号	国道357号
中原街道	青梅・新青梅街道	井の頭通り・五日市街道・睦橋通り	目黒通り
蔵前橋通り	国道16号	国道20号	国道139号
大和厚木バイパス	稲城大橋通り他	東八通り	小金井街道
府中・志木街道	鎌倉街道	川崎厚木線	新奥多摩街道
芋窪街道	町田街道	町田厚木線	八王子武蔵村山線
三鷹通り	中央南北線	多摩ニュータウン通り	新滝山・滝山・吉野街道
北野街道	新小金井街道	都道256号（甲州街道）	

(2) 緊急物資輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急物資輸送のための路線を指定する。

(3) 緊急通行車両等の確認事務等

緊急交通車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務は、区内各警察署長が、警察署又は緊急交通路の起・終点等に設置する交通検問所等で行う。

(4) 広報活動

ア 報道機関への広報要請

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車両利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。

イ 運転者等に対する広報

現場の警察官は、トランジスターメガホン、放送設備のある警察車両等を活用して、交通規制の実施及び運転者のとるべき措置について広報を行う。

第5章 緊急輸送

緊急輸送車両等を確保するとともに、緊急道路障害物除去道路を選定し、迅速な緊急輸送を実施する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
警察署、防災機関、環境まちづくり部、災害対策・危機管理課		○緊急道路上の障害物除去			
		○輸送車両等の確保			

第1節 緊急輸送ネットワークの整備（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、都）

災害応急対策活動において、救援物資、要員等の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。

輸送は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送路の確保、輸送手段の確保等と相まって、はじめて効率的で円滑な緊急輸送が可能となる。

本章においては、緊急輸送に必要な緊急輸送路ネットワークの整備について定める。

1 緊急輸送ネットワーク

他府県と都内の要所を有機的に結ぶ主要道路と、緊急物資等の受入・積替・配分等を行う輸送拠点等を結んだ、緊急輸送路ネットワークを定める。なお、緊急輸送の実効性を担保するため、都の緊急輸送ネットワークとの整合を図る。

当区内 内堀通り、靖国通り（一部除く）、新宿通り、青山通り、桜田通り、晴海通り、白山通り等

2 輸送拠点

- (1) 広域輸送基地
都は、他県等からの緊急物資等の受入、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配分等の拠点として、広域輸送基地を定める。（当区内指定なし）
- (2) 水上輸送基地
都及び区は、広域輸送基地を補完する拠点として東京港周辺の運河や低地の河川などにおいて水上輸送基地を定める。なお、当区内において区が定める水上輸送基地は下記のとおりである。
当区内 ・新三崎橋防災船着場 ・千代田区庁舎前防災船着場

- ・ 神田川和泉橋防災船着場
- ・ (仮称) 内神田一丁目防災船着場 (整備予定)
- ・ (仮称) 外神田一丁目防災船着場 (整備予定)

(3) 地域内輸送拠点

区市町村の地域における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等の拠点として、地域内輸送拠点を定める。

集積スペースの確保や緊急輸送道路からの交通アクセス等を考慮し、千代田区立九段中等教育学校を輸送拠点として指定する。

(4) 輸送拠点代替地の選定

震災の状況により、あらかじめ予定した輸送拠点が確保できない場合は、可及的速やかに代替地を選定確保する必要がある。

このため、都において、都内の一定面積以上のオープン・スペースの実態調査を実施し、代替地となる地点を把握した。この活用方法については、あらかじめ区や関係機関等との間で調整しておくことにより、発災時における有効な利用を図るものとする。

3 ヘリコプターによる輸送の確保

(1) ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予想される都及び区は、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地を選定し、関係機関と調整を図るものとする。

区があらかじめ定めたヘリコプター発着可能地点は次のとおりである。なお、この候補地は、自衛隊ヘリコプター緊急離発着陸可能地点(震災対策編 第2部第3章第3節)と同じである。

施設名	所在地	着陸展開面(広さ)(m)	管理者
北の丸公園第二駐車場	北の丸公園 2	—	環境省
北の丸公園第三駐車場	北の丸公園 1-1	100×40	環境省
皇居前広場	皇居外苑	300×50	環境省
外濠公園総合グラウンド	五番町先	100×90	千代田区
上智大学運動場	紀尾井町 5	150×40	上智大学
都立日比谷公園	日比谷公園 1	45×40	都建設局

- (注) 1 この表に掲げた施設等は、区、警視庁、東京消防庁及び陸上自衛隊が災害時における臨時離着陸場の候補地として選定したものである。
- 2 今後継続的に調査を進め、使用可能なものについては、各施設管理者又は所有者の了解を得て、災害時に臨時離着陸場として指定し使用する。
- 3 災害時に臨時離着陸場としての機能を十分に発揮するために、平常時から標示等を行い、付近住民等に対し周知徹底を図り、避難住民の侵入等のないよう安全の確保を図る。
- 4 この表は、令和3年10月現在のものである。
- 5 上記は自衛隊以外の各種救援物資等の輸送のためにも使用する。

(2) ヘリサインの設置

震災時に、ヘリコプターから施設名を視認できるヘリサインは、応援航空部隊の円滑な応急対策活動に重要な役割を果たすことから、ヘリサインの設置に向けた取組を推進する。なお、令和2年4月現在、四番町住宅、神田一橋中学校及び九段小学校にヘリサインを設置している。

第2節 緊急道路障害物除去等（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、警察署、第一建設事務所、首都高速、東京国道事務所、都）

災害発生時には、道路上の落下物、倒壊した電柱・家屋及び放置された自動車などの障害物が散乱し、また、道路の陥没や亀裂などにより、被災者の救援救護活動はもちろん、緊急物資の輸送に支障をきたすおそれがある。

このため、都は、災害時における輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定し、これらの道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて行うことになっている。

本節においては、これらの発災時の緊急道路障害物除去等について、必要な事項について定めた。

1 緊急道路障害物除去道路の選定

（緊急道路障害物除去路線図→資料集 資料編 資料第 27-1）

（千代田区緊急道路障害物除去路線調書→資料集 資料編 資料第 27-2）

(1) 都

災害時における救援救護活動に必要な緊急車両の走行帯の確保を図るため、他の道路に先がけて、道路上の障害物の除去や陥没、亀裂などの応急補修を行う道路を「緊急道路障害物除去路線」として選定した。

ア 選定基準

- (ア) 緊急交通路の路線
- (イ) 緊急輸送ネットワークの路線
- (ウ) 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- (エ) 上記(ア)～(ウ)は原則として、幅員 15m 以上の道路の路線

イ 選定路線

上記選定基準に適合した道路を有機的に連絡させ、緊急道路障害物除去路線網を選定した。

(2) 区

都の緊急道路障害物除去路線は、前記のとおりで、いわゆる主要な幹線道路を中心に選定されている。区においても救援活動を円滑に行うためには、さらに、これらの道路と区内の備蓄倉庫や地区救援センター等を結ぶ輸送路の確保が必要である。関係機関と協議を重ね、国・都の緊急道路障害物除去作業を妨げないことを前提としつつ、当面下記により区緊急道路障害物除去道路を定める。

ア 選定基準

- (ア) 東京都が選定する緊急道路障害物除去路線とのネットワークを考慮する路線
- (イ) 地区救援センター、応急給水施設等と接続する路線
- (ウ) 原則として幅員 11m 以上で歩道のある路線

イ 選定路線

区は、アの基準を勘案し千代田緊急道路障害物除去道路を選定し、緊急道路障害物除去路線（緊急道路障害物除去路線図→資料集 資料編 資料第 27-1）を策定している。

ウ 実施態勢

区の建設工事に実績のある区内建設業者団体「千代田土木防災協会」と「災害時における道路応急対策業務に関する協定（平成21年3月19日締結）」を締結し、国・都と連携し道路障害物除去作業を実施する。

協定団体	団体名	千代田土木防災協会
	電 話	3 2 9 6 - 6 6 8 2
	住 所	東京都千代田区神田小川町3-20

2 道路障害物除去作業の内容

- (1) 落下物、倒壊物、放置された自動車等によって生じた路上障害物を除去し、救援活動のための車両の走行帯（原則として上下各1車線）を確保する。
- (2) 陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障のない程度に応急措置を行う。
- (3) 障害物の除去作業の緊密度及び手順により最優先に着手する路線を第一緊急道路障害物除去道路とする。

3 緊急道路障害物除去態勢

都の緊急道路障害物除去道路の障害物除去作業は、都、国及び首都高速道路（株）が路線別に分担を決めて実施することになっている。

(1) 機関別分担路線

区内の各機関別の分担路線は、次のとおりである。

区 分	路線数	延長 (m)	主な路線名又は通称道路名
国 (国土交通省)	5	8,900	昭和通り (R4)、中央通り (R17)、永代通り (R1)、晴海通り (R1)、桜田通り (R1)、青山通り (R246)、新宿通り (R20) の各一部
都	15	24,000	靖国通り、本郷通り、目白通り、日比谷通り、蔵前橋通り、行幸通り、皇居前鍛冶橋線、錦町有楽町線、白山通り、晴海通り、内堀通り、中央通り、外堀通り、六本木通り、内堀通り、神田白山通りの各一部
区	43	19,120	半蔵門駅通り、貝坂通り、プリンス通り、紀尾井町通り、日本テレビ通り、東郷通り、番町学園通り、大妻通り、早稲田通り、代官町通り、専大通り、水道橋西通り、雉子橋通り、神田警察通り、神田平成通り、神田金物通り、錦華通り、かえで通り、明大通り、千代田通り、清洲橋通り、神田明神通り、その他道路の各一部
首都高速	5	10,100	[首都高速道路]都心環状線、1号上野線、4号新宿線、5号池袋線、八重洲線
計	68	62,120	

(2) 作業分担

各実施機関は、道路障害物除去作業にあたっては連絡を密にし、迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて優先順位を定め、作業の効率化を図るものとする。

なお、被害の規模、状況によって各関係機関と連携し道路障害物除去にあたるが、状況により自衛隊に支援を要請する。

4 道路障害物の除去

道路上の破損、倒壊等障害物の除去を行い、緊急車両の通行に要する上下各1車線の確保に努める。

なお、道路管理者は、状況（障害物）調査し、都に報告するとともに、他の道路管理者と密接な連絡をとり、協力して障害物の除去を行う。そのため、発災時の協力態勢について、あらかじめ定めておく必要がある。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	道路上の破損、損壊等による障害物の状況を調査し、速やかに都（建設局）に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連携をとり協力する。特に緊急道路障害物除去道路は優先して実施する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	緊急交通路等の確保のため、放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び関係防災機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。
第 一 建 設 事 務 所	障害物の状況報告に基づき総合的除去対策をたて、必要な指導、調整を行うとともに所管の路上障害物を除去する。
首 都 高 速	残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

5 河川障害物の除去

河川機能を確保するため、河川における障害物を除去しゅんせつする。

機 関 名	対 策
第 一 建 設 事 務 所	管理河川における障害物を除去しゅんせつする。

第3節 輸送車両等の確保（全部局、その他防災機関）

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるから、平常時から調達計画を立て、車両舟艇等を迅速かつ円滑に確保し、運行しなければならない。

このため、本節においては、これらの輸送活動の確保に必要な輸送車両等の調達、配分、緊急通行車両の確認について定める。

1 輸送車両の調達、配車

(1) 調達計画

ア 調達要領

(ア) 区においては、都の調達計画と競合しないように、調達先及び調達予定数を定めなければならない。

(イ) 災害時において、区による車両の調達が困難又は調達不能となった場合は、都財務局（都本部長室）に連絡し、調達のあっせんを依頼する。

イ 調達

災害対策活動に際し、各班が必要とする車両は、輸送班において調達する。

（「第1表、災害応急対策従事車両一覧」参照）

貨物自動車について、各班の不足分については、政策経営部災害対策・危機管理課において協定を締結した、一般社団法人東京都トラック協会千代田支部から調達する。

（「第2表、協定による貨物自動車供給先一覧表」参照）

協定先 千代田区内神田 1-12-3

神トラビル 2F

一般社団法人東京都トラック協会 千代田支部 (3518) 8006

輸送車両の不足分については、政策経営部災害対策・危機管理課において協定を締結した、トヨタモビリティサービス株式会社から調達する。なお、調達可能な車両は、調達時にトヨタモビリティサービス株式会社の管轄営業所にある車両である。

協定先 中央区日本橋浜町 2-12-4

トヨタモビリティサービス株式会社

営業所 千代田区神田多町 2-9-6

トヨタレンタカー神田支店 (3256) 4801

(2) 配車計画

ア 配車基準

災害対策活動に必要な車両は、政策経営部災害対策・危機管理課が示した基準に基づき、輸送班において緊急計画をたて、必要な輸送力の確保に努める。

イ 配車方法

配車は輸送班が行う。ただし、千代田区庁有自動車の管理等に関する規則（昭和61年規則第38号）第6条第1項で管理責任者の定められている車両（以下「部管理車両」という。）の配車は、当該各部の管理責任者が定めた者が行う。

ウ 配車手続

(ア) 部管理車両を保有しない場合、又は部管理車両をあてても必要な車両が確保できない場合は、輸送班に配車を請求することができる。

- (イ) 配車を請求する場合は、車両の用途、車種、乗車人員、積載重量、台数、引渡日時及び場所、その他必要な事項を明示するものとする。
- (ウ) 輸送班は、前項の請求に基づき、車両確保の状況を考慮したうえ、必要と認めたものについて配車する。

エ 車両の待機

災害発生のおそれがあるとき、政策経営部施設経営課長又は部管理車両の管理責任者はその状況に応じ、車両を待機させるものとする。

災害対策本部が設置され、各班において待機車両を必要とするときは、輸送班に報告し、当該班用として待機させることができる。

オ 使用料金

調達車両の使用料金は、政策経営部災害対策・危機管理課において協定を締結した金額の範囲内の額とする。

(3) 救助物資等の輸送

災害発生直後は、交通渋滞や障害物の影響で車両が利用できないことが想定されるため、台車の活用・避難者の協力を見込んだ物資の輸送方法を確立する。

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第5章 緊急輸送

第1表 災害応急対策従事車両一覧

(令和3年4月現在)

区分	番号	車体形状 車名 登録番号	災害応急対策用車両
			災害時車両用途
政策経営部施設経営課	1	乗用車(箱型) トヨタ・クラウン 品川 367 た 1008	災害対策本部長車
〃	2	乗用車 トヨタ・クラウン 品川 359 て 1002	災害対策本部車
〃	3	乗用車 トヨタ・クラウン 品川 350 つ 1003	災害対策副本部長車
〃	4	乗用車 トヨタ・エスティマ 品川 346 と 1009	災害対策本部車
〃	5	乗用車 トヨタ・ノア 品川 536 ち 1005	道路障害物除去作業等
〃	6	乗用車 トヨタ・エスティマ 品川 350 の 1006	広報活動 (内部スピーカー付き)
〃	7	乗用車 トヨタ・エスティマ 品川 360 ふ 1007	道路障害物除去作業等
政策経営部災害対策 ・危機管理課	8	ワゴン トヨタ・ハイエース 品川 400 て 2047	救命・救助活動 (要配慮者等後方機関搬送)
〃	9	公共応急作業車 三菱・パジェロ 品川 800 せ 6234	災害応急対策活動 (外部スピーカー付)
地域振興部生涯学習 ・スポーツ課	10	バン トヨタ・ハイエース 品川 400 ふ 9551	救命・救助活動 (要配慮者等後方機関搬送)
保健福祉部 千代田保健所	11	ステーションワゴン トヨタ・ノア 品川 502 そ 7481	医療救護班・物資輸送 (傷病者等後方医療機関搬送)
〃	12	ミニキャブ 三菱・ミーブ 品川 480 こ 6251	医療救護班・物資輸送 (傷病者等後方医療機関搬送)
環境まちづくり部 道路公園課	13	バン スズキ 品川 480 け 6678	道路障害物除去作業等
〃	14	バン スズキ 品川 480 け 6679	道路障害物除去作業等
環境まちづくり部 土木事務所	15	ダンプ ダイハツ 品川 480 え 7673	道路障害物除去作業等

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第5章 緊急輸送

区分	番号	車体形状 車名 登録番号	災害応急対策用車両
			災害時車両用途
〃	16	バン スズキ 品川 480 け 6680	道路障害物除去作業等
環境まちづくり部 千代田清掃事務所	17	塵芥車 日野 品川 800 せ 8565	災害応急対策活動
〃	18	塵芥車 日野 品川 800 せ 8721	災害応急対策活動
〃	19	塵芥車 日野 品川 800 せ 9317	災害応急対策活動
〃	20	塵芥車 日野 品川 800 せ 9409	災害応急対策活動
〃	21	塵芥車 日野 品川 800 そ-673	災害応急対策活動
〃	22	ダンプ ダイハツ 品川 480 け 8357	災害応急対策活動
〃	23	キャブオーバ ダイハツ 品川 480 け 7527	災害応急対策活動
〃	24	バン ダイハツ 品川 480 こ 4998	災害応急対策活動
〃	25	キャブオーバ ダイハツ 品川 480 こ 4999	災害応急対策活動
〃	26	キャブオーバ ダイハツ 品川 480 き 1117	災害応急対策活動
〃	27	キャブオーバ ダイハツ 品川 483 え-303	災害応急対策活動
〃	28	キャブオーバ ダイハツ 品川 483 い-304	災害対策応急活動
〃	29	キャブオーバ ダイハツ 品川 483 え-305	災害応急対策活動
〃	30	キャブオーバ ダイハツ 品川 483 う-306	災害応急対策活動

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第5章 緊急輸送

区分	番号	車体形状 車名 登録番号	災害応急対策用車両
			災害時車両用途
〃	31	キャブオーバー ダイハツ 品川 483 う-307	災害応急対策活動
〃	32	ダンプ ダイハツ 品川 483 え-505	災害応急対策活動
〃	33	ステーションワゴン ホンダ 品川 502 せ 4068	災害応急対策活動
〃	34	バン スズキ 品川 480 さ 3206	災害応急対策活動
環境まちづくり部 環境政策課	35	水素燃料自動車 トヨタ・ミライ 品川 331 ち 8341	災害応急対策活動

協定による貨物自動車供給先一覧表

令和3年4月1日現在

	会社名	住所又は車庫地	電話番号	台数(台)
1	新聞輸送(株)	港区芝浦 4-16-27	5765-5003	4
2	(有)木村運送店	千代田区九段北 1-7-11	3261-3449	1
3	(有)矢嶋運送店	〃 神田三崎町 2-19-4	3261-5645	1
4	(株)軽便社	文京区水道 2-17-10	3817-0801	1
5	小幡梱包運輸(株)	江東区千石 1-10-5	3699-6480	2
6	(有)淡路運送	千代田区神田淡路町 1-7	3251-6335	2
7	(有)篠崎運送店	〃 神田神保町 2-5-1	3261-1391	1
8	(有)荒畑運送店	〃 神田神保町 1-42	3294-5846	1
9	カンタコーポレーション(株)	〃 神田三崎町 3-2-4	6327-1821	2
計				15

2 緊急通行車両の確認

警戒宣言発令時及び災害時においては、地震応急措置及び災害応急対策の実施に従事する車両として確認された「緊急通行車両」以外の一般車両については、交通規制（震災対策編 第2部第4章第5節）の対象となる。

このため、地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するには、災害発生とともに、輸送車両等必要な車両について、速やかに緊急通行車両としての確認手続を行うことが要請される。

以下確認手続に必要な事項を定める。

(1) 緊急通行車両の調達

災害時における食料や救援資器材の輸送、負傷者や災害活動要員等の搬送に必要な緊急通行車両については、区が所有する全車両をあてるほか、必要によっては、雇上げ車両を確保する。

(2) 確認対象車両

- ア 災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- イ 道路交通法第 39 条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- ウ 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- エ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
- カ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- キ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- ク 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
- ケ 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
- コ 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
- サ 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- シ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- ス 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
- セ 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

(3) 緊急車両の確認

災害発生時における緊急通行車両の確認事務は、警視庁が行う。

ア 事前の確認（事前届出制度）

警視庁交通部長（車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署経由）

イ 災害現場での確認

(7) 交通部長又は警察署長

(4) 警備活動に従事する方面本部長

ウ 確認代行者

区内警察署における確認事務は、必要により各警察署交通係長が代行するものとする。

エ 確認申請の手続

車両の申請手続は政策経営部施設経営課が行うものとし、事前届出の申請をするときは、緊急通行車両等事前届出書（様式1）を使用し、災害時に申請するときは緊急通行車両等確認申請書（様式2）に輸送目的、経路、その他所定の事項を記載

のうえ申請する。緊急通行車両としての確認を受けたときは、災害対策基本法施行規則に定める緊急通行車両等確認証明書（様式3）及び標章（様式4）の交付を受けるものとする。

なお、緊急やむを得ない場合においては、口頭による申請により交付を受けることができる。

オ 証明書及び標章の携行

緊急通行車両の確認を受けた車両を運行するときは、緊急通行車両等確認証明書と標章を携行しなければならない。

様式1

地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		地震防災 第 号 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 東京都公安委員会 印
番号標に表示されている番号		(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警視庁本部、警察署、交通検問所等に提出して、所要の手続きを受けて下さい。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察署経由)に届け出て再交付を受けて下さい。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還して下さい。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所 () 局 番	
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う事務又は業務の内容を証明する書類を添付のうえ、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出して下さい。		

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第5章 緊急輸送

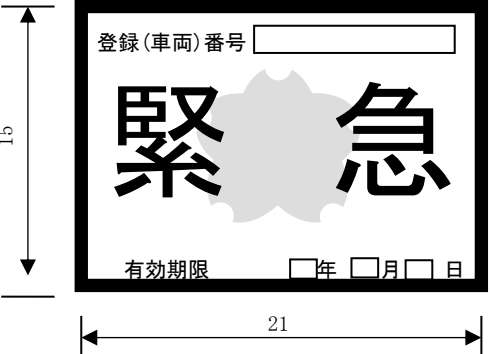
様式 2

地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		
(備考) 用紙は、日本工業規格 A5 とする		

様式 3

第 号 年 月 日 緊急通行車両等確認証明書 東京都公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		
(備考) 用紙は、日本工業規格 A5 とする		

様式 4



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第6章 救助・救急活動

迅速な救助・救急活動を実施し、応援が必要な場合には自衛隊、広域緊急援助隊(警察)、緊急消防援助隊(消防)などに要請する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
警察署、消防署	○救助・救急活動の実施				

第1節 消防署・警察署の活動態勢（警察署、消防署）

消防署、警察署は、それぞれの救助・救急活動、警備活動方針によるほか、区・保健福祉部、地区医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、傷病者の救助救出活動から搬送業務等の活動態勢をとる。

機 関 名	対 応 措 置
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	- 救助・救急活動は原則として特別救助隊、ポンプ隊、救急隊が連携し、救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 - 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業所との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 - 救急活動にあたっては、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。なお、緊急医療救護所または避難所医療救護所が仮救護所に近接して設定された場合は、仮救護所は閉設する。 - 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 - 警視庁、自衛隊、東京DMAT、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	- 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 - 救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引継ぐ。 - 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。

機 関 名	対 応 措 置
	4 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 5 東京消防庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。

第2節 区民・事業所等の活動態勢（災害対策・危機管理課）

千代田区災害対策基本条例における区独自の理念である「協助」に基づき、区民、昼間区民、事業所、帰宅困難者、大学等が一体となって協力し、救助・救急活動を行う（要配慮者の救助・救急活動を含む。）

以下は千代田区災害対策基本条例の抜粋
（千代田区災害対策基本条例→資料集 例規・協定編）

第9条 区民及び昼間区民は、協助の理念にのっとり、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業（総合防災訓練、地区別防災訓練、帰宅困難者避難訓練、企業向け講演会等をいう。以下同じ。）に協力するとともに、災害時における負傷者の救護その他減災のための諸活動への参加及び災害からの復旧に努めなければならない。

第10条 事業者は、協助の理念にのっとり、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、災害の予防及び減災並びに災害からの復旧に努めなければならない。

2 事業者は、地域に対する災害対策活動を実施するとともに、災害時における地域との連携協力並びに施設の提供に努めなければならない。

第12条 帰宅困難者は、協助の理念にのっとり、相互に助け合って帰宅に努めるとともに、災害による負傷者の救護その他減災のための諸活動に努めなければならない。

第13条 区民、昼間区民及び事業者並びに自主防災組織（以下「区民等」という。）は、協助の理念にのっとり、区と協力して、要配慮者が災害時においても安全を確保できるよう援護しなければならない。

2 帰宅困難者は、協助の理念にのっとり、災害時における要配慮者の援護に努めなければならない。

第15条 大学、短期大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設を区内に設置している者は、学生ボランティアの育成並びに災害時における地域との連携協力及び施設の提供に努めるものとする。

第7章 消防対策

地震火災の発生による被害を最小限にとどめるため、震災時における消防体制を確立する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
消防署、消防団 災害対策・危機管理課	○消防活動の実施				

第1節 消防活動（災害対策・危機管理課、消防署）

消防署は発災時において、区民や事業所に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段を持って呼びかけを行う。

また、消防団を含めて、全署をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防御活動を展開して、大規模市街地火災から区民の生命、財産を守る。

1 警防本部等の運営

東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。発災時にはこれら各本部機能を強力に発揮して、震災消防活動態勢を確立する。

2 配備動員態勢

(1) 震災配備態勢

次のいずれかに該当する場合、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を行う。

- ア 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生したとき。
- イ 東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5弱を示す地震が発生したとき。
- ウ アの地域に地震が発生し、当該地震による被害状況により必要と認めたとき。

(2) 震災非常配備態勢

次のいずれかに該当する場合、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を行う。

- ア 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生したとき。
- イ 東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5強以上を示す地震が発生したとき。
- ウ アの地域に地震が発生し、必要と認めたとき。

(3) 非常招集

- ア 震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、速やかに所定の所属に参集する。
- イ 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員及び全消防団員が、招集計画に基づき速やかに所定の所属に参集する。

3 震災消防活動

(1) 活動方針

- ア 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。
- イ 震災消防活動体制が確立したときは消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。
- ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

(2) 部隊の運用等

- ア 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。
- イ 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。

(3) 情報収集等

- ア 警防本部、方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職（団）員情報等により早期災害情報システム等を活用し、積極的な災害情報収集を行う。
- イ 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
- ウ 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

4 消防団の活動

（消防団の現況→資料集 資料編 資料第12）

消防団は、地域に密着した消防機関として、分団受持区域内の住民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に際しては、現有装備を活用した消防活動にあたる。

(1) 出火防止広報

発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の広報及び住民指導を行う。

(2) 情報活動

災害の初期対応を行うとともに、参集時に被害状況や消防活動上必要な情報収集を行いMC A無線機等又は早期災害情報システムを活用して消防団本部に伝達する。

(3) 消火活動

同時多発火災の拡大防止を図るため、消防隊との連携を強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、若しくは消防署隊と連携して行う。

(4) 消防署隊への応援

所轄消防署（所）の消火活動の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。

(5) 救出・救護

救助器具を活用し、団員がリーダーとなり地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急救護措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(6) 避難場所の防護等

避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第8章 医療救護等対策

応急医療救護体制を確立するとともに、医療情報の収集伝達、負傷者等の搬送及び後方医療体制等を整備し、迅速な医療救護等の支援対策を実施する。

医療救護活動におけるフェーズ区分

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
4	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
(千代田保健所) 医療救護活動拠点	○医療救護活動拠点設置(閉鎖時期は医療救護活動の状況から決定)					
	○被害情報の収集・集約、区内医療救護活動の統括・調整					
	○医師会等へ医療救護班等編成依頼					
	○災害薬事センター設置、薬剤師会へ協力要請					
医師会 歯科医師会	○医療救護班、歯科医療救護班編成、医療救護活動等の実施					
	○診療所等の被害状況や休止・再開の状況、医療救護活動状況を区へ報告					
	○身元確認班(歯科医師会)による身元確認					
薬剤師会	○災害薬事センター班編成、災害薬事センターの設置・運営への協力					
	○薬剤師班編成、医療救護活動の実施					
	○薬局の被害状況や休止・再開状況、医療救護活動状況を区へ報告					

第1節 応急医療救護体制（災害対策・危機管理課、地域保健担当、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会）

災害によって、傷病者が多数発生したときには、医療救護、助産救護及び乳幼児救護（以下「医療救護」という）を実施し、被災者の迅速な救護を図る。本節では、医療救護班の編成及び活動、重症患者の搬送、医療資器材等、必要な事項について定める。

1 計画方針

区は、応急医療を行うため、医師会等に、医療救護班等の出動を要請し、被災負傷者の応急医療機関として、医療救護所を開設する。

被災直後（初動期）の救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京DMAT等の医療チームと活動を行う。

【医療救護所等】

名 称		説 明
医 療 救 護 活 動 拠 点		区が、医療情報を集約し、医療救護活動や在宅療養者の医療支援に関して調整・統括する場所。
医 療 対 策 拠 点		都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所。
医療救護所	緊 急 医療救護所	発災直後から超急性期の概ね 72 時間に、区が指定する災害拠点病院等の近接地等に設置し、傷病者のトリアージや傷病者の応急処置・応急手当を行う医療救護所。
	避 難 所 医療救護所	急性期以降（概ね4日目以降）に、区が避難所に設置する医療救護所。

2 医療情報の収集・伝達・調整等

区は、災害状況に応じ医療救護の必要を認めた場合は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために、直ちに保健所に医療救護活動拠点を開設する。また、医学的な助言を行う千代田区災害医療コーディネーターを招集する。

(1) 医療機関の被害情報の収集・報告

区は、災害拠点病院、地区医師会等の関係機関と連携して、区内の人的被害、医療機関等の被害状況や活動状況等について把握し、区中央部保健医療圏の医療対策拠点に報告する。また、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用して、情報収集・報告を行う。

(2) 医療救護活動の調整

区は、医療機関・医療救護所等からの情報をもとに、千代田区災害医療コーディネーターの助言を得て、医療チーム派遣要請、傷病者の受入要請等、医療救護活動の調整を行う。

(3) 区民への情報提供

区は、医療救護所等の開設状況、医療機関等の診療状況を区ホームページ、区主要施設に掲示するほか、被災者を対象に健康相談窓口を設置する。

3 災害薬事センターの開設

区は、発災後速やかに、薬剤師会と連携し、災害薬事センター班を編成するとともに、保健所内に災害薬事センターを設置する。災害薬事センター長（＝災害薬事コーディネーター）は地域災害医療コーディネーター・千代田区災害医療コーディネーターに、区内の医薬品需給状況等、薬事に関する情報を報告するとともに、薬事に関する相談に応じる。

4 医療救護班等の活動

区は、医師会等に、医療救護班等の派遣要請を行い、医療救護活動を実施する。医師会等に医療救護班等の派遣を要請してもなお、区内の医療救護活動が十分でないと認められるときは、区は、東京都地域災害医療コーディネーターに対し医療チームの派遣を要請する。発災直後から超急性期（発災後おおむね 72 時間以内）は、緊急医療救護所を設置し、傷病者のトリアージ及び応急措置を主に行う。急性期以降（おおむね 72 時間以降）は、避難所医療救護所を拠点として、避難者の健康管理を中心とした巡回診療による救護活動を主に行う。

- (1) 地区医師会は「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づき、区からの要請があった場合、概ね震度 6 弱以上の地震が発生した場合、または医師会独自の判断により、速やかに医療救護班を編成し、救護活動を開始する。
- (2) 地区歯科医師会は「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」に基づき、区からの要請があった場合、概ね震度 6 弱以上の地震が発生した場合、または歯科医師会独自の判断により、速やかに歯科医療救護班を編成し、救護活動を開始する。
- (3) 千代田区薬剤師会は「災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、区からの要請があった場合、概ね震度 6 弱以上の地震が発生した場合、または薬剤師会独自の判断により、速やかに薬剤師班を編成し、救護活動を開始する。
(千代田区医師会・神田医師会災害対策医療救護計画→資料集 資料編 資料第 28-1)
(地区歯科医師会災害医療救護計画→資料集 資料編 資料第 28-2)
(千代田区薬剤師会災害医療救護計画→資料集 資料編 資料第 28-3)
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区内在住、在学、在勤の医師等で千代田区災害時医療救護活動従事者の登録をしている者は、医療救護所が開設された場合、指定された医療救護所に参集し、速やかに救護活動を開始する。

	医療救護班	歯科医療救護班	薬剤師班
発災後直後～超急性期 (緊急医療救護所 における救護活動)	ア 災害拠点病院等への転送の要否、及び転送順位の決定(トリアージ) イ 傷病者に対する応急処置 ウ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 エ 助産要救護者の搬送 オ 死亡の確認 なお、以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。	ア 災害拠点病院等への転送の要否、及び転送順位の決定(トリアージ) イ 歯科口腔の傷病者に対する応急処置及び重症者の歯科病院への転送 なお、以上のほか、必要に応じて本部運営に協力する。 なお、身元確認は、身元確認班が行う。	ア 災害用処方箋設計の補助 イ 服用薬、アレルギー歴等の聞き取り ウ 傷病者等に対する調剤、服薬指導 エ トリアージの補助 オ OTC医薬品等の交付 なお、以上のほか、必要に応じて本部運営に協力する。
急性期以降 (避難所医療救護所 における救護活動※)	ア 傷病者に対する治療 イ 避難者等に対する健康相談 ウ 必要に応じて、災害拠点病院等へ転送 エ 必要に応じて、福祉避難所等へ転送	ア 避難所等への口腔衛生指導及び歯科相談 イ 必要に応じて、応急歯科治療処置、歯科病院への転送等	ア 災害用処方箋設計の補助 イ 調剤・服薬指導 ウ OTC医薬品等の交付

※避難所医療救護所を設置しない避難所（一般避難所、福祉避難所等）においては、巡回診療による救護活動を行う。

医療救護班を出動させる時間がないなどやむを得ない事情があるとき、又は、散発的な患者発生で医療救護班の出動が不要なときは、地区医師会長の指示した病院及び診療所並びに地区歯科医師会長の指定した歯科診療所においても医療救護活動を実施することができるものとする。

5 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班の編成

(1) 発災直後から超急性期（発災後概ね 72 時間以内）

ア 編成

緊急医療救護所等（6 か所）等に派遣予定の医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班を編成する。

イ 班数

- (ア) 千代田区医師会 緊急医療救護所班 3
- (イ) 神田医師会 緊急医療救護所班 3
- (ウ) 千代田区歯科医師会 緊急医療救護所班 3、身元確認班 1
- (エ) 麹町歯科医師会 緊急医療救護班 2、身元確認班 1
- (オ) 丸の内歯科医師会 緊急医療救護班 1、身元確認班 1
- (カ) 千代田区薬剤師会 災害薬事センター班 1、緊急医療救護薬剤師班 6

ウ 班の構成

- (ア) 医療救護班 医師 4 名、看護師 2 名、事務 1 名 計 7 名
- (イ) 歯科医療救護班 歯科医師 6 名 歯科衛生士 1 名 計 7 名
- (ウ) 身元確認班 歯科医師 3 名
- (エ) 薬剤師班(幹事制) 災害薬事センター班 2 名、

緊急医療救護所薬剤師班 3 名

(2) 急性期以降（概ね 72 時間以降）

ア 編成

避難所医療救護所（7 か所）等に派遣予定の医療救護班及び医療救護所薬剤師班を編成する。

また、福祉避難所（7 か所）については、開設され次第編成する。

イ 班数

- (ア) 千代田区医師会 一般避難所 3 班、福祉避難所 4 班
- (イ) 神田医師会 一般避難所 4 班、福祉避難所 3 班
- (ウ) 千代田区歯科医師会 歯科医療救護班 1 班、身元確認班 1 班
- (エ) 麹町歯科医師会 歯科医療救護班 1 班、身元確認班 1 班
- (オ) 丸の内歯科医師会 歯科医療救護班 1 班、身元確認班 1 班
- (カ) 千代田区薬剤師会
災害薬事センター班 1 班、医療救護所薬剤師班 7 班、
福祉避難所薬剤師班 7 班

ウ 班の構成

- (ア) 医療救護班 医師 1 名、看護師 1 名、事務 2 名 計 4 名
- (イ) 歯科医療救護班 歯科医師 1 名 歯科衛生士 1 名 計 2 名
- (ウ) 身元確認班 歯科医師 3 名
- (エ) 薬剤師班(幹事制) 災害薬事センター班 2 名、
医療救護所薬剤師班 7 名、福祉避難所薬剤師班 4 名 計 13 名

6 医療救護所の設置場所及び担当救護班

(1) 緊急医療救護所（発災後概ね 72 時間以内）

番号	区が指定した災害拠点病院等	設置場所	担当救護班
1	日本大学病院	日本大学お茶の水校舎	神田医師会、千代田区歯科医師会、千代田区薬剤師会
2	三井記念病院	病院公園口通路前	神田医師会、千代田区歯科医師会、千代田区薬剤師会
3	東京通信病院	病院敷地内	千代田区医師会、麹町歯科医師会、千代田区薬剤師会
4	三楽病院	浜田病院前	神田医師会、千代田区歯科医師会、千代田区薬剤師会
5	九段坂病院	千代田区高齢者総合サポートセンター	千代田区医師会、丸の内歯科医師会、千代田区薬剤師会
6	半蔵門病院	ダイヤモンドホテル	千代田区医師会、麹町歯科医師会、千代田区薬剤師会

(2) 避難所医療救護所（発災後概ね 72 時間以降）

番号	設置場所	救護対象地域	担当救護班
1	麴町小学校	麴町出張所管内	千代田区医師会、三歯科医師会、千代田区薬剤師会
2	麴町中学校	麴町出張所管内	〃、〃、〃
3	いきいきプラザ一番町 ※	麴町出張所管内	〃、〃、〃
4	高齢者総合サポートセンターかがやきプラザ ※	富士見出張所管内	〃、〃、〃
5	富士見みらい館	富士見出張所管内	〃、〃、〃
6	ジロール麴町 ※	麴町出張所管内	〃、〃、〃
7	THE BANCHO ※	麴町出張所管内	〃、〃、〃
8	障害者福祉センターえみふる ※	神保町出張所管内	神田医師会、三歯科医師会、千代田区薬剤師会
9	お茶の水小学校 ◆	神保町・神田公園出張所管内	〃、〃、〃
10	神田さくら館	神田公園出張所管内	〃、〃、〃
11	昌平童夢館	万世橋出張所管内	〃、〃、〃
12	ちよだパークサイドプラザ	和泉橋出張所管内	〃、〃、〃
13	岩本町ほほえみプラザ ※	和泉橋出張所管内	〃、〃、〃
14	かんだ連雀 ※	万世橋出張所管内	〃、〃、〃

※印は、福祉避難所が開設された場合に設置する

◆印のお茶の水小学校は、令和元年8月から校舎整備のため使用不可。

7 医薬品・医療資器材等の調達

- (1) 「大規模災害発生時における緊急医療救護所の設置等に関する協定書」に基づき、緊急医療救護所での医療及び助産救護活動に必要な医薬品・医療資器材等は、区が指定した災害拠点病院等が保管しているものを優先的に使用するものとする。また、避難所医療救護所等で使用する医薬品・医療資器材等は、千代田区役所ほか区有施設に整備しているものを使用する。
- (2) 資材、医薬品等が不足したときは、地区薬剤師会の協力を得て調達するものとする。
- (3) 区は、資材、医薬品等が不足するときは、東京都に対し、補給を要請するものとする。受入れは災害薬事センターにおいて、地区薬剤師会による災害薬事センター班が医薬品の仕分け・管理等を行う。あわせて、医薬品等の卸売販売業者から調達をする。医療救護所、避難所で必要になる医薬品は災害薬事センターに要請し、災害薬事センターがとりまとめて卸売販売業者へ発注する。
- (4) 区が設置する医療救護所等で使用する医薬品・医療資器材の搬送は、区庁有車及び雇上げ車両を利用して行う。なお、都が供給する医薬品・医療資器材の搬送は、都が行う。また、卸売販売業者は災害薬事センターへ納品する。医療救護所等及び避難所で使用する分は、災害薬事センターへ納品し、薬剤師班が避難所の住民（患者）へ服薬指導をしたうえで、配布する。

（医療資材等配備一覧表→資料集 資料編 資料第 22）

8 重症患者等の搬送及び収容

医療救護所、避難所等において、重症者等病院での治療が必要な傷病者があった場合は、区は災害拠点病院等にその受け入れを要請し、搬送する。区内の災害拠点病院等は下表のとおりである。区内の病院で受け入れ困難な場合は、医療対策拠点に受け入れ病院の確保を要請する。

(1) 災害拠点病院等

(令和3年10月1日現在)

ア 災害拠点病院

名 称	所 在 地	電 話
日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	(3293) 1711
三井記念病院	千代田区神田和泉町1	(3862) 9111

イ 災害拠点連携病院

名 称	所 在 地	電 話
東京通信病院	千代田区富士見2-14-23	(5214) 7111
三楽病院	千代田区神田駿河台2-5	(3292) 3981

ウ 災害医療支援病院

名 称	所 在 地	電 話
杏雲堂病院	千代田区神田駿河台1-8	(3292) 2051
日本大学歯学部付属歯科病院	千代田区神田駿河台1-8-13	(3219) 8080
井上眼科病院	千代田区神田駿河台4-3	(3295) 0911
神尾記念病院	千代田区神田淡路町2-25	(3253) 3351
東京歯科大学水道橋病院	千代田区神田三崎町2-9-18	(3262) 3421
浜田病院（産）	千代田区神田駿河台2-5	(5280) 1166
明和病院（透）	千代田区神田須田町1-18	(3251) 0263
九段坂病院	千代田区九段南1-6-12	(3262) 9191
半蔵門病院（透）	千代田区麹町1-10	(3239) 3355
日本歯科大学附属病院	千代田区富士見2-3-16	(3261) 5511

*災害拠点病院等については、震災対策編 第1部第5章第5節1参照

(2) 搬送体制

原則として、医療救護所・避難所等から災害拠点病院等までは、区がボランティア等と協力し対処する。

(3) 搬送の方法

区は、重症患者の災害拠点病院等への搬送を原則として次の方法により行う。

ア 消防機関に配車、搬送を要請する。

イ 区庁有車、雇上げ車両を利用して搬送する。

ウ 区職員及び消防機関職員により担架で搬送する。

必要に応じ状況を踏まえ、都福祉保健局へも搬送を要請する。

第2節 保健活動（地域保健担当）

応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
医療救護活動拠点 （千代田保健所）		○班編成			
			○被災者の健康相談		
			○食生活支援等		

1 計画方針

避難所等における健康の維持、管理・増進及び食生活支援に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

2 活動方針

大規模災害発生時には、長期にわたる避難所や被災した家屋での生活、平常時とは異なる食事、あるいは被災のショック等が、心身の健康にさまざまな影響を及ぼす。このため、心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の症状悪化等を防ぐための対策が必要である。

本節では、保健師等による保健活動、管理栄養士による食生活支援、歯科衛生士による口腔保健活動、こころのケア等に関する主要な施策について定める。

3 保健・食生活支援活動

(1) 保健班の編成

避難住民の心身の健康を確保するため、保健師、管理栄養士、歯科衛生士から成る保健班を編成し、避難所等に派遣し巡回健康相談等を行う。

(2) 保健班の活動内容

保健班の活動内容は、次のとおりとする。

- ア 避難住民の健康状態等の把握
- イ 避難所や地域における健康相談
- ウ 避難所や地域における健康調査の実施
- エ 結核その他感染症の把握とまん延防止
- オ 糖尿病や高血圧等慢性疾患患者の悪化防止
- カ 精神障害者、認知症者、アルコール依存者等への対応
- キ 心のケアが必要な人の把握
- ク 地域での健康管理が必要な人の把握

- * ひとり暮らし高齢者・要介護者・障害者・腎透析患者・在宅難病療養者・妊産婦・乳幼児・外国人等、要配慮者の救出・救護等の支援対策は、震災対策編 第2部第10章要配慮者対策・災害時の対策 第1節 災害時における対策に記載

- (3) 食生活への支援
管理栄養士を保健班の一員として避難所等に派遣し、食生活支援・巡回栄養相談等を行う。
- (4) 管理栄養士の活動内容
ア 避難住民の備蓄食料・食事提供状況の把握
イ 食事に配慮が必要な方の把握（乳幼児・食物アレルギー者・嚥下困難者・慢性疾患患者）
ウ 特殊食品調整・指示
エ 炊き出し方法確認（ボランティア炊き出し・弁当提供・自衛隊炊き出し）
オ 献立の提供
カ 支援物資の調整
キ 栄養相談・食事相談
- (5) 口腔ケアの支援
歯科衛生士を保健班の一員として避難所等に派遣し、歯科保健活動を行う。
- (6) 歯科衛生士の活動内容
歯科衛生士の活動内容は、次のとおりとする。
ア 避難住民の口腔保健状態等の把握
イ 避難所や地域における歯科保健相談
ウ 避難所や地域における口腔保健調査の実施
エ 誤嚥性肺炎の把握と予防・悪化防止
オ 歯科医療救護班との連携
- (7) 東京都への保健班の派遣要請及び受け入れ調整
区の保健班のみでは対応で出来ない場合は、東京都に保健班の派遣を要請する。また、応援保健班が円滑な活動を実施できるよう、活動場所・活動事項等を定め、受け入れ体制を整える。

各班の編成	平日昼間	夜間	休日
保健班	事業を中止し、随時保健所に集合し、保健師、管理栄養士、歯科衛生士で保健班を編成する。	保健所に参集し、保健班を編成する。	

4 こころのケア

- (1) 相談窓口の設置
ア 必要に応じて千代田保健所及び避難所に相談窓口を設置する。
イ 精神科診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。
- (2) 東京都との連携
必要に応じて、東京都に東京DPATの派遣を要請する。
- (3) 障害者福祉センターえみふるの活用
必要に応じて、障害者福祉センターえみふるとの連携を図る。

第3節 防疫及び生活衛生（地域保健担当）

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間	72時間
	初動態勢確立期	即時対応期	復旧対応期
医療救護活動拠点 （千代田保健所）			

1 計画方針

災害時において感染症の発生を未然に防止するため、防疫活動を実施する。

そのため、区は、災害地における飲食に起因する危害発生の防止及び衛生的環境の確保に努め、区民生活の安定を図る。また、感染症患者を早期に発見するため、情報収集に努め、発生を感知した場合は速やかに防疫措置及び患者移送指示等を行い感染症のまん延防止を図る。

2 活動方針

災害の種類及び程度に応じ、区において環境衛生班、食品衛生班、防疫班を編成し防疫活動を行うものとする。

必要と認められる場合は、東京都に対し、防疫班及び消毒班(注)の出動を要請するとともに地区医師会の協力を要請するものとする。

(注) 感染症が発生し、区の資器材では対応が困難であって、関係機関との連絡調整の必要なとき。

3 防疫活動

(1) 初動調査活動（環境衛生班、食品衛生班）

災害の種類、程度等を的確に判断し、被害に応じた防疫活動を行う。

ア 避難所、被災家屋、その他における不潔場所の消毒を行うとともに、被災住民に薬剤を配布し自主的に消毒を行うよう指導する。

イ 水道水については、受水槽等の給水施設の破損等による汚染の事実があれば使用禁止を指示のうえ、適切な指導を行う。井戸水については飲用を禁止する。

ウ 衛生害虫の発生状況を監視し、状況判断のうえ必要に応じて殺虫剤の散布を行うとともに、被災住民に対し殺虫剤を配布して、自主的に散布するよう指導する。

エ 都は、区が行う避難所、救護所での消毒活動を支援するとともに、必要に応じて、他都市の消毒班の出動を要請し、その連絡調整を行う。

各班の編成	平日昼間	夜間・休日
環境衛生班 食品衛生班	避難所開設状況や、避難者の情報収集	参集した職員が、避難所開設状況や、避難者の情報収集
防疫班	避難所開設状況や、避難者の情報収集	参集した職員が、避難所開設状況や、避難者の情報収集

(2) 衛生指導活動（環境衛生班、食品衛生班）

- ア 救護食品、炊出し等の監視指導
- イ 飲料水の安全管理及び簡易検査
- ウ 動物の保護・管理
- エ その他飲食に起因する危害発生の防止

(3) 感染症発生時の活動（防疫班）

災害により感染症が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき、保健所長は防疫班編成を指揮し、次の防疫活動を行う。

- ア 健康調査及び健康相談
- イ 避難所の防疫指導、感染症発生状況の把握
- ウ 感染症予防のための広報及び健康相談
- エ 患者の移送指示

なお、避難所において感染症患者が発生した場合、必要に応じて患者を指定された場所へ搬送し、避難所の消毒を行う。また、都は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況を踏まえ、市町村に対し予防接種に関する指導を行う。

(4) 環境衛生班、食品衛生班、防疫班の使用する器材及び薬品

- ア 区が所有する防疫器材は下表のとおりである。

(令和3年10月1日現在)

種 類	台 数
肩掛噴霧器(電動)	5
次亜塩素酸ソーダ	(500ml) 288本
殺虫剤	(100ml) 40本
手指消毒剤	(1000ml) 70本
不織布マスク	60,000枚

イ 区は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定する。

ウ 区が実施する初期防疫活動において、防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局より調達する。

エ 次亜塩素酸ソーダ等の消毒薬及び殺虫剤は区の備蓄分から使用し、不足した場合は、地区薬剤師会等の協力を得て必要量を購入する。

オ 消毒薬及び殺虫剤の使用基準

災害の状況に応じ使用薬剤を選定し、使用又は配布する。

(5) 防疫活動の班編成

災害時において、防疫活動を行うため衛生班、防疫班を次のとおり編成する。

環境衛生班（環境衛生監視員2、医務薬事監視員2 計4名）

食品衛生班（食品衛生監視員4名）

防疫班（保健師2、事務2 計4名）

第4節 動物愛護（地域保健担当）

災害時には、被災により負傷又は放浪する犬猫等の動物が多数生じると同時に、避難所にも飼い主とともに多くの動物が避難してくることが予想される。

（1）被災地域における動物の保護

都は、区、都獣医師会等関係機関、動物愛護ボランティア等と協力し、被災により負傷又は放浪している飼い主不明の動物の保護を行う。

（2）避難所における動物の取扱い

ア 区は、都と協力して、次の項目について実施する。

（ア） 都は、区域内の被害状況、区内避難所での動物飼育状況などを把握する。

（イ） 区は被災動物の保護に関して都、関係団体へ協力する。

（ウ） 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

イ 区は、公益社団法人東京都獣医師会等防災関係機関や動物愛護ボランティア等と協力して、次の項目について検討する。

（ア） 動物救護所の設置

（イ） 飼い主不明の動物の飼い主探し

（ウ） 避難所等で死亡した動物の処置

（エ） 都及び獣医師会より必要な情報提供を得ながら、協力の要請を行うこと

（3）公益財団法人東京都獣医師会との協定

区（千代田保健所）は、災害時における区の動物救護活動に対する協力体制を確保するため、平成24年4月に、公益財団法人東京都獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結した。

（災害時における動物救護活動に関する協定書→資料集 例規・協定編）

（4）避難所におけるペット取扱い指針

区（千代田保健所）は、平成19年3月に「ペットと幸せに暮らす」（人と動物の共生ガイドブック）を発行し、この中で、ペットとの同行避難等、災害時の基本指針を示した。

区はこれらを基本として、避難所におけるペット取扱い指針を定めた「避難所での適正飼養ルール」を作成した。

（避難所での適正飼育ルール→資料集 資料編 資料第29）

（5）平素からの普及啓発

区は、以下の事項について、平素からチラシの配布やホームページを通じて普及啓発に努める。

ア ペットと暮らす人が平常時にすべきこと

（ア） 社会化やしつけをきちんとしておく。

（イ） ワクチン接種、去勢・不妊手術など、健康管理をしっかりとる。

（ウ） 個体識別を明確にしておく（犬の登録や鑑札、マイクロチップ、登録制度のない猫については迷子札など）。

（エ） ペット用非常時持ち出し袋に最低3日分のペットフード、ペットシート、及び必要な医薬品などをそろえておく。また、移動に必要な、ペットを入れるケージや首輪、リード等を用意しておく。サークルまたはクレートがあることが望ましい。

イ 災害時にとるべき行動・基本的な考え方

- (ア) 災害で避難所への避難を余儀なくされたとき、ペットを飼っている人は、ペットを置いて行ったり放したりせずに、一緒に避難する。（同行避難）
- (イ) 避難所でのペットの飼養に関する責任は、すべて飼い主にある。
- (ウ) ペットは、避難所の中で、避難者の生活場所と完全に分離した「動物救護所」で飼養する。
- (エ) 「動物救護所」で受け入れるのは、原則、犬と猫及び小動物とする。

第9章 避難計画

被災者の安全を確保するため、必要に応じて避難の指示を実施するとともに、避難所を開設する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災 初動態勢確立期	24時間 即時対応期	72時間 復旧対応期
警察署、消防署 子ども部 保健福祉部、 災害対策・危機管理課	○避難所の開設		
	○避難誘導		
	○避難所の運営		

第1節 区の避難計画の特徴（災害対策・危機管理課）

1 区の避難場所の指定解除

千代田区は区内全域が「地区内残留地区」に指定されており、延焼火災が少ないとされている。しかし、小規模な火災が発生すること等は想定されるため、近隣の安全な空地や公園等の活用を含めた対策を検討していく必要がある。

第2節 避難（災害対策・危機管理課、子ども部、警察署、消防署）

地震等による同時多発の火災が発生し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命に危険が予測される場合及び住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認められるときは、これら危険地域の住民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止しなければならない。

本節では、これらの避難に伴う避難の指示、避難誘導に関し、必要な事項を定める。

1 避難の指示

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 管轄区域内において危険が切迫した場合には、区長は所轄警察署長及び消防署長と協議のうえ、地域、避難先を定めて当該地域住民に対し避難を指示すること。この場合、直ちに都に報告する。 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止、又は退去を命ずるものとする。 3 避難の指示の伝達は、区が警察署、消防署の協力を得て当該住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	区長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は区長から要求があったときは、警察官が直接住民等に対し、避難の指示を行う。この場合、警察官は直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通報する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散が迅速で人命危険が著しく切迫していると認めたときは、住民に避難の指示を行う。 この場合、直ちに区長に通知する。

2 避難誘導

機 関 名	内 容
千 代 田 区	避難の指示をした場合、区は、警察署、消防署及びその他の防災機関の協力を得て、なるべく地域又は町会単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。 ただし、延焼火災の危険はないが、家屋に大きな被害があったり、供給処理施設の被災等により自宅での生活に支障がある場合は、直接避難所への自由避難とする。

機 関 名	内 容
子 ど も 部	災害状況に応じ、校長・園長（以下「校長等」という）を中心に全教職員が協力して、幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保できるよう、次のとおり避難計画作成等の指導を行う。 1 計画の内容を、教職員へ周知徹底するとともに、児童生徒等に基本的事項について、反復指導及び訓練を実施し、災害時の行動に生かされるようにすること。また、引渡しの方法、連絡方法等必要な事項については、保護者に周知しておくこと。 2 避難所、避難経路及び保護者への引渡し場所は、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画等に即して選定すること。 3 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担は、明確にしておくこと。 4 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外学習等各々の状況に応じた対策であること。 5 児童生徒等の発達段階を配慮したものであること。 6 校内放送、非常ベル等校内通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪な条件を想定し、代替手段をも検討しておくこと。 7 児童生徒等の人員把握と報告の方法を具体的に定めておくこと。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 避難の指示が出された場合には、区に協力してあらかじめ指定された施設に誘導収容する。 2 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく、誘導する場合には、危険箇所に表示、なわ張り等をするほか、要所に誘導員を配置し事故防止に努める。 また、夜間の場合には、照明器具を活用して誘導の適正を期する。 3 浸水地においては、必要により舟艇、ロープ等の資材を活用し、安全を期する。 4 避難の指示に従わない者に対しては、説得して避難させる。 5 危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 避難の指示が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を関係防災機関に連絡する。 2 避難の指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。 3 区内は震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区内残留地区であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もあるのでその場合は指定された避難所に避難するよう指導する。 4 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき当該地域に防火水槽等の整備を働きかける。

第3節 避難所の設置・運営（災害対策・危機管理課、子ども部、保健福祉部）

災害により現に被害を受け、住居を喪失するなど引続き援助を要するものについては、応急的な食料等の配布を行うため、避難所等を開設し、収容保護する必要がある。

本節では、避難所を開設、被災者の他地区への移送等につき必要な事項を定める。

1 避難所等の開設

（避難所・福祉避難所・自主避難所用資器材配備一覧表→資料集 資料編 資料第30）

区では、避難所等の開設が必要なときは、次表のとおり区立施設等に避難所を開設する。また、災害発生時に、地域により速やかに避難所の開設・運営ができるよう、近隣町会を中心に「避難所運営協議会」を設立した。

(1) 開設場所

ア 避難所が被災等により開設できない場合、又は、り災者の増大等により避難所が不足する場合には、その他の区立施設等を避難所として活用する。

イ 避難所は、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。要配慮者・女性等を対象に、プライバシーの確保などの対応や物資の備蓄を行う。

ウ 区立施設等の各避難所に、避難所医療救護所や簡易の応急手当を行う場所（医療スペース）を開設し救援活動を実施する。

エ 高齢者等の要配慮者のうち、避難所での生活が困難な者を受け入れるため、福祉避難所（ジロール麹町、いきいきプラザ一番町、THE BANCHO、高齢者総合サポートセンターかがやきプラザ、障害者福祉センターえみふる、かんだ連雀、及び岩本町ほほえみプラザ）をあらかじめ指定しておく。また、障害者福祉センターえみふるは、妊婦避難所としても位置付ける。なお、福祉避難所を開設した場合は開設日時等について都福祉保健局に報告する。

避難行動要支援者に対しては平素から「避難行動要支援者名簿」に登録され、地域による見守り活動を実施する。災害時には、まず通常の避難所に避難し、福祉避難所への移送が必要と判断された場合は、避難所運営協議会及び区担当職員が中心となって福祉避難所への移送等の救援を実施する。（震災対策編 第2部第10章参照）

なお、福祉避難所開設までの間は、応急的措置として、一般の避難所の教室、保健室等の区画された部屋を要配慮者のための福祉避難室（災害時要配慮者滞在場所）として対応する。

オ 避難所（15箇所）にテレビ等が利用可能な設備を整備し、ラジオを配備している。

カ 避難所に配備してある災害時特設公衆電話を活用し、避難者用の連絡手段とする。（避難所災害時特設公衆電話設置台数→資料集 資料編 資料第31）

キ 中・長期間にわたる停電においても防災施設等の機能が維持できるよう、中圧導管からの都市ガスによるコージェネレーションシステムの導入による電源の多重化や非常用電源設備の整備を進める。

区指定避難所施設一覧表

(令和3年10月1日現在)

出張所名	施設名		所在地	電話
麴町出張所		○麴町小学校 ○九段小学校 ○番町小学校 ○麴町中学校 △都立日比谷高校	麴町 2-8 三番町 16 六番町 8 平河町 2-5-1 永田町 2-16-1	(3263) 7337 (3263) 0564 (3263) 3721 (3263) 4321 (3581) 0808
出張所 富士見		○富士見みらい館 △九段生涯学習館	富士見 1-10-3 九段南 1-5-10	(3263) 1006 (3234) 2841
出張所 神保町	◆	○お茶の水小学校 ○神田一橋中学校	神田猿樂町 1-1-1 一ツ橋 2-6-14	(3292) 0414 (3265) 5961
出張所 神田公園		○神田さくら館 ○区立スポーツセンター	神田司町 2-16 内神田 2-1-8	(3256) 6768 (3256) 8444
出張所 万世橋		○昌平童夢館 ○アーツ千代田 3331	外神田 3-4-7 外神田 6-11-14	(3251) 0448 (6803) 2441
出張所 和泉橋	※	○ちよだパークサイドプラザ ○旧今川中学校 ○都立一橋高校 ○岩本町ほほえみプラザ	神田和泉町 1 鍛冶町 2-4-2 東神田 1-12-13 岩本町 2-15-3	(3864) 8931 — (3862) 6061 (5825) 3407

(注)

- ※印は要配慮者を中心に収容保護する「福祉避難所」を兼ねる
- 印は避難所運営協議会を設置している避難所
- △印は発災後速やかな開設はしない
- ◆印のお茶の水小学校は、令和元年8月から校舎整備のため使用不可。その間、お茶の水小学校が避難所に指定されている区民の避難所は、神田一橋中学校とする。

区指定福祉避難所施設一覧表

(令和3年10月1日現在)

施設名	所在地	電話
※ ジロール麹町	麹町 2-14-3	(3222) 8750
いきいきプラザ一番町	一番町 12-2	(3265) 6311
THE BANCCHO	二番町 7-6	(3238) 0088
高齢者総合サポートセンター	九段南 1-6-10	(3265) 1161
かがやきプラザ		
障害者福祉センターえみふる	神田駿河台 2-5	(3291) 0600
かんだ連雀	神田淡路町 2-8-1	(3252) 8815
※ 岩本町ほほえみプラザ	岩本町 2-15-3	(5825) 3407

1 ※印は指定避難所を兼ねる

(2) 開設時期及び期間

ア 被災者、負傷者の発生状況、区内の被災状況等から区長または避難所運営協議会が決定し、開設を発令する。

イ 区長が避難の指示を行った場合、又は警察から避難の指示を行った旨の通知があった場合は、避難所を開設する。

ウ 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

エ 避難所の開設期間は、災害救助法に基づき災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

なお、区民の自宅等到大規模な被害がある場合、避難所を一定期間開放した後の仮居住場所としてホテルなどを活用できるよう、新たに宿泊施設との協定を締結した（名称非公表）。

オ り災者、負傷者の発生状況、区内の被災状況等から区長が決定し、閉鎖を発令する。

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
避難所の開設	区災害対策本部または避難所運営協議会の判断で避難所を開設する（学校は、校長等と協議の上で開設）。避難所は区職員と避難所運営協議会が運営する。 物資は、区職員、避難所運営協議会、ボランティア等が連携し、避難者へ配布する。	区災害対策本部の開設に時間を要することも想定し、避難所運営協議会の独自の判断で避難所を開設する。区職員は、参集後に運営に加わる。 物資は、避難所運営協議会が中心となり、避難者へ配布する。また、ボランティアにも協力を要請する。	

備蓄物資の配布

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
避難所	・区職員、避難所運営協議会、教職員が連携（ボランティアにも協力を要請）し、避難者へ物資の配布を行う（帰宅困難者用に開放した場合は帰宅困難者へも配布）。 ・学校に、児童生徒等が残留している場合は、教職員が対応を行う。	・避難所運営協議会が中心となり、避難者へ物資の配布を行う（帰宅困難者用に開放した場合は帰宅困難者へも配布）。 ・学校行事等で児童生徒等が残留していた場合、教職員が対応を行う。	
区施設	・施設の職員（委託・指定管理者を含む）が利用者や避難者へ配布を行う。 ・ボランティアにも協力を要請する。	施設の職員（委託・指定管理者を含む）が利用者や避難者へ配布を行う。	
物資の輸送	交通渋滞により車が利用できない恐れがあるため、避難所の物資が不足し、民間備蓄倉庫等の補完倉庫から物資を輸送する場合、台車やリアカーを活用する他、避難所運営協議会にも協力を依頼する。	避難所の物資が不足し、民間備蓄倉庫等の補完倉庫から物資を輸送する場合、避難所運営協議会が中心となり、台車やリアカーを活用して輸送する他、人手が不足している場合には避難者にも協力を依頼する。	

(3) 設置基準

区は次の基準に従って、あらかじめ避難所を選定しておくものとする。

ア 避難所は、原則として町会を単位として設置する。

イ 避難所は鉄筋構造（鉄骨、ブロック建を含む）の2階建以上の建物（学校、講堂、民間施設等）を利用する。

ウ 避難所には避難所医療救護所又は医療スペース、福祉避難室（災害時要配慮者滞在場所）を開設するので、あらかじめ適切な場所を定めておく。

(4) 避難収容施設

区は、上記基準に従って事前に避難所を選定し、校長等又は施設の管理者の了解を得て指定する。

(5) 避難所における救援活動

避難所における救援活動は、避難所運営協議会が、避難所運営マニュアルをもとに行う。なお、避難所での集団生活や避難生活の長期化に伴い、持病の悪化や集団感染などが懸念されるため、これらへの対策を実施する。

また、避難所に指定されている区立小・中学校は、避難所の管理運営について協力・援助を行う。

また、避難所に指定されている学校の校長は、区や町会との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制の計画を策定する。

ア 災害関連情報の収集、伝達

イ 収容被災者の記録、たずね人等への対応

(上記ア、イを円滑に行う手段として、避難者の情報等災害時に必要情報の受発信を行うため、パソコンネットワークの活用を検討する。)

ウ 収容被災者及び在宅被災者に対する給食、給水、生活必需品の支給、貸与

エ 収容被災者の防疫、衛生に関すること

(6) 避難所における避難所運営協議会の任務

ア 一般的事項

(ア) 避難所の開設に関すること

(イ) 収容者の受付に関すること

(ウ) 収容者の組織編成に関すること

適当な人員をもってグループを編成し、町会（自治会を含む）等の役員をグループリーダーにあてて、相互間の連絡調整を図るものとする

(エ) 収容に関すること

編成されたグループを適当な数にまとめて、一定の場所（講堂・体育館等）に収容する。

(オ) 物資の受払に関すること

避難所に配布される食料品等物資の受払い。

イ その他の事項

(ア) 情報の伝達に関すること

災害情報の伝達又は食品の配給は、グループリーダーを通じてグループごとに行う。

(イ) 給食時刻に関すること

食品等の配給を決定する。

(ウ) 食品に関すること

第一に備蓄倉庫にある物資を提供し、給食の期間及び収容者の実態を勘案して米飯の炊出しを行うものとする。

(エ) 消毒に関すること

便所等感染症の発生源となる場所の消毒は、避難所開設後防疫班によって行われ、その後は薬品の交付を受けて避難所で行うことになるので、収容者によって編成されているグループ活動員の協力をえて行うようグループリーダーに依頼する。

(オ) 医療救護所（医療スペース）の開設に関すること

避難所運営マニュアルに沿って、医療救護所（医療スペース）を開設する。あらかじめ医療救護所（医療スペース）として指定した場所が、使用できない場合は、学校長又は施設管理者と協議のうえ適当な場所を選定する。

医療救護所（医療スペース）を開設したときは、開設した旨を収容者に周知するとともに、医療救護所（医療スペース）である旨を掲示する。

(カ) 臨時被災者相談所の設置に関すること

被災者相談所を設置する。

(キ) 連絡調整に関すること

職員は、学校長又は施設管理者と施設使用について綿密な連絡をとり、十分な保全管理にあたること。

(ク) 女性の視点に配慮した避難所運営に関すること

東日本大震災以降、防災対策における女性の視点の重要性が指摘されており、女性に配慮した対策が必要である。

区では、女性や子育て家庭のニーズに配慮し、避難生活を安全・安心なものとするため、避難所運営本部組織に女性支援班を新設し、女性の視点に配慮する。については、次の点に留意した避難所の運営に努めることとする。

- ・避難所運営に複数の女性が参画できる運営体制の整備
- ・女性の意見を避難所運営に反映できる仕組みづくり
- ・男女別の着替え場所や男女別トイレの設置
- ・女性用物資の受け渡し等をしやすくするため、女性専用スペースの設置
- ・女性のニーズに対応した備蓄物資の整備
- ・女性用物資の保管管理や女性スタッフによる配布体制の確保
- ・被災者への精神的なケアの充実 等

また、女性のみならず、性的マイノリティ等多様性の視点にも配慮していく。

(6) 長期間の避難所生活に伴う健康悪化への配慮に関すること

避難所で長期間生活を送る場合、ストレスや疲労に伴う持病の悪化、エコノミークラス症候群の発症など、被災者が健康を悪化させることが多い。このため、体操や軽い運動などの励行、十分な水分の摂取、こまめな声かけの実施、状況に応じた医師による相談受付など、健康を悪化させないための取り組みを行う。

(7) 避難所における防火安全対策

避難所での火災の発生を未然に防止するとともに、万が一火災が発生した場合には、その被害を最小限に止めるため、次に掲げる防火安全対策を図る。

ア 防火担当責任者の指定

避難所における防火管理上必要な業務を行う「防火担当責任者」を定める。

イ 自衛消防の組織の編成等

火災等が発生した場合の被害軽減を図るため、避難所運営協議会の中に自衛消防の組織を編成するとともに、定期的に訓練を実施する。

上記事項及びその他防火安全対策に関する事項については、避難所運営マニュアルに定める。

(8) 避難所の感染症対策

国内で感染症が流行している場合など、避難所内で感染症対策を要する状況下においては、可能な限り一人当たりの避難スペースを拡充するほか、感染者等の専用スペース及び動線の確保、必要な衛生物資の備蓄、避難生活ルールの徹底などにより、感染の拡大防止に取り組んでいく。また、事前の対策として、災害発生時に大勢の被災者が避難所に集まることで感染が拡大することがないように、在宅避難や縁故避難をはじめとするさまざまな避難行動を周知するほか、指定された避難所以外の公共施設や民間宿泊施設を避難先とするなど、より多くの避難所の確保に努めるものとする。なお、区では、新型コロナウイルス感染症への対策として、避難所運営マニュアルに「感染症対策編」を設け、避難所における感染者等の受入手順や専用スペース、動線の確保などの対応方法について整備した。

2 被災者の他地区への移送

- (1) 区長は、区が設置する避難所により被災者を収容できないときは、被災者の他地区（非被災地若しくは小被災地又は隣接区市町村）への移送（広域一時滞在）について、都知事へ要請する。
- (2) 被災者の他地区への移送を要請したときは、区長は、区職員のなかから避難所管理者を定め、移送先区市町村へ派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。
- (3) 移送先での被災者の救援、救護については、移送元の区市町村が移送先の区市町村の協力を得て実施することになっているので、救援物資等の搬送態勢を確立しておくものとする。
- (4) 被災者の移送方法については、都福祉保健局が当該区市町村の輸送能力等を勘案して定め、都財務局が調達するバス、貨物自動車を中心に実施するが、区としても車両の確保について協力するものとする。
- (5) 都及び他の区市町村から被災者の受け入れを要請された場合、区は受入体制を整備するとともに、移送元の区市町村の協力を得て避難所等の運営を行う。

第4節 校庭の開放（災害対策・危機管理課、子ども部）

児童生徒等の安全が確認された場合は、学校長の判断で校庭を避難者用に開放する。

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
校庭の開放	学校の校庭を避難者に開放するかどうかは学校長が判断を行う。	行事等で教職員や児童生徒等が学校内にいた場合は、学校長が開放の判断を行う。それ以外の場合は、避難所運営協議会が開放の判断を行う。	

第10章 要配慮者対策・災害時の対策

要配慮者（ひとり暮らし高齢者・要介護者・障害者・腎透析患者・在宅難病療養者・妊産婦・乳幼児・外国人等）の救出・救護等の支援対策を実施する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
警察署、消防署、 保健福祉部、子ども部 災害対策・危機管理課					
	○要配慮者に対する支援対策				

第1節 災害時における対策（災害対策・危機管理課、保健福祉部、地域保健担当、都）

災害が発生した場合、住民は情報を迅速かつ的確に把握し、生命及び財産を自ら守るために安全に避難するなど、適切な防災行動をとる必要がある。

しかし、要配慮者（ひとり暮らし高齢者・要介護者・障害者・腎透析患者・在宅難病療養者・妊産婦・乳幼児・外国人等）にとって適切な防災行動をとることは容易ではない。高齢化の進展など地域の特性を考慮すると、今後も要配慮者が増加する傾向にあることを十分認識し、協力の理念を踏まえた総合的な要配慮者対策を構築し、災害の犠牲になりやすい人々の環境整備や支援等により、安全確保を図ることが不可欠である。

そのため、平常時から地域の協力体制を確立しておく必要があり、また、平成23年度に災害時要援護者名簿と高齢者見守り台帳を一本化した「安心生活見守り台帳」を作成し、救援体制の整備に着手した。

さらに、平成25年6月、災害対策基本法が改正され、基礎的自治体による避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。また、令和3年5月に災害対策基本法等が改正され、基礎的自治体により自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者の避難支援等を実施するための計画である個別避難計画の作成が義務付けられた。今後も、避難行動要支援者の正確な把握と適正な名簿の作成等に努めるとともに、下記の施策を推進し、各種サービスを提供できる体制の整備を図っていく。

(1) 避難行動要支援者支援班の設置

災害時において、区は、防災関係機関、地域防災組織、地域住民の協力を得て、避難行動要支援者のための必要な情報の一元的収集把握に努めるとともに、避難行動要支援者に対する窓口として避難行動要支援者支援班を設置し、安否確認や支援サービ

ス等必要な総合的対策及び調整を行う。なお、都においては、区等との連絡、調整を行う要配慮者対策統括部が設置されることとなっている。

(2) 保健班の編成（震災対策編 第2部第8章第2節参照）

災害時に保健班を編成するとともに活動に必要な資器材を整備し、被災後も在宅で生活する要配慮者の健康管理や、避難所での巡回健康相談等を行う。

また、透析患者、在宅難病患者、在宅要介護高齢者等の情報を整理し災害時に的確に対応できるよう検討していく。

(3) 福祉避難所の活用

区は、要配慮者のための福祉避難所として、状況に応じて「ジロール麹町」、「いきいきプラザ一番町」、「THE BANCHO」、「高齢者総合サポートセンターかがやきプラザ」、「障害者福祉センターえみふる」、「かんだ連雀」及び「岩本町ほほえみプラザ」を活用し、避難所での生活が困難な人の収容を行っていく。

なお、障害者福祉センターえみふるは、妊婦避難所としても位置付ける。

(4) 仮設住宅等

区及び都は、仮設住宅を建設する際、可能な限り高齢者や障害者に配慮した設備、構造の住宅にする。入居者の選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める。

また、高齢者や障害者の生活場所確保のため、バリアフリー等に配慮した民間ホテルとの協定を締結した（名称非公表）。

(5) 食料等の対策

区は、乳幼児、高齢者、障害者等に配慮した食料の供給を図るため、ミルク、おかゆ等を備蓄しているが、要配慮者のための食料等備蓄物資の拡充（食料・水・トイレ・障害者用機器等）を図る。

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
災害時の安否確認	避難行動要支援者は、区職員および避難行動要支援者名簿を保有する町会、民生・児童委員、消防、警察、区社会福祉協議会等の実施に携わる関係者が安否確認を行う。	避難行動要支援者は、区職員の参集が困難な場合、避難行動要支援者名簿を保有する町会、民生・児童委員、消防、警察、区社会福祉協議会等の実施に携わる関係者が中心となり安否確認を行う。区職員は、参集後に確認作業および結果の取りまとめを行う。	

第2節 腎透析患者・在宅難病患者対策（災害対策・危機管理課、保健福祉部、地域保健担当）

要配慮者の救出・救護等の支援対策を実施する。

（1）透析患者への対応

区は、透析患者の情報を把握・整理し、必要に応じて都や医療機関と連携して患者を搬送する。また、医療機関における人工透析実施状況の把握に努め、随時情報提供する。

（2）在宅難病患者への対応

区は、在宅難病患者の状況把握に努め、できるだけ在宅療養ができるように支援する。在宅療養の継続や避難等にあたって、支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

（3）在宅人工呼吸器使用者への対応

ア 在宅人工呼吸器使用者については、その緊急性・特殊性を考慮し、平時から「東京都在宅人工呼吸器災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を作成し、在宅人工呼吸器使用者の把握に努めるとともに、本人・家族及び支援者が、災害への備え及び災害発生時の的確な対応が可能となるよう、患者ごとの「災害時個別支援計画」の作成に取り組む。

イ 災害発生時は、「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

ウ 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養ができるように支援する。

エ 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

第3節 妊産婦・乳幼児対策（災害対策・危機管理課、子ども部、保健福祉部、地域保健担当）

被災した乳幼児対策として、必要に応じその保護者又は家族の者に対して、粉ミルク及び哺乳瓶を支給するとともに、紙オムツ等の育児用品を配付する。

また、国の「防災基本計画」において、要配慮者の例として、乳幼児に加え妊産婦が示された。区は、まず、区で把握し得る統計データ（母子健康手帳発行数・出生届数等）から妊産婦・乳幼児の実数の把握に努め、今後の防災対策（備蓄物資の補充等）の基礎データとする。さらには、平成19年3月に東京都が発行し、平成26年3月に改訂された「妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン」を基本とし、妊産婦・乳幼児対策を進めていく。

なお、福祉避難所の内、障害者福祉センターえみふるを妊婦避難所として位置づけ、その運用のための物資等を整備していく。

第4節 地域が一体となった協助（共助）体制づくりの推進（消防署）

消防機関では、要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協助（共助）体制づくりを推進する。

- (1) 要配慮者を近隣で助け合う地域協力体制づくりの推進
- (2) 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会、防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協助（共助）体制づくりを推進する。

第5節 社会福祉施設等の安全対策（消防署）

社会福祉施設等の防災対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、当該施設と周辺地域の事業所、町会・自治会等との災害時相互応援協定の締結促進、また、各施設の自衛消防訓練等の機会をとらえ、施設使用実態に沿った適切な支援行動を習得するための訓練内容の充実に努める。

第6節 外国人対策（災害対策・危機管理課、地域振興部、都）

区は、外国人を対象に、防災パンフレット「災害対応マニュアル（英語版）」「日本で暮らすあなたのための防災ポイント in Japan（4か国語版）」を作成し、地震等に対する防災意識の普及啓発を行い、その安全確保に努めてきたところである。

今後もより一層内容の充実を図るとともに、災害時に情報不足から外国人が災害弱者とならないよう、千代田区社会福祉協議会等と災害時における通訳ボランティア等の協力を検討していく。

また、区は災害時には、東京都で開設される外国人災害時情報センター等から必要情報を収集し、区内大使館や避難所等に対して外国人への情報提供を行う。

さらに、区は令和2年度に文字表示盤の英文表示ができるように改修し、令和3年度には千代田区安全・安心メールの多言語化（英語・中国語（簡体字）・韓国語）を実施した。今後は、防災行政無線の多言語放送について検討していく。

第11章 帰宅困難者対策

各防災機関・団体等の役割や事業所及び帰宅困難者の責務を明確にし、区は、帰宅困難者等一時受入施設（一時滞在施設）の確保や情報提供手段の確保、帰宅困難者対策地域協力会との連携等、具体的な支援対策を推進する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
各防災機関 警察署、消防署 災害対策・危機管理課	○帰宅困難者の支援対策				

第1節 区の帰宅困難者対策（災害対策・危機管理課）

1 帰宅困難者の定義

区災害対策基本条例においては、帰宅困難者とは昼間区民その他区内に滞在する者並びに災害時に通行途上で区内に留まることとなった者及び区内に避難してきた者で、災害による交通機関の途絶のため容易に帰宅することができない者をいう。なお、東京都では「東京都帰宅困難者対策条例」が施行され、帰宅困難者の定義を以下のとおりとしている。

事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの。

2 帰宅困難者の推計

震度5強の場合には鉄道等ほとんどの交通機関が停止し、都全体で約517万人の帰宅困難者が発生すると推計している。

区においては、同時刻に約85万人の昼間人口の中から、およそ50万人（都内第1位）の帰宅困難者の発生が想定されている。

3 基本的考え方

(1) 対応すべき課題

予測される事態から、実施すべき主な課題は次のとおりである。

ア 対策の事前計画化	イ 安否確認手段の確保	ウ 被害情報の収集伝達体制の構築
エ 水・食料等の備蓄	オ 輸送手段の確保	カ 救護対策の実施

キ 事業所等への啓発 ク 訓練の実施

(2) 基本原則

帰宅困難者対策は、まず、帰宅困難者の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」ことの徹底を図ることが不可欠である。その上で、東京都帰宅困難者対策条例の施行を踏まえ、事業所等へのより一層の普及啓発（一斉帰宅の抑制、3日間分の物資備蓄等）や、帰宅困難者等一時受入施設の確保等、「自助」「協助」「公助」の考え方に基づいた対策を推進していくことが必要である。

ア 組織の力の活用

「組織は組織で対応する」ことを帰宅困難者対策の基本原則とする。即ち、企業、学校など組織のあるところは、発災時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行ない、災害の状況を十分に見極めたうえで、従業員や顧客等の扱いを検討し、やむを得ず帰宅する者については安全確保の観点に留意して一時に主要駅等に殺到することがないように、緩やかに順次帰宅させるものとする。

旅行者など組織に属さず自宅まで遠距離等の事情により帰宅行動が取れない人々に対しては、引き続き、帰宅困難者等一時受入施設の確保を推進するとともに、東京都や周辺区と連携して必要な支援策を講じていく。

イ 役割分担の明確化

帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及んでおり、ひとつの自治体、ひとつの企業、個人での対応には限界がある。このため、この課題に関連する全ての機関と事業所や昼間区民自身の責務と役割を明確にし、分担して的確に対策を実施する必要がある。

ウ 相互に連携する仕組みづくり

行政（都・区市町村等）、事業所（企業・学校等）、防災機関及び関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通関係情報等の提供・交換、水や食料の確保、従業員等の保護、仮泊場所の確保などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

エ 帰宅困難者対策地域協力会の設置

千代田区には、帰宅困難者への支援体制構築のため、地域事業所で構成された自主防災組織である帰宅困難者対策地域協力会が区内主要駅周辺に結成されている。

区は、帰宅困難者対策地域協力会に対し、自主防災体制の充実と行動力の強化を図ることを目的として、側面的支援と平常時での訓練や災害時の活動に対し、相互協力を行う。（関連：震災対策編 第1部第8章第3節2（1））

4 対策の実施

基本原則を踏まえ、また、帰宅困難者対策を着実なものとするため、各機関等は起こりうる事態を十分に予測し、以下の対策の実施を図るものとする。

(1) 帰宅困難者対策の計画化

ア 区は、都の計画等を踏まえ、地域の実情に応じた帰宅困難者対策を策定し、対策の推進を図ることとする。

イ 事業所等においては、従業員等の施設内待機に係る計画、食料等物資の備蓄、従業員等の安否確認手段の確保、帰宅ルールの策定等を内容とする帰宅困難者対策を事業所防災計画等に位置づけ、対策の推進を図ることとする。

(2) 情報収集伝達体制の構築

ア 都、区市町村、鉄道機関、放送機関及び関係防災機関等において、有線途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図ることとする。東日本大震災の際には、駅周辺に多数の滞留者が発生したため、鉄道事業者と平時からの会議開催や情報交換の機会を設け、災害時の対応ルールを協議するほか、MCA無線機を活用した情報伝達手段を確保するなど、連携を強化していく。

イ 都、区市町村及び郵便事業・郵便局は、幹線道路沿いを中心に、徒歩帰宅者に対する情報提供拠点の確保を図ることとする。

(3) 安否確認手段の確保

ア 個人の安否確認手段として、NTT東日本が開設する災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る。

イ 遠隔地の親戚や知人などを中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図ることとする。

ウ ラジオやテレビによる安否情報など放送メディアの活用促進を図ることとする。

(4) 水・食料、防寒用物資等の備蓄

ア 帰宅困難者用として一定量の備蓄・調達体制の充実を図ることとする。

イ 事業所に対し、従業員・顧客用として3日分の水・食料、防寒用物資、携帯トイレ等の備蓄の啓発を図ることとする。

(5) 情報提供機器の備蓄

区は、情報提供用機器として帰宅困難者等一時受入施設等にMCA無線機等を配備する。

(6) 代替交通手段等の周知

鉄道途絶に備え、都、関東運輸局、隣接県（市）及び各鉄道機関等は、バス輸送、海上及び水上輸送など代替交通手段の運行方法等を検討している。

このため、区においては、必要な情報を周知・伝達できる方法を検討する。

(7) 救護対策の実施

区は都と連携して、帰宅途中で救護が必要になった人のために、救護対策を検討していく。

(8) 事業所等への啓発

ア 都、区市町村防災機関及び経済団体においては、各種の手段により事業者責務の啓発を図る。

イ 東京消防庁は、事業所防災計画の指導項目に帰宅困難者対策を取り入れ、指導の徹底を図る。

(9) 区民等への啓発

ア 一斉帰宅の抑制

都、区、防災機関及び経済団体においては、各種の手段により、一斉帰宅の抑制を周知する。安全に帰宅できることが確認できるまでは、帰宅しないことを徹底する。

イ 徒歩帰宅する場合

安全に帰宅できることが確認できたうえで、徒歩帰宅する場合に備えて、①徒歩帰宅に必要な装備等、②家族との連絡手段の確保、③徒歩帰宅経路の確認等について必要な啓発を図る。

このため、以下のとおり帰宅困難者の心得10か条を周知する。

【帰宅困難者心得10か条】

① 慌てず騒がず状況確認

- ② 携帯ラジオをポケットに
- ③ つくっておこう帰宅地図
- ④ ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- ⑤ 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- ⑥ 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- ⑦ 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
- ⑧ 歩いて帰る訓練を
- ⑨ 季節に応じた冷暖準備（合羽、携帯懐炉、タオルなど）
- ⑩ 声を掛け合い、助け合おう

(10) 訓練の実施

区は、関係団体と連携し、帰宅困難者の発生を想定した訓練を実施する。

（関連：震災対策編 第1部第8章第4節）

(11) 災害時退避場所の設置

広域避難場所が存在しない千代田区においては、情報提供、水、食料の配布を「帰宅困難者支援場所」において行う計画であったが、東日本大震災での状況等を踏まえ、次のとおりその位置付けや機能を変更し、「災害時退避場所」として帰宅困難者等への情報提供を行うこととした。

〔災害時退避場所の機能〕

設置目的	来街者等が、地震発生直後の危険や混乱を回避し、身の安全を確保するための一時的な退避場所として指定する。
対象者	帰宅困難者等
想定開設期間	発災直後～数時間程度
区職員の派遣	原則として、区職員の派遣は行わない。
取り組み	小型防災行政無線スピーカーを施設内に設置。災害時には、帰宅困難者等一時受入施設の開設状況や公共交通機関の運行情報など地域の情報提供を行う。また、各施設に情報連絡を行うためのMCA無線機を配備し、災害時は、必要に応じて施設管理者と連携して帰宅困難者の誘導等を行う。さらに、近年、スマートフォンやタブレット端末が急速に普及しており、災害時に電話回線がつながりにくい場合でもインターネットにアクセスすることにより、安否確認や避難情報などの情報が入手しやすいことから、無料Wi-Fi環境を整備した。

区指定災害時退避場所一覧

（令和3年10月1日現在）

施設名	所在
北の丸公園	千代田区北の丸公園 1 ほか
皇居東御苑	千代田区千代田 1
皇居外苑	千代田区皇居外苑 1 ほか
日比谷公園	千代田区日比谷公園 1
真田堀運動場	千代田区紀尾井町 5 ほか
外濠公園	千代田区五番町先

(12) 地図の配備

総合防災案内板に区外を含めた広範囲の地図を加え、帰宅を支援している。また、災害時、帰宅困難者に配付するため、災害時退避場所が記載された災害対応マニュアルの日本語版及び英語版を作成した。

(13) 帰宅困難者等一時受入施設（一時滞在施設）の整備

事業者等に対し、災害時における従業員の一斉帰宅の抑制や3日間分の備蓄物資の整備等の啓発を推進する一方、ホテル、大学、大規模集客施設、ホール、貸会議室、民間ビル等と協議を行い、帰宅困難者の受け入れや物資の配布に関する協力体制を構築した。

(14) 地下空間の活用

地下空間（地下通路、地下街等）を帰宅困難者の受入場所として活用できるかの検討を行う。

(15) 帰宅困難者への情報提供

既存情報提供手段（防災行政無線、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、区公式LINE、安全・安心メール、緊急速報メール等）やFMラジオ局との連携について、実践的な訓練と検証を重ね、今後の計画に反映していく。

(16) 民間備蓄倉庫の活用

帰宅困難者等一時受入施設で配布する物資はその施設内の倉庫等で保管するのを原則とする。ただし、施設に入りきらない物資についてはあらかじめ指定した民間備蓄倉庫を活用するものとする。

民間備蓄倉庫の活用にあたっては、災害時に区職員が現場に行くことは困難であるため、開錠、搬出・運搬、配布については、施設管理者や帰宅困難者対策地域協力会、当該施設に滞在する帰宅困難者等と共同で行う。

(17) 避難所での情報提供

平日昼間	休日昼間	夜間
避難所運営協議会や区担当者が、避難所に避難してきた帰宅困難者に対し帰宅困難者等一時受入施設の案内（開設状況は本部からMCA無線機により連絡）や災害対応マニュアルの配布を行う。	避難所運営協議会が、避難所に避難してきた帰宅困難者に対し帰宅困難者等一時受入施設の案内（開設状況はMCA無線機により災害対策員及び参集した職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員から連絡）や災害対応マニュアルの配布を行う。	

(18) 備蓄物資の配布

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
帰宅困難者等一時受入施設	帰宅困難者等一時受入施設に帰宅困難者への物資の配布を依頼する。 物資が不足した場合、施設管理者や帰宅困難者対策地域協力会、当該施設に滞在する帰宅困難者等と共同で、あらかじめ指定した民間備蓄倉庫から搬出する。	帰宅困難者等一時受入施設に帰宅困難者への物資の配布を依頼する（一時受入施設が利用できない時間帯や利用状況によって配布を行えない場合もある）。 物資が不足した場合、施設管理者や帰宅困難者対策地域協力会、当該施設に滞在する帰宅困難者等と共同で、あらかじめ指定した民間備蓄倉庫から搬出する。	

(19) ボランティアの派遣

千代田区社会福祉協議会（ちよだボランティアセンター）と連携し、一時受入施設等にボランティアを派遣し、帰宅困難者への備蓄物資の配布や運営の補助などを行う。

(20) 秋葉原における帰宅困難者対策

秋葉原地域では、終夜営業を行う店舗も多く、夜間・休日でも滞留者への対応が必要となる。地域情報を放送するための小型防災行政無線スピーカーを駅前広場に設置し、地域協力会や万世橋警察署、神田消防署と連携を強化し、外国人観光客対応や休日の来街者の対策など、実施していく。

第2節 各機関・団体等の役割（災害対策・危機管理課、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、日本郵便、都、その他防災機関）

1 平常時の役割

機 関 名	項 目	摘 要
都 及 び 区	帰宅困難者計画の策定 広報・啓発の実施 訓練の実施 水・食料の確保 情報提供体制の整備	地域防災計画への位置づけ パンフ等の配布・講演会等の実施 帰宅困難者訓練の実施 備蓄・調達体制の充実 鉄道、道路情報の集約・伝達体制の構築 情報提供拠点の整備 災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、都民・事業者に周知
警 視 庁	混乱防止・誘導体制の整備 一般車両に対する交通規制	駅管理者との連携の確立 会社、事業所、学校、デパート等の管理者との連携の確立 交通規制資器材の整備 交通規制計画の周知
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	事業所指導 訓練指導	事業所防災計画の指導内容の検討及び実施 混乱防止や避難誘導等、事業所訓練の指導 区及び事業所に対し駅周辺の混乱防止対策に係る指導及び助言を行う。
関 東 運 輸 局	鉄道情報の集約 輸送体制の確保	所管地域の総合的な交通情報の集約・提供体制の検討 代替交通運行バックアップ体制の検討
日 本 郵 便	情報提供 徒歩帰宅者の支援	災害時帰宅経路案内板を設置及び道路被災状況等の掲出
鉄 道 機 関	鉄道情報 代替輸送手段 駅の混乱防止対策	鉄道運行情報の提供体制の検討 自社代替バス運行方法の検討 ターミナルや駅の混乱防止策の検討
近隣他県（市）	広報・啓発 情報交換体制 輸送の確保 救護体制の確保 徒歩帰宅者の支援	自県昼間都民に対する広報・啓発の実施 近隣縣市間の情報交換体制整備 都県境から先の輸送手段確保 都県境から先の救護体制確保 休憩所、水、トイレ等の確保

機 関 名	項 目	摘 要
ライフライン (NTT 東日本) (東京電力パワーグリッド) (東京ガス)	安否確認用電話の開発・普及 電力の確保 (電力) 熱源の確保 (ガス)	災害用伝言ダイヤルの普及・啓発 避難所等の電力供給確保の検討 避難所等の熱源確保の検討
学 校	連絡、保護体制の確保	保護者への連絡体制整備、引き渡しまでの児童・生徒保護体制の整備
経 済 団 体 (経 団 連) (商工会議所) (青年会議所) (百貨店協会)	傘下企業に対する啓発等 行政、地域との連携 顧客保護対策	ポスター・パンフ等の配布、講習会等の開催、企業備蓄の啓発 都及び区市町村との連携体制の検討 地域住民と企業・事業所との連携・協力体制の検討 顧客保護の方法、内容等の検討整備

2 災害時の役割

機 関 名	項 目	摘 要
都 及 び 区	交通情報の提供 水・食料の配布 代替輸送の実施 医療救護の実施 誘導の実施 休憩場所・トイレの提供 避難指示	情報を収集し、防災行政無線やホームページ、メール等での周知や情報拠点での周知 バスや水上・海上輸送の実施 徒歩帰宅者の誘導 簡易地図等の配布 都や区施設等の一時開放 人命危険の場合の避難指示の実施
警 視 庁	混乱防止・誘導対策の実施 交通情報の収集・伝達 一般車両に対する交通規制 駅等の管理者への要請 会社・事業所・学校等に対する要請 避難指示	避難道路への警察官の配置等 交通規制資器材を活用した誘導路の確保 道路交通情報の収集、伝達 交通規制の実施 駅等の管理者に対する、階段規制や改札、止め等の整理及び広報活動の要請 会社・事業所・学校等の責任者や管理者に対し、混乱防止を図るため必要な場合は、時差退社・下校を要請 人命危険の場合の避難指示

機 関 名	項 目	摘 要
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	災害情報の収集・伝達 避難指示	火災情報等の伝達 消防署長は、火災の延焼等により人命危険が切迫している場合の避難指示、都民への初期消火、救出救護の実施の呼びかけ等を行う。 この場合、消防署長はただちに、その旨を区長及び関係防災機関に通知する。
関東運輸局	鉄道等交通情報の集約・伝達 代替交通の運行支援	所管地域の総合的な交通情報の収集提供 速やかな代替交通の運行認可
日本郵便	情報の提供 徒歩帰宅者の支援	災害時帰宅経路案内板の設置及び道路被災状況等の掲出
近隣他県（市）	情報交換の実施 徒歩帰宅者の支援 輸送、救護の実施	被害状況、交通情報等の交換 一時休憩所、水・トイレ等の提供 都県境から先の輸送、救護体制
鉄道機関	鉄道運行状況 代替輸送 駅の混乱防止・誘導	鉄道運行状況の広報・提供 自社バス等の代替輸送の実施 他の鉄道機関、警察との連携実施
ライフライン （NTT 東日本） （東京電力パワーグリッド） （東京ガス）	安否確認手段の確保 電力の確保 熱源の確保	災害用伝言ダイヤルの起動、維持 避難所等の電力供給確保の実施 避難所等の熱源確保の実施
学 校	情報の入手・周知 保護者への連絡、引き渡し	ラジオ・テレビ・校内放送等の活用 学校・園連絡網メール等を活用した保護者への連絡の実施、引き渡しまでの保護
経済団体 （経団連） （商工会議所） （青年会議所） （百貨店協会）	傘下企業等の情報の集約 地域との連携対策の実施	集約情報等の提供 買物客等の誘導等

3 各団体・機関との連携

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
地域協力会	・MCA無線機を用いて、本部へ各駅周辺の状況について情報を提供するように依頼する。 ・駅や災害時退避場所での広報活動等を支援する。 ・帰宅困難者等一時受入施設の開設や運営等の支援を行う。	・会員企業に社員がいない場合があり、MCA無線機による交信が行えない可能性があるため、地域企業のボランティア等と連携し、本部への情報提供を依頼する。 ・区からは小型防災行政無線スピーカー等の手段を用いて帰宅困難者への情報提供を行う。 ・人員が確保できた場合には、帰宅困難者等一時受入施設の開設や運営等の支援を行う。	
鉄道機関	・鉄道事業者に駅での情報提供（帰宅困難者等一時受入施設の案内や広域マップの配付等）を依頼する。	・災害情報対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）は観光客等の帰宅困難者が多数発生する恐れのある駅に情報提供（マップの配布等）を依頼する。	・情報提供（マップの配布等）を依頼する。 ・終電後は帰宅困難者の発生は最小限に留まると想定され、鉄道事業者への協力依頼は行わない。
警察	・警察に対して、災害対策本部への警察官の派遣を依頼し、その警察官から区内の各交番に帰宅困難者等一時受入施設等の情報を伝える。	・災害情報対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、区内各警察にMCA無線機や災害時優先電話で帰宅困難者等一時受入施設等の情報を伝え、各交番に情報提供を依頼する。	
大学	・大学構内での帰宅困難者の受入れ・物資の配布を行う。また、MCA無線機を用いて大学構内の状況や帰宅困難者の受入れ状況等について災害情報対策本部に報告をする。	・大学において、帰宅困難者の受入れが可能な状況（受入れを行うための人員の確保等）であれば受入れ・物資の配布を行う。受入れ状況については随時災害対策本部への連絡を依頼する。	
帰宅困難者等一時受入施設	・MCA無線機を用いて本部から施設の担当者に帰宅困難者の受入れ、物資の配布を要請するとともに、区内状況等を連絡し帰宅困難者への伝達を依頼する。また、災害対応マニュアルを配備し帰宅支援の情報を提供する。	・施設の判断で、帰宅困難者の受入れ、物資の配布を行う。災害情報対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が施設の担当者に区内状況等をMCA無線機にて連絡し、帰宅困難者への伝達を依頼する。また、災害対応マニュアルを配備し帰宅支援の情報を提供する。	

第3節 事業所及び帰宅困難者の責務（災害対策・危機管理課）

1 事業所の責務

「組織は組織で対応する」基本原則及び従業員や顧客等に対する社会的責任に鑑み、事業所の果たすべき責務は次のとおりとする。

平 常 時	安全確保、混乱防止	事業所施設の安全化対策の徹底
	帰宅困難者対策の計画化	事業所防災計画に帰宅困難対策を作成すること。 （外部の帰宅困難者のために 10%程度余分に備蓄を行うことも検討すること）
	水・食料の確保	従業員や顧客用として3日分の備蓄を図ること。
	情報の入手手段の確保	バッテリー式ラジオ・テレビの配備を図ること。
	安否確認の方法の検討	従業員の安否確認の方法や連絡手段を検討する。また、従業員と家族との安否確認手段を検討する。
災 害 時	水・食料の提供	従業員や顧客への配布
	情報の入手・周知	ラジオ・テレビ・社内放送等による周知
	安否確認の実施	従業員の安否の確認や放送機関への連絡 従業員と家族との安否確認
	仮泊場所等の確保・提供	事務室、会議室、ロビー等の解放 従業員の一斉帰宅の抑制 状況に応じて、緩やかに順次帰宅

2 帰宅困難者の責務

通勤、通学距離が遠隔な人は、「自らの身の安全は自らで守る」ことを基本とし、次により自らの安全確保に努めるものとする。

平 常 時	徒歩帰宅に必要な装備等の準備	鉄道途絶に備え、水・食料や装備等の準備を図っておくこと。
	家族との連絡手段の確保	災害用伝言ダイヤルや遠くの親戚など、震災時の連絡先をあらかじめ家族で決めておくこと。
	徒歩帰宅経路の確認	徒歩帰宅の場合の帰宅経路を確認し、できれば実際に歩いてみる。
災 害 時	状況の確認	慌てずテレビ、ラジオ等で状況を確認し、それから行動すること。
	無理な行動をしない	家族等の安否が確認できた場合、無理な帰宅はせず、その場に留まること。

第12章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

災害時に必要な飲料水・食料・生活必需品等を確保し、被災者に適切に供給する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期		復旧対応期	
中央支所、各防災機関 子ども部、水道局 政策経営部、地域振興部、 災害対策・危機管理課、 政策経営部、地域振興部、					
		○応急給水の実施			
		○食料の配布			
		○生活必需品等の配布			

第1節 応急給水（災害対策・危機管理課、水道局中央支所）

地震が発生し、水道施設の破損等により飲料水の供給が停止した場合には、都（水道局）及び区は、直ちに応急給水を実施する。

1 基本方針

震災時の応急給水は、都（水道局）、区の役割分担に従い、協力して次により行う。

(1) 給水拠点での都区の役割分担

- ア 応急給水槽からの給水は、区が応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者への応急給水を行う。
- イ 浄水場（所）・給水所では、都は応急給水に必要な資器材等の設営及び施設の運転管理を、区は被災者への応急給水を行う。また、敷地の一部を応急給水エリアに区切り、常設給水栓等を設置した浄水場（所）・給水所では、都（水道局）又は区等が応急給水エリアの鍵を解錠し、資器材の設置が不要な蛇口等から区等が被災者への応急給水を行う。

(2) 受水槽等の活用

区は、道路障害物除去が遅れ都水道局からの車両輸送が困難な場合は、受水槽の水、等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

2 給水基準

災害時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最小限の飲料水として、1人1日3ℓを基本として供給する。

3 都の給水態勢

(1) 震災時の応急給水の方法

ア 給水拠点での応急給水

前述の基本方針内での都区の役割分担に基づき実施する。

イ 車両輸送による応急給水

次の場合に車両による応急給水を行う。

- ・後方医療機関となる医療施設及び福祉施設について、所在地区の関係行政機関から都災害対策本部を通じて緊急要請があった場合
- ・給水拠点からの距離がおおむね2キロメートル以上離れている避難場所
- ・上記以外の避難場所または避難所で、関係行政機関から要請があり、必要があると認める場合

ウ 消火栓等からの応急給水栓による応急給水

断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要があると認められる場合に、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水を行う。なお、特に必要がある場合とは、要請量が多量で、継続して給水が必要な場合など、車両輸送によっては対応が困難、または車両輸送によるよりも効果的な対応が可能な場合等をいう。また設置後の給水活動は区職員の到着までは都が行い、到着後は区が実施する。さらに、区が必要と認める場合には、都へ水道管の通水状況等を確認した上で、都から区へ貸与した資器材を使用し、避難所付近のあらかじめ都が指定した消火栓等から、区が応急給水を行うことができる。

(災害時に東京都から貸与中の応急給水資器材が設置可能な消火栓位置図

→資料集 資料編 資料第17)

(2) 給水態勢

震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水の実施に係る計画を定め給水態勢を確立する。

都災害対策本部等を通じ緊急要請があった場合で、車両輸送を必要とするときは、組立式給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上げ車両などによって輸送する。

○給水拠点一覧（近接施設を含む）

（令和2年4月1日現在）

給 水 施 設	確 保 水 量
芝給水所（港区芝公園三丁目）	26,600 m ³
本郷給水所（文京区本郷二丁目）	20,000 m ³
日比谷公園内・応急給水槽（千代田区）	1,500 m ³
東郷元帥記念公園内・応急給水槽（千代田区）	1,500 m ³
上野恩賜公園内・応急給水槽（台東区）	1,500 m ³
都立一橋高校・小規模応急給水槽（千代田区）	100 m ³

○事業所で保有の応急給水用資器材

(令和3年4月1日現在)

	組立式給水 タンク（組立 式以外含む）	角 型 容 器		応 急 給水栓	ホ ー ス	
		10ℓ	20ℓ		1～5m	10m～
中央支所	7（基）	10 （個）	0 （個）	6（基）	9（本）	3（本）

4 区の給水態勢

（飲料水確保状況一覧表→資料集 資料編 資料第18）

（給水資器材配備一覧表→資料集 資料編 資料第19）

区は以下の給水施設を利用して、次のように給水を実施する。

(1) 給水態勢

ア 給水拠点における給水

前述の基本方針内での都区の役割分担に基づき実施する。

イ 千代田区内の給水拠点

発災直後の混乱がおさまった後は、給水拠点を、避難所（区立小・中学校等）等に移設させ給水活動を実施する。

(2) 取水場所における態勢

給水施設	所在地
東郷元帥記念公園内応急給水槽	千代田区三番町 18
日比谷公園内応急給水槽	千代田区日比谷公園 1
都立一橋高校内小規模応急給水槽	千代田区東神田 1-12-13

第2節 食料の配布（災害対策・危機管理課、都、その他防災機関）

（避難所・福祉避難所・自主避難所における備蓄食料一覧表

→資料集 資料編 資料第20）

震災の発生により食料の配給、販売機構が一時的にまひ状態をきたすことが予測される。日常の食料を失った被災者に対しては、速やかに食料の配布ができるよう平時から、災害用食料を備蓄するほか緊急に食料を調達し得る措置を講じておき、食料の確保に努める必要がある。

本節においては、これらの食料の配布について必要な事項を定める。

1 配布基準

区の被災者に対する食料の配布基準は、原則として次のとおりとする。

(1) 給与の限度額

都の災害救助法施行細則による被災者食品給与限度額とする。（1人1日 1,160円以内）

(2) 給与期間及び内容

ア 給与期間は、災害発生の日から7日間を原則とするが、被害状況に応じて給与期間を延長することができる。

イ 給食内容は第一に備蓄倉庫にある物資を提供し、給食の期間及び収容者の実態を勘案して米飯の炊出しを行うものとする。

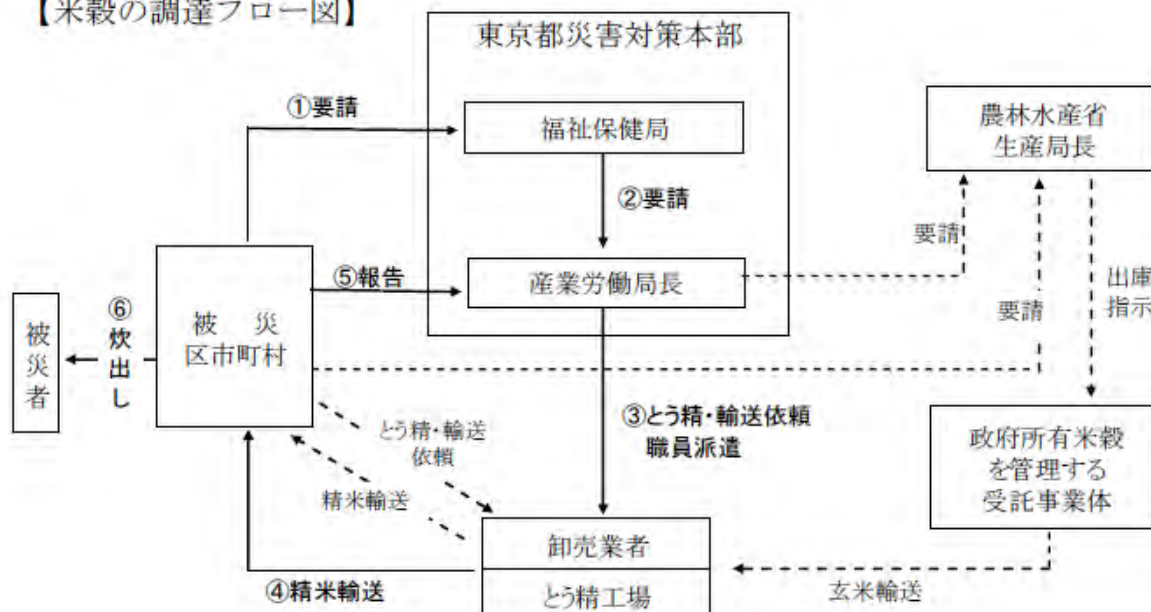
ウ 妊産婦・乳幼児・高齢者等の要配慮者には、必要に応じ粉乳・おかゆの給食を行う。

2 調達及び輸送

災害発生時の食料の調達経路は、以下に示すとおりとする。

経路図

【米穀の調達フロー図】



(1) 調達

食料の調達は次のとおりとする。

食 料	調 達 方 法
米 穀 類	1 東京都米穀小売商業組合千代田支部に対し、協定に基づき要請し調達する。 2 区独自の調達で不足するときは、都福祉保健局長に要請する。
副 食 品 類	区備蓄で不足する場合は、都福祉保健局長に要請する。
粉 乳	区備蓄で不足する場合は、都福祉保健局長に要請する。
麺 類 に よ る 給 食 類	東京都麺類協同組合（神田支部、丸の内支部、麹町支部）に対し、覚書に基づき協力要請する。

(2) 調達の方法

次の方法により食料を調達する。

ア 東京都米穀小売商業組合千代田支部への要請

要請の理由、提供数量、日時、提供場所等必要な事項を記載した要請書をもって支部長に要請する。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、後日文書をもって処理する。

また、同千代田支部は災害状況等により明らかに協定に基づく要請に該当すると認めるときは口頭及び文書による要請を待たずに米穀を提供するものとする。

イ 福祉保健局長への要請

福祉保健局長への要請は、震災対策編 第2部第3章第1節「相互応援協力」の定めるところにより、必要事項を災害情報システム（D I S）、都無線又は電話で要請し、後日文書で処理する。

【要請先】 東京都災害対策本部（福祉保健局）

ウ 麺類業者等への要請

前記アと同様に処理する。

(3) 食料輸送

食料の輸送は次のとおりとする

ア 区が備蓄する物資及び都が区に事前配置している物資で都福祉保健局長の承認を得て区が使用する物資は区が輸送する。

イ 都からの救護物資は都福祉保健局が区地域内輸送拠点まで輸送し、拠点からは区が輸送する。

ウ 東京都米穀小売商業組合千代田支部からの調達食料は区が輸送する。

(4) 地域内輸送拠点

区の地域内輸送拠点は、スペース等の確保、緊急輸送道路からの交通の利便及び避難所への輸送経路及び連絡等を勘案して次のとおりとする。

千代田区立九段中等教育学校（千代田区九段北2丁目2-1） 電話番号 3263-7190

3 被災者への配布

- (1) 被災者に対する給食は、原則として避難所等において実施する。
- (2) 給食を必要とする自宅残留り災者、代替施設収容者等においても、最寄りの避難所等で給食する。
- (3) 避難所等において一時に多数の給食が困難な場合は、老幼婦女子、病弱者を優先し、地域防災組織、町会等の協力により公平かつ円滑に実施する。
- (4) 被災者に対する炊出しは避難所運営協議会を中心に、ボランティア等の協力を得て学校給食用施設又は非常用炊出し資器材を使用して実施する。

第3節 生活必需品等の配布（災害対策・危機管理課、都）

（避難所・福祉避難所・自主避難所における生活必需品備蓄物資・資器材配備一覧表
→資料集 資料編 資料第21）

被災者に対する寝具その他の生活必需品等については、主に都が備蓄、調達により確保することになっている。しかし、発災当初の道路障害物除去状況によっては、都からの供給が遅れることが予想されるので区としても必要量を備蓄、調達により確保する。

本節では、これら生活必需品等について必要な事項を定める。

1 配布基準

（1）災害救助法適用前

法適用前の給（貸）与基準は次のとおりとする。

品 名	数 量	給（貸）与の別
毛 布	1 枚（1 人）	貸 与
そ の 他	必 要 数	給・貸与

（2）災害救助法適用後

都の災害救助法施行細則による生活必需品の給（貸）与基準は、次のとおりである。

東京都災害救助法施行細則に基づく給（貸）与基準

ア 夏期（4月から9月まで）

（令和2年4月10日施行、単位：円）

世帯 被害状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す毎
全焼、全壊又は 流出した世帯	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
半焼、半壊又は 床上浸水した世帯	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600

※いずれも上記金額

イ 冬期（10月から3月まで）

（令和2年4月10日施行、単位：円）

世帯 被害状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す毎
全焼、全壊又は 流出した世帯	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半焼、半壊又は 床上浸水した世帯	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

※いずれも上記金額

2 調達及び輸送

(1) 調達

ア 災害時において、区が実施するり災者に対する生活必需品等の給（貸）与のため、毛布等を備蓄するほか、被害の程度に応じて給与品目を決定し、調達計画を立て、調達する。

イ 区長は災害救助法適用後において、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、直ちに都知事の指示を受けるとともに、必要ある場合は物資の調達を要請するものとする。ただし被害の状況により現地調達が適当と認められる物資については、都知事の指示により区長が現地調達するものとする。

(2) 輸送及び集積地

生活必需品の輸送及び集積地は、震災対策編 第2部第12章第2節「食料の配布」の例により実施する。

3 被災者への配布

(1) 生活必需品等のり災者への配布は、食料の配布例により避難所等において実施する。

(2) 区長は生活必需品等の給（貸）与の実施が困難なときは、都知事に応援を要請するものとする。

(3) 都が区に事前措置している備蓄分（毛布等）は、都福祉保健局長の承認を受けてから給（貸）与するものとする。

第13章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理

被災地の環境衛生保全や道路の障害物除去等のため、ごみ処理や仮設トイレを利用したし尿処理及びがれき処理を適切に実施する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
環境まちづくり部 災害対策・危機管理課、					
		○トイレの確保			
		○ごみ処理、し尿処理			
		○がれきの処理			

第1節 ごみ処理計画（環境まちづくり部）

災害発生により大量に排出されるごみを迅速に処理し、被災地の環境衛生の確保を図ることとする。

排出量については「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」に基づき、次のように想定する。

(1) 推定ごみ排出量

ごみ発生量（日量）＝人口（人）×発生源単位（g／人・日）

※発生源単位は、通常時における各区の1人1日あたりのごみ量に、東日本大震災前後における岩手県・宮城県内の被災市町村におけるごみ量増加実績分（平均23g／人・日の増加）を加算して推計する。

(2) 処理態勢

清掃事務所の所有機材は次のとおりである。

所有機材等

（令和3年10月1日現在）

部署名	職員数（名）	機材
千代田清掃事務所	所長 1 係長 3 事務 9 技能長 9 収集業務 51 担当技能長 3 再任用職員(短期) 1	(区保有車両 18台) 小型プレス車 5台 軽小型作業車 7台 軽小型ダンプ車 3台 ライトバン等 3台
飯田橋車庫	所長 1 運転 6 再任用職員(短期) 1	
三崎町中継所	0（業務委託）	船舶積替基地（最大中継日量18ト）
計	85	

(3) ごみ処理方法

ア 災害時のごみの排出について

分別排出を徹底させるとともに、収集可能な場所に設けられた臨時実施集積所において行うよう指導する。

イ ごみの収集・運搬について

平常作業からの応援及び臨時の雇上人員・機材により、衛生上速やかに処理を必要とするごみを最優先させながら、収集態勢を確保し、2週間を目途に災害時のごみ収集を実施する。

なお、3週目以降にごみが停滞する場合は、状況に応じて適宜回復作業を行う。

ウ 臨時中継所の確保

ごみ処理施設への短期間搬入が困難な場合は、公有地を中継所として確保し、収集の効率化を図る。

第2節 トイレの確保及びし尿処理（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、都）

1 し尿処理

避難者50人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。避難所等のし尿処理は、プール、河川、井戸等によって水を確保し、下水道機能の有効活用を図るとともに、仮設トイレ等を使用したし尿処理を行う。

(1) 下水道機能の有効活用策

避難所等におけるし尿処理は、プールの水、雨水、井戸水等を確保し下水道機能を有効活用する。

(2) 仮設トイレの利用

避難所・市街地等に設置する仮設トイレは汲取式とせず、下水道等に放流することが出来るものとし、洗浄・消毒用の流しを設置する。

なお、仮設トイレの機種選定にあたっては、障害者・高齢者、女性、子ども等に配慮するとともに、防犯面に配慮したタイプの選定等により利用者の利便性を確保する。設置場所については、し尿収集可能な場所を予め選定しておき、周知する。

（震災時に仮設トイレ設置可能な人孔位置図→資料集 資料編 資料第32）

区は、仮設トイレに加えて携帯トイレ等の確保に努める。

2 災害時協力井戸の確保

区は、生活用水を確保するため、区民及び事業所の所有する井戸に対し、災害時に近隣の住民に対し提供してもらうよう協力を求め、「災害時協力井戸」として14箇所指定し（平成8年度指定開始）、区民が直接給水を行う。また、民間ビルにある受水槽の水を、近隣住民に対し提供してもらうよう協力を求め、提供を受ける。

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第13章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理

災害対策用井戸及び災害時協力井戸の一覧

令和3年10月1日現在

災害対策用井戸			災害時協力井戸		
	施設名	所在地		所有者 (敬称略)	所在地
1	旧永田町小学校	永田町 2-19-1	1	心法寺	麴町 6-4-1
2	麴町小学校	麴町 2-8	2	〃	〃
3	九段小学校	三番町 16	3	(株)ニュー・オータニ	紀尾井町 4-1
4	番町小学校	六番町 8	4	(株)祐伸産業	二番町 7-5
5	旧九段中学校	富士見 1-1-6	5	雙葉学園	六番町 14-1
6	富士見みらい館 (富士見小学校)	富士見 1-10-3	6	シャルトル聖パウロ 修道女会	九段北 2-4-1
7	神田一橋中学校	一ツ橋 2-6-14	7	アルファグラン デ千桜タワー	神田東松下町 25
8	お茶の水小学校※	神田猿楽町 1-1-1	8	秋葉原駅前ビル グランヴィスタ 神田練塀町	神田練塀町 300
9	昌平童夢館 (昌平小学校)	外神田 3-4-7	9	個人所有施設	
10	神田さくら館 (千代田小学校)	神田司町 2-16	10		
11	旧今川中学校	鍛冶町 2-4-2	11		
12	アーツ千代田 3331 (旧練成中学校)	外神田 6-11-14	12		
13	東郷元帥記念公園※ (道路公園課)	三番町 18	13		
14	外濠公園 (道路公園課)	五番町先	14		
15	芳林公園※ (道路公園課)	外神田 3-5-18			
16	和泉公園 (道路公園課)	神田和泉町 1-300			
17	神田橋公園 (道路公園課)	神田錦町 1-29			
18	西神田公園 (道路公園課)	西神田 2-3-11			
19	清水谷公園 (道路公園課)	紀尾井町 2-1			

※整備中につき使用不可

3 都と区の役割分担

- (1) 応援要請
清掃事務所は、し尿発生量を予測し、他自治体等に対して応援を要請し、収集体制の整備を行う。
- (2) 清掃事務所と都下水道局との情報連絡
清掃事務所は、搬入先等について都下水道局と調整し、搬入できる下水道施設（水再生センター及び管路）を定める。
- (3) し尿の収集・運搬
清掃事務所及び応援自治体等は、日々、し尿の収集作業計画を策定し、し尿収集を行い、下水道施設（水再生センター及び管路）に運搬する。
- (4) し尿の処理
都下水道局は、し尿収集作業計画に基づき搬入されたし尿を受け入れ、処理を行う。

第3節 がれき処理（環境まちづくり部）

1 活動方針

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき」という。）を適正に処理する。

区は、区域内の関係機関と調整を図り「がれき」の処理に関する計画を策定し、これに対処することとする。

また、区は、被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び「がれき」発生量について、都に報告するものとする。

2 推定発生量

被害想定に基づく、区の「がれき」の推定発生量は、次のとおりである。

重量：600,000 トン

体積：450,000 m³

3 処理計画

(1) 緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」の搬入

発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業により収集した「がれき」を各地の「がれき」仮置場（第一仮置場）に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

(2) 「がれき」の撤去及び倒壊建物の解体

「がれき」撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に関り、区の対策班において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、適正処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても「がれき」の撤去と同様の事務を行う。

具体的な事務の内容は、次のとおりである。

ア 受付事務

対策班は、発災後速やかに住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し解体・撤去することが適当かどうか判断する。

イ 民間業者との契約事務

緊急道路障害物除去作業終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、対策班は建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

ウ 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、「がれき」を種類別に分別して搬出し、またアスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に処理されるよう委託業者に対し指導を徹底する。搬出した「がれき」については、対策班の指示する仮置場に搬入する。

(3) 「がれき」の仮置場の設置

仮置場は、積替えによる「がれき」の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用が円滑に実現するまでの貯留用地として、対策本部が対策班と連携して設置する。具体的には、「がれき」処理の経過に応じて、次のように区分する。

ア 第一仮置場

緊急道路障害物除去作業により収集した「がれき」を処理体制が整うまでの間仮置きするために設置する。障害物除去作業終了後は、引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により発生した「がれき」の積替え用地として使用する。

区は、第一仮置場予定地として外濠公園を指定する。

外濠公園	千代田区五番町先 他

イ 第二仮置場

緊急道路障害物除去作業終了後、他の応急対策で利用していたオープンスペースを転用して、建物の解体により発生した「がれき」の積替え用地として使用する。

ウ 第三仮置場

第一・第二仮置場から搬出した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用するが、その際に、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として使用する。

なお、第三仮置場周辺で発生した「がれき」は輸送効率を勘案し第一・第二仮置場を経由せずに直接搬入する。また、各仮置場には簡易破砕機を導入し、廃木材・コンクリートがらをできるだけ減容化する。

4 処理に必要な協力体制

「がれき」の処理にあたっては、次の業務について資機材の提供を含め、民間業者に協力を求めて効率的に実施する。（区に係わる部分のみ）

(1) 倒壊建物の解体・「がれき」の撤去

ア 倒壊建物の解体業務

イ 発生「がれき」の撤去作業

(2) 「がれき」仮置場の設置

ア 仮置場の維持管理業務

イ 仮置場からの「がれき」の搬出

(3) 「がれき」の中間処理、再利用、最終処分

ア 廃木材・コンクリートがら等粉碎処理

イ 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供

ウ 再利用施設への搬入

エ 再利用施設での優先的な処理

オ 最終処分場への「がれき」の搬入

5 がれき処理マニュアルの作成

がれき処理計画を円滑に実施していくため、平成30年12月に「震災がれき処理マニュアル」を作成した。

第4節 障害物の除去（環境まちづくり部）

(1) 住宅関係障害物除去計画

ア 住家に流入した土石、竹木等の除去は、該当する住家を早急に調査のうえ、次に掲げる災害救助法の基準に基づき実施する。

- (ア) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状況にあるもの。
- (イ) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- (エ) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (オ) 原則として、当該災害により、直接被害を受けたもの。

実施方法は、半壊、床上浸水住家のうち、急を要するものを選定して実施する。

イ 実施機関

(ア) 災害救助法適用前

区長が除去の必要を認めたものを対象として区が実施する。

(イ) 災害救助法適用後

- ・区は除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、都と協力して実施する。
- ・都建設局は、区からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施する。

使用資機材は、第一次的には、区保有のものを使用し実施する。労力、機械等が不足の場合は、都総務局（本部長室）に要請し、隣接区市からの派遣を求める。更に不足の場合は、建設業協会に対し、資機材、労力等の提供を求める。

第14章 遺体の取扱い

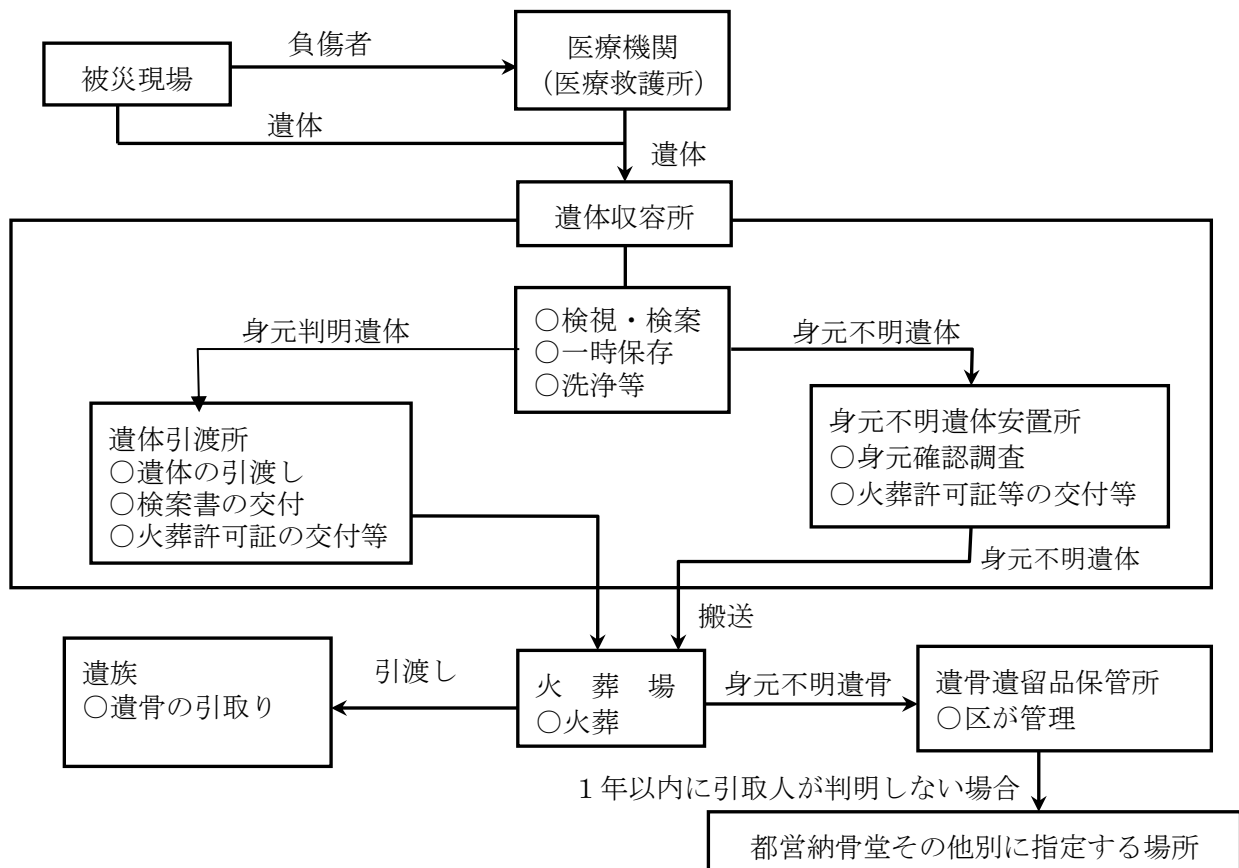
遺体の捜索・収容・検視・検案等を実施するとともに、火葬場を確保し、遺体の取扱い対策を実施する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
警察署 地域保健担当 地域振興部、 災害対策・危機管理課	○行方不明者及び遺体の捜索・収容				
		○遺体の検視・検案			
		○遺体の火葬			

第1節 遺体の取扱いの流れ（災害対策・危機管理課、地域振興部、警察署、都）

遺体の捜索、収容及び検視・検案並びに火葬等については、次の流れにより区及び都が協力して行う。



第2節 遺体の搜索・収容等（災害対策・危機管理課、地域保健担当、地域振興部、警察署、都）

（1）遺体の搜索

行方不明者のうち、周囲の事情から既に死亡していると推定される者の遺体の搜索は次のとおり実施する。

ア 機関別活動内容

遺体の搜索に関する機関別対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 都総務局と協議し、遺体及び行方不明者の搜索は、区が都、警察その他関係機関及び地元奉仕団等の協力のもとに、作業員の雇上げ、舟艇、機械器具等の借上げにより実施する。 2 災害救助法が適用された場合は、区長は都知事の補助機関として搜索を実施する。 3 発見した遺体は、現地の一定の場所に集め、警察署及び都福祉保健局（監察医務院）に連絡する。
都 総 務 局	区からの協議に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整にあたり、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 救出救助活動に伴い、発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 2 区が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 3 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 4 身元不明者については、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。

イ 搜索の期間等

区 分	内 容
搜索の期間	災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	災害発生の日から 11 日以上経過しても、なお、遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内に（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣（区にあっては、都知事）に申請する。 (1) 延長の期間 (2) 期間の延長を要する地域 (3) 期間の延長を要する理由（具体的に記載のこと。） (4) その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等）
国庫負担	対象となる経費 1 船舶その他搜索のために必要な機械器具の借上費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費 2 搜索のために使用した機械器具の修繕費 3 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油及び搜索作業を行う場合の照明用の燃料代等

区 分		内 容
国庫負担	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	搜索のために要した「人件費」及び「輸送費」も国庫負担の対象となるが、いずれも経理上搜索費から分離し、「人件費」及び「輸送費」として、各々一括計上する。

ウ 必要帳票等の整備

区は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- (ア) 救助実施記録日計表
- (イ) 搜索用機械器具燃料受払簿
- (ウ) 遺体の搜索状況記録簿
- (エ) 遺体の搜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の搬送（遺体収容所まで）

遺体の搬送に関する機関別の対応は、次のとおりとする。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	区は、遺体収容所の管理者に連絡のうえ、遺体の搬送に必要な車両及び作業員を雇上げ、警察署等関係機関の協力を得て、遺体を発見現場から定められた遺体収容所に搬送する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	警察署は、遺体の搬送について区から要請があった場合は、必要により協力する。
都 総 務 局	都総務局は、区が行う遺体の搬送について、区及び関係機関等との連絡調整を行う。

(3) 遺体の収容等

ア 遺体の収容

遺体の収容に関する機関別の対応は、次のとおりとする。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	区は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び警視庁に報告する。また、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。
都 総 務 局	都総務局は、区長の要請に基づき、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。

イ 資器材の整備

区は、遺体の搬送・収容を行うために、必要な資器材（遺体袋、担架等）の整備を進める。

第14章 遺体の取扱い

ウ 遺体収容所候補施設

区の遺体収容所は、次のとおりとする。

施設名	所在地
千代田万世会館	外神田 1-1-7
内幸町ホール	内幸町 1-5-1

なお、大規模災害等により多数の死亡者が発生する場合に備え、都及び関係機関と協議し、他の場所を検討し、遺体を迅速に収容する体制を確立する。

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

エ 遺体の一時保存

災害時の遺体は、識別を行うため、遺体の一時保存を行う。

オ 遺体の洗浄等

感染症予防及び遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となる。

このため、区は、東京都と協議のうえ、必要に応じて作業員を雇上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。

カ 遺体処理の期間等

区 分	内 容
処理の期間	災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	災害発生の日から 11 日以上経過しても、なお、遺体の処理を必要とする場合は、処理の期間内に（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣（区にあっては、都知事）に申請する。 （1）延長の期間 （2）期間の延長を要する地域 （3）期間の延長を要する理由（具体的に記載のこと。）
国庫負担の 費用限度額	1 遺体の一時保存のための費用 （1）既存建物を利用する場合……借り上げ費は通常の実費とする （2）既存建物を利用できない場合……一体あたり 5,400 円以内（令和元年度）とする。 2 遺体の洗浄・縫合・消毒の処置等のための費用は一体あたり 3,500 円以内（令和元年度）とする。

キ 必要帳票の整備

区は遺体の収容等を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- (ア) 救助実施記録日計表
- (イ) 死体処理台帳
- (ウ) 死体処理費支出証拠書類

第3節 遺体の検視・検案等（災害対策・危機管理課、地域保健担当、地域振興部、警察署、都）

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族へ引渡す必要がある。そのため、迅速な検視・検案体制の確立が必要である。

検視・検案は、原則として同一場所で集中的に実施することとし、区は、都及び警察署と連携し、必要な体制を確立する。

（1）機関別活動内容

遺体の検視・検案に関する機関別の対応は、次のとおりとする。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 区長は、関係機関の協力を得て、発災後速やかに遺体収容所を開設して運営にあたり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。 2 遺体収容所の開設状況について、都福祉保健局及び警察署に報告する。 3 遺体収容所の開設や運営等に関して、区の能力のみでは十分でないと認められるときは、都及びその他関係機関に応援を要請する。
都福祉保健局	1 都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成して、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 2 都福祉保健局長は、検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、必要に応じ関係機関等に応援を要請する。 3 都福祉保健局長は、区の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講じる。
監察医務院	1 監察医務院は、警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 2 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。 3 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 警察署は、検視班を編成し、遺体収容所（原則として千代田万世会館）に派遣する。 2 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災時における多数死体取扱要綱に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

（2）区民への情報提供

災害発生時における検視・検案、遺体の引渡しを円滑に実施するためには、検視・検案態勢に係る的確な情報を区民へ提供する必要がある。

そのため、区は都等関係機関と連携し、死亡者に対する情報提供を行う体制を確立する。

(3) 資器材等の備蓄・調達

区は、遺体の安置、保管等に必要なドライアイス・棺等の物品の確保に努め、都は区を補完・支援するため、調達に関する近県・市等や関係業界との協力体制の整備に努める。

また、都及び警視庁は、検視・検案に必要な資器材等について適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には、調達する体制を確立する。

(4) 遺体の身元確認

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 区は、遺体の身元を確認し、「遺体処理票」（様式集 P255）及び「遺留品処理票」（様式集 P256）を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。 2 遺体収容所において、埋火葬許可証を交付する。
都	都は警視庁の協力を得て、行方不明者の搜索に相談にあたるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 警察署は、身元確認班を編成し、DNA採取用器具等を活用して、効率的な証拠採取に努める。 2 身元が判明したときは、着衣、所持金品とともに、別に編成する遺体引渡班に引き継ぐ。 3 おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに、遺体を区に引き継ぐ。

第4節 火葬（災害対策・危機管理課、地域保健担当、地域振興部、警察署）

火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、応急的に実施する。

(1) 火葬体制の確立

ア 火葬特例の適用・許可証の発行

災害時に多数の死亡者が発生した場合、通常火葬許可証の発行体制では事務の混乱が予想され、遺体の迅速かつ的確な処理に支障を来し、公衆衛生上の問題が生ずる可能性が高い。

このため区は、遺体収容所等において火葬許可証の迅速な発行に努めるとともに、通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、必要に応じて火葬許可証に変わる証明書として「特例許可証」を発行する。

イ 広域火葬の実施

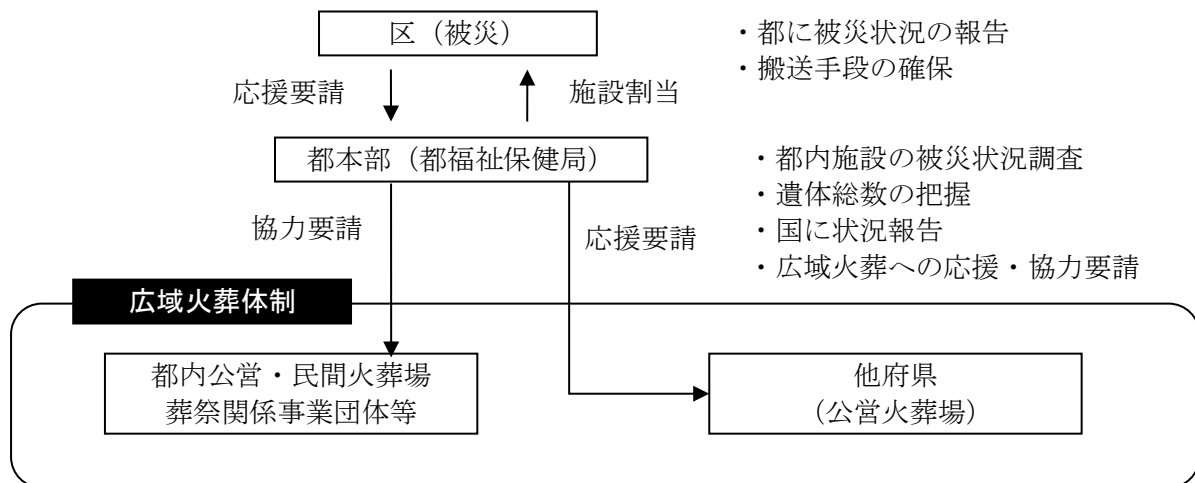
災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え、遺体の安置、保存及び搬送体制など遺体を速やかに火葬に付す体制を確立する。

区は、棺や搬送車両等を確保する。また、震災時には火葬場の機能低下が予想されることから、遺体の一時保存が可能な保存剤（ドライアイス等）や非透過性納体袋などを確保する。

区は、近隣における火葬場の処理能力が不足すると判断した場合、状況に応じて都に広域火葬の応援・協力を要請する。都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。

都は区を支援するため、遺体の安置、保管に係る物品の調達や遺体の搬送など火葬に関する近県市等との協力体制の確立に努める。

【火葬体制】



震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第14章 遺体の取扱い

(2) 火葬の要件

ア 火葬の要件

- (ア) 対象となる者は、災害時に死亡した者であること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。
- (イ) 災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。

イ 火葬の方法等

区は、災害遺体送付票（災害遺体送付票→資料集 様式編）を作成のうえ、遺体を指定された火葬場に送付する。火葬に付した後、遺骨等を遺族に引渡す。

すぐに遺族へ引渡すことができない場合は、遺骨及び遺留品に遺骨及び遺留品処理票（遺骨及び遺留品処理票→資料集 様式編）を付し、保管所に一時保管する。

家族その他から遺骨及び遺留品の引取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理のうえ、引渡す。

ウ 火葬の内容

- (ア) 棺（付属品を含む）
- (イ) 火葬（賃金職員等雇用費を含む）
- (ウ) 骨つぼ及び骨箱

エ 火葬の期間及び国庫負担の対象となる費用の限度

区 分	内 容
火 葬 の 期 間	災害発生の日から 10 日以内とする。
期 間 の 延 長 (特別基準)	災害発生の日から 11 日以上経過しても、なお、火葬を必要とする場合は、火葬の期間内に（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣（区にあっては、都知事）に申請する。 (1) 延長の期間 (2) 期間の延長を要する地域 (3) 期間の延長を要する理由（具体的に記載のこと。） (4) その他（延長を要する地域ごとの火葬に要する遺体数等）
国 庫 負 担 の 費 用 限 度 額	1 大人 1 体あたり 215,200 円以内（令和元年度基準） 2 小人（12 才未満の者） 1 体あたり 172,000 円以内（令和元年度基準）

オ 身元不明遺体の遺骨の取扱い

機 関 名	内 容
千 代 田 区	区は、身元不明死体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1 年以内に引取人が判明しない場合は身元不明者扱いとし、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	警察署は、区と協力して身元不明死体の遺骨の引取人を調査する。

カ 必要帳票等の整備

区は、火葬を実施した場合等は、次の書類・帳票を整備する。

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 埋葬台帳
- (ウ) 埋葬費支出証拠書類

第15章 水防対策

地震発生時の堤防等の決壊による被害を防止するとともに、水防上必要な資器材を確保し、水防対策を実施する。

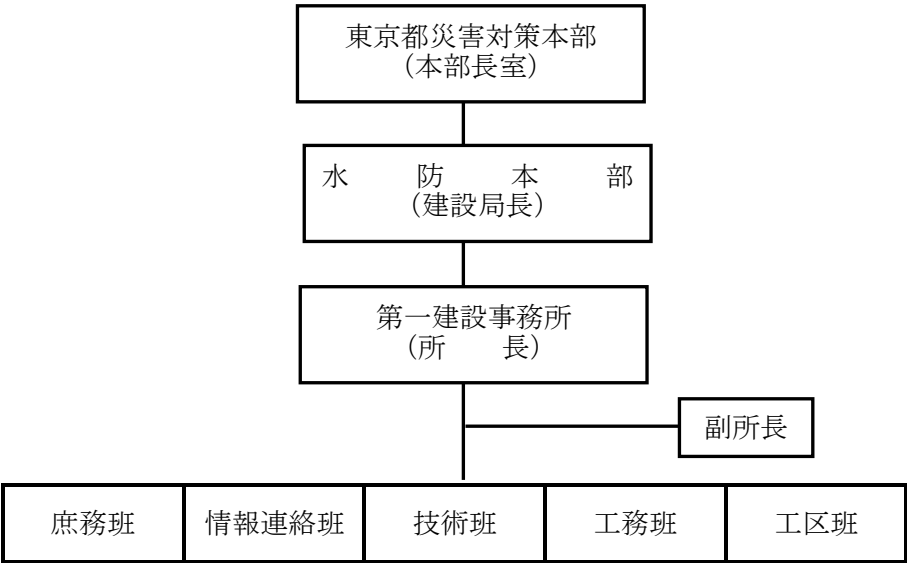
第1節 水防活動（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、下水道局中部下水道事務所、警察署、消防署）

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、第一建設事務所、下水道局中部下水道事務所、警察署、消防署	○水防活動の実施				

1 水防組織

- (1) 区の水防組織及び業務分担 風水害対策編 第4部第4章第2節に準ずる
- (2) その他の組織
 - ア 第一建設事務所
 - (ア) 組織図



(イ) 配備態勢

水防活動は配備態勢に基づき水防組織に示す活動態勢をとり対処するものである。

(令和3年4月15日現在)

班	庶務班	情報連絡班	技術班	工務班	工区班
人 員	10 名	15 名	75 名	12 名	13 名

イ 下水道局中部下水道事務所

地震発生時において、津波や堤防護岸等の崩壊などによる浸水被害の発生又は発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、局の非常配備態勢に基づいて職員を配備し、あらかじめ決められた任務を遂行する。

2 水防活動

機 関 名	活 動 内 容
千 代 田 区	風水害対策編 第4部第4章第2節に準ずる。
第一建設事務所	風水害対策編 第4部第4章第2節に準ずる。
下水道局中部 下水道事務所	下水道局所管の高潮防潮扉については、大地震発生に伴う津波警報が発令された場合、直ちに閉鎖する。この場合、地盤の低い地域での内水氾濫を防止するため、区や関係部署との連絡を密にし、相互協力して対応する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	水災地域の人命救助にあたるほか、周辺地域の交通規制を行う。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	人命救助を伴う水災に対しては、消防部隊を効率的に運用して水防活動にあたる。 その他の水災に対しては、火災等の発生、消防力の状況等を勘案して水防活動にあたる。

3 ハザードマップの作成

東京都区部では、予測し難い気象変化などに伴う集中豪雨により、河川は氾濫しなくとも低地や地下街が浸水する都市型水害が発生している。こうした都市型水害に備えるため、区は、想定し得る最大規模の降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）を想定し、神田川・日本橋川・隅田川の増水について、下水道管の排水能力や地形を考慮した「千代田区洪水ハザードマップ（神田川版）」と、荒川流域において想定し得る最大規模の降雨（荒川流域の 72 時間総雨量 632mm、1,000 年に 1 回程度発生が予想される大雨）により、荒川の堤防が複数箇所決壊した場合を想定した「千代田区洪水ハザードマップ（荒川版）」を公表した。

また、東京都が想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域を指定したことを受け、令和3年に千代田区高潮ハザードマップを公表した。各機関及び区民、事業所等は、これらハザ

ードマップを基に、平素から水害に備える。

(千代田区洪水ハザードマップ(神田川版)→資料集 資料編 資料第35-1、2)

(千代田区洪水ハザードマップ(荒川版)→資料集 資料編 資料第36)

(千代田区高潮ハザードマップ →資料集 資料編 資料第37)

第16章 ライフライン施設の応急・復旧措置

ライフライン機関はそれぞれの応急・復旧活動態勢を確立し、早期の都市機能の回復を図る。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
保健福祉部、子ども部、 下水道局中央支所、 下水道局中部下水道事務所 警察署、消防署、各防災機関	○ライフライン施設の応急・復旧措置				

第1節 水道施設（水道局中央支所）

災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、都水道局は、これに必要な人員、車両並びに資器材の確保、情報の収集連絡体制等を確立し、実情に則した判断のもとに断水区域を限定し、復旧を実施する。

本節においては、水道施設の応急措置について、必要な事項を定める。

1 震災時の活動態勢

(1) 給水対策本部の設置・運営

地震災害が発生した場合、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、都水道局内に「給水対策本部」を設置し、都本部と密接な連絡を保ちつつ応急活動を実施する。

(2) 態勢の確立

ア 要員の確保

震災時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動などに従事する要員を確保するため、あらかじめ各部事業所別に職員の配備態勢を確立し、あわせて職員を指名し担当業務を決めておく。

なお、水道局職員で不足する人員は、都本部を通じて他の地方公共団体及び自衛隊等に応援を求める。

イ 関係機関及び関係業者への協力要請

復旧及び応急給水に必要な人員、資器材等については、契約会社、指定給水装置工事事業者等の水道関係業者へ協力要請をする。

(3) 情報連絡活動

応急対策を効率よく推進するためには、正確な情報を迅速に収集、伝達することが必要であり、このことから情報連絡の手段、時期、期間、内容等をあらかじめ定めておくこととする。

ア 被害状況等の情報収集手段

被害状況等の情報収集は、一般加入電話及び専用回線を利用した震災情報システム等を使用して行う。

イ その他の情報収集手段

一般加入電話及び震災情報システムが使用できない場合は、通信の疎通状況を勘案して次の通信手段を用い、給水対策本部内における情報連絡を行う。

(ア) 水運用専用電話（水道局専用回線）

(イ) 東京都水道局業務用無線

(ウ) 衛星携帯電話

(エ) 東京都防災行政無線

ウ 通信時期、内容等

給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。

2 首都中枢機関等への供給管路の復旧体制の確立

(1) 基本方針

首都中枢機関等への供給管路の被害箇所については早急に復旧を行えるよう、配水施設復旧班（給水部）が全体の被害や職員の参集状況を把握した上で、各支所を指揮し、職員の再配置を行うなど、応援体制を確立する。

注）首都中枢機関等とは首都中枢機関、三次救急医療機関及び災害拠点病院をいう。

(2) 復旧活動

支所の復旧作業は、復旧方針に基づき、必要な体制を確立して実施する。

ア 管路の復旧作業は、断水作業を限定し、可能な限り給水を継続しながら実施する。

イ 断水区域を速やかに解消するため、次の順位であらかじめ当該支所で定める優先施設（以下「復旧優先施設」という。）から順次復旧する。

〈復旧優先順位表〉

順位	配 水 施 設
第1位	あらかじめ定める首都中枢機関等への供給管路 （首都中枢機能等を保持するための当該施設に至る管路）
第2位	あらかじめ定める第一次重要路線 （送水管及び広大な区域を持つ配水本管）
第3位	あらかじめ定める第二次重要路線及び配水小管重要路線 （配水本管及び小管の骨格となる路線）
第4位	第1位から第3位までのものを除くほか、給水上特に重要な路線 （震災対策用応急給水施設及び二次救急医療機関（首都中枢機関等に該当するものを除く）、災害拠点連携病院、避難所等に至る管路）

ウ 資機材の調達、復旧態勢、復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等、仮復旧を実施する。

3 災害時の広報

震災対策編 第2部第2章第4節に準ずる。

第2節 下水道施設（下水道局中部下水道事務所）

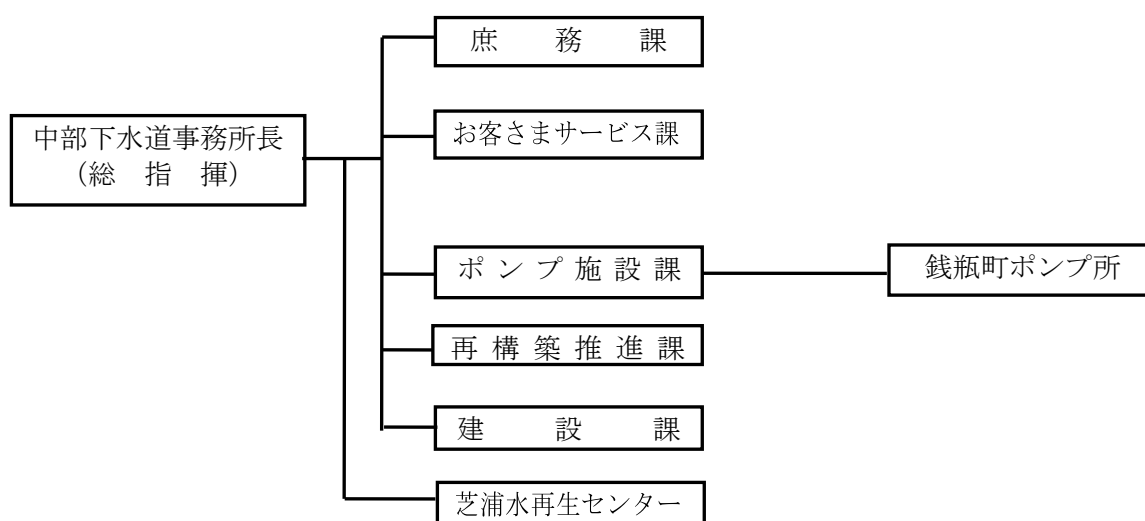
災害時における下水道施設の被害に対しては、汚水、雨水のそ通に支障がないように応急措置を講じ、排水の万全を期す必要がある。

本節においては、下水道施設の応急措置について必要事項を定める。

1 震災時の活動態勢

下水道局の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。これに要する資器材、自動車等の確保に努める。

中部下水道事務所の非常時における組織及び配備態勢は、次のとおりである。



2 応急復旧対策

(1) 計画方針

下水道施設の復旧にあたっては、汚水、雨水の排水及び内水の排除を第一に計画をたて、被害の状況、復旧の難易度を勘案し、復旧効果の大きなものから実施する。

下水道管渠の被害に対し、汚水、雨水の排水に支障のないように応急措置を講じ、機能の確保に万全を期す。

(2) 応急対策

管路・ポンプ所・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、建設事務所の指揮・調整、工事現場の保安点検等を行う。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

応急復旧活動にあたっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

ア 管きよ等

(ア) 緊急輸送道路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

(イ) 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きよの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

イ 水再生センター・ポンプ所

(ア) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

(イ) 万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と沈殿、消毒、放流などの機能の回復を図る。

(ウ) 水再生センター・ポンプ所において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。

(3) 高潮防潮扉の閉塞、開扉

ア 施設の目的

神田川左岸の高潮防潮堤の下水道雨水吐に設置されている高潮防潮扉は、高潮や津波による水災から市街地を防御し、被害を軽減するものである。

イ 監視・警戒

高潮や津波の警報等が発令された場合は、水位等に応じて監視警戒を行う。

ウ 高潮防潮扉の閉塞

気象庁から高潮警報が発令された時、河川水位が閉塞水位（下表参照）に達し、なお上昇の恐れがある場合は、高潮防潮扉を閉塞する。また、東京内湾に津波警報が発令された時、高潮防潮扉を原則閉塞する。なお、雨天時及び津波到達予想時間が遅い場合は、水位状況などを考慮して操作する。

エ 高潮防潮扉の開扉

河川の水位等が閉塞水位以下となり、かつ、堤内地にて河川等からの逆流による被害の恐れが無くなったとき、防潮扉を開扉するものとする。

河川水位が閉塞水位以下となり、かつ、堤内地内で河川からの逆流による被害の恐れが無くなった時、高潮防潮扉を開扉する。

オ 地元水防関係者の協力

前記ウ、エを行う場合には、地元水防関係者の協力を得るものとする。

表 高潮防潮扉の閉塞水位

下水道局番号	設置場所	目標	構造	閉塞水位 (AP)	下水道事務所電話番号
29	千代田区神田佐久間河岸 76	尾形工業前	スルースゲート ◎ 900	3.544	中部下水道事務所 3270-8325
31	〃 神田佐久間町 1～37	和泉橋上流	スルースゲート □ 1,950×1,350	3.464	〃

(注) ◎：丸型防潮扉 □：角型防潮扉

第3節 電気施設（東京電力パワーグリッド）

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持することが必要である。

このため本節では、災害時における活動態勢について必要な事項を定める。

1 震災時の活動態勢

(1) 非常態勢の区分

非常災害の発生のおそれがある場合または発生した場合の情勢に応じ、非常態勢の区分を下表のとおりとする。

なお、被害の全体像が把握できた段階で態勢見直しを実施する。

(2) 非常態勢適用表

区 分	情 勢
第1 非常態勢	○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合 ○電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ○サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合
第2 非常態勢	○大規模な災害の発生が予想される場合 ○大規模な災害が発生した場合 ○電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
第3 非常態勢	○大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○東京都または隣接県で、震度6以上の地震が発生した場合 ○警戒宣言が発せられた場合 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

2 応急復旧対策

ライフライン施設は、住民生活と最も密着しているものであるため、人心の安定を図るためこれらの施設の機能を一刻も早く回復し、供給等を再開するよう努めるものとする。

(1) 設備の予防強化

電気設備の技術基準に基づき設備を設置している。

工事中あるいは仮工事中のものは、速やかに本工事を完了するか補強又は応急措置を講ずる。

(2) 工具、機動力、資材等の整備確認

工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配する。

(3) 復旧動員計画

動員した要員で、応急措置に引続き電気施設の復旧にあたる。東京電力パワーグリッドの工事力のみで早期復旧が困難である場合は、社外者（請負業者等）に応援を要請する。

(4) 復旧順位

復旧計画の策定および実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

3 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

4 災害時の広報

- (1) 災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。
また、公衆感電事故、電気火災を防止するため、広報活動を行う。
- (2) 広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNSおよびインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

5 被害状況の収集

全般的被害状況の掌握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

第4節 ガス施設（東京ガス）

地震災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

1 震災時の活動態勢

(1) 非常災害対策本部の設置

本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 災害時の活動体制

体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	発令者
第0次非常体制	1 震度5弱の地震が発生した場合	防災・供給部長
第一次非常体制	1 震度5強の地震が発生した場合	導管NWカンパニー長
第二次非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、(中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合	社長

2 応急対策

(1) 発災時の初動措置

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害状況等の情報収集
- イ 事業所設備等の点検
- ウ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- エ ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化
- オ その他、状況に応じた措置

(2) 応急措置

- ア 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、被害の応急措置にあたる
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ウ 地震の発生直後にどの地域でどれだけの被害が起きたかを「地震時導管網警報システム」により被害推定し、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。
- エ ガスの供給が停止した地区については、可能な限り速やかなガス供給再開に努める。
- オ その他現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 資器材等の調達

復旧用の資器材を確認し、調達を必要とする資器材は、次のいずれかの方法により確保する。

- ア 取引先、メーカー等からの調達
- イ 各支部間の流用
- ウ 他ガス事業者からの融通

(4) 車両の確保

本社地区に、工作車・広報車を保有しており常時稼働可能な態勢にある。また、主要な車両には無線機を搭載している。

3 復旧対策

(1) ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した地区の復旧作業については、二次災害を防止するため、予め定めた下記の手順により実施する。

ア 製造施設・供給施設（共通）

ガスの製造又はガスの供給を一時若しくは一部停止した場合には、予め定めた計画に基づき施設の点検及び修理を行い、標準作業に則り各施設の安全性を確認した後、稼働を再開する。

イ 中低圧導管の復旧（被害が発生した場合）

中圧導管及び地区ガバナ等のガス送出源から順に、導管網上に設置したバルブ等を利用してガスを封入し、漏洩検査を行い、漏洩箇所を修理する。

ウ 需要家宅のメーターガス栓の閉止（閉栓）

各需要家を訪問し、メーター近傍にあるメーターガス栓を閉める。

エ 復旧地域のセクター化

導管を遮断して、復旧地域を適切な規模のセクターに分割する。

オ 本支管の点検

(ア) 管内に水等が浸入していた場合には、排水ポンプ等を利用して排出する。

(イ) ガスを適切な圧力で封入し、漏洩検査を行い、漏洩箇所を修理する。

(ウ) ガス供給源から、修理が完了した範囲の導管網にガスを充填し、末端側から管内に混入した空気を排出する。

カ 需要家宅のガス管・排気管等の点検（内管の漏洩検査・修繕）

需要家宅内のガス栓から空気を封入し、圧力の変化を確認し、漏洩有無を判断する。その後、適切な圧力のガスを封入し、ガス検知器を使って漏洩箇所を特定し、配管取替等の修理を行う。

キ ガスの供給再開（開栓）

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い、供給管と内管の空気抜きが完了していることを確認し、ガスの供給を再開する。

(2) ガス施設の供給再開活動

ガスの供給を停止した場合の供給再開については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

施設	再 供 給 手 順
製 造 所	ガスの製造・供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検・補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造・供給を再開する。
整 圧 所	ガスの受入・送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき施設の点検・補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。
高・中圧導管	1 区間遮断 2 漏えい箇所の修理 3 気密試験（漏えい箇所の発見）

施 設	再 供 給 手 順
低 圧 導 管 需 要 家 設 備	1 閉栓確認作業
	2 被災地域の復旧ブロック化
	3 復旧ブロック内巡回点検作業
	4 復旧ブロック内の漏えい検査
	5 本支管・供内管漏えい箇所の修理
	6 本支管混入空気除去
	7 内管検査及び内管の修理
	8 点火・燃焼試験
	9 開栓

(3) 再供給時事故防止措置

ガスの供給を停止した場合、問題となるのは再供給時の取扱いである。この操作を誤ると思わぬ事故に結びつくため、次の標準の手順をもって慎重に行う。

施 設	再 供 給 手 順
製 造 施 設	ガスの製造・供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造・供給を再開する。
供 給 施 設	ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う
需 要 家 施 設	各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4 災害時の広報

災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るためサービス巡回車による広報巡回のほか、消防署、警察署、報道機関に協力を要請するなど、あらゆる手段をつくして広報周知に努める。

(1) 災害時の広報

ガス設備被害状況、供給支障の状況、復旧の現状および見通し等について適切な広報に努める。

(2) 再供給時の広報

需要家に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関および当社の広報車、ビラ等によりガス供給再開時の事故を防止するため、次の事項について協力を要請する。

- ア あらかじめ、通知する管内検査および点火試験等の当日はなるべく在宅すること
- イ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと
- ウ 内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は必ず最寄りの支店に連絡すること
- エ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、ただちにガスの使用を止め最寄りの支店に連絡すること

第5節 通信施設（N T T東日本）

震災時における通信並びに放送の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱のおそれを生じるなどその影響は大きい。

このため、震災時における各種通信、放送施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

1 震災時の活動態勢

(1) 災害対策本部の設置

震災が発生し又は発生するおそれがある場合において、震災の規模、状況により、N T T東日本各機関に、災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる態勢をとる。この場合、都、区市町村等の各防災関係機関との連絡並びに調整を図る。

(2) 情報連絡態勢

震災の規模、その他の状況により災害対策本部を設置しない場合において、情報の収集及び伝達を円滑に実施するため、当該機関に情報連絡室を設置する。

2 震災時の応急・復旧措置

震災により、通信施設に被害が生じた場合又は通信が著しく幅輻し、通信のそ通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

区 分	内 容
通話の利用制限	通信が著しく幅輻し、通話の全部を接続できなくなったときは、災害救助機関等の重要通信を確保するため、一般の通話利用を制限又は停止することができる。 また、この場合でも公衆電話（緑・グレーIC 公衆）からの通話も確保する。
非常・緊急扱いの電報	防災機関等の災害に関する通信については、非常電報、緊急電報として、一般の電報に優先して取り扱う。
臨時電話受付所の開設	災害が発生し、災害救助法が発動され、又は発動されると認められる場合は、当該地域を受持つN T T東日本は、救助対策本部・避難所・救護所などに臨時電話受付所を設置する。 災害救助法が適用された場合は、無料通話が可能な措置をする。
特別災害用公衆電話の設置	災害時は、硬貨を使用せずに通話が可能な特設公衆電話を設置する。
公衆電話無料化措置	広域災害時に、商用電源停止のためテレホンカードの使用ができないこと及びコイン詰まりにより公衆電話が使用できなくなることから、災害救助法が発動された地域等で停電中の公衆電話の無料化を交換所単位で実施する。

(1) N T T 東日本の通信設備が被災した場合

電話をつなぐ交換機などが被災した時は、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧にあたる。

また、N T T 東日本ビル間をつなぐケーブルが被災した時は、応急ケーブルや非常用移動無線車などにより通信を確保する。

ア 非常用交換機

万一大規模の災害などにより交換機が被災した場合は、非常用デジタル交換機をヘリコプター又はトレーラーで輸送して復旧にあたる。

イ 移動電源車

災害時の広域・長時間停電に対して通信電源を確保するため、通信設備の規模に応じた装置を都内の主要地域に配備している。

ウ 非常用移動無線車

N T T 東日本相互を結ぶ電話ケーブルや一部地域の電話線が被災した場合に使用する。

エ 災害応急復旧無線電話機

予め、防災機関などに設置し、通信の途絶を防止する。

オ 衛星通信車載車

災害地の通信を確保するため、通信衛星を利用し特設公衆電話などを設置する。

カ ポータブル衛星通信装置

災害地域への交通が途絶し無線車等が派遣できない時に、人手により運搬し、衛星を使って特設公衆電話などを設置する。

キ 応急ケーブル

N T T 東日本ビル相互間を結ぶケーブルや、利用者と N T T 東日本ビルを結ぶケーブルが故障した時に、応急復旧用に使用する。

(2) 応急対策及び応急復旧用資器材の確保

ア 災害対策用資器材確保のため、支店ごとに前進基地、方面ごとに中間基地を定めた。

イ 陸上輸送経路、海上輸送の引上げ箇所及びヘリポート等の輸送ルートを決めた。

(3) 通信施設の復旧の順位

地震、災害等により被災した通信設備の復旧については、あらかじめ定められた次表の順位に従って実施する。

復旧する通信設備

順 位	復 旧 回 線
第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体に設置されるもの
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの

- (4) 復旧工事
次により工事を実施する。
 - ア 応急復旧工事
 - (ア) 通信設備等を応急的に復旧する工事
 - (イ) 原状復旧までの間、維持するために必要な補強、整備工事
 - イ 原状復旧工事
通信設備等を機能、形態において被災前の状態に復する工事
 - ウ 本復旧工事
 - (ア) 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事をおり込んだ復旧工事
 - (イ) 通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

第6節 教育・福祉施設（子ども部、保健福祉部）

社会生活上重要な機能をもつ学校、福祉施設等公共的施設については、災害時の被害を防止し、その機能を十分に発揮させる必要がある。

本節においては、これらの対策を定める。

1 教育施設

教育施設が被害を受けた場合は、関係機関と連絡をとり復旧に努める。

児童生徒等の安全を図ることを第一とし、あわせて校舎等施設の被害を軽減する。

- (1) 各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童生徒等の安全確保に万全を期する。
- (2) 責任者は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。
- (3) 緊急時には、MC A無線機・災害時優先電話等を活用し、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- (4) 避難所に指定された場合、開設及び避難所運営に協力する。また、避難所運営協議会は、教育施設の責任者と協議のうえ避難所の開設を決定することができる。
- (5) 校舎の応急修理を迅速に実施し、教育活動を再開する。
- (6) 教職員及び幼児、児童、生徒の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の安全管理、感染症の予防措置を実施する。

2 福祉施設

児童生徒等・障害者・高齢者の安全を図ることを第一とし、次の対応をする。

- (1) 各施設の責任者は、避難について計画を策定して万全を期する。
- (2) 職員は、災害発生時には計画に基づいて行動するとともに、関係機関へ連絡して応急措置を講ずる。

第7節 危険物施設等（災害対策・危機管理課、警察署、消防署、国、都、その他防災機関）

1 活動方針

火薬類、放射線、高圧ガス及び毒・劇物等の保管施設及び輸送車両は、震災時においては地震動、火災、爆発、露出等により大きな被害の発生が予想される。

このため、各事業所、関係機関は関係法令等に基づく防災計画を策定し防災体制を図っているが、発災した場合、被害を最小限に止めるため応急体制を確立しておくものとする。

2 活動態勢

（1）危険物保管施設

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、当該危険物施設の災害応急対策は、防災計画等に基づき実態に応じて講ずるよう指導する。 また、これらの施設に対する災害応急対策は防災計画に基づいて対処する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 事故の状況把握及び区民等に対する広報を実施する。 2 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示する。 3 関係機関と連携を密にし、事故状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の必要な措置を講ずる。

（2）火薬及び高圧ガス保管施設

ア 高圧ガス保管施設

- （ア）ガス拡散が急速で、人命危険が著しく切迫している時の避難の指示を行う。
- （イ）事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- （ウ）関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これからの施設に対する災害応急対策については、震災対策編 第2部第7章第1節消防活動により対処する。

イ 火薬類保管施設

危険物保管施設に準ずる。

（3）毒物・劇物及び放射線施設

ア 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の指示を行う。

イ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。

ウ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これからの施設に対する災害応急対策については、震災対策編 第2部第7章第1節消防活動により対処する。

(4) 放射性物質使用施設

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、必要な措置が取れるよう使用者を指導する。また、消防機関は震災対策編 第2部第7章第1節消防活動により災害応急活動を行う。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 事故の状況把握及び区民等に対する広報を実施する。 2 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示する。 3 関係機関と連携を密にし、事故状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の必要な措置を講ずる。

(5) 危険物等輸送車両

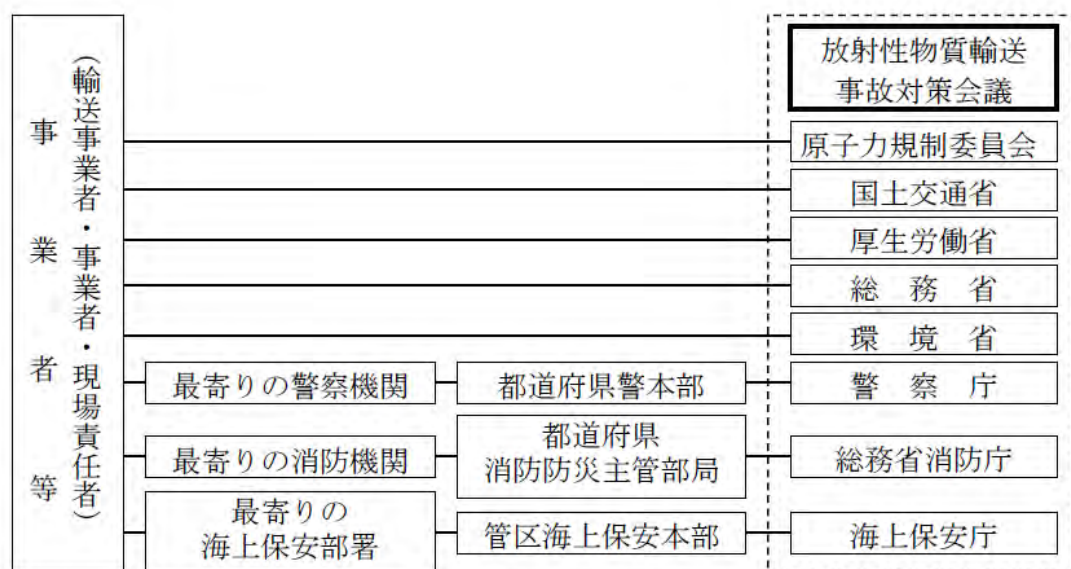
ア 高圧ガス等輸送車両

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 危険物等の輸送の安全化に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害応急対策は、震災対策編 第2部第7章第1節消防活動により対処する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 事故の状況把握及び区民等に対する広報を実施する。 2 運転管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示する。 3 関係機関と連携を密にし、事故状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の必要な措置を講ずる。

イ 核燃料物質輸送車両

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において、次のような核燃料物質輸送事故時の安全対策がとられることとなった。

(ア) 事故時の連絡体制



(イ) 事故時の国・都の対応措置

機 関 名	対 応 措 置
国の省庁の対応 （原子力規制委員会） （国土交通省） （厚生労働省） （総務省） （環境省） （警察庁） （総務省消防庁） （海上保安庁）	1 放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。 なお、会議の庶務は、陸上輸送にあつては原子力規制委員会において、海上又は航空輸送にあつては国土交通省において行うものとする。 (1) 事故情報の収集、整理及び分析 (2) 関係省庁の講ずべき措置 (3) 係官及び専門家の現地派遣 (4) 対外発表 (5) その他必要な事項 2 派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等を入れる必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
警 視 庁	事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、人命救助、交通規制等必要な措置を実施する。
東 京 消 防 庁	事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を都総務局総合防災部に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

機 関 名	対 応 措 置
都 総 務 局	事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。
第 三 管 区 海 上 保 安 部	事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。
そ の 他 (事 業 者 等)	事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

(ウ) 区の対応措置

区は、都からの連絡に基づき、区民の安全確保のため、万全の措置を講ずる。

(6) 危険動物の逸走時対策

機 関 名	内 容
千 代 田 区	事故時には必要に応じ、次の措置を実施 ・ 住民に対する避難の指示 ・ 住民の避難誘導 ・ 避難所の開設、避難住民の保護 ・ 情報提供、関係機関との連絡
都 総 務 局	情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
都 福 祉 保 健 局	情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整
都 産 業 労 働 局	産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
都 建 設 局	都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置
丸 の 内 警 察 署 麴 町 警 察 署 神 田 警 察 署 万 世 橋 警 察 署	情報の受理及び伝達並びに必要な措置(警察官職務執行法)
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸 の 内 消 防 署 麴 町 消 防 署 神 田 消 防 署	情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送

第8節 郵便局（日本郵便）

災害が発生した場合、災害の態様及び国民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。また、これら料金免除等の取扱いは郵便局窓口や局前に掲出することにより周知する。

1 郵便関係

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
災害救助法適用地域の郵便局において、被災世帯1世帯当たり、葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲で無償交付する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・葉書等の料金免除を実施する。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
災害時において関係法令等に基づき、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。
- (4) 利用の制限又は業務の停止
緊急郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限又は業務の一部を停止することがある。

2 為替貯金関係

- (1) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便為替の料金免除
災害時において、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する、被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便為替（通常払込み及び通常振替）の料金免除を実施する。
- (2) 郵便貯金業務の非常取扱い
被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替・郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務について、一定の金額の範囲内で非常払出し及び非常貸付け等を実施する。
- (3) 災害ボランティア口座の開設
非常災害時におけるNGO活動を支援するため、郵便振替口座の預かり金をNGOへ配分することを郵便局局長に委託できる。

3 簡易保険関係

被災地の郵便局において、保険金及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを実施する。

第17章 公共土木施設の応急・復旧対策

公共土木施設はそれぞれの応急・復旧活動態勢を確立し、早期の都市機能の回復を図る。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
環境まちづくり部、 第一建設事務所、 各防災機関					
	○道路・橋梁施設の応急復旧対策				
	○鉄道・地下鉄施設の応急復旧対策				

第1節 道路・橋梁施設（環境まちづくり部、第一建設事務所、首都高速、東京国道事務所）

地震が発生した場合、各道路管理者等は・所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置あるいは迂回道路の選定等通行者の安全対策など応急措置を講ずるとともに、パトロール等による広報活動を行うほか、被災道路・橋梁については、応急復旧対策を行う。

1 応急措置

機 関 名	応 急 措 置
千 代 田 区	災害が発生した場合、所管道路・橋梁の被害状況を速やかに調査し、都に報告するとともに、道路交通の確保を図るため、被害の状況に応じた応急措置（道路通行止め、迂回路の選定等）に努める。
第一建設事務所	道路・橋梁の被害状況を把握し、状況に応じ、直ちに応急復旧を行い、交通の確保に努める。
東 京 国 道 事 務 所	1 被害を受けた道路及び交通状況をすみやかに把握するため、パトロールカー等による巡視により、情報収集に努める。 これらの情報を基に応急復旧並びに必要なに応じて迂回道路の選定等の措置を行い、緊急輸送路の確保に努める。 2 区の実施する応急復旧計画に対し、技術的指導その他必要な助言をし、協力するものとする。
首 都 高 速	地震による災害が発生したときは、お客さま等の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

機 関 名	応 急 措 置
首 都 高 速	1 大地震が発生したときは、首都高速道路は消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等をお客さま等に広報する。 2 お客さま等の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他の安全確保に努める。 3 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 4 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

2 応急復旧対策

- (1) 道路、橋梁及び道路付属物等が被害を受けた場合は、被害状況を速かに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。
公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりとする。
ア 道路の埋没又は決壊により、交通が不可能又は著しく困難であるもの。
イ 道路の埋没又は決壊で、これを放置することにより二次災害を生ずるおそれがあるもの。
- (2) 各機関は応急対策を実施後、直ちに被災施設の復旧を行い、道路の確保を図る。各機関の復旧対策は、次のとおりである。

機 関 名	復 旧 対 策
千 代 田 区	道路及び橋梁が被害を受けた場合は、速やかに都に報告し、被害状況に応じた応急復旧対策（段差解消・道路陥没処理等）を行い、交通路の確保に努める。
第一建設事務所	道路における障害物の状況を把握し、交通の確保を図るため速やかに障害の除去を行う。
首 都 高 速	現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。
東 京 国 道 事 務 所	1 パトロールによる巡視結果等から被害を受けた道路について、東京国道事務所震災対策計画に基づき、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保に努める。 2 区を行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

第2節 鉄道・地下鉄施設（東京都交通局、J R 東日本、東京地下鉄、都、首都圏新都市鉄道）

発災時において、被害を最小限に止め、輸送の確保を図ることは交通機関の責務である。特に多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講ずることが重要な課題である。

本節においては、各交通機関が実施する応急措置について必要な事項を定める。

交通施設は、都市機能の確保や各種の復旧対策の遂行上、重要な役割を果たすことから早急な復旧が必要である。

このため、各鉄道機関は応急対策を実施後、直ちに被災施設の復旧を行い、輸送の確保を図る。各鉄道機関の復旧対策は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
東京都交通局	地震発生の際、旅客の安全を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関が連携して、輸送業務の早期復旧を図る。
J R 東日本	自然災害、その他の原因によって列車等が被害を受けた場合、旅客の安全、鉄道施設を保全するため、全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関が連携して、輸送業務の早期復旧を図る。
東京地下鉄	地震が発生した場合、旅客の安全・財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関が連携して輸送業務の早期復旧を図る。
首都圏新都市 鉄 道	旅客の安全と地震による二次災害を防止し、運転の安全確保と早期復旧を図る。

1 震災時の活動態勢

災害対策本部等の設置

機 関 名	内 容
東京都交通局	地震等により災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生した場合は、災害対策本部及び現地対策本部を設置し、その被害の軽減と迅速な復旧を図る。
J R 東日本	地震等により災害が発生した場合は、災害対策本部を設け、情報収集連絡、応急対策の実施、応援協力の要請、緊急広報に努める。
東京地下鉄	地震等により災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生した場合はその被害の軽減と迅速、的確な復旧を図るため非常災害対策本部を設置する。
首都圏新都市 鉄 道	事故・災害対策規程に基づき非常体制が発令された場合、非常時の対応要員を確保するための召集を行い、災害対策本部及び現地対策本部を設置し、すみやかに旅客の安全確保、被災状況の把握及び復旧手配を行う。

2 発災時の初動措置

地震発生の際、運転事故を未然に防止するため、各機関は次のように運転規制等を行う。

機 関 名	内 容
東京都交通局	1 運転規制 気象庁規格に準ずる地震計及び半径2.5kmの範囲を受け持つゾーン地震計を設置し、ゾーン地震計の該当エリア毎に以下の運転規制等を行う。 (1) 震度「3以下」の場合 特に運転規制は行わない。 (2) 震度「4」の場合 ア 直ちに全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令するとともに、駅長及び保守担当の所長に点検を依頼する。 イ 駅長からの駅構内点検終了報告及び全区間にわたる列車走行完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。 ウ 所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。 (3) 震度「5弱」の場合 ア 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び所長に点検を依頼する。 イ 駅長からの駅構内点検終了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び15km/h以下の注意運転を指令する。 ウ 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。 エ 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。 オ 所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。 (4) 震度「5強」以上の場合 ア 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び所長に点検を依頼する。 イ 駅長からの駅構内点検終了報告及び所長からゾーン地震計5強区間の点検完了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び15km/h以下の注意運転を指令する。 ウ 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。 エ 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。 オ 地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）で全区間にわたって走行を完了後、運転規制を解除する。 (5) 終車後から始発までの間に震度「4」以上の地震が発生した場合 直ちに駅長及び所長に点検を依頼し、関係者は最善の方法により列車運行の確保に努める。

機 関 名	内 容
東京都交通局	2 災害発生時における線路の緊急巡視 駅長及び保守各部門責任者は、災害発生後直ちに列車添乗巡回、徒歩巡回により線路及び構築物等の異常の有無を確認し、駅間の連絡を密にする。 3 駅及び列車における旅客の取扱い (1) 駅長は災害の発生を知った時、若しくは感知し、列車を運転することが危険と認めた場合、又は中止の規制が実施された場合は、列車の出発を見合わせるとともに状況により、乗客の安全誘導に努める。 (2) 乗務員は、列車を運転中に地震を感知し、又は浸水等を知った時は、走行中は前途の支障の有無に注意し徐行運転により次駅まで走行し、止むを得ず駅間に停止した時は、状況を判断して乗客の安全確保に努める。この場合、車掌はすみやかに乗客に対してその状況、復旧見込その他を周知させ動揺の防止に努める。 4 停電時の処置 災害発生時、全区間のき電系統及び付帯電力停電時は、電力指令区において、直ちに非常電源として非常用発電機の運転に切替え、防災電力（ずい道内照明排水設備等）の確保に努める。また、乗客の安全と構内保安を確保するため自動的に非常灯、誘導灯が点灯する直流電源も設備され、列車は、き電線が停電されても予備灯が自動的に点灯する。 5 列車火災発生時の処置 列車火災が発生した場合は、その乗務員及び関係係員は発火箇所及び状況を判断し、乗客の動揺、混乱を制するため適切な案内を行うとともに、最善を尽くしその安全退避及び消火に努め延焼防止と付帯事故の未然防止を図る。
J R 東日本	1 運転規制 地震が発生したときは、当社の運転規制の定めに基づき運転規制を行う。 2 乗務員の対応 (1) 列車の運転 運転中に危険と認めたときは直ちに停止。最寄の停車場の駅長又は指令室と連絡を取り、その指示を受ける。 (2) 乗客への対応 災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を把握し、輸送指令の指示等により、適切な旅客案内を行う。 3 その他の措置 駅等の混乱防止、輸送力の確保を図るため報道機関に情報を提供する。
東京地下鉄	1 列車の措置 (1) 運輸指令所は、強い地震が発生し地震警報装置に地震警報の表示があった場合は、直ちに一斉発車待ち装置及び無線装置により、全列車をいったん停止させたのち、地震警報に応じた運転規制を行う。 (2) 乗務員は列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合又は運輸指令所から緊急停止の指令があった場合は、直ちに列車を停止させたのち、運輸指令所に状

機 関 名	内 容
	況を報告し、列車の進退について指示をうけ、乗客の安全を図る。 2 駅の措置 駅係員は、乗客の安全を第一とし、沈着冷静な判断と的確迅速な行動により、乗客の安全退避に努める。 3 火災発生の措置 火災が発生した場合は、乗客の避難誘導を行うとともに、初期消火によりその他施設への延焼の防止に努める。
首都圏新都市鉄 道	列車の取扱い 1 地震における運転規制は、次のとおりとする。 予測震度4以上の警報発信で全列車一旦停止、その後沿線地震計の進度による取扱いとする。 (1) 震度4以下（計測震度3.5以上4.5未満） 通常運転を再開する。 (2) 震度5弱（計測震度4.5以上5.0未満） 35km/h以下の注意運転。 (3) 震度5強以上（計測震度5.0以上） 全列車運転停止、安全確認まで運転見合わせ。 2 駅の取扱い (1) 強い地震を感知し、列車の運転に支障が生じると判断したときは、直ちに列車の発車を見合わせる処置を行う。 (2) 駅の施設に異常が生じ、旅客を避難させる必要があるときは、安全と認められる場所へ誘導する。 (3) 停電、線路支障等で駅間に停止している列車の旅客の救援を行う。 (4) 電熱器等、火災の要因となるものの電源等を遮断する。

3 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。

各機関の措置は次のとおり。

機 関 名	避 難 誘 導 方 法
東京都交通局	駅長は、災害発生時はその災害の正確な情勢判断のもとに係員を指揮して乗客の避難誘導にあたる。避難誘導は災害の規模、現場の状況等の情報を速やかに、かつ正確に把握するとともに的確な判断のもとに行うように努める。 地震の際は、その規模、被害状況、乗客の数、沿線の被害状況等を判断し、あらかじめ定められた避難場所に乗客を誘導するよう努める。この場合、老人、小児等単独で避難することが困難と思われる乗客に対しては、他の乗客の協力を求めるとともに、負傷のため単独避難不可能な乗客に対しては構内の安全な箇所へ一時退避させる。
J R 東 日 本	各駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、災害の発生に伴い、建物の倒壊危機、火災発生及びその他二次的災害の恐れがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導する。

東京地下鉄	1 正確な情勢判断のもとに駅係員は、次により乗客の避難誘導にあたる。この場合、老人、小児等単独で避難することが困難な乗客に対しては、他の乗客の協力を得る。 なお、負傷のため単独避難が不可能な乗客に対しては、構内の安全な場所に一時退避させる。 (1) 地下より地上が安全と認めたとき 都の定める避難場所を放送等で徹底し、その方向の出入口へ誘導案内する。 (2) 地上より地下が安全と認めたとき 被害の少ない最も安全な場所へ誘導する。この場合、浸水の危険を考慮して地上へ有利な場所を選定して誘導する。 2 駅間停止列車が運転不能となり、乗客の誘導が必要になった場合は、速やかに駅に救援隊を要請し、乗客を安全な最寄駅へ誘導する。 3 特に火災等の二次災害について、国土交通省の「地下鉄道の火災対策基準」等に基づき、平素から建造物の不燃化、避難誘導設備・排煙設備等の整備、消火設備の整備、防災管理体制の整備等を推進する。
首都圏新都市鉄 道	災害発生時の旅客の避難誘導方法及び避難場所等について周知徹底を図り、旅客の安全に万全を期すとともに、予め定めてある臨時避難所へ誘導、避難させる。

4 事故発生時の救護活動

地震により、乗客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。
各機関の救護活動は次のとおり。

機 関 名	救 護 活 動
東京都交通局	駅長は救護活動に備え、救急用具を整理するとともに負傷者が生じた場合は救護班を招集して負傷者を駅事務室の安全な場所に収容し応急手当を施して、救急隊の到着を待つ。
J R 東 日 本	災害により負傷者が発生した場合は、関係機関に通報するとともに、救急車が到着するまで負傷者を救出し、安全な場所に移動して必要な処置を講ずる。
東京地下鉄	駅係員及び乗務員は、負傷者が出た場合は、安全な場所へ収容し、応急手当を行い救急機関に出動を要請する。
首都圏新都市鉄 道	1 負傷者の救出については旅客（医師、看護師等）の協力を求める。 2 付近に病院等がある場合は、その医師に依頼する。 3 救急車依頼等、医師の手当を受ける手配をする。 4 多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所の設置を考慮する。

5 浸水事故発生時の措置

地震による堤防の破壊等により、地下鉄等の地下路線が浸水した場合、人命にかかわる事態につながる恐れがある。このため、浸水の防止等の対応措置を講ずる。
各機関の対応措置は次のとおり。

機 関 名	対 応 措 置
東京都交通局	駅出入口は止水板及び防水扉、換気口は浸水防止機により浸水を防止する。 なお、浸水した場合は、直ちに旅客を安全な場所へ誘導し状況によっては、列車の運転を中止する等の措置を行う。
J R 東 日 本	防水扉、止水板、土のう等を配備し、地下駅、トンネル内の浸水防止に備えるとともに、浸水により列車の運行に支障があると予想されるときは指令室に連絡し、必要な措置を取る。またトンネル立坑に設置してある排水設備により排水を務める。
東京地下鉄	駅出入口は止水板及び防潮扉により、換気口は浸水防止機により浸水を防止する。万一、トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。
首都圏新都市鉄 道	1 換気口、駅出入り口からの浸水防止、排水施設等については、防水板等による安全対策を行っている。 2 万一浸水した場合は直ちに旅客を安全な箇所へ誘導し安全を図る。

第18章 応急生活対策

災害時の混乱を收拾し、社会秩序の回復を図るため、被災者の生活確保について必要な支援対策を実施する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期		復旧対応期	
災害対策・危機管理課、環境まちづくり部、地域振興部、保健福祉部、子ども部、政策経営部、消防署、各防災機関		○被災建築物応急危険度判定の実施			
				○応急仮設住宅の建設	
		○被災者の生活確保			
		○児童・生徒の安全確保			
				○応急教育・応急保育の実施	
				○中小企業対策の実施	
				○義援金品の配布	
		○り災証明の交付			

第1節 被災建築物応急危険度判定（環境まちづくり部）

震災後の、倒壊を免れた建築物についても、余震等による倒壊等の二次災害が予想される。それらの二次災害を防止するため民間住宅の応急危険度判定を行い、判定結果を当該建築物に掲示し、所有者・使用者等への周知を図ります。

(1) 事前準備

千代田区被災建築物応急危険度判定業務マニュアル震前対策編に基づき、被害予測、判定作業計画の策定、判定員の養成、登録、名簿作成、判定用機材の備蓄を進めるほか、関係機関との連絡体制の構築及び判定制度のPR等の体制整備を行う。

(2) 震後対策

千代田区被災建築物応急危険度判定業務マニュアル震後対策編に基づき、実施本部を設置し、判定区域、判定実施順位等の検討、判定実施計画の策定、判定員の招集を行い、判定を実施する。その際、必要に応じて東京都等の防災機関及び建築関係団体

への支援要請、他地区から判定員の受入れ等を併せて行う。迅速な応急危険度判定を行うため、今後、協定先の拡充を図る。

判定に当たり、実施状況の広報を行うほか、判定結果に対する所有者等からの相談窓口を設置する等、判定結果の活用を図る。

第2節 被災住宅（民間住宅）の応急修理基準（環境まちづくり部）

(1) 修理の対象となる建物

災害によって被害を受けた住家であり、その住家が半壊又は半焼し現実に当面の日常生活を営むことができない状態にあること。

(2) 対象者

自らの資力では、応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者であること。

(3) 対象者の調査及び選定

災害救助法適用の場合は、区が被災者の資力、その他の生活条件の調査及び被災証明書の発行をし、それに基づき都が定める選定基準により行うこととしている。

なお、同法が適用されない場合で、区長が実施の必要を認めたときは、調査し、選定する。

(4) 修理の対象戸数

住宅の応急修理対象戸数は、知事が決定する。

(5) 修理の方法

都が、一般社団法人東京建設業協会のあっせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区はリストより業者を指定する。応急修理は、居室、炊事場、便所等、生活上欠くことのできない部分で、必要最小限のものを行う。

(6) 修理の経費

1世帯当たりの修理の費用については、国の定めによる。

この経費には、原材料費、労務費、輸送費、工事事務費等の一切の経費を含む。

(7) 応急修理の期間

原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

第3節 応急仮設住宅の供給（環境まちづくり部）

(1) 供給主体

応急仮設住宅の供給は、災害救助法が適用の場合は、都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、区長が特に必要と認めた場合、区が供給する。

(2) 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅の供給は、以下の方法による。

ア 建設する仮設住宅の供給

関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

イ 民間賃貸住宅の供給

関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

ウ 公的住宅の活用

都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

(3) 仮設住宅建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、一時避難場所などの利用の有無などを考慮のうえ、選定するものとする。

ア 当面は、建設予定地として区は次の区立公園を指定しておく。

No.	建設予定地	所在地	面積（㎡）	ライフライン接続の難易			
				電気	ガス	水道	下水
1	区立宮本公園	外神田 2-16-9	3,312	○	△	○	○
2	区立芳林公園	外神田 3-5-18	1,953	○	△	○	○
3	区立東郷元帥記念公園	三番町 18	7,119	○	△	○	○
4	区立西神田公園	西神田 2-3-11	2,084	○	△	○	○
5	区立和泉公園	神田和泉町 1-300	4,607	○	△	○	○

○=用地内又は周囲に容易に接続可能 △=周辺に多少の延長で接続可能

イ 災害救助法が適用された場合で、当区の区域内の用地だけでは所要戸数の確保が困難な場合には、区市町村間で融通しあうものとする。

ウ 指定建設予定地の整備状況については、年1回東京都へ報告するものとする。

(4) 建設資材の調達

応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理についての資材については、災害救助法適用の場合は都が対応するが、同法が適用されない場合は区が建設業者を通じて調達するものとする。

(5) 応急仮設住宅の入居資格

次の各号に全て該当する者のほか、区長が必要と認める者とする。なお、災害救助法が適用の場合は、次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住居が全壊、流失又は全焼した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住家を確保できない者であること。（福祉関係主管課の調査により生活保護法の被保護者及び要保護者、失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身障者等）

(6) 応急仮設住宅の入居者の募集及び選定

ア 災害救助法が適用された場合

入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、区に住宅を割り当て、区が被災者に対し募集を行う。

割り当てに際しては、原則として当該区の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、他の区市町村相互間で融通しあう。

入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき区市町村が入居者の選定を行う。

イ 災害救助法が適用されない場合

入居者の募集計画は、被災状況に応じて区が策定し、被災者に対し募集を行う。

入居者の選定は、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

ウ 建物の構造

平屋建て又は2階建ての、軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に適した設備・構造とする。

エ 設置基準

規模と経費

1戸当たり 29.7 平方メートルを基準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。

オ 着工の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工する。

(7) 応急仮設住宅の管理

ア 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。

イ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定めた期間とする。

ウ 応急仮設住宅の供給に伴い、区は入居者名簿の作成、入居者の管理を行う。

エ 区は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し適切に指導する。

(8) 民間ホテル等・民間賃貸住宅との協定締結の推進

被災者の生活場所確保のため、民間ホテル等との協定を締結している。今後は、更なる民間ホテル等との協定締結や、民間賃貸住宅の借り上げ協定の締結を目指す。また、要配慮者を対象とした、バリアフリー等に配慮した民間ホテル等との協定の締結を進めている。

応急仮設住宅の確保に係る東京都と千代田区の役割分担

	災害救助法が適用される場合	災害救助法が適用されない場合
東京都	・仮設住宅の建設・提供 ・借上げによる民間賃貸住宅の提供 ・公的住宅等の確保・供給 ・建設資材の調達 ・入居者の募集計画策定	
千代田区	・仮設住宅建設予定地の選定 ・入居者の募集	以下、区長が特に必要と認めた場合 ・仮設住宅の建設・提供 ・借上げによる民間賃貸住宅の提供 ・公的住宅等の確保・供給 ・仮設住宅建設地の選定 ・建設資材の調達 ・入居者の募集計画策定 ・入居者の募集

第4節 被災者の生活確保（災害対策・危機管理課、保健福祉部、地域振興部、環境まちづくり部、消防署、都）

災害により被害を受けた区民が早期に再起更生できるよう、被災者に対する職業のあつ旋、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等の実施により、被災者の生活確保を図る。

本節では、被災者の生活確保について必要な事項を定める。

1 被災者台帳の作成

区は、り災証明発行時に確定した情報を基に、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、各種被災者生活再建支援業務を推進する。（被災者生活再建支援システムは平成26年度導入し、令和2年度に更新を行った。）

なお、被災者の安否に関する情報について照会があったとき、区は被災者台帳に基づき回答することが可能である。

2 生活相談

- (1) 区は被災者のための相談所を設置し、次の業務を実施する。
 - ア 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図る。
 - イ 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、区関係部局と緊密な連携を図る。
 - ウ 相談内容、被害状況等について、都、防災関係機関との連絡を密にし、相談態勢の確立を図る。
 - エ 災害の規模に応じ、必要がある場合は、区出張所に相談窓口を開設する。
- (2) 消防相談
 - ア 震災後における出火防止を図るため、次のように指導する。
 - (ア) 被災建物、仮設建物、避難所等における火災予防対策の徹底
 - (イ) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び復旧時における出火防止対策の徹底
 - (ウ) 危険物施設等における余震に対する警戒態勢、構造設備に関する点検等の強化
 - イ 災害の規模に応じて、消防署、消防出張所その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、案内等の対応にあたる。
 - ウ 消防署は震災に伴う火災による被害状況調査を行う。また、火災によるり災証明の発行については、区と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、り災者の利便の向上に努める。

3 災害弔慰金の支給等

地震、水害等の自然災害により、死亡した区民の遺族に対する弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた区民に災害障害見舞金を支給するほか、住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修等の整備に必要な資金を貸付ける。（千代田区災害弔慰金の支給等に関する条例）

- (1) 災害弔慰金の支給
 - ア 支給対象
災害により死亡した区民の遺族

イ 支給額

(ア) 生活維持者の場合 500 万円

(イ) その他の場合 250 万円

ただし、既に災害障害見舞金の支給を受けている者については、災害障害見舞金の額を控除した額を限度とする。

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 支給対象

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った時に精神又は身体に法で定める程度の障害を生じた区民

イ 支給額

(ア) 世帯主 250 万円

(イ) その他 125 万円

(3) 災害援護資金の貸付け

種別		貸付対象	貸付金額	貸付条件
災害援護資金	区	地震、台風等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で、世帯の前年の所得が、 1人世帯 220万円未満 2人世帯 430万円未満 3人世帯 620万円未満 4人世帯 730万円未満 5人以上の世帯 {730万円+ (世帯人数-4)×30万円} 未満 但し、住居が滅失した場合は、 1,270万円未満	対象被害及び限度額 1 世帯主が負傷した世帯 (1) 家財、住居の損害なし 150万円 (2) 家財の損害あり 250万円 (3) 住居が半壊 270万円 (4) 住居が全壊 350万円 2 世帯主が負傷しない世帯 (1) 家財の損害あり 150万円 (2) 住居が半壊 170万円 (3) 住居が全壊 250万円 (4) 住居が滅失・流出 350万円 3 住居が半壊、全壊の被害を受け、住居を建て直す場合にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合 (1) 世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯 350万円 (2) 世帯主の負傷がなく ア 住居が半壊の世帯 250万円 イ 住居が全壊の世帯 350万円 (注) 1 世帯主の負傷 全治1ヵ月以上の要療養の負傷 2 家財の損害 その家財の価格のおおむね1/3以上の損害	1 据置期間 3年(特別5年) 2 償還期間 据置期間経過後 7年(特別5年) 3 償還方法 年賦半年賦又は月賦 4 貸付利率 保証人を立てる場合 無利子 保証人を立てない場合 年1%

4 被災者生活再建支援金

種別	内 容
被災者生活再建支援金の支給（都福祉保健局）	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。） 3 対象となる自然災害 自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる被害の程度は次のとおり。 (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村 (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村 (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 (4) (1) 又は (2) の区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。） (5) (1) ～ (3) の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。） (6) (1) 若しくは (2) の区市町村を含む都道府県又は (3) の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る。） 4 制度の対象となる被災世帯 (1)住宅が全壊した世帯 (2)住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3)災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4)住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (5)住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

	5 支給額 (1) 被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給額については、自然災害の発生時においてその属する者の数が2以上である被災世帯（以下「複数世帯」という。）のうち4（1）～（3）については、100万円（大規模半壊世帯については50万円。以下「基礎支援金」という。）に、当該被災世帯が（ア）から（ウ）までに掲げる世帯であるときは、当該（ア）から（ウ）までに定める額（以下「加算支援金」という。）を加えた額とする。 （ア）その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円 （イ）その居住する住宅を補修する世帯 100万円 （ウ）その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃貸する世帯 50万円 (2) 被災世帯が、同一の自然災害により（1）（ア）から（ウ）までのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する加算支援金の額は、当該（1）（ア）から（ウ）までに定める額のうち最も高いものとする。 (3) 被災世帯のうち4（5）については、当該（ア）から（ウ）までに定める額とする。（以下「加算支援金」という。） （ア）その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 100万円 （イ）その居住する住宅を補修する世帯 50万円 （ウ）その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃貸する世帯 25万円 (4) 被災世帯が、同一の自然災害により（3）（ア）から（ウ）までのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する加算支援金の額は、当該（3）（ア）から（ウ）までに定める額のうち最も高いものとする。 (5) 自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯（以下「単数世帯」という。）の世帯主に対する支援金の支給額は、複数世帯の世帯主に対する支援金の支給額の4分の3とする。

5 職業のあつ旋

災害により離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあつ旋については、公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施などにより、早期再就職の促進を図ること。

区は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、東京労働局に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

6 租税等の徴収猶予及び減免

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金・介護保険の被保険者等に対し、地方税法・国民健康保険法・国民年金法・高齢者の医療の確保に関する法律・介護保険法又は区条例等により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講じるものとする。

(1) 特別区税の納税緩和措置

ア 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に区税に関する申告その他書類の提出又は区税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限を延長する。

(ア) 災害が広域にわたる場合は、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

(イ) その他の場合、災害がおさまったあと、速やかに、被災した納税義務者等による申請があったときは、区長が期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、滞納金にかかる延滞金の減免等適切な措置を講じる。

エ 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

(ア) 特別区民税（都民税個人分を含む。）

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

(イ) 軽自動車税

被災した納税義務者等の状況に応じ減免を行う。

(2) 国民健康保険料及び療養の給付の一部負担金の減免等

ア 減免

災害により、生活が著しく困難となった世帯主に対し、それぞれ申請により被災の状況に応じて療養の給付の一部負担金及び保険料を減免する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に損害を受けた世帯主が一時的に生活が困難となり、一部負担金の徴収を猶予する必要があると認められるときや、納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、それぞれの申請により算定基準に基づいて6か月以内を限度として徴収を猶予する。

(3) 後期高齢者医療保険料及び一部負担金等の減免等

ア 減免

災害により大きな損害を受け、保険料の納付や医療機関等への一部負担金の支払いが困難な場合は、申請に基づき、内容審査のうえ、東京都後期高齢者医療広域連合に送付し減免につなげる。

イ 徴収猶予

災害により大きな損害を受け、保険料の納付や医療機関等への一部負担金の支払いが困難な場合は、申請に基づき、内容審査のうえ、東京都後期高齢者医療広域連合に送付し、徴収猶予につなげる。

(4) 国民年金保険料の免除等

ア 被保険者（強制加入）が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査のうえ日本年金機構に送付し、免除の認定につなげる。

- イ 老齢福祉年金が所得制限により支給停止となっている場合、受給権者、配偶者、扶養義務者等が災害によって多大の被害を受けたときは、申請に基づき、内容審査のうえ日本年金機構に送付し、前年の所得を基準とした支給停止の解除につなげる。
- (5) 介護保険料、介護サービス利用料の減免等
 - ア 徴収猶予
本人又は主たる生計維持者が災害により財産について著しい損害をうけたことで、保険料を一時に納付することができないと認められる金額を限度として、6ヶ月以内に限り徴収を猶予する。
 - イ 減免
本人又は主たる生計維持者が災害により財産について著しい損害を受け、保険料や利用料を納付することができないと認められた場合は、申請に基づき、保険料・利用料を減免する。
- (6) 保育所措置費徴収金の減免等
災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減免する。また、納付期限を延長する。

7 区営住宅等の特定入居制度

災害による被災者の救済対策の一環として、区営・区民住宅入居有資格者に対する空き家への特定入居制度を設けている。

8 その他の生活確保

都地域防災計画震災編の定めるところによる。

第5節 応急教育（子ども部）

災害時における幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、こども園、小学校、中学校、中等教育学校（以下、「学校」という）における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。このため、本節においては、これら応急教育について必要な事項を定める。

1 応急教育の実施

- (1) 事前準備
 - ア 校長・園長（以下、「校長等」という）は学校の立地条件等を考慮したうえ、常に災害時の応急計画を策定しておくとともに、緊急避難等の方法につき、的確な計画を立てておく。
 - イ 校長等は常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は応急教育態勢に備えて、次の措置を講じなければならない。
 - (ア) 教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡の方法並びに協力体制の確認を行う。
 - (イ) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置を検討する。
 - (ウ) 勤務時間外においては、校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知をさせておく。

(2) 災害時の態勢

- ア 校長等は状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 校長等は状況に応じて、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。
- ウ 校長等は災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに教育委員会へ報告しなければならない。
- エ 校長等は、児童生徒等を確実に保護者・代理人に引き渡すとともに、引き渡すことのできない児童生徒等は学校に保護する。
- オ 校長等は、避難所の開設及び運営等災害対策に協力するとともに、学校管理に必要な職員を確保し、万全の態勢を確立する。また、避難所運営協議会は、教育施設の責任者と協議のうえ避難所の開設を決定することができる。
- カ 校長等は、準備した応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の態勢

- ア 校長等は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、児童生徒等の被災状況を調査し、教育委員会と連携し、教科書及び教材の給与に協力する態勢に努める。
- イ 教育委員会は、被害学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。
- ウ 教育委員会及び校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- エ 応急教育計画に基づき学校へ収容可能な児童生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に際しては、登下校・登降園の安全確保を期するよう留意し、指導にあたっては、健康及び心のケア、安全教育並びに生活指導に重点をおくようにする。
- オ 避難した児童生徒等については、教職員の分担を定めるとともに、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、上記に準じた指導を行うよう努める。
- カ 避難所等に学校を提供したため長期間学校が使用不能な場合には、教育委員会に連絡して他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- キ 校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡のうえ、平常授業・保育に戻すように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

2 学用品の調達及び給与

(1) 給与の対象

災害により住家に被害をうけ、学用品をそう失、き損し、就学上支障ある小学校児童及び中学校・中等教育学校生徒（私立学校を含む、以下同じ。）に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の期間

災害発生日から、教科書については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事が内閣総理大臣の承認をうけ必要な期間を延長する。

(3) 給与の方法

学用品は、原則として都が一括購入し、り災児童及び生徒に対する配分は、区が実施する。

なお、学用品の給与を迅速に行うために、都知事が職権を区長に委任した場合には、区が調達から配分までの業務を行う。

(4) 費用の限度

ア 教科書

児童及び生徒に対し給与する教科書又は教材の実費

イ 文房具及び通学用品（令和3年度）

小学校児童 1人 4,500円

中学校・中等教育学校前期課程生徒 1人 4,800円

中等教育学校後期課程生徒 1人 5,200円

第6節 応急保育（子ども部）

災害時における保育園児の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るため、区内保育園（こども園を含む。以下同じ。）における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

特に、災害により新たに一時的に保育を必要とする幼児・児童が出現することから対象範囲を拡大する必要がある。

また、災害により孤児となる場合もあり、乳児院や児童相談所等との連携を密にしておく必要がある。

このため、子ども部は、私立・認可外保育所を含め応急保育に関する計画を策定しておくものとする。

1 事前準備

- (1) 保育園長（こども園長を含む。以下同じ。）は、保育園の立地条件等を考慮したうえ、災害時の応急計画を策定しておくとともに、保育の方法等についての的確な計画を立てておく。この場合、保育園以外での応急保育も想定し、保育士の配置にも留意する。
- (2) 保育園長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じておかなければならない。
 - ア 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等の連絡方法を検討するとともに、その周知を図っておく。
 - イ 警察署、消防署等との連絡網を確立しておく。
 - ウ 保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため残留園児の保護について対策を講じておく。

2 災害時の態勢

- (1) 保育園長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を実施する。
- (2) 保育園長は、災害の規模、園児、職員及び施設、設備等の被害状況を把握するとともに、子ども部子ども支援課（区災害対策本部が設置された場合は教育班）と連絡し、職員を指揮し災害対策を実施して保育園の管理等の万全な措置を講じる。
- (3) 保育園長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害の状況と合致するよう速やかに調整する。

3 応急保育の態勢

- (1) 保育園長は、職員を掌握して保育園の整理を行い、園児のり災状況を調査し、子ども部と連絡し、復旧態勢に努める。
- (2) 子ども部は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、保育園長は、その指示事項の徹底を図る。
- (3) 応急保育計画に基づき、受入可能な園児は、保育園において保育する。また、り災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握する。
- (4) 保育園長は、災害の推移を把握し、子ども部と緊密な連絡のうえ、平常保育にもどるように努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

第7節 学童クラブ（子ども部）

災害時における学童クラブ利用児童の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るため、学童クラブの施設長は災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

特に、災害発生時には保護者が児童を引き取り来られない状況が発生し、長時間にわたって一時的に保育を必要とする児童が出現することから、災害時に対応する態勢を築くことが重要なこととなる。

また、災害により孤児となる場合もあり、学校及び子ども部や児童相談所等との連携を密にしておく必要がある。

このため、子ども部は、民営学童クラブを含め、利用児童の災害時における対応に関する計画を策定しておくものとする。

1 事前準備

- (1) 学童クラブの施設長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じておかなければならない。
 - ア 児童の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等の連絡方法を検討するとともに、その周知を図っておく。
 - イ 児童の在籍する小学校との連絡・協力体制を確立しておく。特に学校内学童クラブにおいては、小学校職員と連携して児童の保護にあたる態勢を確認しておく。
 - ウ 警察署、消防署等との連絡網を確立しておく。
 - エ 児童の預かり時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため残留児童の保護について対策を講じておく。

2 災害時の態勢

- (1) 学童クラブ施設長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を実施する。
- (2) 学童クラブ施設長は、災害の規模、児童、職員及び施設、設備等の被害状況を把握するとともに、子ども部児童・家庭支援センター（区災害対策本部が設置された場合は教育班）と連絡し、職員を指揮し災害対策を実施して学童クラブの管理等の万全な措置を講じる。
- (3) 学童クラブ施設長は、職員を掌握して施設の整理を行い、利用児童のり災状況を調査し、子ども部と連絡し、復旧態勢に努める。
- (4) 子ども部は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、学童クラブ施設長は、その指示事項の徹底を図る。

3 災害後の事業再開

- (1) 学童クラブ施設長は、災害の推移を把握し、子ども部と緊密な連絡のうえ、保護者の就労支援のため、なるべく早く学童クラブ事業を再開するように努める。学校授業再開前に事業を再開する際は、学校長期休業日の態勢で学童クラブを実施する。
- (2) 保護者のり災等により新たに学童クラブへ入会する事由の発生した児童の受け入れを速やかに行い、保護者の就労を支援する。

第8節 中小企業への融資（地域振興部、都、その他防災機関）

災害により事業活動に支障をきたしている中小企業者を対象に、区、都及び公的金融機関では、通常融資より融資枠や金利等を優遇した資金繰り支援策を実施する。

1 区の融資制度

(1) 災害対策特例措置

区内で発生する小規模災害等の復旧及び建築物の耐震改修を行う中小企業者を対象に、以下の特例措置が利用可能。

ア 利用対象資金：営業資金、設備資金、小口営業資金、小口設備資金

イ 資金用途：①火災、風水害及び大規模事故等による被害の復旧に要する資金

②耐震診断結果に基づく建築物の耐震改修に要する資金

ウ 融資限度額：営業資金 「区民」 1,800万円 設備資金 「区民」 2,000万円
「一般」 1,300万円 「一般」 1,500万円

小口営業資金「区民」 1,800万円 小口設備資金「区民」 2,000万円

「一般」 1,300万円 「一般」 1,500万円

エ 利用口数：1口

オ 利子補給率：①営業資金、設備資金「区民」…1.6%（本人負担利率 0.4%）
「一般」…0.5%（本人負担利率 1.5%）

②小口営業資金、「区民」…1.5%（本人負担利率 0.3%）

小口設備資金 「一般」…0.5%（本人負担利率 1.3%）

※「区民」＝代表者が千代田区在住の事業所

カ 信用保証料：代表者区分が「区民」の場合に限り全額補助。小口資金の場合、東京都の信用保証料補助（2分の1）を受けられる場合がある。

2 東京都の融資制度

(1) 災害復旧資金融資（東京都産業労働局）

ア 融資の対象

知事が指定した災害により損失を受けた中小企業者又は組合

イ 融資の条件（災害ごとに都が定めるため、一例として）

(ア) 用途

運転資金及び設備資金

(イ) 金額 1災害につき2億8,000万円以内

(ウ) 期間 15年以内（据置期間1年以内を含む）

ウ 利率 ①責任共有利率[固定金利]1.7%

②全部保証利率[固定金利]1.5%

責任共有制度対象の場合は、利子の1.2%分を、責任共有制度対象外の場合は、利子の1.0%分を都が補助する。

エ 物的担保及び保証人

保証合計残高が8,000万以下の場合は原則として無担保とする。

オ 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。

カ 信用保証料 東京信用保証協会の定めるところによる。ただし、東京都が保証料全額を補助する。

3 日本政策金融公庫の融資制度

(1) 災害復旧貸付【中小企業事業（中小企業向け）】

ア 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金

イ 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害により、災害を被った中小企業者

ウ 限度額 (直接貸付) 既存債務残高にかかわらず1億5,000万円

(代理貸付) 既存残高にかかわらず直接貸付の範囲内で7,500万円

エ 利率 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。）

オ 期間 設備資金 15年以内（うち据置2年以内）

運転資金 10年以内（うち据置2年以内）

カ 保証人・担保 相談により、決定する。

(2) 災害貸付【国民生活事業（小規模企業・個人事業主向け）】

ア 資金使途 災害復旧のための設備資金及び運転資金

イ 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害により、災害を被った中小企業者

ウ 限度額 各貸付制度ごとの融資限度額に、1災害あたり3,000万円を加えた額

エ 利率 各貸付制度ごとの利率（災害貸付として、別途利率が定められることがある。）

オ 期間 各貸付制度ごとの返済期間以内

カ 保証人・担保 相談により、決定する。

4 大規模災害時の特例

区、都及び公的金融機関は、大規模地震や激甚災害法に基づく激甚災害として政令で指定された場合等は、その都度上記特例措置とは別に特別資金の創設、融資枠の拡大等の特例措置を講じる。

第9節 労働力の確保（政策経営部、国、その他防災機関）

災害時には、区の職員のみでは必ずしも十分ではないので、労働力の不足を補い救助活動の円滑な推進を図るため、供給可能な労働力の確保に努める必要がある。

本節では、労働力の確保について必要な事項を定める。

1 雇用対策

(1) 雇用方法

労働者の雇上げは、公共職業安定所及び（公財）城北労働・福祉センターに協力を求め、雑務・土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速、確実に雇上げる。

(2) 賃金

公共事業設計労務単価表の定めるところによる。

2 労務供給手続

(1) 労務供給の要請

区は、労働者の雇用を必要としたときは、所要人員を東京労働局及び（公財）城北労働・福祉センターに労務供給要請する。

(2) 労働者の引渡し等

ア 区は、労働者を確保した旨連絡を受けた場合、速やかに輸送用車両の配置措置を講じ、公共職業安定所において東京労働局又は公共職業安定所職員立会いのうえ、労働者の引渡しを受ける。

イ 区は、作業終了時においても、労働者を公共職業安定所又は適宜交通機関まで案内をするものとする。

(3) 賃金の支払い

賃金は、就労現場において作業終了後直ちに、区が支払う。

第10節 義援金品の配分（地域振興部、政策経営部、都、その他防災機関）

1 義援金募集の検討

都、区市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

2 東京都義援金配分委員会の設置

- (1) 都は、義援金の募集を決定次第、義援金を確実、迅速、適切に募集・配分するため、都災害対策本部に東京都義援金配分委員会（以下、「都委員会」という。）を設置する。
- (2) 都委員会は次の事項について審議し、決定する。
 - ア 被災区市町村への義援金の配分計画の策定
 - イ 義援金の受付・配分に係る広報活動
 - ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
- (3) 都委員会は、次の機関等の代表者で構成する。
 - ア 東京都
 - イ 日本赤十字社
 - ウ 区市町村
 - エ その他関係機関

3 義援金の募集・受付・保管・配分

義援金の受付・募集・保管・配分については、機関別にそれぞれ次のとおり対応する。

機 関 名	計 画 内 容
千 代 田 区 （地域振興部コミュニティ総務課）	1 都の義援金募集に協力する場合 (1) 都委員会の要請を受けた場合は、コミュニティ総務課に義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。 (2) 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。 ただし、前記(1)の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。 (3) 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会に送金する。 (4) コミュニティ総務課は、区の被害状況（人的被害、住家被害）について都に報告し、都委員会が正確な配分計画を策定できるよう協力する。 (5) コミュニティ総務課は、都委員会が配分計画に基づく配分率及び配分方法とその配分にあたり必要な申請等の手続きを示した場合は、速やかに被災者へその旨を連絡し、被災者が遅滞なく義援金を受け取れるように事務を執行する。 (6) コミュニティ総務課は、都から送金された義援金を、都委員会が定める配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者

機 関 名	計 画 内 容
	に配分する。 (7) コミュニティ総務課は、被災者への義援金の配分状況について、都委員会に報告する。 2 区独自に義援金を募集する場合 義援金の募集・配分は、被災者への公平な支援のため、原則として広域的見地から都道府県が実施することが望ましい。そのため、原則は都の義援金募集に協力するものとするが、区独自に義援金を募集しなければならない特段の事情がある場合は、速やかに千代田区義援金配分委員会（以下、「区委員会」という。）を設置する。 (1) その受付方法については、前項（1）を準用する。 (2) 義援金の受領については、前項（2）を準用する。 (3) 義援金の受付状況について、コミュニティ総務課は区委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として、区委員会が指定する方法で管理する。 (4) 区委員会の開催 義援金の募集開始後、区委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。 ・ 被災者への義援金の配分計画の策定 ・ 義援金の受付・配分に係る広報活動 ・ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 (5) コミュニティ総務課は、区委員会が定める配分計画に基づく配分率及び配分方法により、義援金を被災者に配分する。 (6) コミュニティ総務課は、被災者への義援金の配分状況について、区委員会に報告する。
都 総 務 局 都 福 祉 保 健 局	1 都委員会の設置 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都委員会を設置する。 2 義援金の管理 (1) 都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。 3 義援金の配分 (1) 都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。 ・ 被災区市町村への義援金の配分計画の策定 ・ 義援金の受付・配分に係る広報活動 ・ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 (2) 義援金の送金 決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金する。 4 義援金の広報 (1) 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、

機 関 名	計 画 内 容
	ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。
日 赤 東 京 都 支 部	1 日赤東京都支部事務局（振興部振興課）、都内日赤施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。 また、災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。 2 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記1の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 3 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管する。 4 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

上記は都内及び区内が被災した場合であり、都内及び区内が被災しなかった場合には、原則日本赤十字社を通じて被災地へ義援金を送付する。

また、姉妹提携都市が被災するなどで、区として遠隔の被災地への義援金を募集・配分ことを決定した場合は、震災対策編 第2部第18章第10節3を準用しつつ、被災自治体の配分委員会の定める方法で義援金を募集・配分するものとする。

4 義援品の募集・受付・保管・配分

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議（以下「中央防災会議」という。）の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

これを受けて、義援品の受付・募集・保管・配分については、機関別にそれぞれ次のとおり対応する。

機 関 名	計 画 内 容
千 代 田 区 （ 政 策 経 営 部 総 務 課 ）	都内及び区内が被災した場合、総務課は、義援品の取扱いについて、中央防災会議の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。 義援品の集積については、震災対策編 第2部12章2節2(4)に定める場所へ集積して、区内被災者支援に活用する。 集積後の被災者への配布については、食料・生活必需品等の別により、震災対策編 第2部12章の定めによる。 なお、遠隔被災地への義援品を送付する場合は、上記を準用して対応する。

都 福 祉 保 健 局	都福祉保健局は、義援品の取扱いについて、中央防災会議の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。
日赤東京都支部	義援品は、原則として受け付けない。

第11節 り災証明（災害対策・危機管理課、地域振興部、環境まちづくり部、消防署）

1 発行手続（根拠：災害対策基本法第90条の2、地方自治法第2条、行政事例（昭和34年12月16日）、「千代田区行政証明事務取扱基準について（依命通達）」（昭和62年3月24日62千総総発第97号））

区は、被災世帯調査票に基づき、り災証明書を発行する。

発行機関は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部が設置されている場合
区役所本庁舎内に集中発給センターを設置し、期限を設けて集中発給を実施する。
集中発給センター閉鎖後は、総合窓口課、各出張所、税務課、災害対策・危機管理課で引き続き発行する。
- (2) 災害対策本部が設置されていない場合
総合窓口課、各出張所、税務課及び災害対策・危機管理課
なお、火災による被害の場合は、状況調査に基づき、区と消防署が事前に協議した場所において、り災証明書を発行する。

2 発行体制

- (1) 区
り災証明書の発行準備が整い次第、集中発給センターを速やかに開設する。また、あわせてり災証明書発行後の支援に関する相談窓口（被災者支援相談窓口）を設置する。
- (2) 消防署
区が、火災のり災証明書を発行する際に必要となる調査結果を区へ迅速に情報提供し、区が実施する発行窓口業務において、火災のり災証明書申請者への説明対応について支援を行う。

3 証明の範囲（各様式については様式集へ）

- (1) 被災世帯調査票に基づく調査内容の範囲
ア り災証明申請書→資料集 様式編 様式1のとおり
イ り災証明書→資料集 様式編 様式2のとおり
- (2) 証明手数料
無料とする。

4 発行後の支援

り災証明発行後は、被災者支援相談窓口で対象者に対する各種の生活再建支援制度の案内・受付等を行う。実際の支援に関する事務は各所管部署で実施する。

5 システムの導入

大規模災害発生後は、膨大な被災建物調査認定業務や被災証明申請受付・発給業務が短期間に集中することが考えられる。被災者の生活再建を早期に進めていくためには、被災証明発行の迅速化を図るとともに、各種支援の受給が漏れなく円滑に行われなければならない。

災害時の限られた人員で効率的に建物調査業務や被災証明事務を行い、被災証明を受けた被災者に対する生活再建支援を公平・公正に進めるため、「被災者生活再建支援システム」を平成26年度に導入し、令和2年度に更新を行った。

第19章 災害救助法の適用

災害時の収容施設の供与や飲料水、食料、医療等の応急的救助を実施し、被災者の生活を確保するため、災害救助法の適用を要請する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
政策課 災害対策・危機管理 経営部		○災害救助法の適用手続きの実施			

第1節 災害救助法の適用基準（災害対策・危機管理課）

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、千代田区における適用基準は、次のとおりである。

■ 災害が発生した段階の救助法の適用

<住家への被害が生じた場合>

- (1) 区の区域内の住家の滅失した世帯が80世帯以上であること。
- (2) 都の区域の住家の滅失世帯数が2,500世帯以上であって、区の区域内の住家の滅失世帯が、40世帯以上であること。
- (3) 都の区域内の滅失世帯数が12,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

なお、東日本大震災の際には帰宅困難者の大量発生により東京都が47区市町で救助を実施することを決定し、災害救助法に基づく事務処理の特例の規定により都が実施する救助を補助する形で例外的に区にも災害救助法が適用された。

第2節 被災世帯の算定基準（災害対策・危機管理課）

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家が滅失等の認定

(1) 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の20%以上50%未満のもの。

(3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの

上記(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に住居のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第3節 災害救助法の適用手続き（災害対策・危機管理課）

- (1) 区における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、区長は直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、区長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指揮を受けるものとする。
- (3) 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長は、救助に関し知事の指揮を受け、法に基づく救助事務を補助する。

第4節 災害対策基金の積立及び運用計画（災害対策・危機管理課、政策経営部）

区長は、千代田区災害対策基金条例に基づき、災害対策基金を積み立てるものとする。
基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法で保管し、災害救助法に規定する災害及びこれに準ずる災害の応急対策の円滑な執行並びに避難、支援活動及び復興を図るために取り崩すものとする。

第20章 激甚災害の指定

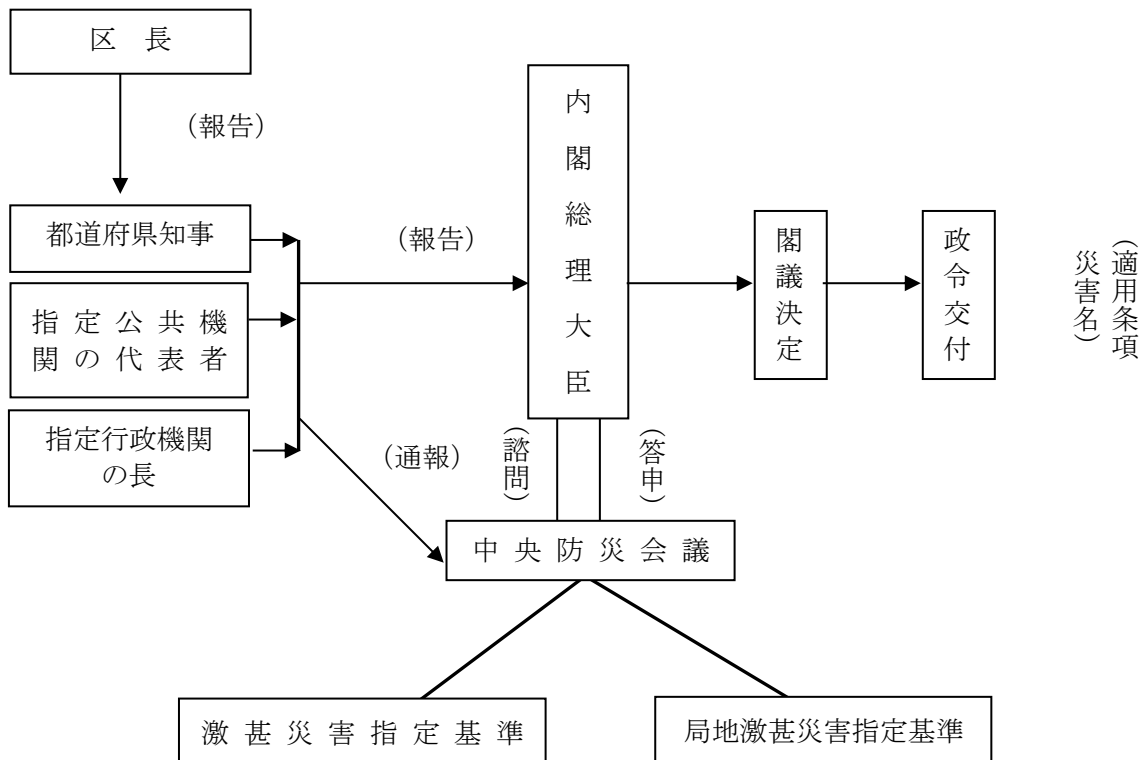
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」）による財政援助を受けるため、激甚災害の指定手続きや指定基準について定める。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期		復旧対応期	
政策課 経営部 災害対策・危機管				○激甚災害の指定手続き	

第1節 激甚災害指定手続（災害対策・危機管理課）

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。この手続を図示すると次のとおりである。



第2節 激甚災害に関する調査報告（災害対策・危機管理課、都）

1 区

区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を都知事に報告する。

2 都

- (1) 都内に大規模な災害が発生した場合、知事は、区市町村の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各局に必要な調査を行わせる。
- (2) 前記の各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、総務局に提出する。
- (3) 総務局長は前記各局の調査をとりまとめ都本部に付議するものとする。
- (4) 知事は、区市町村長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

第3節 激甚災害指定基準（災害対策・危機管理課）

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する被害 (A 基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B 基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの。 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
激甚法12条、13条、15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業附加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。）×100分の0.2 (B 基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの。 一つの都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合又は激甚法12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
激甚法16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17条（私立学校施設災害復旧事業の補助等）、19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法 22 条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （A 基準） 滅失住宅戸数＞被災地全域で 4,000 戸以上 （B 基準） 次の 1、2 のいずれかに該当する災害 1 滅失住宅戸数＞被災地全域で 2,000 戸以上かつ次のいずれかに該当するもの （1）一市町村の区域内で 200 戸以上 （2）一市町村の区域内の住宅戸数の 10%以上 2 滅失住宅戸数＞被災地全域で 1,200 戸以上かつ次のいずれかに該当するもの （1）一市町村の区域内で 400 戸以上 （2）一市町村の区域内の住宅戸数の 20%以上 ただし、火災の場合の被災地域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法 24 条（公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のとど被害の実情に応じ個別に考慮

第4節 局地激甚災害指定基準（災害対策・危機管理課）

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
（公共施設災害関係） 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法3条1項1号及び3号～14号の事業）の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税収入×0.5に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。	1 激甚法3条1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法4条5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法24条1項、3項及び4項の措置
（中小企業施設災害関係） 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法12条、13条及び15条の措置

なお、激甚災害指定等の政令の公布時期は、過去の例によると、災害終了後2ヵ月以内に行われる。局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等にかかわるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

第5節 特別財政援助額の交付手続等（災害対策・危機管理課、都）

1 区

区長は、激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出するものとする。

2 都

都関係局は、激甚法に定められた事業を実施する。

激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金・補助金を受けるための手続その他を実施する。

第 3 部 災害復興計画

第3部 災害復興計画

平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災のような大規模災害が発生した場合、住民のくらしや社会・経済活動に必要な都市機能が一瞬にして崩壊する。

区は、区民の生命・安全・健康を確保するためには、災害の予防・応急・復旧対策を講ずるだけでは不十分であり、区民の早期の生活安定と都市機能の回復を図るため、事前に復興計画を作成しておく必要がある。

第1章 復興の基本的考え方（災害対策・危機管理課、都）

大規模災害後の復興について、生活復興及び都市復興の施策を整備する。

大規模災害が発生した場合は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

また、復興に際しては、区民が安心して暮らせるよう、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進める「生活復興」の考え方が重要である。

さらに、政治・経済の中核が多数存在し、膨大な昼間人口を擁する当区については、都市活動を迅速に再開させ、早期の復興を実現させる「都市復興」の考え方が重要である。また、「都市復興」においては、被災前のまちに返すのではなく、従来のまちの課題を解決するとともに更なる価値を創っていく創造的復興の道筋を事前に想定することが重要である。

この「生活復興」及び「都市復興」を実現させるためには、東京都との連携が必要不可欠である。

東京都は平成9年5月に「東京都都市復興マニュアル」、平成10年1月に「東京都生活復興マニュアル」を作成し、復興に対する指針を公表した。さらに、平成13年5月に、迅速かつ計画的な復興を図るための震災後の都市づくりのあり方を示した「震災復興グランドデザイン」を作成した。平成15年3月には、復興マニュアルと生活マニュアルを統合した「震災復興マニュアル」を作成し、住民主体の復興を進めるための新たな仕組みと具体的な施策を提示した。

当区も「震災復興マニュアル」を基に、東京都と連携しながら復興計画の策定を図る。

以下では、東京都の地域防災計画（令和元年修正版）に示されている「生活復興」及び「都市復興」の内容を示す。

項 目	内 容
生 活 復 興	○ 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 ○ 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。

項 目	内 容
生 活 復 興	○ 個人及び事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合 って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復 興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・ 相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 ○ 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対 しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支 援を行う。
都 市 復 興	○ 都市復興の理念 世界有数の大都市圏である首都圏とその中核となる首都東京 が、今後も都市としての繁栄を続けるとともに、あらゆる人が 活躍・挑戦でき、豊かで安定・充実した生活ができるよう、迅 速かつ計画的な復興に取り組まなければならない。 そこで、次の都市を目指すことを理念として、復興を図る。 ア 安全でゆとりある都市 イ 世界中の人から選択される都市 ウ 持続的な発展を遂げる都市 エ 共助・連携の都市 ○ 都市復興の目標 「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の 実現」 ・都市復興の理念を踏まえて目指す目標である。 ・これは、都市復興後、再び東京が地震等の自然災害に襲 われたとしても、被害を限りなく低減でき、合せて、高度 に成熟し、世界中の人から選択される都市を目指す決意を 示すものである。

〔関連資料 「東京都震災復興マニュアル」(復興プロセス編)(復興施策編)〕

第2章 生活復興・都市復興の計画

生活の再建や都市復興を円滑に進め、一日も早く従前の生活を取り戻すことができるように対応策を検討する。

第1節 復興方針の策定（災害対策・危機管理課、環境まちづくり部）

復興方針の検討については、事前に区の長期総合計画『基本構想』・『基本計画』や千代田区都市計画マスタープランを基本として検討を進めることとするが、その際には、東京都のマニュアルにある生活基盤復興のための「復興基本計画」や「復興整備条例」についても検討を行うこととする。（建築基準法及び被災市街地復興特別措置法）

第2節 復興体制づくり（災害対策・危機管理課）

1 復興本部の設置

復興体制づくりには、復興本部の設置が必要である。復興本部とは、復興事業を長期的視点に立って実施していくための組織体制であり、通常の行政組織とは別に、臨時組織として設置するものである。

2 災害対策本部との関係

震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

第3節 復興計画の策定（災害対策・危機管理課）

千代田区災害対策事業計画に基づき、平成20年度末に、区の復興方針や復興体制を盛り込み、区の復興マニュアルを作成した。以後、地域防災計画に基づく震災対応業務マニュアルのうち、発災後4日目から1か月後の復旧・復興期間における震災復興に関連する一連の活動について具体化を図ったものとして位置付けている。

第4節 住民・事業所との協働（災害対策・危機管理課）

災害時に迅速な復興計画づくりを進めるために、平時から住民、事業所、行政が協働する組織の検討を行う。

第5節 復興相談・情報提供体制（災害対策・危機管理課）

くらし・住宅・事業所復興に関しては、相談所の開設や震災ニュースにより広報を行うなど相談体制の整備と復興情報の提供を検討する。

第6節 国・都との連携（災害対策・危機管理課）

復興財源や法律・条例の特例措置及び都・区役割分担などについては国や東京都と十分協議する。

第7節 地域防災計画への反映（災害対策・危機管理課）

復興についての検討結果については適宜、地域防災計画へ反映する。

第4部 東海地震災害事前対策計画

第4部 東海地震災害事前対策計画

第1章 計画の方針

これまで、東海地震は予知の可能性が高い地震とされてきたが、平成25年に「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」で、「現在の科学的知見からは地震の規模や発生時期を高い確度で予測することは困難である」との報告がなされた。

これにより、国では、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を今後には行わないこととし、南海トラフ全域を対象にし、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が発表されることになった。

そこで、当面の間は下記のとおり対応することとする。

- 1 「千代田区地域防災計画 第4部 東海地震災害事前対策計画」の運用は今後行わないこととする。
- 2 「南海トラフに関連する情報」が発表された場合には、区民に対し今後の備えについて呼びかけ、日頃から地震への備えの再確認をするとともに、情報収集・連絡体制の整備、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等必要に応じて実施する。
- 3 東海地震及び南海トラフ地震に関する今後の千代田区地域防災計画の修正等については、国の法律改正及び東京都の方針等を踏まえて検討する。

第1節 東海地震災害事前対策の目的（災害対策・危機管理課）

東海地震（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）の発生に備え、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律73号）の規定に基づく「強化地域」（木造建築物に著しい被害を生ずるおそれのある震度6弱以上と予想される地域）が1都7県263市町村に指定されている。東京都は新島村・神津島村・三宅村が強化地域に指定されているが、東海地震が発生した場合、千代田区は震度5弱程度と予想されることから、強化地域に準じた予知情報による社会的混乱の防止と地震応急対策の実施が必要であり、策定したものである。

第2節 基本的考え方（災害対策・危機管理課）

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、区の社会的機能は極力平常どおり確保することを基本とし次の措置を講ずる。
 - (1) 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
 - (2) 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置
- 2 原則として警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定める。ただし、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込む。
- 3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、震災対策編 第1部 震災予防対策計画及び第2部 震災応急・復旧対策計画で対処する。
- 4 千代田区の地域は、地震防災対策強化地域でないところから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関して必要な措置は、行政指導又は協力要請で対応する。
- 5 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意した。ただし、本計画の実施にあたっては、今後社会経済的事情の変化に対応するよう必要な修正をするものとする。
 - (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については個別の対応を図るものとする。
 - (2) 東海地震が発生した場合、区の地域は震度5弱であるので必要なかぎり震度に応じた対策を講ずるものとする。
 - (3) 東京都、隣接区及び各防災機関等と密接な関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3節 前提条件（災害対策・危機管理課）

本計画策定にあたっては、次の前提条件をおいた。

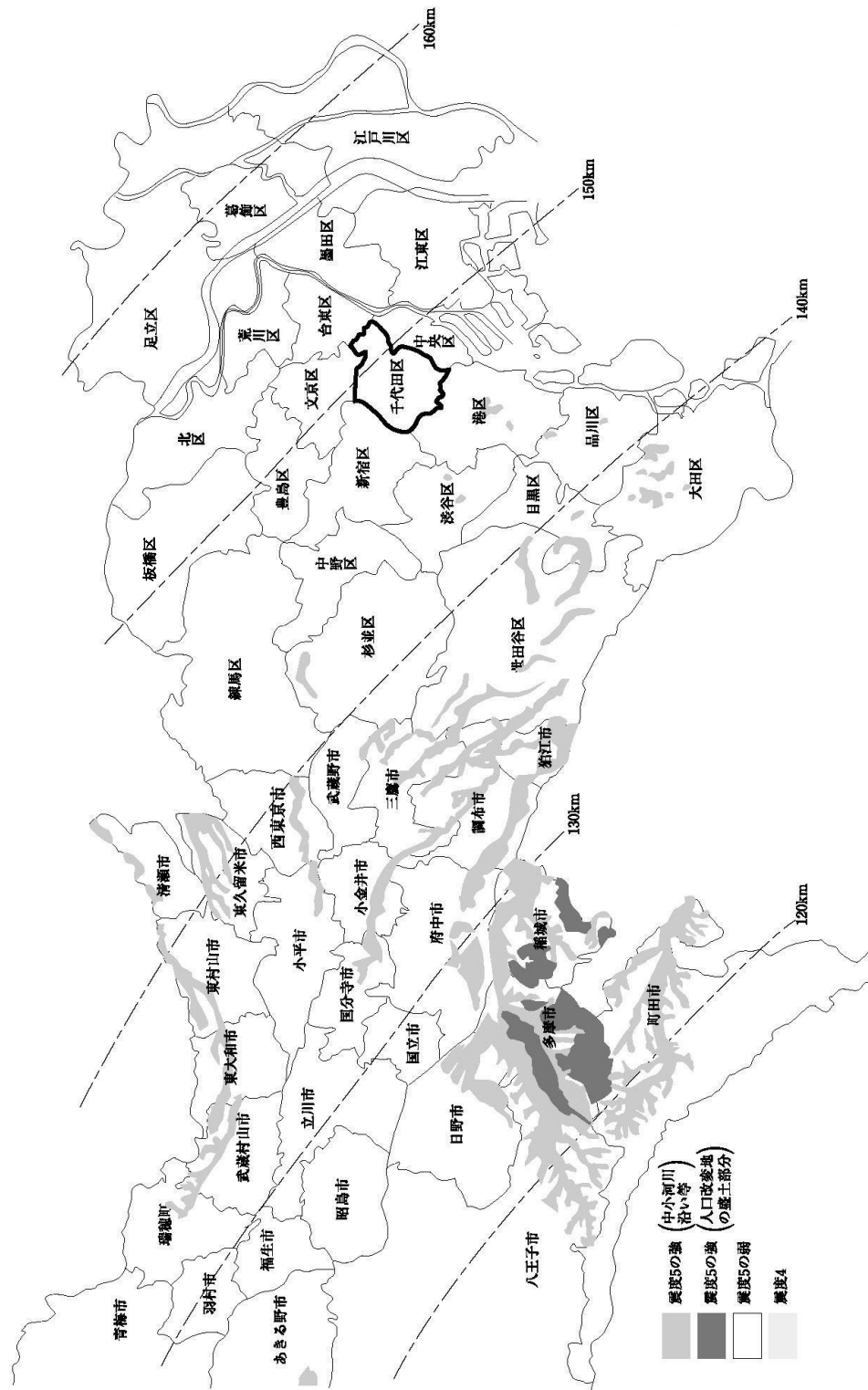
- 1 東海地震が発生した場合、千代田区の予想震度は震度5弱（※）である。（東京都防災会議地震部会が昭和58年7月19日に発表した「東海地震が東京に与える影響に関する基礎調査報告書」による。）
- 2 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。

このため本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。

ただし、各機関において対策遂行上特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

（※）上記報告書策定時の気象庁が定める震度階級には、「震度5弱」という階級は存在しておらず、報告書において独自に規定された言葉である。

東海地震に係る東京の震度分布予想図（参考）



震度5弱及び強の被害状況等の程度

(昭和58年7月、東京都防災会議地震部会発表)

区分	震 度 5 弱	震 度 5 強
1 建 築 物	1 木造家屋、鉄筋コンクリート造とも、主要構造体に被害が及ぶ可能性は、極めて少ないが、屋根瓦のずれや落下、壁のはく落、しっくい天井の落下等が生ずることがある。 2 窓ガラス(パテ止め、はめ殺し、金属サッシのもの)の破損・落下が生ずる。 3 建物上層階の家具等の転倒・落下が生ずる。 4 施行の悪いブロック塀、大谷石塀が倒壊することもある。	1 木造家屋では、老朽家屋、屋根の重い家、壁や筋かいの少ない家の倒壊や部分破壊、又、屋根瓦のずれや落下、壁のはく落、しっくい天井の落下が予想される。 2 店舗併用住宅の一階店舗部分は、その部分に壁が少ないため、ねじれて大きく揺れ、悪い条件が重なれば、壊れることも予想される。 3 鉄筋コンクリート造では、構造体に被害を生ずる可能性は少ないが、壁などにひび割れが入るなどの被害を生ずる可能性がある。 4 パテ止めで、はめ殺しかつ金属サッシの窓ガラスの多くが破損・落下し、外壁タイルはある程度落下する。 5 屋内の家具等の転倒・落下が生ずる。特に中高層建物上層階では、多発する。 6 施行の悪いブロック塀、大谷石塀の倒壊がかなり生ずる。 7 自動販売機の転倒が多発する。
2 土 木 構 造 物		1 河谷底部など、泥炭、粘性土の分布する地盤の非常に悪い所で、耐震性の不十分な構造物や施行の悪い構造物に被害を受ける可能性がある。 2 がけ崩れや宅地造成地の地すべりが生ずることがある。

区分	震 度 5 弱	震 度 5 強
3 都市供給施設	上下水道施設、電力供給施設、ガス供給施設の被害はほとんど発生しない。	1 水道管は、日本水道協会の簡易判定法により震害予測をしても、ほとんどの地域で耐震性の高い範囲にあり、被害はほとんど発生しない。 2 下水道管の多くは、ヒューム管であり、鋼管や鋳鉄管に比して、耐震強度が低いため、多少の折損事故の発生が予測される。特に泥炭地では、被害発生の危険性が高くなる。 3 電力供給施設は、新潟地震、宮城県沖地震の震害例を参考にしても、電柱の傾斜などは発生する可能性はあるが、断線による電力供給停止にはいたらない。また、電力施設は、他の施設より優れた復旧体制を常時用意してあるので、電力供給に支障を来すことはない。 4 ガス管は、高圧、中圧のガス導管のほとんどが鋼管であり、耐震性が高く被害を受ける可能性は少ないが、地盤の液状化のおそれのある地域では注意を要する。また、ガスホルダー、ガス製圧設備などについても、被害を受ける可能性は少ない。
4 地震火災	過去の地震災害例等から考えても、東海地震による東京での出火件数は、せいぜい数10件程度と予想され、この程度の出火件数では、都民や防災市民組織等の初期消火による消火率を考えると、延焼火災に発展する可能性は少ない。また、警戒宣言が発令された場合は、事業所、都民等の初期消火体制が整い、消防機関の事前対応も確立するため、現有消防力で十分対応でき、市街地延焼火災にはならない。	
5 人的被害等	震度5弱程度であっても、昭和53年宮城県沖地震、昭和55年千葉県中部地震、昭和57年浦河沖地震の人的被害の発生状況から考えて、屋内の家具等の転倒・落下による負傷者が相当数発生するものと予想される。 ※千代田区は、予想震度による地域分けによると第3ブロックである。	地震動の強い第1ブロックや第2ブロックのうち震度5強の地域では、宮城県沖地震の時に問題となったブロック塀等の倒壊は特に注意を要する。

(注)ブロックの説明

第1ブロックとは、震度5強が広く分布する地域

第2ブロックとは、震度5弱以下だが、一部が震度5強となる地域

第3ブロックとは、ほとんどが震度5弱以下となる地域。

第4節 千代田区の概況（災害対策・危機管理課、地域振興部、環境まちづくり部）

総則 第1部第2章第1節に準ずる。

第5節 防災機関等の役割（全部局、全機関）

総則 第1部第5章に準ずる。

第6節 東海地震に関する対策の体系（災害対策・危機管理課、警察署、消防署）

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、千代田区地域防災計画の震災対策編 第1部 震災予防対策計画に基づき実施しているところであるが、本節ではとくに予知情報による社会的混乱の防止という見地から、①警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備、資器材等の整備、②従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業をとりあげた。

情報連絡体制の整備

機 関 名	事 業 計 画
千 代 田 区	防災行政無線の整備 警戒宣言及び地震予知情報等を区民に迅速かつ的確に伝達するため、防災行政無線を整備している。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	横断幕、立看板等の整備 運転者等に警戒宣言及び地震予知情報等を伝達するため、広報用横断幕、立看板等の資器材を整備する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	警戒宣言が発せられた場合等は、区民に対して迅速かつ正確な情報を伝達するため、現有の資器材を有効に活用する。

第2章 災害の予防対策

窓ガラス等の落下物の防止や通信施設対策等の整備、広報及び教育指導、防災訓練等を実施する。

第1節 被害の発生を最小限にとどめるための緊急に整備する事業 (地域保健担当、環境まちづくり部、東京都交通局、 N T T 東日本、J R 東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道)

1 ブロックの塀等の倒壊防止

昭和 53 年の宮城県沖地震におけるブロック塀の倒壊は、建築基準法の規定が十分に遵守されていなかったことや、業者の施工が不良だったことに主な原因があるとみられている。このため、新たにブロック塀等をつくる場合には、建築確認を受けて建築基準法の規定を遵守するように指導している。

また、平成 30 年 7 月に発生した大阪府北部を震源とする地震の被害を踏まえ促進法施行令が改正され、通行障害建築物に建築物に附属する一定の長さとし高さを超える組積造の塀（ブロック塀等）が追加された。

また、昭和 53 年から 55 年にかけて及び平成 7 年から平成 9 年にかけて、ならびに平成 30 年の 3 回、実態調査を行い、地震の際に倒壊のおそれのあるものについて、改修や補強等の指導を行った。

さらに、安全性強化の観点から、既存ブロック塀等をネットフェンスや生け垣等に替えるよう指導を行っている。

2 窓ガラス等の落下物の防止

窓ガラス、袖看板、外壁等の落下物の安全性確保については、ビルの所有者又は管理者等の防災意識に待つ点が多く、常日頃からの適切な維持管理が防災上、最も重要な課題である。特に、一定の用途や規模を有する建築物については、「特定建築物の定期調査報告制度」に基づき報告書の提出を求めて、維持管理状況を認識させるとともに、適切な維持管理と防災意識の向上に努めている。

3 通信施設対策

機 関 名	事 業 計 画
N T T 東 日 本	1 輻輳緩和のための対策 被災者の安否等、緊急時の連絡手段等に「災害用伝言ダイヤル」を提供し、輻輳の緩和を図る。 2 通信衛星の活用 災害に極めて強いと言う衛星通信の特質を生かし、重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保に通信衛星を活用する。 3 通信ケーブルの地中化の推進 従来より進めてきた通信ケーブルの地中化は、震災においても

機 関 名	事 業 計 画
N T T 東 日 本	信頼性の高いことが確認されたことから、引き続き地中化を推進する。 4 公衆電話の無料化 広域災害においては、特設公衆電話だけでなく、既設の公衆電話についても停電時には無料化を行う。

4 公共輸送施設対策

機 関 名	事 業 計 画
J R 東 日 本 東 京 地 下 鉄 東 京 都 交 通 局 首都圏新都市鉄道	線路及び施設の事前点検を行い、要注意箇所に対する措置と整備を行う。

5 公共施設対策

機 関 名	事 業 計 画
保 健 所	保健所は、下記の施設・設備の点検を実施し、必要に応じた整備を行う。 1 検査、薬剤等、危険物及び薬品を取扱う箇所の収納設備等(倒壊防止等) 2 暖房器具、湯沸器具等、火気を使用する箇所の防火設備 3 その他建物、各種医療器材、設備

第2節 広報及び教育（災害対策・危機管理課、子ども部、政策経営部）

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。

区民が東海地震を正しく受けとめ、これに対する的確な行動がとれるように区は平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

1 広報

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、千代田区の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

(1) 広報の基本的な流れ

①平時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災までとし、地震の発生に備えて危険箇所の点検、家具の転倒防止などの安全対策とともに民心安定の為の広報活動を中心に行う。

(2) 広報内容

下記の事項について実施する。

ア 東海地震について

イ 警戒宣言の内容

ウ 千代田区の予想震度及び被害程度 震災対策編 第4部第1章参照

エ 区民のとるべき措置 震災対策編 第4部第5章参照

オ 事業者のとるべき措置 震災対策編 第4部第5章参照

カ 警戒宣言時に防災機関が行う措置

主な例を示すと次のとおりである。

(ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- ・列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
- ・警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
- ・その他防災上必要な事項

(イ) 道路交通の混乱防止のための広報

- ・警戒宣言時の交通規制の内容
- ・自動車利用の自粛の呼びかけ
- ・その他防災上必要な事項

(ウ) 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報

- ・警戒宣言時の異常時の電話利用の自粛
- ・回線の輻輳と規制の内容

(エ) 買い急ぎによる混乱防止のための広報

- ・生活関連物資取扱店の営業
- ・生活物資の流通状況と買い急ぎの必要のないこと

(オ) 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報

- ・金融機関の営業状況と急いで引き出しをする必要のないこと

(カ) その他の広報

- ・電気・ガス等の使用上の注意

(3) 広報手段

広報車、パンフレット等による地域的・現場広報により実施する。

(4) 広報の方法

ア 印刷物による広報

広報千代田をはじめ、各防災機関が各種広報、印刷物により防災知識の普及を図る。

イ インターネット等による広報

千代田区ホームページ等により、防災知識の普及を図る。

2 教育指導

幼児・児童・生徒等に対する教育

千代田区の保育園・こども園・幼稚園、小学校、中学校・中等教育学校においては、次の事項について関係職員及び児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

ア 教育指導事項

- (ア) 地震に関する基本的事項
- (イ) 地震に対する備えと心構え
- (ウ) 学校、家庭登下校時等様々な場面での対応
- (エ) 児童・生徒の引き渡し及び残留の方法
- (オ) 教職員の分担
- (カ) 東海地震警戒宣言への対応

イ 教育指導方法

- (ア) 児童・生徒に対しては、学校防災基本計画及び学校防災の手引をもとに防災教育を行う。
- (イ) 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底をはかる。
- (ウ) 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。

第3節 事業所に対する指導（保健福祉部、地域保健担当、消防署）

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業所の果たす役割が非常に大きい。このため事業所に対し、消防計画及び予防規程に基づいた指導を行う。

1 対象事業所

（1）一般事業所

機 関 名	対 象 事 業 所
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 消防法及び東京都の火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所 2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

（注）各消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、あわせて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に行政指導を行うものとする。

2 事業所指導の内容

（1）消防署

ア 消防計画等に定める事項

震災に備えての事前計画

- （ア） 防災についての任務分担に関すること。
- （イ） 建築物、工作物、設備等の安全確保のための点検及び補強に関すること。
- （ウ） 危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検並びに転倒・落下・移動による漏えい及び流失防止措置に関すること。
- （エ） 火を使用する設備、器具等の点検及び安全措置に関すること。
- （オ） 消火器等の準備と適正管理に関すること。
- （カ） 建物からの安全避難の確保及び点検に関すること。
- （キ） 救出、救護等の資器材及び非常用物品の準備及び保管に関すること。
- （ク） 防災についての教育及び訓練に関すること。
- （ケ） 周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立に関すること。
- （コ） 警戒宣言発令時の対応措置に関すること。
- （サ） 従業員、学生、生徒、買物客等その他事業所における帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、混乱防止対策等に関すること。
- （シ） その他事業内容から災害予防に必要な措置に関すること。

震災時の活動計画

- (ア) 震災時の任務分担に関すること。
- (イ) 出火防止及び初期消火活動に関すること。
- (ウ) 危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の流出及び漏えい時の緊急措置に関すること。
- (エ) 初期救助及び初期救護活動に関すること。
- (オ) 被害状況の把握、情報収集、伝達等に関すること。
- (カ) 避難場所及び避難方法に関すること。
- (キ) 周辺地域の事業所及び住民に対する初期消火活動その他震災対策活動の協力に関すること。
- (ク) その他事業内容及び周囲の環境等から必要な活動に関すること。

施設再開までの復旧計画

- (ア) ガス、電気、上下水道、通信等、途絶時の対策に関すること。
- (イ) 危険物、ガス、電気等の二次災害発生防止措置に関すること。
- (ウ) 被害状況の把握に関すること。
- (エ) 復旧作業等の実施に関すること。

イ 指導方法

- (ア) 事業所従業員の救命講習受講推進
- (イ) 地震火災の多様な出火原因の周知徹底
- (ウ) 防災指導等印刷物による指導
- (エ) 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- (オ) 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- (カ) その他、立入検査等消防行政執行時における指導

(2) 保健福祉部・保健所

警戒宣言時における下記の対応措置について指導、助言及び自己点検を実施するものとする。

ア 毒物、劇物使用箇所及び保管場所

- (ア) 保管箇所の緊急点検
- (イ) 巡視の実施
- (ウ) 充てん、移し替え等の作業の停止
- (エ) 落下、転倒等による事故防止のため、必要な応急的保安措置の実施
- (オ) 警戒宣言、地震予知情報の収集、伝達
- (カ) 火気の使用制限、禁止等出火防止
- (キ) 消火のための設置装置の点検

第4節 防災訓練（災害対策・危機管理課、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、日本郵便）

区及び関係機関は警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置き実施する。内容は、震災対策編 第1部第8章第4節のとおり。

第3章 調査・注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震の調査・注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応として、情報の伝達や広報活動等を実施するとともに、社会的混乱を防止するための措置を事前に整備する。

第1節 注意情報発表時の対応（全部局、水道局中央支所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、その他防災機関）

東海地震に関する情報は、地震発生危険度により東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、警戒宣言という区分になっている。

東海地震に関連する調査情報については、観測データに異常があるが、地震発生の可能性について直ちに評価できないときに発表される情報である。このため、東海地震に関連する調査情報について都から連絡を受けた場合、区は各機関への伝達を行わず、連絡要員を確保する態勢を整えることとする。また気象庁から東海地震に関する調査情報（臨時）が発表せられた場合は、平常時の活動を継続しつつ、情報監視を行う。

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）は、地震発生可能性が高まったと認められる場合に発表されるものであるため、各機関への伝達を行うこととし、各機関は社会的混乱を防止する観点から必要に応じた措置を実施する。

1 注意情報発表の伝達

注意情報が発表された場合、各防災機関は速やかに活動準備態勢に入る必要がある。このため、ここでは注意情報の伝達に関し必要な事項を定める。

(1) 伝達系統

各機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めておくものとする。

なお、休日、夜間等の勤務時間外においては、警戒勤務者及び災害情報対策員が伝達を行うものとする。

(2) 伝達態勢

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 政策経営部災害対策・危機管理課は、都総務局から注意情報の連絡を受けた時は、直ちに庁内放送及び防災行政無線により、その旨を各関係防災機関、区各部、区出先事業所及び区立学校(園)に伝達する。 2 区各部は、政策経営部災害対策・危機管理課から注意情報の連絡を受けた時は、電話連絡網を活用し、直ちに部内各課及び出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知する。

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第3章 調査・注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応

水道局中央支所	注意情報の通報を受けた時は、直ちに判定会招集の周知、給水対策本部の設置準備及び第1、第2非常配備要員参集指令等の連絡を行う。
東京電力 パワーグリッド	注意情報の通報を受けた場合は、速やかに非常態勢の区分に従い、非常態勢を発令する。
東京ガス	注意情報を受けた場合は、伝達経路に従い、臨時の体制に係る関係者、その他必要な関係者に伝達する。
その他防災機関	政策経営部災害対策・危機管理課から注意情報の通報を受けた時は、直ちに部内各部、課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

(3) 伝達事項

- ア 区及び各関係防災機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、必要な地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。
- イ 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。

2 活動態勢

注意情報の連絡を受けた場合、区及び各防災機関は、直ちに災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災体制をとるものとする。

(1) 区・警察署・消防署

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 区災害対策本部の設置準備 区は注意情報の連絡を受けた時は、直ちに区災害対策本部の設置準備に入る。 なお、夜間・休日等の勤務時間外に注意情報の連絡を受けた時は、職務住宅居住者及び警戒勤務者並びに災害情報対策員が対応するものとする。 2 職員の参集 全管理職員は、ラジオ・テレビ等で判定会の招集を知ったときは、直ちに参集するものとする。 3 注意情報の発表時の所掌事務 区本部が設置されるまでの間、政策経営部災害対策・危機管理課が各部課・関係防災機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 (1) 注意情報の続報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 都及び関係防災機関との連絡調整 なお、夜間・休日等の勤務時間外においては、職務住宅入居者、警戒勤務者及び災害情報対策員があたる。

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第3章 調査・注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	警備本部の設置 (1) 注意情報を受けた時点で速やかに現場警備本部を設置し、指揮体制を確立する。 (2) 署員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき、又は注意情報の発表を知ったときは、速やかに自所属に参集し、所属長の指揮を受ける。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令し、主に次の対策をとる。 1 全消防職員及び全消防団員の非常招集 2 震災消防活動部隊の編成 3 関係防災機関への職員の派遣 4 救急医療情報の収集体制の強化 5 救助・救急資器材の準備 6 情報受信体制の強化 7 高所見張員の派遣 8 出火防止、初期消火等の広報の準備 9 その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 各防災機関等

機 関 名	内 容
水道局中央支所	注意情報を受けた時には、警戒宣言に伴い実施する準備等に必要な態勢として、所定の非常配備態勢を確立する。
J R 東 日 本	警戒宣言の発令に備えて、地震予知情報の伝達、警戒本部の設置準備及び輸送対策の手配をする。 1 注意情報を受けたときは、対策本部を設置する。 2 地震防災対策に関係する本部要員及び応急対策従事員を非常招集する。
東京都交通局	注意情報を受けた場合には、災害対策本部の設置を行うとともに、混乱の発生に備え必要な措置をとる。
東京地下鉄	注意情報の連絡を受けた場合は、直ちに非常招集して非常災害対策本部を設置する。
首都圏新都市鉄道	注意情報の連絡を受けた場合は、直ちに非常招集して非常災害対策本部を設置する。
N T T 東 日 本	1 注意情報の連絡を受けたときは、災害対策本部員を非常招集し、待機態勢をとる。 2 防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢をとる。 (1) 通話量等通信そ通状況の監視 (2) 電力機器等通信設備の運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 (4) 電話利用の自粛等広報活動

機 関 名	内 容
首都高速	注意情報に接したときは、緊急体制をとり、役員及び社員の参集、災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。
その他防災機関	注意情報の連絡を受けた場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢をとるものとする。

3 注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの広報

この段階では、地震予知観測データに異常が認められたことに伴い、判定会によるデータ分析を行っている時期であるから、住民の冷静な対応が望まれるところである。したがって、この時期の広報内容については、原則として、テレビ・ラジオ等により住民に冷静な対応を呼びかける広報を行うことにしている。

しかし、混乱発生のおそれが予測される場合には、区及び各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関(東京都総務局総合防災部、警視庁、東京消防庁など)へ通報し、関係機関は必要な情報等を区民に広報するものとする。

各ラジオ・テレビの報道機関においては、注意情報の連絡を受けた時点から職員の動員等を行い、注意情報発表時から警戒宣言までの間、通常番組の中断等をし、主として次により放送を行うことにしている。

- (1) 注意情報の報道
- (2) 注意情報に至った経過と今後の段どり
- (3) 家庭・職場での心得
- (4) 情報に注意するよう呼びかけ
- (5) 地震予知のしくみ

4 混乱防止措置

注意情報発表等により混乱の発生のおそれがあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は次のとおりである。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	対応措置の内容 1 混乱防止に必要な情報の収集及び伝達 2 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 3 その他必要事項
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	主要駅等の警備 注意情報発表後はあらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努め、混乱が予想される駅及び混乱が発生した駅等に部隊を配備する。
J R 東 日 本	緊急広報により直ちに運転計画、輸送状況等を案内するとともに、主要駅等における混乱防止のための措置をとる。 1 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 2 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 3 状況により、警察官の警備の応援を要請する。

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第3章 調査・注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
東 京 都 交 通 局	主要駅(ターミナル、連絡駅等)において、特に混乱が予想される場合は、次の措置を講じ旅客の安全を図る。 1 状況により、警察官の警備の応援を要請する。 2 状況により、駅・出入口の使用制限を実施する。
東 京 地 下 鉄	職員を派遣し、旅客扱い要員の増強をはかるとともに、状況により警察官の派遣を要請する。
首都圏新都市鉄道	1 警報発令を旅客に掲示物、放送等で周知する。 2 運行状況等の情報を掲示物、放送等で周知する。 3 状況により入場規制等を行う。 4 状況により警察官の派遣を要請する。
N T T 東 日 本	注意情報の報道に伴い、都民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定される。 この場合においては、防災関係機関の重要な通信を確保することを基本に、次により措置する。 1 防災関係機関等の非常・緊急通話及び非常・緊急電報は最優先に確保する。 2 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。 3 一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び公衆電話(緑・グレー)からの通話は確保するよう努める。

第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

東海地震の警戒宣言時の応急・復旧活動体制として、関係機関との相互協力、地震予知情報等の伝達や区民・事業所に対する呼びかけ等を実施するとともに、警備・交通対策、学校、病院、福祉施設対策、電気、ガス、上下水道対策、救援・救護対策等のとるべき対応措置について事前に整備する。

第1節 活動態勢（全部局、全機関）

1 区の活動態勢

震災対策編 第2部第1章第1節に準ずる。

2 区の通常業務に対する対応及びその他の措置

(1) 窓口業務

警戒宣言が発せられた場合でも、東京の都市機能は極力平常を確保することを原則としていることから、区本庁舎、出張所等の窓口業務は平常どおり開設する。

(2) 行事の中止、停止

区が主催又は共催する行事は、行事の実施中又は計画中にかかわらず、警戒宣言発令時から警戒解除宣言が発せられるまでの間は、原則として中止又は停止とする。

(3) 区施設の安全対策

各部・課は、それぞれの所管施設(備品)の安全点検を再確認し、被害の未然防止措置を実施する。

ア ガス使用器具、ボイラー等火気の点検・監視

イ 消火器・消火栓等消防設備の点検

ウ 備品類の転倒・落下防止

エ 無人エレベーターの運転中止

オ その他各部・課に応じた防災措置(重要書類の保管、金庫の出納等)

3 防災機関等の活動態勢

機 関 名	内 容
水 道 局 （中央支所 千代田 営業所）	1 非常配備態勢の発令 警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、中央支所及び千代田営業所は所定の非常配備態勢を整える。 2 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢 警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、発災に備えて給水対策本部を設置する。 各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

機 関 名	内 容
東 京 電 力 パワーグリッド	1 支部は警戒宣言が発せられた場合、速やかに第3非常態勢を発令する。 2 地方自治体等の災害対策本部への要員派遣を検討し、非常災害対策活動の円滑な運営を図る。
東 京 ガ ス	警戒宣言が発令された場合は、非常事態対策本部及び支部を設置し、所要の社員等を動員するとともに、外部機関関係との連携を密にして、速やかに非常の体制に移行する。
J R 東 日 本	1 警戒宣言を受報したときは、地震災害警戒本部を設置する。 2 各本部の組織及び任務は、あらかじめ定められた態勢により活動する。
首 都 高 速	警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、役員及び社員の参集、災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。
千 代 田 区 医 師 会	千代田区地域防災計画に基づき医療救護活動を要する事態に至ったときは、医師会災害医療救護計画により医療救護活動を実施する。 1 千代田区医師会災害医療救護対策本部を千代田区医師会事務局に置く。 2 本部長は医師会長、副本部長は医師会副会長、本部員は理事・監事とする。 3 本部は災害状況の把握に努め、救護班を編成し、千代田区災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、保健所に設置される医療救護活動拠点、区役所、隣接地区医師会、警察署、消防署等と連絡を密にし、能率的な救護活動を行う。 4 発災直後から超急性期までの概ね3日間は、東京逋信病院、九段坂病院、半蔵門病院の近接地等に緊急医療救護所が、急性期以降（概ね4日目以降）は、麴町小学校、麴町中学校、富士見小学校、高齢者総合サポートセンターかがやきプラザ※、いきいきプラザ一番町※等に避難所医療救護所が設置される。区より医療救護活動を要請された場合等には、本部長の指令により、救護班は救護用ジャケット・ヘルメット・腕章を着用して救護所に急行し、救護業務を開始する。（※印は、福祉避難所が開設された場合に設置する。） 5 医療救護実務として留意すべき事項は、 （診 断） 死亡、重症、軽症の区分を的確に判断して、処理及び収容区分の指導等に遺漏がないようにする。 （連絡表） 災害拠点病院等への緊急連絡事項を簡記して、傷病者に装着する。 （記 録） 出来る限り傷病者の氏名、住所、生年月日、性別、傷病名、処置の概要を記録する。 6 医療救護班はとりあえず各医師の自己所有の衛生材料・薬品等を携行するが、区役所はそれらの補給に努め、救護活動に遺漏のないように努める。

機 関 名	内 容
神 田 医 師 会	千代田区地域防災計画に基づき医療救護活動を要する事態に至ったときは、医師会災害医療救護計画により医療救護活動を実施する。 1 神田医師会災害医療救護対策本部を神田医師会館内に置く。 2 本部長は医師会長、副本部長は医師会副会長及び災害救護対策特別委員長、本部員は理事・監事とする。 3 本部は災害状況の把握に努め、救護班を編成し、千代田区災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、保健所に設置される医療救護活動拠点、区役所、隣接地区医師会、警察署、消防署等と連絡を密にし、能率的な救護活動を行う。 4 発災直後から超急性期までの概ね3日間は、日本大学病院、三井記念病院、三楽病院の近接地等に緊急医療救護所が、急性期以降（概ね4日目以降）は、お茶の水小学校、神田さくら館、ちよだパークサイドプラザ、昌平童夢館、障害者福祉センターえみふる※、岩本町ほほえみプラザ※等に避難所救護所が設置される。区より医療救護活動を要請された場合等には、本部長の指令により、救護班は救護用ジャケット・ヘルメット・腕章を着用して救護所に急行し、救護業務を開始する。 ※印は、福祉避難所が開設された場合に設置する。 5 医療救護実務として留意すべき事項は、 （診 断） 死亡、重症、軽症の区分を的確に判断して、処理及び収容区分の指導等に遺漏がないようにする。 （連絡表） 災害拠点病院等への緊急連絡事項を簡記して、傷病者に装着する。 （記 録） 出来る限り傷病者の氏名、住所、生年月日、性別、傷病名、処置の概要を記録する。 6 医療救護班はとりあえず各医師の自己所有の衛生材料・薬品等を携行するが、区役所はそれらの補給に努め、救護活動に遺漏のないように努める。
日 本 郵 便	1 業務運行の確保 警戒宣言が発せられた場合であっても、東京の都市機能を極力平常通り確保するため、原則として平常どおりの取扱いを行う。 2 利用者への周知 利用者に対し、警戒宣言が発せられた旨を適切な方法により周知する。 3 防災体制 (1) 発災に備え、必要に応じて非常災害対策本部を郵便局に設置し、防災措置に遺漏のないようにする。 (2) 発災後、被災者救護のため必要に応じて、郵便貯金非常取扱い及び簡易保険非常取扱いを行う。

機 関 名	内 容
そ の 他 防 災 機 関	1 各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合、区地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。 また、防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。 2 各防災機関は、その責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。 3 区の地域内の公共的団体又は、防災上重要な施設の管理者は本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、防災対策が円滑に行われるよう、その業務について区に協力するものとする。

4 相互協力

警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとする。

なお、必要により他の機関に対応措置に関し応援要請を行う場合は、震災応急対策計画に定める相互応援協力の体制による。

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達（災害対策・危機管理課、政策経営部、水道局中央支所、警察署、消防署、東京電力パワーグリッド、東京ガス、区内医師会、区内歯科医師会、その他防災機関）

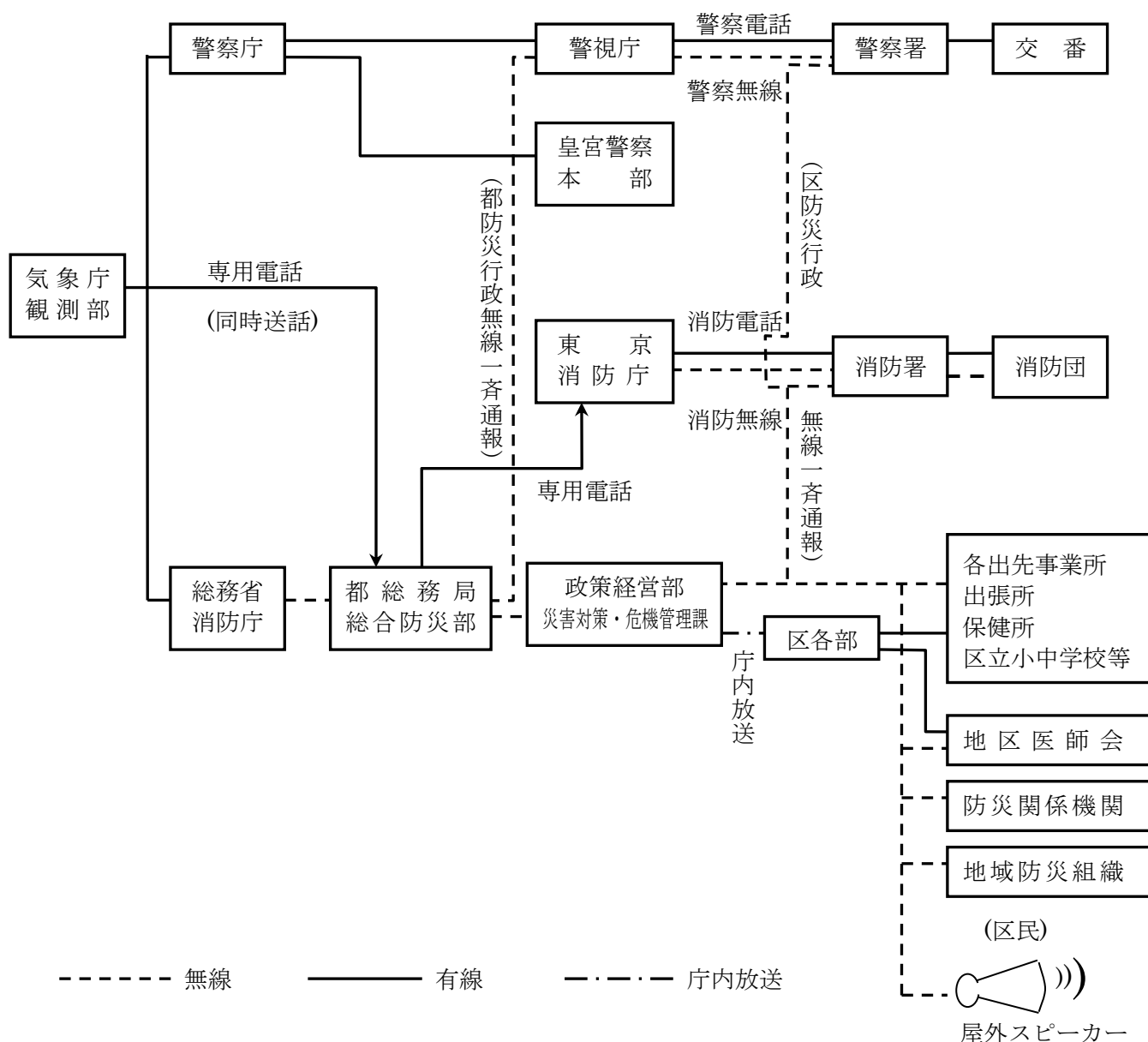
警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災機関が警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

本節ではこのため、警戒宣言時の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

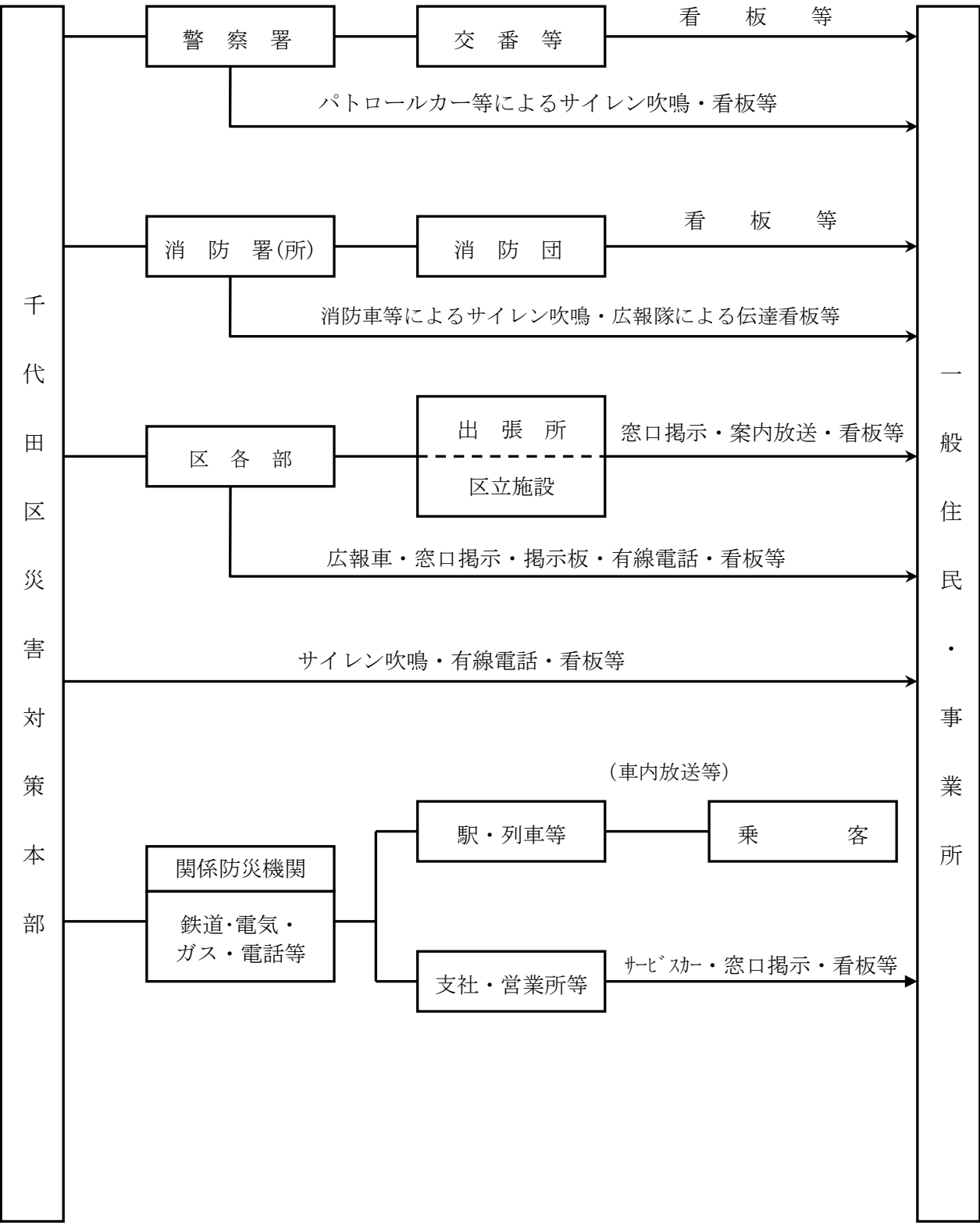
1 警戒宣言時の伝達

(1) 伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりとする。



一般住民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段

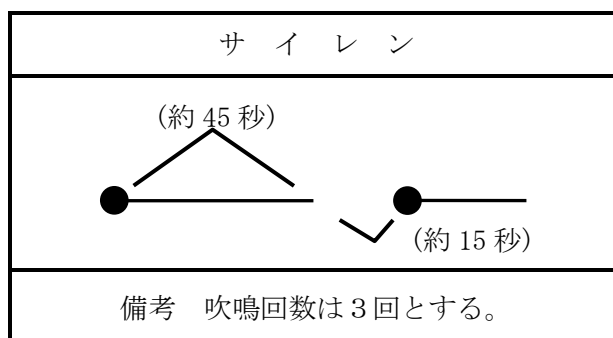


震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

(2) 伝達態勢

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 区本部は都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに庁内放送及び防災行政無線によりその旨を各部、出先事業所及び区立学校(園)に伝達する。 2 区本部の各部は、区本部から警戒宣言の通報を受けた時は、電話連絡網を活用し、直ちに部内各課及び出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知する。 3 一般住民・事業所に対しては、防災行政無線(固定系・同報無線)により、サイレンの吹鳴による防災信号(次頁図参照)で周知を図るとともに広報車、有線電話等も活用する。また、警察署・消防署とも密接な連絡を図り、迅速かつ的確に警戒宣言が発せられたこと及び地震予知情報の伝達を行う。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 各警察署は、警視庁若しくは方面本部から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに各課・交番等に伝達する。 2 各警察署は、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 各消防署(所)は、東京消防庁から警戒宣言の通報を受けた時は、加入電話等により消防団本部、分団本部等に伝達する。 2 各消防署(所)は、区と協力し、消防車等所有する車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
東 京 ガ ス	1 関係官庁等からの受理に関しては、受理責任者又は受理代理者を定め、又社内の伝達は、別に定める体制により行う。 2 警戒宣言を受理した場合、受理責任者は一斉通報、または館内放送等により、関係者に伝達する。
地区医師会・ 地区歯科医師会	防災信号(サイレン吹鳴)等によって警戒宣言の発令を知ったときは、直ちにラジオ、テレビ等を受信態勢とし、警戒宣言の内容、東京での予想震度等を了知すること。電話の使用は極力避けること。 区防災行政無線等によって連絡を受けた事務長は、直ちに回報号外を発行し、災害医療救護対策本部の成立と諸情報の伝達につとめる。回報の送達は、日常の経路をとるものとするが、緊急止むを得ない場合は防災無線によって区に連絡する。
その他防災機関	本社等上部機関若しくは区から警戒宣言又は地震予知情報の通報があった場合には、直ちにその旨を職員及び関係者に伝達する。

防災信号(サイレン)の吹鳴パターン



(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 千代田区での予想震度
- ウ 防災対策の実施の徹底
- エ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の異常輻輳等による混乱の発生が懸念される。

これらに対処するため、区は関係防災機関と密接な連携をとり、都が実施するラジオ・テレビ等による広域広報のほか、各機関の所掌に応じた広報をあらゆる手段を用いて実施する。

(1) 千代田区の広報

区は警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報はあらかじめ定めておくものとする。

ア 広報項目

(ア) 警戒宣言の内容の周知徹底

(イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供、的確かつ冷静な対応の呼びかけ

(ウ) 区民及び事業所のとるべき防災措置の呼びかけ

(エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報の実施方法

防災行政無線、MCA 無線機、広報車、防災組織、ホームページ・区公式ツイッター・区公式フェイスブック・区公式 LINE 及び安全安心メール等を通じて広報活動を行うものとする。

ウ 町会・区関係団体等の代表者に対する広報案文

「ただいま東京都から東海地震に係る警戒宣言が発せられた旨通報が入りましたのでお知らせ致します。地震が発生した場合の千代田区の予想される震度は 5 弱程度であり、家屋が倒壊するようなことはほとんどありません。各会員に対し火元の注意、水のくみおき、家具の転倒防止などを図るとともに、今後ともテレビ・

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

ラジオに充分注意して冷静に行動するようお伝え下さい。今後とも新しい情報が入り次第直ちに連絡いたします。」

エ 一般住民、事業所への広報案文

「こちらは千代田区役所です。ただいま内閣総理大臣から、東海地震に係る警戒宣言が発せられました。地震が発生した場合の千代田区の予想される震度は5弱程度であり、家屋が倒壊するようなことはほとんどありません。しかし、万一に備え火元の注意、水のくみおき、家具の転倒防止・窓ガラスの落下防止等を落ちついて実行して下さい。誤報にまどわされることなくラジオ・テレビなどの報道に注意して落ち着いて行動するようお願いいたします。かさねてお願いいたします。慌てずに落ち着いて行動して下さい。」

機 関 名	内 容
水 道 局 (中央支所) (千代田営業所)	1 中央支所庶務担当は、必要に応じて所管区域内を対象とする広報を、事業所長の指示に従い実施する。 2 広報は、拡声器付自動車による路上広報のほか、区の協力を得て防災行政無線(屋外受信機・戸別受信機)等により行う。
東 京 電 力 パワーグリッド	1 広報項目 警戒宣言が発せられたときは、感電事故並びに漏電による出火等を防止するための措置について下記項目を中心に広報を行う。 (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。 (3) 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 (5) 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。 (6) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーの取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。 (7) 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。 (8) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (9) その他事故防止のため留意すべき事項。 2 広報の実施方法 広報車及び防災組織等を通じて広報活動を行う。
東 京 ガ ス	1 広報の内容 (1) 一般需要家に対して ア 緊急時におけるガス栓の閉止 イ 警戒宣言時のガス供給の継続 ウ 強震時におけるガスの供給停止 エ ガス施設及びガス器具の取扱上の注意事項等 オ 不使用ガス栓の閉止の確認 カ 地震発生時のガス栓・メーターコックの閉止 キ 供給停止後のガス使用の禁止

機 関 名	内 容
	ク 供給継続地区におけるマイコンメーターの復帰操作 (2) 特定需要家に対して ア ガス機器の使用の抑制依頼 イ 地震発生時のしゃ断バルブによる、ガス供給しゃ断の要請 2 広報手段 テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等 3 広報内容 NHK 及び民放各社に「東京ガスから都市ガス安全使用周知のお願いについて」を依頼する。警戒宣言発令時に依頼し、ガスの安全使用を周知する。 (1) ガスは引き続き供給しています。 (2) ガスの使用は極力控えてください。 (3) ガスを使っていない場合は、メーターガス栓と部屋のガス栓を締めてください。 (4) 大きな地震が発生し、ガス設備に被害が出た場合には、ガスの供給を停止させて頂く事があります。
そ の 他 の 各 防 災 機 関	1 広報項目 住民及び施設利用者に対する広報項目は、区に準じて行うものとする。その主なものは次のとおりである。 (1) 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底 (2) 各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請 2 広報の実施方法 (1) 各機関は広報責任者、従業員、顧客、区民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。 (2) この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものとする。顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。 (3) 広報文はあらかじめ定めておくものとする。

第3節 消防対策（災害対策・危機管理課、消防署）

1 活動態勢

注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下にある場合、主に次の対策をとる。

- (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- (2) 震災消防活動部隊の編成
- (3) 関係防災機関への職員の派遣
- (4) 救急医療情報の収集体制の強化
- (5) 救助・救急資器材の準備
- (6) 情報受信体制の強化
- (7) 高所見張員の派遣
- (8) 出火防止、初期消火等の広報の準備
- (9) その他消防活動上必要な情報の収集

2 区民(事業所)に対する呼びかけ

- (1) 区民に対する呼びかけ
正確な情報を把握し、出火防止、初期消火、危害防止等安全体制の徹底を呼びかける。
- (2) 事業所に対する呼びかけ
正確な情報を把握し、消防計画等に定める事項の徹底と出火防止及び初期消火、危害防止等安全体制の徹底を呼びかける。

第4節 危険物対策（消防署、その他防災機関）

1 危険物等対策

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	危険物等を貯蔵し、又は取扱う事業所に対して、予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導する。

2 危険物輸送

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	消防法等に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所に対し災害防止の観点から次の措置を検討又は実施するよう指導する。 1 出荷及び受入れの停止又は制限 2 輸送途中における措置の徹底

機 関 名	内 容
J R 貨 物	1 火薬類 (1) 現在、都内に着・発する火薬類積載車両はないが、通過はありうるのでこれらの貨車は外周ヤード又は、駅の安全な場所もしくは立地上安全と思われる途中駅に一時抑留の手段をとる。 (2) 都内を輸送中の貨車は、途中駅に一時抑留し警察署・消防署へ連絡する。 2 その他の危険物 都内を輸送中の危険品積タンク車は、万一の場合を考慮して途中駅に抑留し、必要により警察署・消防署へ連絡する。

第5節 警備・交通対策(環境まちづくり部、第一建設事務所、警察署、首都高速、東京国道事務所)

1 警備対策

機 関 名	内 容
麹 町 警 察 署 丸 の 内 警 察 署 神 田 警 察 署 万 世 橋 警 察 署	1 警備部隊の配備 混乱のおそれのある駅、ターミナル、交差点等の実態把握につとめるとともに、必要に応じ部隊を配備する。 2 混乱防止活動 日常業務の処理のほか、次の点に重点を置き住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。 (1) 区内の実態把握に努める。 (2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。 (3) 不法事案の予防及び取締りを実施する。

2 交通対策

(1) 道路交通対策

警戒宣言時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。

基本的方針	1 都内の車両の走行は、できる限り制限する。 2 神奈川県及び山梨県方向へ向かう車両の走行はできる限り制限する。 神奈川県及び山梨県以外の地域から都内に流入する車両の通行はできる限り抑制する。

ア 交通対策本部等の設置

東海地震注意情報が発表されたときは、警視庁本部に交通対策連絡室を開設し、警戒宣言が発せられたときは、これを交通対策本部に格上げして指揮体制を確立する。

イ 運転者等のとるべき措置

運転者等のとるべき措置は、次のとおりとし、積極的に広報活動を行い、周知徹底を図る。

(ア) 走行中の車両

- ・警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速で走行すること。
- ・カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取しながら走行すること。
- ・目的地まで走行したら以後は車両を使用しないこと。
- ・バス、タクシー及び都民生活上、走行が必要とされる車両はあらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- ・危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策をすみやかにとること(震災対策編 第4部第4章第4節参照)。
- ・現場警察官等の指示に従うこと。

(イ) 駐車中の車両

- 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後は、原則として使用しないこと。
- 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などの道路外に移動すること。やむを得ずそのまま路上に継続して駐車する場合は、交差点を避け、道路の左側に寄せて停車し、エンジンを止めること。この場合は、エンジンキーをつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしないこと。また、貴重品を車内に残さないこと。
- 警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。

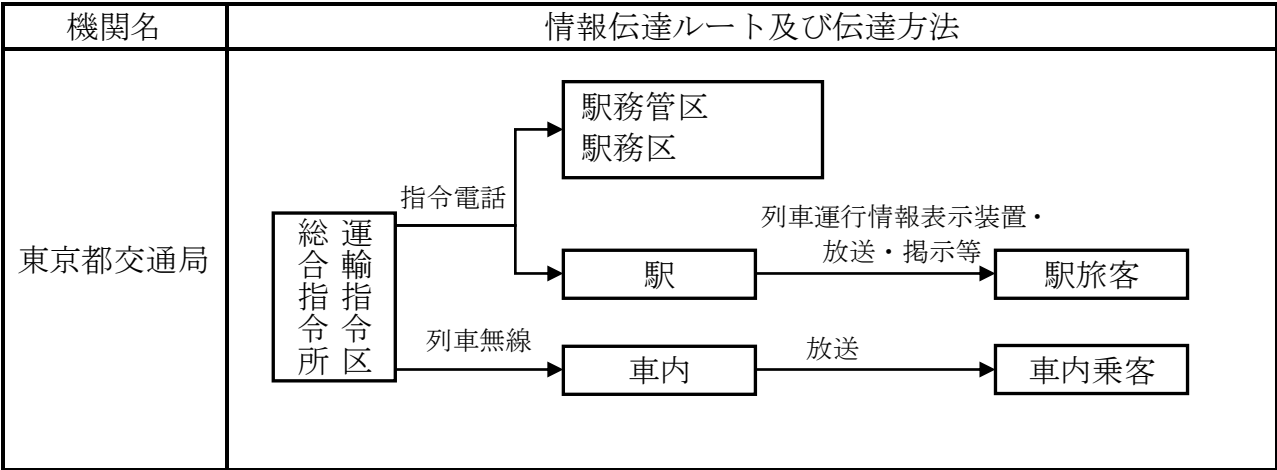
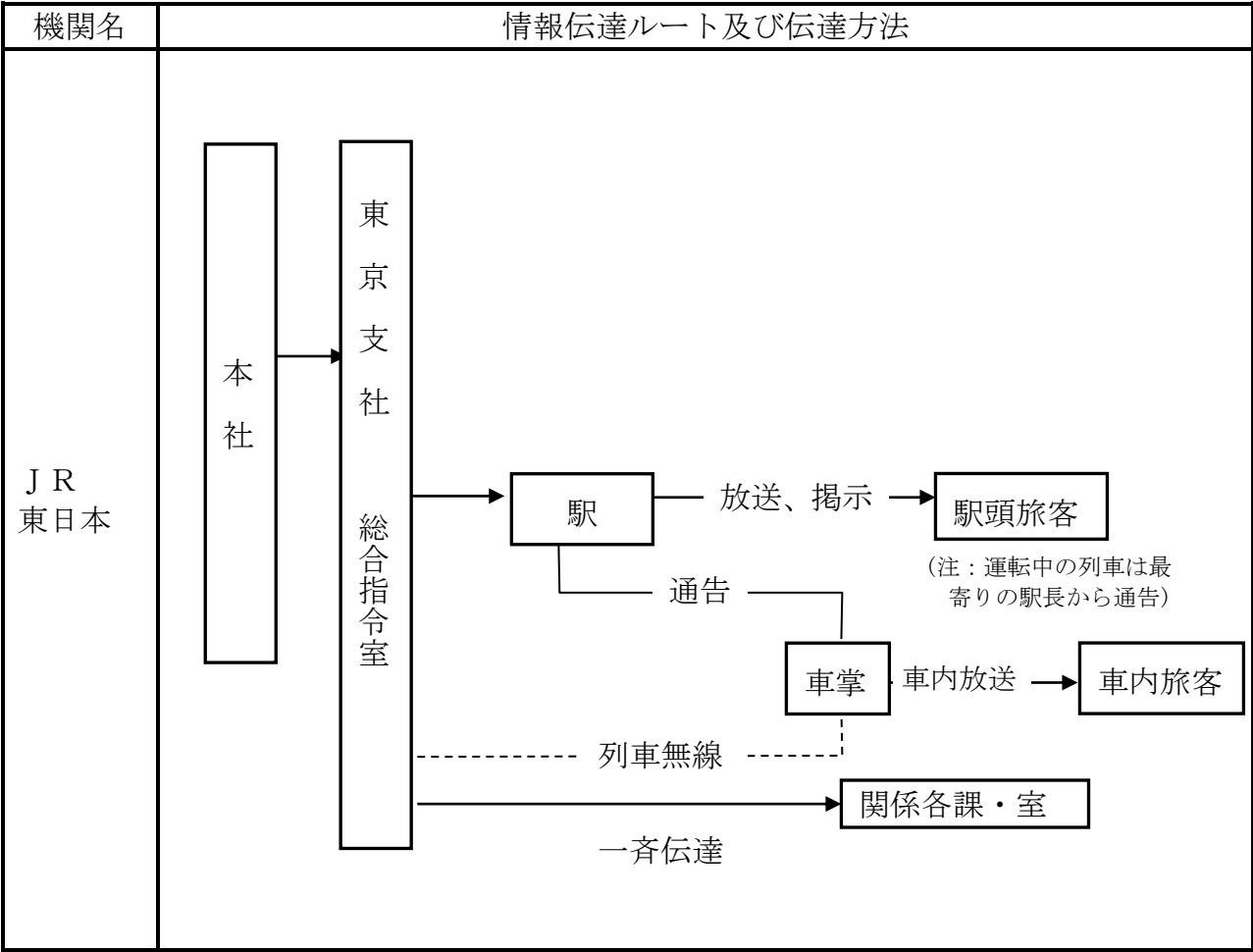
3 道路管理者のとりべき措置

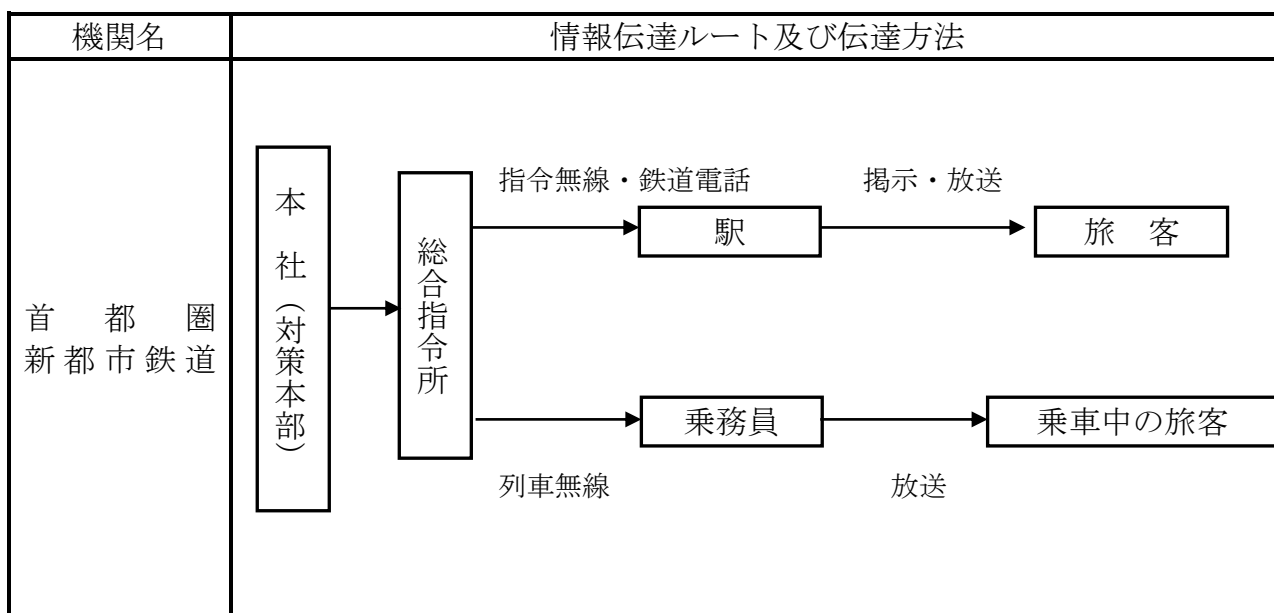
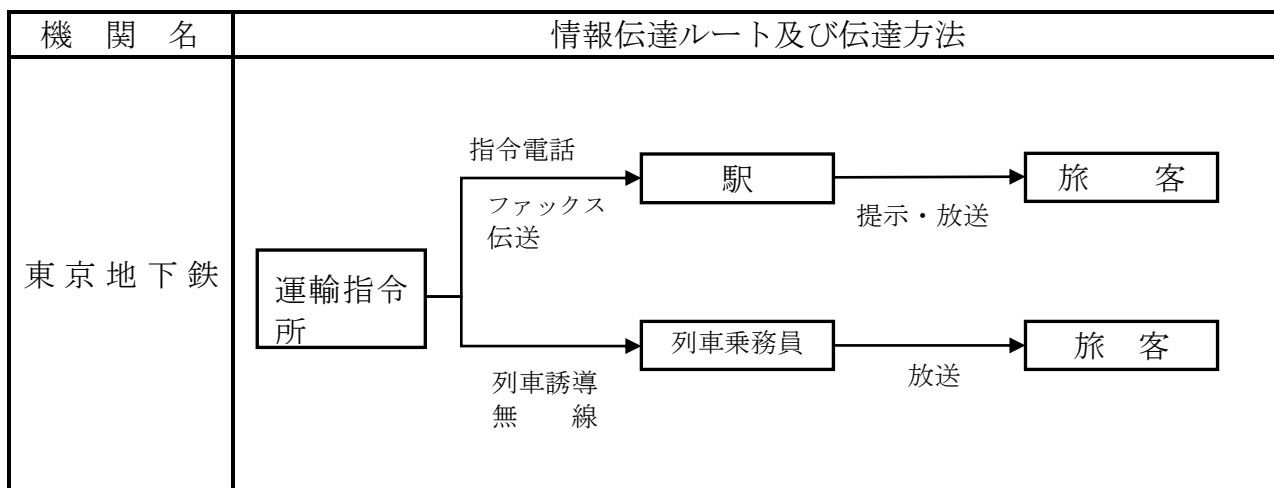
機 関 名	内 容
環 境 部 まちづくり	1 危険箇所の点検 避難所に通ずる道路等を主として、救助活動に関する道路を重点的に点検する。 2 工事中の道路についての安全対策 原則として工事を中止し、安全対策を確立しておくものとする。
第 一 建 設 所 事 務	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急障害物除去道路等を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路損傷等について、緊急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し緊急車等の円滑な通行の確保を図る。
関 東 地 方 整 備 局・東京国道事務所	1 警戒宣言が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予測される地域にあっては重点箇所等の道路状況の把握に努めるとする。 2 地震発生にかんがみ、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い、必要となる補強・落下防止等の保全措置に努めるものとする。 3 占用工事にあつては、必要に応じ占用工事申請者についても保全措置を講ずるよう指導するものとする。
首 都 高 速	警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。 1 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占用者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。 2 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客様に対して、規制状況等の必要な広報を行う。 3 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネルの防災設備等の点検準備を行う。 4 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

第6節 公共輸送対策（東京都交通局、消防署、J R 東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、その他防災機関）

1 鉄道・地下鉄対策

- (1) 情報伝達
警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法及びルートで列車及び駅並びに乗客等に伝達する。





(2) 列車運行措置

ア JR東日本

社内規定の定めにより、列車の運転規制を実施する。

イ 都交通局及び民鉄各社

(ア) 運行方針

防災関係機関、報道機関並びにJR東日本との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

(イ) 運行措置

機 関 名	警戒宣言当日	翌日以降
東京都交通局 東京地下鉄	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ(仮称)を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において、乗客の集中を防止するための次の措置をとる。

機 関 名	内 容
東京都総務局	1 平常時から、都民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において、鉄道機関及び警視庁からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して、極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛ける。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
J R 東 日 本 東 京 都 交 通 局 東 京 地 下 鉄	1 平常時から運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼び掛けを行う。 3 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛け、協力を要請する。

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

(4) 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講ずる。

機 関 名	旅客の安全を図るための措置	その他の措置等
J R 東日本	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 状況により警察官の応援を要請する。	社内規定及び地震災害警戒本部の指示により状況に応じた対応を行う。
東 京 都 交 通 局	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 状況により警察官の応援を要請する。	1 状況を総合指令所長、駅務管区長に通報し、応援等を要請する。 2 状況により乗車券の発売中止を行う。
東京地下鉄	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 状況により警察官の応援を要請する。	左記措置をとり列車運行の確保に努めるが、利用者及び事業所の協力が得られず、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼす恐れが生じた場合は、止むを得ず運転を中止する場合がある。

(5) 列車の運転中止措置

鉄道機関及び都、警視庁、東京消防庁等は一致協力し、上記措置をとり列車運行の確保に努めるものであるが、万一、都民及び事業所の協力が得られず、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は止むを得ず運転を中止する場合がある。

2 バス、タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号(サイレン)、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機 関 名	内 容
東京バス協 会	1 路線バス (1) 運行方針 (2) 防災関係機関の協力のもとに地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 (3) 運行計画 ア 警戒宣言が発せられたときは、減速(一般道路 20km/h,高速道路 40km/h)を行う。 イ 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合その状況に応じて、行本数削減の措置をとる。 ウ 危険箇所等を通る路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。 エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 2 貸切バス 貸切バスについては、必要止むを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
東京ハイヤー・タクシー協 会 都個人タク シー協会	タクシー・ハイヤー 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行(一般道路 20km/h,高速道路 40km/h)を行う。

(3) 混乱防止措置

ア 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、区・警察署・消防署・各鉄道機関及びバス会社等は、時差退社並びに近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、区民及び事業者に対する広報及び指導を行う。

イ バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたる。

第7節 学校、病院、福祉施設対策（子ども部、保健福祉部、地域保健担当）

1 区立学校（幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校）

(1) 登校前・登(下)校途中時

- ア 登校前(在宅中)に判定会招集の報道があったときは、判定会の結果が出るまで在宅し、警戒宣言が発せられたときは登校しない。
- イ 登校途中に判定会の招集を知ったとき又は警戒宣言が発せられたときは、そのまま登校し学校の指示に従う。また、下校中の場合はそのまま下校することを原則とするが、学童クラブを利用することになっている児童は、そのまま学童クラブに行き職員の指示に従う。

(2) 在校時

- ア 警戒宣言が発せられるとともに、原則として授業を打切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。
- イ 警戒宣言が発せられた後、幼児・児童・生徒等を計画にしたがって帰宅させる。
- ウ 帰宅に当たって、幼児・児童についてはあらかじめ保護者に伝達してある計画にしたがって、保護者又は保護者の委任した代理人(以下「保護者」という)に帰宅先を確認してから引渡す。
保護者に引渡すまでは、学校(園)において保護する。
- エ 中学校・中等教育学校生徒については、個々に帰宅経路手段(徒歩、バス、電車等)所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。
- オ 中学校・中等教育学校生徒で遠距離通学のため自宅以外の知人宅が定まっている者は、知人宅を確認して帰宅させる。
- カ 中学校・中等教育学校生徒の帰宅に当たっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に陥ることがないように、下校計画にしたがって必要な措置をとる。
- キ 小・中学校の特別支援学級については、幼稚園・小学校と同様な措置をとるものとする。

(3) 児童・生徒の校外学習時

- ア 宿泊を伴う学習時(移動教室、夏季施設、修学旅行等)の場合は、強化地域内外を問わず地元官公署と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。
また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は対応の状況を区教育委員会に報告するとともに、保護者への周知をはかるよう努力する。
- イ 日帰りの場合の校外学習時(遠足、社会科見学等)については、その地の官公署と連絡をとり、原則として即時帰校(園)の措置をとる。帰校(園)後は、幼児・児童・生徒を在校(園)時の場合と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校(園)することが危険と判断される場合は、適宜の処置をとる。
強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は前項と同様の措置をとる。
※電話の輻輳により連絡がとりにくくなることを十分に考慮する。

(4) 学校(園)におけるその他の対応策

- ア 幼児・児童・生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

- イ 学校(園)に残留し、保護する幼児・児童・生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等についてはあらかじめ予想される員数を把握し、区教育委員会の指示を待つ。
- ウ 残留する幼児・児童・生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担にしたがって措置をとる。
- エ 残留する幼児・児童・生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項をできるだけ早く、区教育委員会へ報告するよう努力する。
- (5) 警戒解除宣言の連絡等
 - ア 警戒解除宣言の情報はラジオ・テレビ、都区市町村の広報等によって得るものとする。
 - イ 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。
- (6) 児童・生徒に対する伝達と指導
 - 学校は、判定会招集が報道機関により報道された後、判定会の結論が出るまでの間に適切な時期に学級指導に授業を切り換え、判定会が招集されたことを伝達し、地震に対する注意事項、解除宣言後又は地震後の授業の再開等について説明し、児童・生徒の安全を図る指導にあたり警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定めた下校計画にしたがって帰宅させるよう準備を整える。
- (7) 判定会招集の学校(園)における対応措置の保護者への周知
 - 判定会招集が報道されると、幼児・児童の保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想される。
 - 学校においては、判定会招集時は授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置をとることとしている。
 - したがって、そのような事態が起こることのないように、学校は平素から保護者に対して学校の対応策を周知徹底しておく。判定会招集の報道を得た家庭は、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引取りに出る準備を整えるように連絡しておくことが大切である。
 - なお、上記のような事前の措置をとっても、判定会招集の報道で保護者が引取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置をとる。
- (8) その他
 - ア 強化地域からの通学者については、あらかじめ定めた区内の知人宅に帰宅させる。
 - イ 区内の私立幼稚園、私立専修・各種学校については、警戒宣言時の対応について、計画を作成し、その対応が取れるよう、関係機関は助言指導する。

2 病院、診療所

- (1) 診療態勢
 - 病院及び診療所は、災害時においても医療機能を維持できるように、あらかじめBCP（事業継続計画）を策定するとともに、訓練等を定期的実施する。
 - 外来診療については、医療機関の状況に応じ可能な限り平常通り診療を行い、このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。
 - 入院患者については、担当医師の判断により退院の許可を与える。
 - なお、手術・検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。
- (2) 防災措置
 - 病院又は診療所には、医薬品類等危険な物が多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、地区医師会の指導助言により次の防災措置を講ずる。
 - ア 建物、設備の点検
 - イ 薬品、危険物の防災措置
 - ウ 落下物の防止

- エ 非常用設備、備品の点検及び確保
- オ 職員の分担業務の確認
- (3) その他
 - ア 収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜連絡をする。
 - イ 地区医師会との連絡を密にし、よりの確な情報交換を行うようにする。

3 福祉施設

(1) 区立保育園・こども園

(基本事項)

- ア 登園前(在宅中)に判定会招集の報道があったときは、園児・保護者は判定会の結果が出るまで在宅し、警戒宣言が発せられたときは登園させないようにする。
また、登園途中において判定会招集の報道を知ったときは、自宅に引返して判定会の結果を待つよう徹底しておく。
- イ 在園時に、警戒宣言が発せられた場合は、園児はあらかじめ決められた保護者等の引取者に引き渡す。
- ウ 園舎、設備の点検整備を図り、被害を最小限に食い止める防災措置を講ずる。

(具体的事項)

ア 対応姿勢

- (ア) 警戒宣言が発せられた報を受信した園長は、迅速に職員全員に周知を図る。
- (イ) 職員は、前もって決められた分担任務を冷静沈着に実行する。

イ 園児の取扱い

- (ア) 保護者の引取りがあるまでに帰宅を準備させ、待機させる。
- (イ) あらかじめ決められた引取者の名簿を確認のうえ、記録して引渡す。
- (ウ) なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。
- (エ) 引取りのない園児は、園において保護する。
- (オ) 園外保育実施時については、その地の官公署と連絡をとり、原則として即時帰園の措置をとる。帰園後は、在園時の場合と同様の措置を行う。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰園することが危険と判断される場合は、適宜の処置をとる。

ウ 園舎等の防災措置

- (ア) 施設設備の点検及び整備
- (イ) 落下物の防止策
- (ウ) 飲料水の確保、食料、ミルク、医薬品等の点検

エ その他

- (ア) 園児の引取りについては、事前に十分な打合せをする。
- (イ) 職員、園児、保護者等の防災教育を行う。
- (ウ) 関係機関との密接な連絡を行う。
- (エ) 区内のその他の保育施設・事業については、区立保育園・こども園に準じた対応がとれるよう、助言・指導する。

(2) 区立児童館

(基本事項)

- ア 警戒宣言が発せられた場合、児童は即時帰宅させるか保護者に引渡す。
- イ 施設の点検整備を図り、被害を最小限に食い止める防災措置を講ずる。

(具体的事項)

ア 対応姿勢

- (ア) 警戒宣言が発せられた報を受信した館長は、迅速に職員全員に周知を図る。
- (イ) 職員は前もって決められた分担任務を冷静沈着に実行する。

イ 児童の取扱い

- (ア) 児童を集めて警戒宣言が発せられたことを説明し、学童クラブを除き、帰宅できるものは即時に帰宅させる。
- (イ) 引取りに来る者については記録して引渡す。
- (ウ) 引取りのない児童は、館において保護する。

ウ 館の防災措置

- (ア) 倒壊、落下の危険のある物の補強又は除去
- (イ) 食料、飲料水、寝具及び救急薬品等の点検
- (ウ) 警戒避難用具の点検確保
- (エ) 消火用具の点検、火元取締
- (オ) 避難経路、場所の確認
- (カ) エレベーターの使用禁止、館内非常口の開放

エ その他

- (ア) 民間児童館については、区立児童館に準ずる。

(3) 区立高齢者福祉施設

(基本事項)

- ア 警戒宣言が発せられた場合、帰宅させるか保護者に引渡す。
- イ 施設の点検整備を図り、被害を最小限に食い止める防災措置を講ずる。

(具体的事項)

ア 対応姿勢

- (ア) 警戒宣言が発せられた報を受信した所長並びに館長は、迅速に職員全員に周知を図る。
- (イ) 職員は前もって決められた分担任務を冷静沈着に励行する。

イ 利用者の取扱い

- (ア) 利用者を集めて警戒宣言が発せられたことを説明し、通所施設の場合、帰宅できるものは帰宅させる。入所施設の場合、施設内で保護する。
- (イ) 引取りに来る者については記録して引渡す。
- (ウ) 引取りのない者は、館において保護する。

ウ 館の防災措置

- (ア) 倒壊、落下の危険のある物の補強又は除去
- (イ) 食料、飲料水、寝具及び救急薬品等の点検
- (ウ) 警戒避難用具の点検確保
- (エ) 消火用具の点検、火元取締
- (オ) 避難経路場所の確認、館内非常口の開放
- (カ) エレベーターの使用禁止

エ その他

- (ア) 区内の民間高齢者福祉施設については、警戒宣言時の対応について、計画を作成し、その対応が取れるよう、関係機関は助言指導する。

(4) 区立障害者福祉施設

(基本事項)

- ア 登所前(在宅中)に判定会招集の報道があったときは、判定会の結果が出るまで在宅し、警戒宣言が発せられたときは登所しない。又、登所途中において判定会招集の報道に接したときは、自宅に引返して判定会の結果を待つ。
- イ 在所時、警戒宣言が発せられた場合、帰宅させるか保護者に引渡す。
- ウ 施設の点検整備を図り、被害を最小限に食い止める防災措置を講ずる。

(具体的事項)

ア 対応姿勢

- (ア) 警戒宣言が発せられた報を受信した施設長は、迅速に職員全員に周知を図る。
- (イ) 職員は前もって決められた任務分担を冷静沈着に励行する。

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

イ 利用者の取扱い

- (ア) 利用者を集めて警戒宣言が発せられたことを説明し、通所施設の場合、帰宅できるものは帰宅させる。入所施設の場合、施設内で保護する。
- (イ) 引取りに来る者については、記録して引渡す。
- (ウ) 引取りのない者については、所内において保護する。

ウ 所の防災措置

- (ア) 倒壊、落下の危険のある物の補強又は除去
- (イ) 食料、飲料水、寝具及び救急薬品等の点検
- (ウ) 警戒避難用具の点検確保
- (エ) 消火用具の点検、火元取締
- (オ) 避難経路・場所の確認、所内非常口の開放

エ その他

- (ア) 区内の民間障害者福祉施設については、警戒宣言時の対応について、計画を作成し、その対応が取れるよう、関係機関は助言指導する。

第8節 劇場、超高層ビル、地下街及び区の施設対策（地域振興部、政策経営部、消防署、その他防災機関）

劇場、超高層ビル、地下街等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は下記の対応措置を講ずる。

機 関	対 象	対 応 措 置
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。	
	劇場、映画館等	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 応急手当等に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 6 施設利用者への警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導
	高 層 ビ ル	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 応急手当等に必要な資材の準備 5 ビル店舗内については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対しての必要な情報の伝達及び誘導の実施 7 エレベーターの運転中止及び避難時の階段利用
	地 下 街	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 応急手当等置に必要な資材の準備 5 地下街店舗については、営業の中止又は自粛 6 利用客に対しての必要な情報の伝達及び誘導の実施

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

機 関	対 象	対 応 措 置
千 代 田 区	区役所本庁舎、 区立文化・スポ ーツ施設、図書 館、区民館等	1 警戒宣言が発せられると同時に、施設管理者及び受託事業者が、館内放送及び入口掲示により施設利用者に警戒宣言の情報を伝達し、適切な誘導を行う。団体利用（貸切）の場合は、主催責任者に施設利用の自粛を要請し、適切な誘導を行う。千代田区内は地区内残留地区のため、施設内が安全な場合は、施設利用者が、施設内で一時的に待機することも可能とし、外部の安全を確認できた時点で退館を促す。 2 施設管理者及び受託事業者の職員は、役割分担に基づき、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。
	千 鳥 ケ 淵 ボ ー ト 場	1 警戒宣言が発せられると同時に、受託事業者が、施設利用者に警戒宣言の情報を伝達し、直ちにボートの引き上げを要請する。 2 利用券の販売業務は直ちに中止し、警戒宣言の発令の旨を施設出入口及び販売窓口に掲示する。 3 受託事業者職員は、利用者が安全にボートから引き上げられるよう誘導すると同時に、空のボートを安全な場所へ牽引締結する。

第9節 電話、電報対策（NTT東日本）

1 判定会招集の報道開始後の混乱防止措置

機関	内 容
NTT東日本	警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規定に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 1 確保する業務 (1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 (2) 街頭公衆電話からの通話 (3) 災害用伝言ダイヤル等の提供準備 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) 防災関係機関等から緊急な要請への対応 (ア) 故障修理 (イ) 臨時電話、臨時専用回線等の開通 (注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

2 広報

機 関 名	内 容
NTT東日本	1 警戒宣言発令時に、通信が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号にあげる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。 (1) 通信の疎通状況並びに利用制限等の措置及び代替となる通信手段 (2) 利用者に対し、協力を要請する事項（災害伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む） (3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況 (4) その他必要とする事項 2 前項の広報をするにあたり、必要に応じ報道機関と事前協議を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。 判定会招集の報道開始後及び警戒宣言時、一般の利用者に対しテレビ、ラジオ及地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。

3 防災措置の実施

機 関 名	内 容
N T T 東 日 本	発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。 1 災害対策用機器及び車両の点検・整備 2 応急対策、応急復旧に必要な資材及び点検確認並びに輸送方法の確認と手配 3 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認 4 電気通信設備等の巡回・点検並びに防護 5 工事中施設の安全措置 6 可動物品の固定 7 可燃物、危険物の安全措置

第10節 電気、ガス、上下水道対策（水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京電力パワーグリッド、東京ガス）

1 電気

- (1) 電気の供給
警戒宣言が発せられた場合においても、電力の供給は継続する。
- (2) 人員、資器材の点検確保
 - ア 要員の確保
非常災害対策支部構成員は、判定会招集情報又は警戒宣言情報を知ったときは、速やかに支部に参集する。
 - イ 資器材の確保
警戒宣言が発せられた場合、非常災害対策支部は工具、車両、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資器材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (3) 施設の予防措置
警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報に基づき電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講ずる。この場合においても地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。
 - ア 特別点検等
地震予知情報に基づき配電用諸機器の調整等を実施する。
 - イ 通信網の確保
保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。
また、通信会社、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。
 - ウ 応急安全措置
仕掛け工事等は、状況に応じた設備保全及び人心安全上の応急措置を実施する。

2 ガス

- (1) ガスの供給
警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。
- (2) 人員、資機材の点検確保
 - ア 人員の確保と配備
勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。
 - イ 資機材の点検確保
復旧工事用資機材の点検整備を行う。
- (3) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容
 - ア 広報の内容
 - ① 一般需要家に対して
 - ・ 緊急時におけるガス栓の閉止
 - ・ 警戒宣言時のガス供給の継続

- ・強震時におけるガスの供給停止
- ・ガス施設及びガス器具の取扱上の注意事項等
- ・不使用ガス栓の閉止の確認
- ・地震発生時のガス栓・メーターコックの閉止
- ・供給停止後のガス使用の禁止
- ・供給継続地区におけるマイコンメーターの復帰操作
- (イ) 特定需要家に対して
 - ・ガス機器の使用の抑制依頼
 - ・地震発生時のしゃ断バルブによる、ガス機器しゃ断の要請
- イ 広報の方法
テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等
- ウ 広報活動内容
NHK 及び民放各社に「東京ガスから都市ガス安全使用周知のお願いについて」を依頼する。警戒宣言発令時に依頼し、ガスの安全使用を周知ご案内します。
 - (ア) ガスは引き続き供給しています。
 - (イ) ガスの使用は極力控えてください。
 - (ウ) ガスを使っていない場合は、メーターガス栓と部屋のガス栓を締めてください。大きな地震が発生し、ガス設備に被害が出た場合には、ガスの供給を停止させて頂く事があります。
- (4) 施設等の保安措置
 - ア 導管網ブロック化措置の準備
 - (ア) Kブロックのバブルしゃ断は、防災・供給センターの指示により、迅速かつ円滑にできる態勢を確立する。
 - (イ) 地域事業本部は、防災・供給センターの指示に基づき、要員の現場出動及び事業所との無線交信による緊急措置の準備を行う。
 - イ 放散措置の準備
放散要員は速やかに指定の放散拠点へ出動し、放散の措置が迅速かつ円滑にできる態勢を講じる。
 - ウ その他の保安措置
 - (ア) 緊急しゃ断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。
 - (イ) 保安通信設備の通信状態の確認を行う。
 - (ウ) 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。
 - (エ) タンクローリーの受入、払出作業及び船舶荷役作業の中断又は制限を行う。

3 上水道

- (1) 飲料水の供給及び広報
警戒宣言時においても、飲料水は平常通り供給する。また、住民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。
 - ア 当座の飲料水のくみ置き要請
 - イ 地震発生後の避難にあたっての注意事項
 - ウ 地震発生後の広報等の実施方法
 - エ 地震発生後における住民への注意事項

(2) 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置する。

各事事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

(3) 施設等の保安措置

ア 浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうよう送配水圧を調整する。

イ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。

ウ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。

4 下水道

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

(1) 危険物に対する保安措置

機 関 名	巡視点検する施設
下水道局中部下水道事務所	警戒宣言が発せられた場合は、直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令及び関係者以外を近づけないようにする。 ○ 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。 ○ タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

(2) 施設等の保安措置

ア 施設の被害を最小限に止め、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、下記施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。

機 関 名	巡視点検する施設	
下水道局中部下水道事務所	1 下水道管渠	3 ポンプ所施設
	2 高潮防潮扉	4 水再生センター施設

イ 工事現場

機 関 名	巡視点検する施設
下水道局中部下水道事務所	工事を即時中断、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

第11節 生活物資対策（地域振興部）

1 営業継続の要請

区は千代田区商店街連合会及び関係業種別団体を通じ、各商店に対し営業を継続するとともに適正価格による円滑な供給に努めるよう協力要請する。

2 買占め、売りおしめ防止

区は千代田区商店街連合会及び関係業種別団体を通じ、各商店に対し、買占め、売りおしめをしないよう協力要請する。

また、区民に対しても、買い急ぎをしないよう広報する。

第12節 金融対策（政策経営部）

区は関係機関（関東財務局、日本銀行、東京都、郵便局・郵便事業の指導方針に基づき、各金融機関及び区民に対し、次のとおり協力依頼及び広報を行うものとする。

1 金融機関の対応措置

- (1) 原則として平常どおり営業する。止むを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払い戻し業務についてはできるだけ継続する。
- (2) 店頭の顧客に対しては、警戒宣言が発せられたことを伝達するとともに、店頭はその旨を掲示する。
- (3) 店内の顧客及び従業員の安全の確保のため、危険箇所の点検等適切な応急措置をとる。

2 区民への広報

区民に対し、各金融機関の対応措置を広報するとともに、不要不急な預貯金の引き出しは自粛するよう防災無線、広報車等により呼びかけを行う。

第13節 避難対策（災害対策・危機管理課）

警戒宣言が発せられた時点では避難の必要はないが、区長は管内のがけ地等について各関係機関と連絡を密にし、実情把握を行い危険が予測される地区については、選定を行って対処していくものとする。

第14節 救援・救護対策（災害対策・危機管理課、地域保健担当、水道局中央支所、区内医師会、区内薬剤師会、その他防災機関）

1 給水態勢

区は発災後に備え、東京都水道局等と密接な連携を図り、給水態勢の確立に努めるものとする。

- (1) 応急給水用資器材の点検・整備
給水タンク、ポリタンク、ろ水機等資器材の点検・整備を図り、搬出できる態勢を確立する。
- (2) 応急態勢の確立
各施設においては、受水槽・高置水槽を満水にしておく等応急給水態勢を確立する。

2 食料の配布態勢

- (1) 職員の配置
ア 区は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うため待機の態勢をとる。
イ 区は、災害時の食料(米穀等)に関する優先供給協定を締結している区民団体に待機態勢をとるよう要請する。
- (2) 運搬計画
ア 区は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、区が所有する車両の待機を指令する。
イ 区は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、一般社団法人東京都トラック協会千代田支部に待機の態勢を要請する。

3 医療救護態勢

機関別の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
保 健 所	1 地区医師会、歯科医師会、薬剤会への救護班編成準備陽性 2 救護所における医薬品・資器材の整備 3 医療救護活動拠点の整備 (1) 災害医療コーディネーター、災害拠点病院等との連絡体制整備 (2) 医療救護活動拠点立上げ資材の準備 4 災害薬事センターの整備 (1) 災害薬事コーディネーターとの連絡体制整備 (2) 災害薬事センターの立ち上げ資材の準備
地区医師会	区内各医師会の災害医療救護計画に基づく地区医師会の医療救護班を区との協定による派遣の要請に備え、速やかに編成できるように準備する。

震災対策編 第4部 東海地震災害事前対策計画
第4章 警戒宣言時の応急・復旧活動体制

機 関 名	内 容
地 区 歯 科 医 師 会	区内各歯科医師会の災害医療救護計画に基づく地区歯科医師会の医療救護班と身元確認班を、区との協定による派遣の要請に備え、速やかに編成できるように準備する。
地 区 薬 剤 師 会	区との応急医薬品等の優先供給に関する協定に基づき、応急医薬品の確保及び供給ができるよう準備する。

4 輸送車両の確保

区は備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、原則として庁有車に待機を指示するほか、関係輸送業者に調達準備を要請する。

関係輸送業者	内 容
東京都トラック協会千代田支部	区との緊急輸送業務の協力協定に基づく要請に応じ、車両の調達準備をする。

第5章 区民・事業所等のとるべき措置

平常時及び判定会招集時から警戒宣言が発せられるまで、警戒宣言が発せられたときから発災までのそれぞれの段階において、区民・地域防災組織・事業所等のとるべき措置を事前に整備する。

第1節 区民のとるべき措置（災害対策・危機管理課）

1 平常時

- (1) 日ごろから出火の防止に努める。
 - ア 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をする。
 - イ ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置をしておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。
 - ウ プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐蝕などを点検する。
- (2) 消火用具を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所に置く。
- (3) 家具類の転倒、落下、移動防止及び窓ガラス等の落下防止を行う。
 - ア タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定する。
 - イ 家具の上に物を置かないようにする。
 - ウ 窓ガラスの古いパテは取替える。
 - エ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下しないよう措置をする。
- (4) ブロック塀等の点検補修をする。

ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど、倒壊防止の措置を行う。
- (5) 食料や非常持出品を準備しておく。
 - ア 家族が必要とする3日分の食料、飲料水を備蓄しておく。
 - イ 三角巾、絆創膏等の医薬品を備蓄しておく。
 - ウ ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品を備えておく。
 - エ ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具を備える。
- (6) 家族で対応措置を話し合っておく。
 - ア 警戒宣言時及び地震発生時の家族の役割分担を取り決めておく。
 - イ 警戒宣言時は電話がかかりにくくなるので、行動予定を話し合っておく。
- (7) 防災教育訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。

2 判定会招集時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) 情報に注意するとともに冷静に行動する。
 - ア テレビ・ラジオ等の情報に注意する。
 - イ あわてた行動をとらないようにする。
- (2) 電話の使用を自粛する。

- (3) 自動車の利用を自粛する。
 - ア テレビ・ラジオ等の情報に注意する。
 - イ あわてた行動をとらないようにする。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行う
 - ア 区等の防災信号(サイレン)を聞いたときは、直ちにテレビ・ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - イ 都・区・警察・消防等、防災機関の情報に注意する。
 - ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- (2) 火気の使用に注意する。
 - ア ガス等の火気用具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - イ 火気器具周囲の整理整頓を確認する。
 - ウ ガスメーターコックの位置を確認する。
 - エ 使用中の電気器具(テレビ・ラジオを除く)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。
 - オ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - カ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (3) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認する。
- (4) 家具の転倒防止措置を確認する。
 - 棚の中の重い物をおろす。
- (5) ブロック塀等を点検する。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ア 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
 - イ ベランダの植木鉢等を片づける。
- (7) 飲料水のくみおきをする。
- (8) 食料、医薬品、防災用品を確認する。
- (9) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- (10) 電話の使用を自粛する。
 - 役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。
- (11) 自家用車の利用を自粛する。
 - ア 路外に駐車中の車両はできる限り使用しない。
 - イ 路上に駐車中の車両はすみやかに空地や駐車場に移す。
 - ウ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
- (12) 幼児・児童の行動に注意する。
 - ア 幼児・児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。
 - イ 幼児・児童・生徒が登園・登校している場合は、園・学校との事前の打合せに基づいて対応する。
- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- (14) エレベーターの使用は避ける。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (16) 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- (17) 買い急ぎをしない。

第2節 地域防災組織のとるべき措置（災害対策・危機管理課）

1 平常時

- (1) 組織の役割分担を明確にする。
- (2) 組織の活動訓練や教育、講習を実施する。
- (3) 地区内の危険箇所(崖、ブロック塀等)を把握する。
- (4) 情報の伝達体制を確立する。

2 判定会招集時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ・ラジオの情報に注意する。
- (2) 地区内住民に、冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 区からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 地域防災組織本部の設置を行う。
- (3) 地区内住民に区民のとるべき措置（震災対策編 第4部第5章第1節参照）を呼びかける。
- (4) ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 高齢者や病弱者の安全に配慮する。
- (7) 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児・児童等に対して注意する。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保、並びに調達方法の確認を行う。

4 地域防災組織が結成されていない地域

町会・自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとるべき措置（災害対策・危機管理課）

1 平常時の措置

事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防火用品の備蓄並びに出火防止対策及び従業員、顧客の安全対策等について防災計画(消防計画、予防規程及びその他の規程等を含む)に基づいて措置し、判定会招集以降の行動に備えておくものとする。

なお、防災計画等作成上の留意事項は次による。

- (1) 東京都及び区の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件(最寄駅、建築構造及び周辺市街地状況等)、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。
- (2) 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成するものとする。
- (3) 責任者の在・不在、夜間の勤務体制等を考慮したものとする。
- (4) 他の防災又は保安等に関する計画規程がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとする。
- (5) 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを図り、必要により改正して常に実情にあったものとする。

2 判定会招集時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ・ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画等に基づき、警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警備体制を確立する。
- (2) テレビ・ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に注意する。
- (3) 指示・案内等にあたっては、予想震度施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客・従業員等が適正な行動がとれるようにする。この場合、要配慮者の安全確保に留意する。
- (4) 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売(取扱)する事業所(施設)については、原則として営業を続ける。
ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び超高層ビル、地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。
- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。
- (6) 建築物の防火又は、避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備(消火用水を含む)等の保安措置を講ずる。

- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・区・市町村・警察・消防署・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救助、救援資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- (11) 建築工事、隧道工事及び金属熔融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従事者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄りの駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。
ただし、近距離通勤(通学)者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

第4部 東海地震災害事前対策計画 資料

資料第1 東海地震に係る地震防災対策強化地域（国）

平成24年4月1日 現在（内閣府指定）

都県名	市町村名
東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曽岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

計1都7県157市町村

資料第2 警戒宣言、地震予知情報について（国）

1 地震予知体制

現在、「東海地震」に対して作られている地震の直前予知の体制は、地震の前兆となる異常現象を捕捉するため各種観測データを監視する体制と、異常が現れた場合、これが大地震の前ぶれであるかどうかなどについて、判断するための判定組織から成っている。

観測データの監視体制としては、東海地域を中心に展開されている観測網からの各種観測データが、リアルタイムで気象庁にテレメーター回線で送られており、24時間体制で異常の有無が監視されている。

観測項目は、地震観測、地殻変動観測、地殻岩石歪観測、傾斜観測、伸縮観測、検潮観測及び地下水観測等である。これらの観測は気象庁のほか、東京大学、名古屋大学、防災科学技術研究所、国土地理院及び産業技術総合研究所によって実施されているもので、この監視体制は、これら各機関の協力によって運用されている。

判定組織としては、地震防災対策強化地域判定会（気象庁長官の私的諮問機関、以下「判定会」という）が設置されている。判定会は、地震学に関する学識経験者である、会長及び委員5名で構成されており、いつでも気象庁に参集できるよう体制が整えられている。なお、判定会の会長及び委員はそれぞれ地震予知連絡会の会長ならびに委員である。

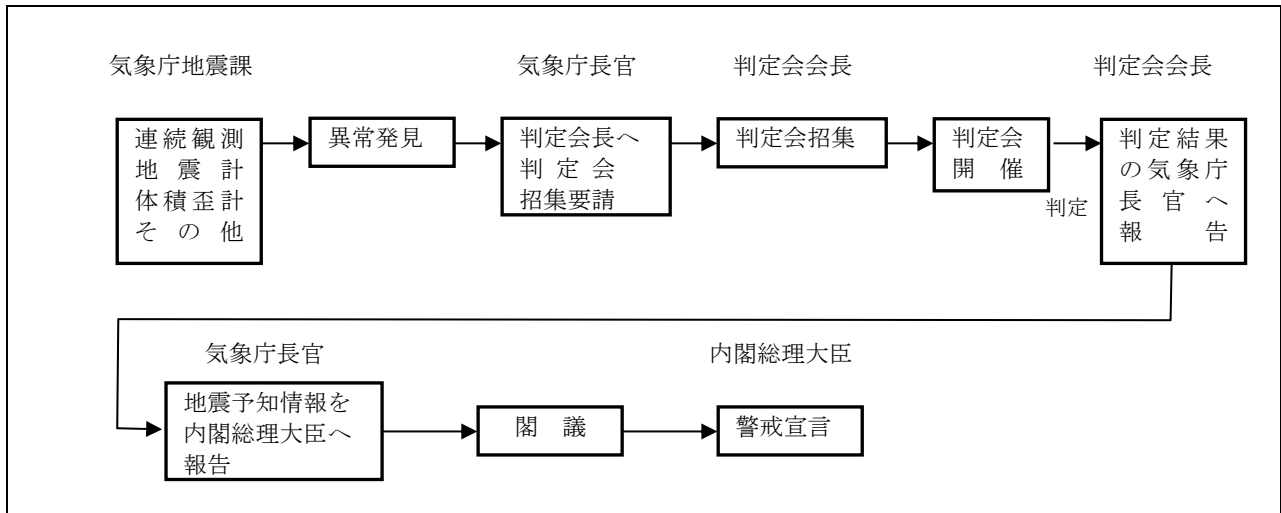
2 警戒宣言

もし観測データに、あらかじめ定められた基準を超える異常（例えば、東海地域で1時間に10回以上の地震が起こり、2時間以上続いた場合等）があった場合には、気象庁長官は判定会の招集を要請し、判定会は異常現象が大規模な地震に結びつくかどうか緊急に判定する。

判定会は、地震に関する専門家である会長及び委員5名で構成されており、観測データの説明を行うため気象庁及び気象庁にデータを提供している防災科学技術研究所、国土地理院、産業技術総合研究所の関係者も出席することになっている。

判定会が、大規模な地震が発生するおそれがあると判定した場合には、これに基づいて、気象庁長官は直ちに「地震予知情報」を内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発することになる。この間の手順を要約すれば、次のようになる。

異常発見から警戒宣言まで



警戒宣言文の1つの例を参考のため示すが、警戒宣言は、このようになるものと考えられる。

東海地震の地震災害警戒宣言

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。

また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は速やかに地震防災応急対策を実施してください。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えてください。詳しい地震予知情報は、気象庁長官に説明させますから、ラジオ、テレビに注意してください。

令和 年 月 日

内閣総理大臣

3 地震予知情報

地震予知情報の内容については、警戒宣言が発せられた直後、気象庁長官から詳しい技術的説明が行われ、その内容は大規模地震関連情報として発表されるが、これに次のような事柄が含まれることになっている。

- (1) 地震が発生するおそれがあると認められる旨及びその理由
- (2) 地震が発生するおそれがあると認められる時期
- (3) 震源域
- (4) 地震の規模
- (5) 地震が発生した場合に予想される強化地域における震度
- (6) 地震の発生により生ずるおそれのある津波の予想
- (7) その他

このうち、(2)の「時期」を除いた(3)以下の各項目については、「東海地震」の項でも述べたように、1つのモデルが想定されている。

地震が発生するおそれがあると思われる「時期」は、防災対策上も重要な事柄であるが、現在の予知技術水準では、これをはっきり予想するのは非常に困難である。

過去の地震の例では、直前の前兆現象から地震発生までの間は、短い場合で数時間、長くても、2、3日以内であった例が多い。

そこで、「時期」については、「数時間以内」と「2、3日以内」と2通りの場合が考えられている。異常現象の現れ方が、広範囲に活発で、事態が逼迫していると判断された場合には「数時間以内」と表現されることもあるかも知れないが、一般には「2、3日以内」になるものと思われる。ただし、この場合でも、はじめの数時間あるいは1日ぐらいの間はまだ大丈夫という意味ではなく、警戒宣言が発せられた時点から、2、3日以内という意味である。警戒宣言が発せられると、強化地域内の居住者等は警戒態勢に入り、各機関等は応急措置を執ることになるが、この期間は、原則として長くても2、3日と理解しておけばよい。

なお、警戒宣言が発せられた後、その後の観測データの解析・検討の結果、当該地震について「新たな事態」が生じた場合には、気象庁長官は、その都度、そのことに関する情報を内閣総理大臣に報告しなければならないことになっている。「新たな事態」とは、

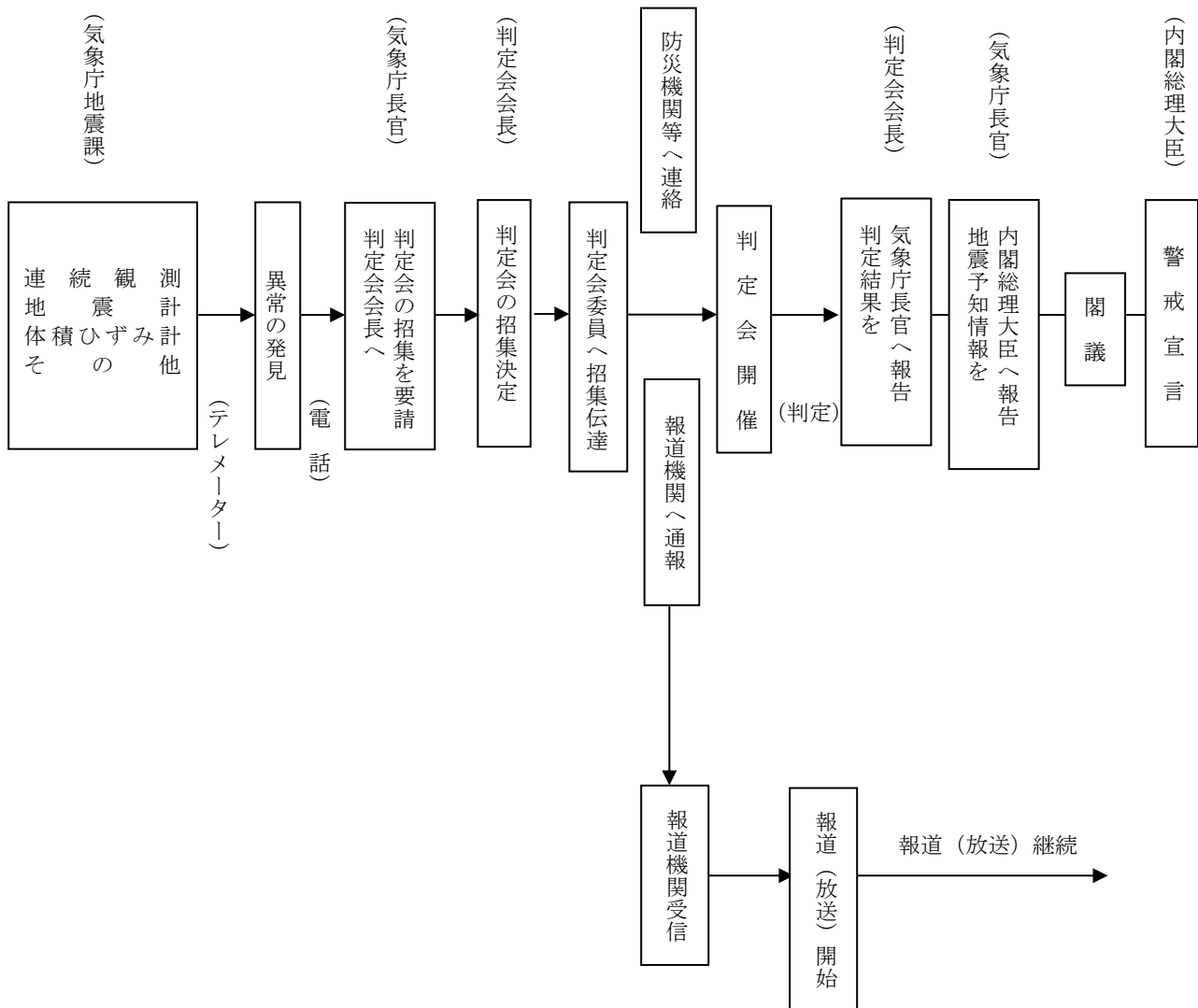
- (1) 地震の震源域、規模等について新たな判断をした場合。
- (2) 異常現象が正常にもどるなど、地震の発生するおそれがなくなったと認められた場合。

である。(1)の場合には、状況に応じて臨機の措置が執られることになるであろうが、

(2)の場合には、「警戒解除宣言」が発せられたあとでも、観測データは切れ目なく気象庁に入っており、データの検討は続けられる。

その結果は、随時気象庁から「大規模地震関連情報」として発表され、事態の推移が説明されるので、このような場合は、情報を正しく解釈し、冷静に行動することが必要である。

資料第3 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス（国）



資料第4 警戒宣言に伴う区長のコメント案文（災害対策・危機管理課、
政策経営部）

区民の皆様、私は千代田区長〇〇〇〇です。

ご承知のとおり、ただいま、内閣総理大臣から東海地震に係る「警戒宣言」が発せられました。この東海地震が発生した場合、千代田区内の震度は5弱から5強と予想されます。震度5程度では家屋が倒れることはまずありません。したがって阪神・淡路大震災のような甚大な被害はないものと考えますが、地盤の悪い所では局地的に被害の出る恐れもありますので注意してください。

また、窓ガラスの破損や家具の転倒なども考えられますので、ご注意ください。千代田区では、ただちに、災害対策本部を設置し、混乱の防止と被害を最小限にとどめるため、防災関係機関と協力して、あらゆる努力をいたします。

区民の皆様も、テレビ・ラジオや区からの情報に注意しながら、火の始末、家具の転倒防止、窓ガラスの落下防止など、それぞれの持場、持場であわてず落ち着いて行動してください。

かさねてお願いします。あわてず落ち着いて行動してください。

資料第5 気象庁震度階級関連解説表（国）

平成8年2月

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある程度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であってもエレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じない		
1.5	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。		
2.5	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯のつり下げ物がわずかに揺れる。	
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全をを図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5.0	5 弱	多くの人が、身の安全をを図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
5.5	5 強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
6.0	6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6.5	6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	7	揺れにほんろうされ、自分の意志では行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
人は揺れを感じない			
屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。			
屋内にいる人の多くが揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯のつり下げ物がわずかに揺れる。		
屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	電線が少し揺れる。
かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域ではガス、水道の供給が停止することがある。]	
耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 [一部の地域ではガス、水道の供給が停止し停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁や柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

※ライフラインの[]内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

資料第6 災害広報文例（災害対策・危機管理課、政策経営部）

広報時期	判定会開催時	広報対象	住	民	広報手段	同報無線・広報車
題名		判定会開催の伝達				
〔同報無線〕 千代田区役所からお知らせします。 気象庁において地震観測データに異常な変化を確認しました。 現在、気象庁では東海地域に大地震が発生するかどうか検討しています。 区民の皆さんは、テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。 (繰り返し放送) 〔広報車〕 こちらは、千代田区の広報車です。 (本文、同報無線に同じ)						

広報時期	警戒宣言発表時	広報対象	住	民	広報手段	同報無線・広報車
題名		警戒宣言発表の伝達				
〔同報無線〕 サイレンー45秒ー15秒（3回） こちらは、千代田区災害対策本部です。 ただいま、東海地震の警戒宣言が出されました。 駿河湾沖を震源域とする大地震が2、3日（数時間）以内に発生するおそれがあります。 なお、この地震が発生した場合、千代田区では、震度5弱から5強程度の揺れが予想されます。 区民の皆さん テレビ、ラジオのニュースや区役所からのお知らせに十分注意してください。 （繰り返し放送） 〔広報車〕 こちらは、千代田区の広報車です。 本日〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言が出されました。 ご町内の皆さん テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。 （繰り返し放送）						

広報時期	警戒宣言発表時	広報対象	住	民	広報手段	同報無線・広報車
題名		警戒宣言時の注意事項（その1）				
〔同報無線〕 千代田区災害対策本部から区民の皆さんにお願いします。現在、東海地震の警戒宣言が出されています。 区民の皆さんは、先ず、火の始末、水のくみおき、家具などの転倒防止を行ってください。 また、デマなどにまどわされないよう、テレビ・ラジオのニュースや区役所などのお知らせに注意し、落ち着いて行動しましょう。 （繰り返し放送） 〔広報車〕 こちらは、千代田区の広報車です。 現在、警戒宣言が発令されています。 区民の皆さん （本文、同報無線に同じ）						

広報時期	警戒宣言発表時	広報対象	住	民	広報手段	同報無線・広報車
題 名		警戒宣言時の注意事項（その2）				
〔同報無線〕 千代田区災害対策本部から各家庭で行っていただきたい事項についてお知らせします。 ○ テレビ・ラジオのニュースや区役所などのお知らせに注意し、デマなどにまどわされないようにしましょう。 ○ 地震が起きた時、各家庭で誰が何をするか、予め、役割分担を決めておきましょう。 ○ 火はできるかぎり使わないようにしましょう。 止むをえず使用する場合は、すぐ消せるようにその場を離れないでください。 ○ 水や消火器を用意しましょう。 万一、火が出ても、すぐ消せるよう消火器を点検し、風呂やバケツに水をためておきましょう。（また、プロパンガスのボンベは倒れないよう固定しておいてください。） ○ ケガをしないよう本棚や倒れ易い家具などは柱や壁などに固定しておきましょう。また、棚の上の物や食器類は下におろし、窓ガラスなどには飛び散らないようにガムテープを張りましょう。 ○ 万一の場合に備えて、出入口を確保しておきましょう。 ○ 幼児、高齢者は避難に時間を要するため安全な部屋に移すなど、安全確保に努めましょう。 ○ 飲料水、食料品、医薬品など非常持出品を確かめましょう。 ○ 身軽で安全な服装に着替えておきましょう。 ○ 自動車の使用は自粛しましょう。 ○ 買い急ぎ、不要な預（貯）金の引出しをしないようにしましょう。 以上、各家庭で行っていただきたい事項についてお知らせしました。 （繰り返し放送） 〔広報車〕 こちらは、千代田区の広報車です。 （本文、同報無線に同じ） （注） 項目が多いため、同報無線、広報車とも状況に応じ、何回かに分けて必要な事項を取捨選択して放送することが望ましい。						

第5部 南海トラフ地震対策

第5部 南海トラフ地震対策（仮称）

第1章 対策の方針

第1節 南海トラフ地震対策の考え方（災害対策・危機管理課）

国は、発生確率が高いと懸念される東海地震、東南海地震、南海地震を包含する南海トラフを震源域とした被害想定を平成24年に公表した。東京都においても、この結果を検証し、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、市区町村単位でのきめ細やかな防災対策に資するため、より詳細な建物データ等をもとに実態に即した検討を進めてきた。その結果、平成25年に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書」として公表されている。

東京都が算出した被害想定によると、区内の震度分布・液状化危険度分布については第1章に示す首都直下地震等の想定結果より低く、津波に伴う河川遡上による浸水被害においても東京の想定はない。そのため、区においては南海トラフ地震への備えとして、これまでの震災対策の取り組みを推進していくこととする。

なお、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要である。そのため、本計画では発表される情報及び区民・地域防災組織・事業者がとるべき行動について定め、その他対策はすべて「震災対策編第1～3部」に準じることとする。

第2章 南海トラフ地震に関連する情報等

第1節 南海トラフに関連する情報

○南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された以上な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された以上な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある。

○南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内^{※1} マグニチュード 6.8 以上^{※2} の地震^{※3} が発生 ・1ヵ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

巨大地震警戒	・ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・ 監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	・ (巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さをもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2節 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されている。

1 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下、半割れケースという）

南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まった場合である。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下、「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

2 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下、一部割れケースという）

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合である。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上mM8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。

3 ゆっくりすべり／被害なしケース（以下、「ゆっくりすべりケース」という）

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合である。

第3章 区民・事業所等のとるべき措置

第1節 区民のとるべき措置（災害対策・危機管理課）

1 平常時

- (1) 日ごろから出火の防止に努める。
 - ア 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をする。
 - イ ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置をしておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。
 - ウ プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐蝕などを点検する。
- (2) 消火用具を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所に置く。
- (3) 家具類の転倒、落下、移動防止及び窓ガラス等の落下防止を行う。
 - ア タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定する。
 - イ 家具の上に物を置かないようにする。
 - ウ 窓ガラスの古いパテは取替える。
 - エ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下しないよう措置をする。
- (4) ブロック塀等の点検補修をする。

ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど、倒壊防止の措置を行う。
- (5) 食料や非常持出品を準備しておく。
 - ア 家族が必要とする3日分の食料、飲料水を備蓄しておく。
 - イ 三角巾、絆創膏等の医薬品を備蓄しておく。
 - ウ ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品を備えておく。
 - エ ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具を備える。
- (6) 家族で対応措置を話し合っておく。
 - ア 地震発生時の家族の役割分担を取り決めておく。
 - イ 南海トラフ地震臨時情報発表時の行動予定を話し合っておく。
- (7) 防災教育訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- (1) 情報に注意するとともに冷静に行動する。
 - ア テレビ・ラジオ等の情報に注意する。
 - イ 都・区・警察・消防等、防災機関の情報に注意する。
 - ウ あわてた行動をとらないようにする。
 - エ デマに惑わされず、買占め等の行動は行わないようにする。
- (2) 電話の使用を自粛する。

役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合わせを控える。
- (3) 自動車の利用を自粛する。
- (4) 火気の使用に注意する。
 - ア ガス等の火気用具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - イ 火気器具周囲の整理整頓を確認する。
 - ウ ガスメーターコックの位置を確認する。
 - エ 使用中の電気器具(テレビ・ラジオを除く)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。
 - オ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - カ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (5) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認する。
- (6) 家具の転倒防止措置を確認する。

棚の中の重い物をおろす。
- (7) ブロック塀等を点検する。
- (8) 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ア 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
 - イ ベランダの植木鉢等を片づける。
- (9) 飲料水のくみおきをする。
- (10) 食料、医薬品、防災用品を確認する。
- (11) 火に強く、なるべく動きやすい服装を用意しておく。
- (12) 幼児・児童の行動に注意する。
 - ア 幼児・児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。
 - イ 幼児・児童・生徒が登園・登校している場合は、園・学校との事前の打合せに基づいて対応する。
- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- (14) エレベーターの使用はできるだけ避ける。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。

(16) 不要な預貯金の引出しを自粛する。

第2節 地域防災組織のとりべき措置（災害対策・危機管理課）

1 平常時

- (1) 組織の役割分担を明確にする。
- (2) 組織の活動訓練や教育、講習を実施する。
- (3) 地区内の危険箇所(崖、ブロック塀等)を把握する。
- (4) 情報の伝達体制を確立する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- (1) テレビ・ラジオの情報に注意する。
- (2) 地区内住民に、冷静な行動を呼びかける。
- (3) 地域防災組織本部がすぐに設置できるよう準備を行う。
- (4) ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 高齢者や病弱者等の要配慮者の安全に配慮する。
- (7) 崖地、ブロック塀等の付近で遊ばないように、幼児・児童等に対して注意する。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保、並びに調達方法の確認を行う。

3 地域防災組織が結成されていない地域

町会・自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとるべき措置（災害対策・危機管理課）

1 平常時の措置

事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防火用品の備蓄並びに出火防止対策及び従業員、顧客の安全対策等について防災計画(消防計画、予防規程及びその他の規程等を含む)に基づいて措置し、判定会招集以降の行動に備えておくものとする。

なお、防災計画等作成上の留意事項は次による。

- (1) 東京都及び区の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件(最寄駅、建築構造及び周辺市街地状況等)、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。
- (2) 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成するものとする。
- (3) 責任者の在・不在、夜間の勤務体制等を考慮したものとする。
- (4) 他の防災又は保安等に関する計画規程がある場合は、これらの計画と整合性を図るものとする。
- (5) 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを図り、必要により改正して常に実情にあったものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- (1) 消防計画等に基づき、自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警備体制を確認する。
- (2) テレビ・ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に注意する。
- (3) 指示・案内等にあたっては、予想震度施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客・従業員等が適正な行動がとれるようにする。この場合、要配慮者の安全確保に留意する。
- (4) 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売(取扱)する事業所(施設)については、原則として営業を続ける。

ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び超高層ビル、地下街

等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。

- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。
- (6) 建築物の防火又は、避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備(消火用水を含む)等の保安措置を講ずる。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・区・市町村・警察・消防署・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救助、救援資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- (11) 建築工事、隧道工事及び金属熔融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従事者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄りの駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。

ただし、近距離通勤(通学)者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。